

# 宇治市の健康福祉

(令和5年度版)

宇 治 市



# 目 次

## 《地域福祉課》の事務、事業、制度

### (地域援護係)

1 民生委員・児童委員活動	1
2 内職あっせん事業	3
3 火災見舞金等の支給	4
4 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付	5
5 暮らしの資金貸付事業	7
6 各種団体への補助	8
7 旧軍人等、戦傷病者、戦没者の遺族等の援護	9
8 行旅死亡人取扱業務	10
9 宇治市社会福祉協議会への補助	10
10 総合福祉会館管理運営事業(指定管理者制度)	11
11 日本赤十字社京都府支部宇治市地区業務	13
12 社会福祉法人の設立認可及び指導監査業務	14
13 地域共生社会実現サポート事業補助金	15
14 地域共生社会推進事業補助金	16
15 ひきこもり相談窓口設置事業	17
16 自殺対策推進事業	18
17 生活困窮者自立支援事業	19

## 《生活支援課》の事務、事業、制度

### (生活支援庶務係・保護第1係・保護第2係・保護第3係・保護第4係)

1 生活保護	20
2 市単独事業における生活保護(法外援護等)	23
3 中国残留邦人生活支援事業	24

## 《障害福祉課》の事務、事業、制度

### (庶務企画係・社会参加推進係・福祉サービス係)

1 身体障害者手帳の交付	25
2 療育手帳の交付	27
3 精神障害者保健福祉手帳の交付	27
4 介護給付・訓練等給付等	28
5 障害児通所給付費	30
6 自立支援医療費(精神通院)給付事業	31
7 自立支援医療費(更生医療)給付事業	31
8 自立支援医療特別対策医療費給付事業	32
9 補装具の交付及び修理事業	32
10 身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成	33

11	福祉タクシー・ガソリン料金助成事業	34
12	補助犬飼育費用助成事業	34
13	福祉電話使用料の助成	35
14	重度身体障害者緊急通報装置貸与事業	35
15	障害者住宅改修助成事業	36
16	身体障害者等の府営住宅への優先入居	37
17	有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引制度	37
18	身体障害者用車椅子貸与事業	37
19	特別障害者手当の支給	38
20	経過的福祉手当の支給	39
21	障害児福祉手当の支給	40
22	障害者施設等通所交通費の助成	40
23	身体障害者・知的障害者・精神障害者に対する NHK 放送受信料の減免	41
24	各種団体への補助	41
25	障害者介護給付費等支給認定審査会	42
26	社会参加促進事業	42
27	障害者意思疎通支援事業	44
28	宇治市手話通訳職員派遣事業	45
29	日常生活用具給付事業	45
30	重度身体障害者訪問入浴サービス事業	46
31	障害者生活支援センター運営事業	46
32	生活支援事業	47
33	障害者移動支援事業	48
34	日中一時支援事業	49
35	特別児童扶養手当の進達	50
36	地域活動支援センター事業	50
37	軽・中等度難聴児支援事業	51

## 《こども福祉課》の事務、事業、制度

### (子育て企画係)

1	乳幼児健康支援一時預かり事業	52
2	地域子育て支援拠点事業	52
3	ファミリー・サポート・センター	53
4	こどもショートステイ事業	53
5	子育て支援総合コーディネート事業	54

### (児童給付係)

6	児童手当の支給	54
7	児童扶養手当の支給	55
8	入院助産制度	57
9	奨学資金の貸与	58
10	母子家庭奨学金の進達	59
11	ひとり親家庭等福祉生活資金の貸付	59
12	ひとり親家庭自立支援給付事業	60



13 宇治市奨学金返還支援制度	62
(学童保育係)	
14 育成学級への入級	63

## 《保育支援課》の事務、事業、制度

### (計画係・管理係・保育支援係)

1 保育所等への入所	65
2 民間保育所等に対する助成	66
3 特別保育対策	69
4 保育相談	70

## 《保健推進課》の事務、事業、制度

### (健康企画係)

1 不妊治療等助成事業	71
2 妊産婦健康診査事業	71
3 妊婦歯科健診	72
4 未熟児養育医療給付事業	73
5 新生児聴覚スクリーニング検査事業	74
6 予防接種事業	75
7 風しん予防接種助成事業	78

### (発達支援係)

8 乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業	78
9 発達相談	79
10 親子あそびの教室	80
11 幼児期後期フォロー教室	80
12 障害児等通園事業	81
13 親子サポート事業	82
14 未熟児訪問指導事業	82
15 新生児訪問指導事業	83

### (親子健康係)

16 妊婦面談事業	84
17 妊娠・産後支援事業	85
18 産後ケア事業	88
19 3 か月児健康診査	89
20 10 か月児健康診査	90
21 1歳8か月児健康診査	91
22 3 歳児健康診査	93
23 離乳食教室	95
24 はじめての絵本ふれあい事業	95

### (健康企画係・発達支援係・親子健康係)

25 家庭訪問指導	96
26 出産・子育てあんしんサポート事業	97

## 《長寿生きがい課》の事務、事業、制度

### (生きがい振興係・地域包括ケア推進係・介護予防推進係)

1 高齢者人口等の推移	98
2 老人クラブ助成事業	99
3 老人園芸ひろば事業	100
4 シルバー人材センター助成事業	101
5 老人運動ひろば事業	102
6 地域福祉センター	102
7 高齢者見舞品支給	104
8 老人福祉電話設置(老人福祉電話電話料助成金支給)	104
9 緊急通報装置(シルバーホン)設置事業	105
10 一人暮らし高齢者等給配食サービス補助事業	105
11 在宅ねたきり者リサイクル福祉用具貸与事業	106
12 一人暮らし高齢者等訪問活動補助事業	106
13 在宅高齢者等紙おむつ等給付事業	107
14 高齢者住宅改造助成事業	107
15 高齢者日常生活用具給付等事業	108
16 高齢者保健福祉オンブズマン制度	108
17 地域介護・福祉空間整備費補助事業	109
18 地域密着型サービス等整備費補助金	109
19 介護予防拠点施設整備事業	110
20 一人暮らし高齢者火災警報器給付事業	111
21 介護予防安心住まい推進事業	111
22 山城ふるさとを守る絆ネット推進事業	112
23 高齢者家具等転倒防止金具購入助成事業	113
24 高齢者アカデミー運営事業	113
25 認知症等高齢者家族安心事業	114
26 健康診断書料金扶助	114
27 老人入所施設(養護老人ホーム)への措置	115
28 高齢者成年後見制度利用支援事業	116
29 高齢者虐待対策	116
30 地域包括支援センター運営事業	117
31 機能訓練	119
32 訪問指導	121
33 認知症予防教室	121
34 認知症地域支援事業	122
35 初期認知症総合相談支援事業	123
36 認知症の人にやさしいまち・うじ推進事業	124
37 地域リハビリテーション活動支援事業	125
38 地域介護予防活動支援事業	125
39 高齢者保健・介護予防一体的実施事業	126

## 《健康づくり推進課》の事務、事業、制度

### (地域企画係)

1 保健・消防センター	127
2 歯科サービスセンター	127
3 休日急病診療所	128
4 献血推進事業	129
5 骨髄ドナー助成事業	130
6 健康教育・健康相談	131
7 訪問指導	131

### (保健事業係)

8 成人歯科健診	132
9 がん検診等	132
10 高齢者等インフルエンザ予防接種事業	134
11 結核予防事業(健診)	134
12 子宮頸がん予防接種事業	135
13 高齢者用肺炎球菌予防接種事業	135
14 風しん抗体検査及び第5期定期接種事業	136
15 国民健康保険保健事業及び特定健診・特定保健指導事業	136
16 後期高齢者の健康診査事業	138

## 《介護保険課》の事務、事業、制度

### (保険料係・給付係・介護認定係)

1 介護保険給付事業の概要	139
2 在宅医療・介護連携推進事業	151

## 《年金医療課》の事務、事業、制度

### (福祉医療係)

1 重度心身障害老人健康管理事業	152
2 老人医療費支給事業	153
3 福祉医療費支給事業	155
4 子育て支援医療費支給事業	160

### (後期高齢者医療係)

5 後期高齢者医療制度	163
-------------	-----

### (国民年金係)

6 国民年金事業	167
7 特別障害給付金事業	173
8 在日外国人重度障害者特別給付金支給事業	173
9 在日外国人高齢者特別給付金支給事業	174

## 《国民健康保険課》の事務、事業、制度

(国保管理係・国保資格給付係・国保料収納係)

1 保険給付事業の状況	175
2 国民健康保険保健事業	183
3 国民健康保険の適用	184
4 国民健康保険料の賦課状況	186
5 国民健康保険料の収納状況	187

《宇治市社会福祉協議会》の事務、事業、制度	189
-----------------------	-----

### ◎ 資料

・ 我が国の福祉制度の変遷について	205
・ 決算の推移	212
・ 福祉施設等一覧	213

### = 記 載 例 =

#### 制 度 の 概 要

各課、係毎に所管制度の概要を記載した。また、該当事業に要する経費の財源の負担割についても、できるかぎり記載した。

#### 根 拠 法 令 等

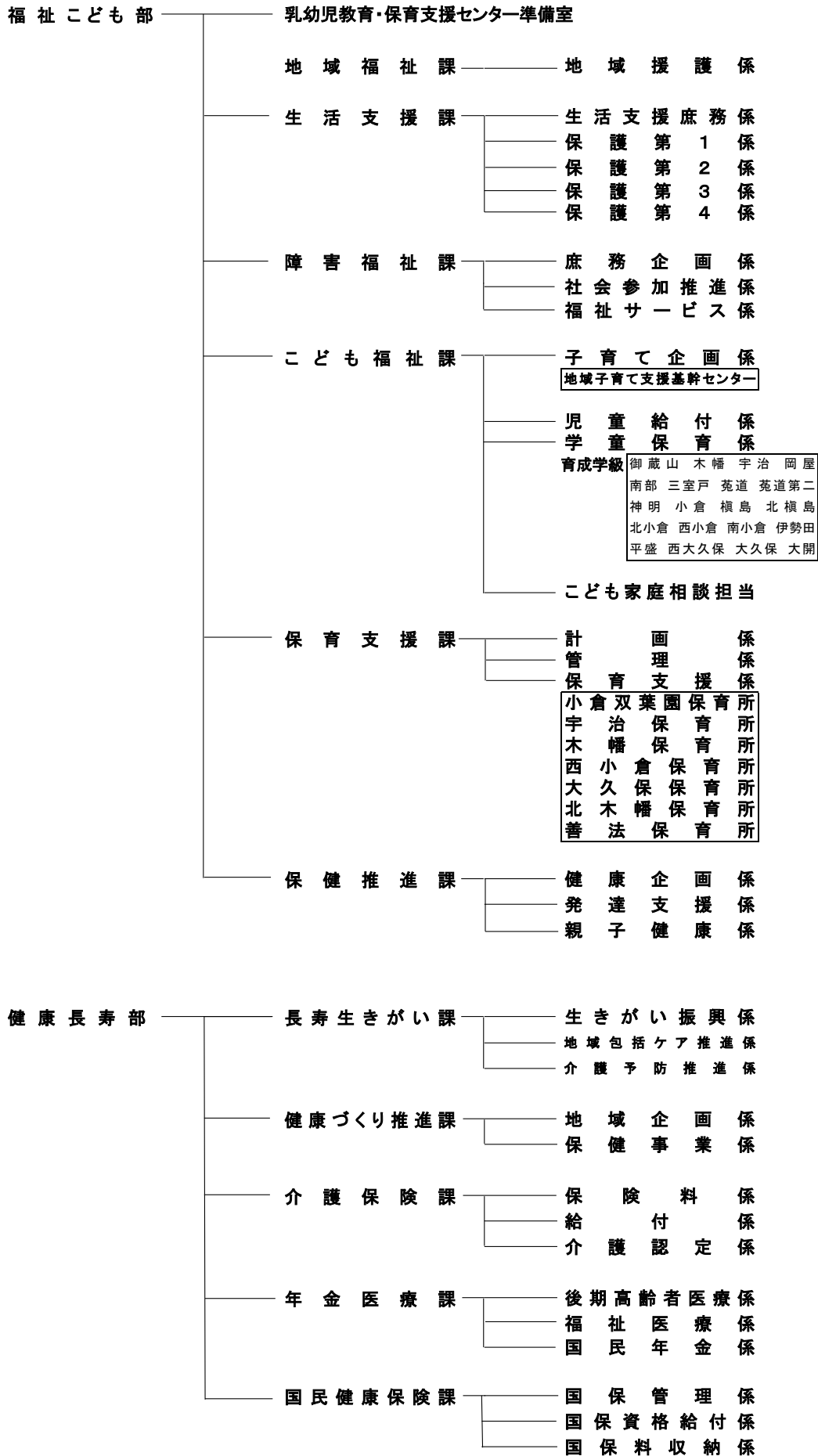
法的根拠の検索に役立つよう、法令名等を記載した。  
ただし、当該制度の直接の根拠となるものとどめたものがある。

#### 制 度 の 現 況

近年の制度利用状況、経費支出の状況等を、原則として平成 30 年度から記載した。数値は、概ね決算(令和 4 年度は決算見込み)によるもの又は各年度 3 月末現在で記載した。

# 福祉こども部・健康長寿部の機構

(令和5年4月現在)





# 地 域 福 祉 課

係	分掌事務
地域 援 護 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 部の庶務に関する事。</li> <li>(2) 部の公印の管理に関する事。</li> <li>(3) 部に係る諸統計(他の課に属するものを除く。)に関する事。</li> <li>(4) 部の事務事業の調整に関する事。</li> <li>(5) 地域福祉計画に関する事。</li> <li>(6) 社会福祉法人の設立等の認可等に関する事。</li> <li>(7) 戦傷病者の援護に関する事。</li> <li>(8) 戦没者の慰霊及び遺族の援護に関する事。</li> <li>(9) 戦没者の叙位叙勲に関する事。</li> <li>(10) 引揚者、未帰還者及び留守家族の援護に関する事。</li> <li>(11) 日本赤十字社地区業務に関する事。</li> <li>(12) 災害に係る援助及び援護に関する事。</li> <li>(13) 火災の見舞い及び応急援護に関する事。</li> <li>(14) 行旅死亡人に関する事。</li> <li>(15) 身寄りのない又は引取者のない独居人の死亡に関する事。</li> <li>(16) 民生委員及び児童委員に関する事。</li> <li>(17) 社会福祉協議会、内職あっせん団体その他社会福祉関係団体に関する事。</li> <li>(18) 暮らしの資金の貸付けに関する事。</li> <li>(19) 総合福祉会館の管理及び運営に関する事。</li> <li>(20) 自殺対策計画に関する事。</li> <li>(21) ひきこもり相談窓口の委託に関する事。</li> <li>(22) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事。</li> <li>(23) 生活困窮者の自立支援に関する事。</li> <li>(24) その他部内における他の課に属しない事。</li> </ul>





区 分	1 民生委員・児童委員活動	所管係	地域援護係
-----	---------------	-----	-------

### 制 度 の 概 要

民生委員は、府知事の推薦に基づいて厚生労働大臣が委嘱し、給与を支給しないものとし、その任期は3年である。

法律上の身分は、特別職の地方公務員である。民間の奉仕者として、一定の区域を担当し、次の職務を行う。

- (1) 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
- (2) 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
- (3) 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- (5) 福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- (6) 必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

また、児童委員をも兼ねて児童福祉の推進という任務を持つ。

さらに、平成6年1月1日に設置された主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門的に担当する。

なお、宇治市における民生委員の推薦は、宇治市民生委員推薦会が行う。

### 根 拠 法 令 等

- ◇ 民生委員法（昭和23年法律第198号）
- ◇ 民生委員法施行令（昭和23年政令第226号）
- ◇ 児童福祉法（昭和22年法律第164号） 第16条 児童委員
- ◇ 宇治市民生委員推薦会設置規則（昭和28年宇治市規則第8号）

### 制 度 の 現 況

#### (1) 民生委員・児童委員数

(各年改選時)

年月日区分 改選	平成25年12月1日		平成28年12月1日		令和元年12月1日		令和4年12月1日	
	定数（人）	307（30）		310（30）		311（30）		316（30）
男女別人数	男	女	男	女	男	女	男	女
（人）	129	178	129	181	125	176	115	188
（%）	42	58	41.6	58.4	41.5	58.5	38	62
平均年齢（歳）	63.2		64		65.8		66.5	
男女別平均年齢	男	女	男	女	男	女	男	女
（歳）	65.3	61.7	66.7	62.1	67.9	64.3	68.7	64.6
備 考	民生・児童委員2人 増員		民生・児童委員3人 増員		民生・児童委員1人 増員		民生・児童委員5人 増員	

※（ ）は、主任児童委員の内数

## (2) 民生委員・児童委員活動状況

(各年度3月末現在)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
活動日数(日)	33,907	31,906	23,723	26,245	28,605
相談・支援件数(件)	2,280	1,867	1,584	1,527	1,682
調査活動件数(件)	2,194	1,944	1,139	1,917	1,221
証明事務件数(件)	1,828	1,737	1,467	1,553	1,412
関係機関連絡件数(件)	5,051	4,557	3,601	4,347	4,479
会議・行事参加件数(件)	4,694	4,212	1,552	1,949	2,725
友愛訪問等件数(件)	17,747	14,280	9,834	11,445	13,114

## (3) 民生委員・児童委員活動 内容別相談・支援件数

(各年度3月末現在) (単位:件)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
在宅福祉	247	224	148	134	153
介護保険	83	76	47	31	57
健康・保健医療	130	77	138	108	69
子育て・母子保健	154	135	31	33	49
子どもの地域生活	45	33	17	29	29
子どもの教育・学校生活	71	44	33	27	42
生活費	108	70	78	60	86
年金・保険	3	3	7	6	5
仕事	3	5	7	2	4
家族関係	106	95	64	52	61
住居	79	71	69	59	34
生活環境	206	121	121	143	92
日常的な支援	694	568	452	484	584
その他	351	345	372	359	417
合計	2,280	1,867	1,584	1,527	1,682

## (4) 民生委員・児童委員活動費補助金

(各年度決算額 単位:千円)

年度	30	元	2	3	4	
委員1人当り活動費	118	118	120	120	120	
内訳	府	59	59	60	60	60
	市	59	59	60	60	60

※ 当該委員の属する法定単位民児協の事業等に充当するもの

区 分	2 内職あっせん事業	所管係	地域援護係
-----	------------	-----	-------

制 度 の 概 要

宇治市内職センター（宇治市木幡南端 48 - 15 昭和 59 年度移転新築）において、家庭外で働くことが困難な主婦、高齢者、心身障害者等に対し、内職についての相談、あっせん、技術指導等を行っており、この運営を内職者団体の宇治市内職友の会に委ねている。

また、この施設を拠点として行われる宇治市内職友の会活動に対して補助金を支出するとともに、市民の内職技能修得の一環として、初級和裁講習の開催を同会に委託している。

根 拠 法 令 等

- ◇ 内職者対策事業補助金交付要綱（昭和 46 年京都府告示第 413 号）
- ◇ 宇治市補助金等交付規則（昭和 48 年宇治市規則第 19 号）
- ◇ 宇治市内職あっせん事業助成要綱（昭和 46 年宇治市告示第 54 号）

制 度 の 現 況

(1) 宇治市内職友の会活動費補助金 (各年度決算額 単位：千円)

区 分		年 度	30	元	2	3	4
補助金額			920	920	920	920	1,014
財 源 内 訳	府 (1/2 以内)		460	460	460	460	460
	市		460	460	460	460	554

(2) 内職技能講習事業委託料（宇治市内職友の会） (各年度決算額 単位：千円)

区 分		年 度	30	元	2	3	4
委託料の額			300	300	300	300	300
財源内訳			市単費事業				

(3) 宇治市内職友の会加工実績、実働会員数 (各年度 3 月末現在)

区 分		年 度	30	元	2	3	4
加工実績（円）			6,874,141	8,738,013	8,440,933	6,481,690	7,885,946
実働延会員数（人）			454	613	660	568	634
会 員 内 訳 （ 人 ）	身体障害者		25	23	24	24	24
	老人		243	369	371	322	317
	母子世帯		0	0	0	0	0
	その他		186	221	265	222	293
業 種 別 内 訳 （ 人 ）	和裁		34	41	25	21	21
	毛糸あみ		0	0	0	0	0
	のり付け		307	426	506	425	490
	その他		113	146	129	122	123

区 分	3 火災見舞金等の支給	所管係	地域援護係
-----	-------------	-----	-------

制 度 の 概 要

宇治市内に居住し、住民基本台帳に記載されている者が、不幸にして火災等により居住家屋が全・半焼等した場合に、見舞金及び見舞品を支給する。また、その火災等により死亡した場合は、同一世帯の者に対して見舞金を支給する。なお、日本赤十字社京都府支部からも見舞金品が支給される。

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市火災等見舞金等支給要綱（昭和 45 年宇治市告示第 3 号）
- ◇ 赤十字必携
- ◇ 災害見舞品配分基準（日本赤十字社京都府支部）

制 度 の 現 況

(1) 支給基準 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

区 分		市		日赤京都府支部	
見 舞 金	全焼 ・ 全壊	① 1世帯 ② 1人当り	100,000 円 10,000 円	/	
	半焼 ・ 半壊	① 1世帯 ② 1人当り	50,000 円 5,000 円		
	水損	1世帯当り	30,000 円		
	死亡	1人当り	10,000 円		
見舞品		シュラフ 1人当り	1枚	毛布 1人当り	原則 1枚
				タオルケット 1人当り	原則 1枚
				緊急セット 1世帯当り	原則 1組
				安眠セット 1人当り	原則 1組

(2) 支給状況 (各年度決算による)

区 分		年 度					
		30	元	2	3	4	
見舞金等支給額 (円)		360,000	270,000	120,000	360,000	165,000	
火災見舞対象世帯数等	全焼	世帯数 (世帯)	3	1	1	5	1
		世帯人数 (人)	5	1	1	11	1
	半焼	世帯数 (世帯)	0	2	0	6	1
		世帯人数 (人)	0	4	0	10	1
	水損	世帯数 (世帯)	0	1	0	0	0
	死亡者 (人)		1	1	1	3	1

区 分	4 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給 災害援護資金の貸付	所管係	地域援護係								
制 度 の 概 要											
<p>(1) 災害弔慰金の支給            暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然災害（以下「災害」という。）により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。</p>											
<p>① 遺族の範囲            死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。</p>											
<p>② 災害弔慰金の額</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">ア 死亡者が生計を主として維持していた場合</td> <td style="text-align: right;">500 万円</td> </tr> <tr> <td>イ その他の場合</td> <td style="text-align: right;">250 万円</td> </tr> </table>				ア 死亡者が生計を主として維持していた場合	500 万円	イ その他の場合	250 万円				
ア 死亡者が生計を主として維持していた場合	500 万円										
イ その他の場合	250 万円										
<p>(2) 災害障害見舞金の支給            災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）、次に掲げる程度の障害があるときは、災害障害見舞金を支給する。</p>											
<p>① 障害の程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 両眼が失明したもの</li> <li>イ そしゃく及び言語の機能を廃したもの</li> <li>ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</li> <li>オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>カ 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>ク 両下肢の用を全廃したもの</li> <li>ケ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの</li> </ul>											
<p>② 災害障害見舞金の額            当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">ア その属する世帯の生計を主として維持していた場合</td> <td style="text-align: right;">250 万円</td> </tr> <tr> <td>イ その他の場合</td> <td style="text-align: right;">125 万円</td> </tr> </table>				ア その属する世帯の生計を主として維持していた場合	250 万円	イ その他の場合	125 万円				
ア その属する世帯の生計を主として維持していた場合	250 万円										
イ その他の場合	125 万円										
<p>(3) 災害援護資金の貸付            災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる災害により、被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するために災害援護資金の貸付を行う。（ただし、所得制限あり）</p>											
<p>① 災害援護資金の貸付限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 療養に要する期間がおおむね 1 ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合           <table border="0" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 80%;">ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 1/3 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合</td> <td style="text-align: right;">150 万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合</td> <td style="text-align: right;">250 万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居が半壊した場合</td> <td style="text-align: right;">270 万円</td> </tr> </table>           ただし、被災した住居を建て直すに際してその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合（以下「特例」という）（特例：350 万円）         </li> <li>エ 住居が全壊した場合</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 80%;">エ 住居が全壊した場合</td> <td style="text-align: right;">350 万円</td> </tr> </table>				ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 1/3 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150 万円	イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	250 万円	ウ 住居が半壊した場合	270 万円	エ 住居が全壊した場合	350 万円
ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 1/3 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	150 万円										
イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合	250 万円										
ウ 住居が半壊した場合	270 万円										
エ 住居が全壊した場合	350 万円										

- 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合
  - ア 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 150 万円
  - イ 住居が半壊した場合 170 万円 (特例: 250 万円)
  - ウ 住居が全壊した場合 250 万円 (特例: 350 万円)
  - エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350 万円

② 貸付の条件

- ア 償還期間 10 年 (うち据置 3 年) ※特例の場合 5 年
- イ 償還方法 年賦、半年賦又は月賦で元利均等償還
- ウ 利率 保証人を立てる場合は無利子  
保証人を立てない場合は年 1.5% (据置期間中は無利子)
- エ 連帯保証人 任意
- オ 所得制限 条例等に定める額

(4) 財源の負担割合

① 災害弔慰金及び災害障害見舞金

区 分	費用負担
国	1/2
府	1/4
市	1/4

② 災害援護資金

区 分	貸付原資負担
国	2/3
府	1/3

根 拠 法 令 等

- ◇ 災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号)
- ◇ 災害救助法施行令 (昭和 22 年政令第 225 号)
- ◇ 災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和 48 年法律第 82 号)
- ◇ 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令 (昭和 48 年政令第 374 号)
- ◇ 宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和 49 年宇治市条例第 24 号)
- ◇ 宇治市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 (昭和 49 年宇治市規則第 45 号)

制 度 の 現 況

平成 24 年 8 月に発生した京都府南部地域豪雨災害に関し、下記のとおり支給・貸付を実施。

(1) 災害弔慰金

支給額 (円)	生計維持者 (人)	その他 (人)
5,000,000	0	2

(2) 災害援護資金

貸付額 (円)	家財の損害 (件)	住居の半壊 (件)
4,900,000	1	2

※ 平成 28 年度から貸付金の償還が開始。

区 分	5 ぐらしの資金貸付事業	所管係	地域援護係
-----	--------------	-----	-------

制 度 の 概 要

生活困窮世帯に対し、経済的自立と生活意欲の向上を図ることを目的として、夏期（7月）及び冬期（12月）の2回、10万円を限度としてぐらしに必要な資金を貸付けるものであり、この事務を社会福祉法人宇治市社会福祉協議会に委託している。

(1) 貸付対象者

- ① 夏期は7月1日、冬期は12月1日（以下「基準日」という。）現在、宇治市に住民登録があり、6ヶ月以上在住しているもの
- ② 基準日現在で生活保護または中国残留邦人等に対する支援給付を受給又は受給決定していないもの
- ③ 基準日の属する月の前月における世帯全員の収入が生活保護法に定める生活保護（生活扶助）基準の1.8倍以内であること
- ④ 夏期または冬期の賞与等の臨時収入（予定のものも含む）が100,000円を超えていないこと

(2) 貸付限度額等

- ① 貸付限度額 1世帯当たり未償還金を含め100,000円以内
- ② 償還方法 一括又は分割償還
- ③ 据置期間 貸付日が属する月から4か月以内
- ④ 償還期間 据置期間経過後20か月以内
- ⑤ 利子等 無利子、無担保

根 拠 法 令 等

◇ ぐらしの資金貸付規程（宇治市社会福祉協議会規程）

制 度 の 現 況

(1) 委託料支出状況

（各年度決算額 単位：円）

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
委託料（事務費分）	900,000	760,000	900,000	900,000	830,000
貸付原資	2,080,000	1,480,000	3,650,000	2,800,000	3,950,000
貸付金償還金	2,873,000	2,526,000	2,735,500	2,971,500	3,065,500

## (2) 貸付状況 (金額別件数欄上段夏期・下段冬期)

(単位：件)

年度 貸付額 (円)	30	元	2	3	4
30,000	1	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
50,000	0	0	0	0	0
	1	0	1	0	1
60,000	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
80,000	0	0	0	0	0
	0	1	0	0	0
100,000	7	6	14	15	15
	13	8	22	13	24
計	22	15	37	28	40
貸付総額 (千円)	2,080	1,480	3,650	2,800	3,950

区分

6 各種団体への補助

所管係

地域援護係

## 制度の概要

京都府原爆被災者の会宇治支部及び宇治市連合遺族会に対し、団体運営経費に関する補助金を支出している。市単独事業。

## 根拠法令等

◇ 宇治市補助金等交付規則 (昭和 48 年宇治市規則第 19 号)

## 制度の現況

補助金支出状況

(各年度決算額 単位：千円)

年度 区分	30	元	2	3	4
京都府原爆被災者の会宇治支部事業補助金	100	100	46	79	100
宇治市連合遺族会事業補助金	68	25	24	20	20



区分	7 旧軍人等、戦傷病者、戦没者の遺族等の援護	所管係	地域援護係
----	------------------------	-----	-------

制度の概要

旧軍人等、戦傷病者、戦没者の遺族等に対する援護については、下表のとおり、恩給法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（いわゆる援護法）並びに各種給付金等支給法などによって実施されている。

また、市では昭和 58 年度より、800 有余の戦没者に対し、追悼の誠をささげ遺族の労苦に慰謝するとともに平和を願い、戦没者追悼式を実施している。

根拠法律	援護の項目
恩給法 （大正 12 年法律第 48 号） <総務省人事・恩給局が直接受付事務を行う>	(1) 普通恩給 (10) 一時恩給 (2) 増加恩給 (11) 傷病賜金 (3) 傷病年金 (12) 一時扶助料 (4) 特例傷病恩給 (13) 特別の一時金 (5) 普通扶助料 (6) 公務扶助料 (7) 増加非公死扶助料 (8) 特例扶助料 (9) 傷病者遺族特別年金
戦傷病者戦没者遺族等援護法 （昭和 27 年法律第 127 号） <厚生労働省社会・援護局が直接受付事務を行う>	(1) 障害年金 (4) 遺族給与金 (2) 障害一時金 (5) 弔慰金 (3) 遺族年金 (6) 遺族一時金
戦傷病者特別援護法 （昭和 38 年法律第 168 号）	(1) 戦傷病者手帳の交付 (2) 療養の給付 (3) 療養費の支給 (4) 療養手当の支給 (5) 葬祭費の支給 (6) 更生医療の給付 (7) 補装具の支給及び修理 (8) 国立保養所収容 (9) JR 乗車券類引換証の交付
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 （昭和 38 年法律第 61 号）	特別給付金
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 （昭和 42 年法律第 57 号）	特別給付金
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 （昭和 41 年法律第 109 号）	特別給付金
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 （昭和 40 年法律第 100 号）	特別弔慰金

区 分	8 行旅死亡人取扱業務	所管係	地域援護係
<p data-bbox="159 257 534 324" style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p data-bbox="159 347 1460 425">本市へ行旅中死亡し、氏名、住所、居住が不明であり、引取者が無い者について、市長が遺体を引取り、火葬に付し、遺骨を保管するとともに、官報、掲示場により告示する。</p> <p data-bbox="159 425 1460 504">取扱に要した経費は遺留金品等を充て、不足分はいったん市が支出するが、府に対して請求することにより、府が負担することになる。</p> <p data-bbox="159 571 526 638" style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="183 660 941 705">◇ 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）</li> <li data-bbox="183 705 1181 750">◇ 行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件（明治 32 年勅令第 277 号）</li> <li data-bbox="183 750 1452 795">◇ 行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく費用の弁償に関する規則（昭和 62 年京都府規則第 24 号）</li> <li data-bbox="183 795 1260 851">◇ 宇治市行旅病人、行旅死亡人及びこれらの同伴者の救護又は取扱いに関する規則（昭和 63 年宇治市規則第 3 号）</li> </ul>			

区 分	9 宇治市社会福祉協議会への補助	所管係	地域援護係
<p data-bbox="159 1344 534 1411" style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p data-bbox="159 1444 1460 1556">昭和 47 年に設立された、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条に規定される社会福祉法人である宇治市社会福祉協議会は、宇治市の地域福祉推進の中心的役割を担っており、本市の福祉施策遂行上、重要な位置付けの団体であることから、法に基づき財政援助を行っている。</p> <p data-bbox="159 1624 542 1691" style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="183 1713 837 1758">◇ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条</li> <li data-bbox="183 1758 1173 1803">◇ 社会福祉法人に対する助成に関する条例（昭和 46 年宇治市条例第 49 条）</li> <li data-bbox="183 1803 1268 1848">◇ 社会福祉法人に対する助成に関する条例施行規則（昭和 47 年宇治市規則第 6 号）</li> <li data-bbox="183 1848 973 1892">◇ 宇治市補助金等交付規則（昭和 48 年宇治市規則第 19 号）</li> </ul>			

制度の現況

宇治市社会福祉協議会に対する補助金支出状況

(各年度決算額 単位：円)

補助金名 \ 年度	30	元	2	3	4
福祉活動専門員設置事業	2,535,000	2,535,000	2,535,000	2,535,000	2,535,000
福祉サービス利用援助事業 専門員設置事業	979,500	979,500	979,500	979,500	979,500
ボランティアコーディネーター 設置事業	1,959,000 ※(900,000)	1,959,000	1,959,000	1,959,000	1,959,000
社協事務所運営事業	58,694,716	55,418,350	53,335,760	53,722,992	54,372,127
学区福祉委員会活動事業	3,150,000	3,150,000	1,783,397	1,867,912	2,323,770
ふれあい福祉センター事業	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000
災害ボランティアセンター 体制整備事業	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000

※ 京都府みらい戦略一括交付金

区分

10 総合福祉会館管理運営事業（指定管理者制度）

所管係

地域援護係

制度の概要

昭和 58 年 1 月、福祉事業推進の拠点として設置した宇治市総合福祉会館は、身体障害者福祉センター、老人福祉センター、福祉センターからなっており、指定管理者として社会福祉法人 宇治市社会福祉協議会を指定している。市単独事業。

根拠法令等

- ◇ 宇治市総合福祉会館条例（昭和 57 年宇治市条例第 37 号）
- ◇ 宇治市総合福祉会館条例施行規則（昭和 58 年宇治市規則第 2 号）
- ◇ 宇治市指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年宇治市条例第 19 号）

## 施設 の 概 要

名 称 : 宇治市総合福祉会館

<1階> 身体障害者福祉センター

日常生活訓練室 … 障害のある方の活動の場として、卓球バレーやコーラスなどに取り組むための用具を設置。

作業工作室 … 彫刻や粘土細工など創作意欲を増すため、陶芸などの用具を配置。

その他 … 研修室、相談室、団体事務室、売店などを設置。

<2階> 老人福祉センター

第1、2集会室 … 各種集会やサークル活動に利用。

和室 … 教養、娯楽、健康相談、集会など多様に使用できる10畳の和室4室。

交流ロビー … 高齢者の交流スペースを設けて、テレビ、バンパー（ミニ玉突き）を備えている。

その他 … 老人福祉センター事務所、ボランティア室、浴室などを設置。

<3階> 福祉センター（一部老人福祉センター及び身体障害者福祉センター）

料理講習室 … 各種の料理講習会ができるように、調理器具、食器などを設置。

ボランティア室 … 各種ボランティア活動の作業スペース、器材を設置。

大広間 … ステージを備えた部屋。

その他 … 会議室、屋外プレイコーナーなどを設置。

所在地 : 宇治市宇治琵琶 45

敷地面積 : 3,781.18 m<sup>2</sup>

建築面積 : 930.20 m<sup>2</sup>

延床面積 : 2,353.63 m<sup>2</sup>

建物構造 : 鉄筋コンクリート造3階建

事業費 : 総事業費 5億5,093万円

開設年月日 : 昭和58年1月19日

制度の現況

(1) 施設使用状況 (各年度3月末現在)

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
開館日数(日)		296	286	254	220	294
利用者の数等 (人)	個人利用者数 (老人福祉センター 身体障害者福祉センター)	4,427	3,765	2,598	4,124	7,120
	団体・サークル利用者数	67,078	59,848	34,818	36,795	55,880
	(団体数(団体))	(4,368)	(3,905)	(3,283)	(3,523)	(5,206)
	利用者数合計	71,505	63,613	37,416	40,919	63,000

(2) 指定管理料支出状況 (各年度決算額)

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
決 算 額 (円)		25,297,915	24,764,934	26,756,771	29,064,777	31,148,589

区 分

11 日本赤十字社京都府支部宇治市地区業務

所管係

地域援護係

制度の概要

「日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。」(日本赤十字社法抜粋)

上記を目的とした日本赤十字社の組織として、都道府県の区域に支部が置かれ、支部の下部機関として福祉事務所の所管区域や市等の区域に地区が設けられている。

宇治市においては、地区長として宇治市長があたり、宇治市地区を構成している。

宇治市地区業務

(1) 日本赤十字社活動資金募集事業

日本赤十字社は、会員をもって構成される特殊法人であり、赤十字社の行う各事業の財源は、会員の拠出金(会費)及びその他の者の寄付金でまかなわれているが、この財源確保のため、宇治市地区では毎年5月から7月末までを赤十字運動期間と定めて活動資金の募集事業を行っている。

(2) 災害援護

火災その他の災害の被災者に対し、自立助長を図るために見舞金及び援護物資の支給を行う。

(3) 献血推進育成事業

宇治市献血推進協議会に対し、補助金を交付する。

## 根 拠 法 令 等

- ◇ 日本赤十字社法（昭和 27 年法律第 305 号）
- ◇ 日本赤十字社定款（昭和 27 年厚生大臣認可）

## 制 度 の 現 況

(1) 会費の額  
年額 2,000 円以上（平成 28 年度まで年額 500 円以上）

(2) 寄付金の額  
任意

(3) 活動資金募集状況 (各年度 3 月末現在)

年 度	30	元	2	3	4
区 分					
総額（円）	9,054,413	8,841,804	9,262,076	29,779,125	14,080,000

区 分

12 社会福祉法人の設立認可及び指導監査業務

所管係

地域援護係

## 制 度 の 概 要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）第 34 条により、社会福祉法人に関する社会福祉法の規定が改正され、平成 25 年 4 月 1 日から主たる事務所が宇治市内にあり、かつ宇治市内のみにて事業を行う社会福祉法人に対しては、宇治市が所轄庁として次の事務を行う。

所轄庁として行う主な事務

- (1) 社会福祉法人の設立認可事務
- (2) 社会福祉法人の定款変更認可（届出受理）事務
- (3) 社会福祉法人の解散認可（届出受理）事務
- (4) 社会福祉法人の合併認可事務
- (5) 社会福祉法人への立入検査、改善措置命令事務（指導監査）
- (6) 社会福祉法人への業務停止命令事務・法人役員解職勧告事務
- (7) 社会福祉法人への解散命令事務
- (8) 社会福祉法人への公益事業又は収益事業の停止命令事務
- (9) 社会福祉法人の現況報告受理・公開事務

根 拠 法 令 等

- ◇ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- ◇ 社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）
- ◇ 社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号）
- ◇ 社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）
- ◇ 社会福祉法人指導監査実施要綱

制 度 の 現 況

社会福祉法人の設立認可及び指導監査実績

（単位：法人）

年 度 区 分	30	元	2	3	4
設立認可法人数	0	0	0	0	0
解散法人数	0	0	0	0	0
所管法人数(※)	21	21	21	19	19
監査実施法人数	8	8	4	2	0

※ 当該年度末日時点の法人数。

区 分

13 地域共生社会実現サポート事業補助金

所管係

地域援護係

制 度 の 概 要

京都府が実施する地域共生社会実現サポート事業補助金と協調して、社会福祉法人等が実施する社会貢献活動並びに民間の社会福祉施設における利用者の処遇及び福祉サービスの質の向上を促進し、もって地域において全ての市民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図るため、社会福祉法人等に対して補助金を交付する。

補助対象事業	補助基準額	補助率
(1) 地域包括ケア推進事業	1 施設当たり 440 千円又は対象経費の実支出額のいずれか低い額	4 分の 1 以内
(2) 地域課題解消事業		
(3) 災害対応力向上事業		
(4) 小規模法人等活動サポート事業	1 施設当たり 400 千円又は対象経費の実支出額のいずれか低い額	

根 拠 法 令 等

- ◇宇治市地域共生社会実現サポート事業補助金交付要項
- ◇地域共生社会実現サポート事業補助金交付要綱（平成 30 年京都府告示第 559 号）
- ◇地域共生社会実現サポート事業補助金取扱要領

制 度 の 現 況

地域共生社会実現サポート事業補助金実績

年 度	30	元	2	3	4
区 分					
補助法人数（法人）	10	9	10	8	7
補助施設数（施設）	20	21	25	16	17
補助金交付額（円）	1,867,000	1,746,000	2,144,000	1,275,000	1,540,000

区 分

14 地域つながり活動支援事業補助金

所管係

地域援護係

制 度 の 概 要

子どもの貧困、ひきこもり、地域福祉の担い手確保等の今日的課題の解決並びに地域共生社会の実現を目指し、地域における主体的かつ先駆的な取組や地域で活動する団体の継続的な活動を支援するとともに、地域資源のネットワーク化を促進し、協働による地域福祉の推進を図る。

	地域ボランティア等担い手育成事業	地域つながり活動支援事業
事業主体	宇治市社会福祉協議会	宇治市社会福祉協議会（間接補助）
対象団体	宇治市社会福祉協議会	学区福祉委員会、NPO、社会福祉法人、町内会・自治会、福祉活動グループ等
対象事業	① 地域福祉の担い手育成 ② 地域資源のネットワーク化推進 ③ 地域福祉活動の相談・支援の充実 ④ 広報・啓発	① 助成対象団体が実施するひきこもり、子どもの貧困、地域福祉の担い手確保等の課題解決に寄与する事業
補助率	10/10	10/10
補助限度額等	1,000 千円/年 4 年間（1 期中期計画期間で一旦総括）	各年度 1 団体につき 100 千円（4 年限度）



## 根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市地域共生社会推進事業補助金交付要項
- ◇ 宇治市社会福祉協議会地域共生社会推進事業公募型地域福祉活動支援事業助成金交付要綱

## 制 度 の 現 況

補助金支出状況 (単位：円)

区 分	年 度	
	4	
地域ボランティア等 担い手育成事業		1,000,000
地域つながり活動支援事業 (助成団体数 (件))		517,000 (6)
合計		1,517,000

区 分

15 ひきこもり相談窓口設置事業

所管係

地域援護係

## 制 度 の 概 要

ひきこもりに関する身近な相談窓口「相談ルームあんど・ゆー」を設置し、令和2年10月1日に開設した。ひきこもりに関する支援団体等のネットワークの構築及び啓発事業等を通して、ひきこもりの悩みを抱える人が相談しやすい環境を作り、専門の窓口や必要な支援に繋げるとともに、ひきこもりについて市民や福祉関係者の理解を深めることを目的とする。

### (1) ひきこもり状態にある人や家族等に対する相談支援

- ① 相談窓口の開設
- ② 来所相談・訪問相談・電話相談  
※ 相談者の希望や、相談内容により必要に応じて、臨床心理士によるカウンセリングを行う。  
ただし、カウンセリングは相談者一人あたり原則1回とする。

### (2) 居場所づくり

当事者が安心して過ごすことのできる居場所づくりを6回以上行い、他者との交流や悩みを打ち明ける機会をつくり、段階的な社会参加を支援する。

### (3) 市民及び福祉関係者向け研修等の実施

ひきこもりに関する理解を深めるため、市民、福祉関係者、市職員向けの研修等を4回以上実施する。研修の企画、準備、進行は受託者で行うものとし、内容は市と協議のうえ決定すること。

制度の現況

区 分		年 度		
		2 (※1)	3	4
ひきこもり相談	件数 (件)	107	131	89
	相談人数 (人)	42	59	36
居場所活動	開催回数 (回)	6	9	9
	参加人数 (人)	24	21	14
研修会	開催回数 (回)	2	3	4
	参加人数 (人)	67	125 (※2)	173
ひきこもり相談窓口設置委託費 (円)		3,000,000	5,000,000	5,000,000

※1 令和2年度は10月～3月の実績

※2 研修会3回の内1回はYouTube配信のため正確な人数がわからず含めていない。

区 分

16 自殺対策推進事業

所管係

地域援護係

制度の概要

令和2年3月に策定した「宇治市自殺対策計画」に基づき、「自殺者ゼロ」を目標に掲げ、全庁的に自殺及び自殺対策に向けた取組を行うことに加え、市職員および市民等へセミナーを開催し、誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指す。

<宇治市自殺対策計画 基本理念>

みんなで支え合い 誰も自殺に追い込まれることのない  
 ところ通うまち 宇治

制度の現況

区 分		年 度		
		2	3	4
自殺対策セミナー	開催回数 (回)	2	1	2
	参加人数 (人)	344	49	47
ゲートキーパー研修	開催回数 (回)	1	2	1
	参加人数 (人)	26	不明※	21

※ YouTube等での開催のため正確な人数がわからないため不明。

区 分	17 生活困窮者自立支援事業	所管係	地域援護係
-----	----------------	-----	-------

### 制 度 の 概 要

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行い、自立の促進を図る。

- 自立相談支援事業（必須事業）  
相談者の抱える課題に応じ、必要な情報提供、助言及びプランを作成し支援を行う。
- 住居確保給付金（必須事業）  
離職等により経済的に困窮し、住所を喪失又は喪失するおそれのある者に対し、給付金を支給し、常用就職のための支援を行う。
- 就労準備支援事業（任意事業）  
雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
- 一時生活支援事業（任意事業）  
一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所の供与、食事の提供等を行う。
- 学習支援事業（任意事業）  
経済的な理由などから、学習する環境の確保が難しい子どもに対し、学習環境の提供と学力向上を図るための支援を行う。
- 家計改善支援事業（任意事業）  
家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える者からの相談に応じ、家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計管理の視点から必要な情報提供や専門的な助言等を行う。

### 根 拠 法 令 等

- ◇ 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）
- ◇ 生活困窮者自立支援法施行令（平成 27 年政令第 40 号）
- ◇ 生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）

### 制 度 の 現 況

事業利用者数の推移

事業名 \ 年 度	30	元	2	3	4
自立相談支援事業	120 人	167 人	2,122 人	1,172 人	858 人
住居確保給付金	3 人	1 人	200 人	127 人	74 人
就労準備支援事業	0 人	14 人	18 人	25 人	19 人
一時生活支援事業	6 人	6 人	16 人	17 人	15 人
学習支援事業	21 人	15 人	27 人	31 人	36 人
家計改善支援事業	—	32 件	32 件	23 件	17 件



# 生活支援課

係	分掌事務
生活支援庶務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活保護の企画、運営及び指導に関する事。</li> <li>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施に関する事。</li> <li>(3) 生活保護法による予算経理に関する事。</li> <li>(4) 生活保護法による調査統計に関する事。</li> <li>(5) 生活保護法による医療事務に関する事。</li> <li>(6) 生活保護法による介護事務に関する事。</li> <li>(7) 生活保護法による返還金及び徴収金の決定及び徴収金の納付指導に関する事。</li> <li>(8) 面接相談に関する事。</li> <li>(9) 行旅病人に関する事。</li> <li>(10) 市単独事業による生活保護に関する事。</li> <li>(11) 生活保護費の支給事務に関する事。</li> <li>(12) 生活保護申請者に係るつなぎ立替金の貸付けに関する事。</li> <li>(13) 返還金及び徴収金の収納管理に関する事。</li> <li>(14) 中国残留邦人の生活の支援に関する事。</li> <li>(15) 課の庶務に関する事。</li> </ul>
保護第1係 保護第2係 保護第3係 保護第4係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活保護の企画、運営及び指導に関する事。</li> <li>(2) 生活保護法による保護の決定及び実施に関する事。</li> <li>(3) 生活保護法による返還金及び徴収金の決定及び徴収金の納付指導に関する事。</li> <li>(4) 面接相談に関する事。</li> <li>(5) 行旅病人に関する事。</li> <li>(6) 生活保護申請者に係るつなぎ立替金の貸付けに関する事。</li> <li>(7) 課の庶務に関する事。</li> </ul>



区 分	1 生活保護	所管係	保護第 1・2 3・4 係
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">           制 度 の 概 要         </div>			
<p>日本国憲法第 25 条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」の理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。</p>			
<p>(1) 要 旨</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国民で生活に困窮する者の最低生活を保障する。</li> <li>② 国の直接責任において行う。</li> <li>③ 自立を助長する。</li> </ul>			
<p>(2) 生活保護制度の基本原則</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 無差別平等の原則 すべての国民は、生活保護法による保護を無差別平等に受けることができる。</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>② 最低生活保障の原則 生活保護法で保障されている最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 補足性の原則 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活のために活用することを要件として行われる。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める援助は、すべて生活保護法による保護に優先して行われるものとする。</li> </ul>			
<p>(3) 保護の種類及び給付内容</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活扶助 食費、被服費、光熱水費等日常の生活費</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>② 住宅扶助 家賃、地代、家屋の補修費等</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 教育扶助 義務教育に必要な教材費、学用品費、給食費等</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>④ 介護扶助 介護サービスを受けるために必要な費用</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 医療扶助 病気やけがの治療に必要な費用</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑥ 出産扶助 分娩のための費用</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 生業扶助 仕事に必要な技能の習得や高校就学のために必要な費用</li> </ul>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ 葬祭扶助 葬祭のために必要な費用</li> </ul>			
<p>(4) 民生委員の協力業務</p>			
<p>要保護者の状況を調査し、福祉事務所長の求めに応じ保護の要否に係る意見書を作成する。(要否の意見は、保護の決定事務を拘束するものではない。)</p>			
<p>※ 参 考</p>			
<p>生活保護法第 22 条</p>			
<p>民生委員は、この法律の施行について福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。</p>			

根 拠 法 令 等

- ◇ 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)
- ◇ 生活保護法施行令 (昭和 25 年政令第 148 号)
- ◇ 生活保護法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 21 号)

制 度 の 現 況

(1) 被保護世帯、人員の推移

(各年度月平均、停止を含む)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
世帯数 (世帯)	2,143	2,129	2,130	2,122	2,116
人員 (人)	3,066	3,008	2,965	2,897	2,871

(2) 生活保護費の推移

(各年度決算額)

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4	
一般会計歳出決算総額 A	62,204,573	62,976,479	86,516,727	75,687,673	75,196,999	
生活保護費扶助費 決算額 B	5,030,420	4,844,340	4,912,667	4,791,902	4,692,679	
構 成 比 B/A	8.1%	7.7%	5.7%	6.3%	6.2%	
扶 助 別 内 訳	生 活 扶 助	1,586,024	1,517,163	1,490,607	1,447,464	1,407,044
	住 宅 扶 助	790,618	788,364	790,472	791,379	781,300
	教 育 扶 助	29,340	22,960	19,103	18,388	17,776
	介 護 扶 助	99,838	102,281	93,411	87,166	90,382
	医 療 扶 助	2,451,964	2,337,684	2,443,896	2,381,984	2,328,101
	そ の 他 扶 助	72,636	75,888	75,178	65,521	68,076

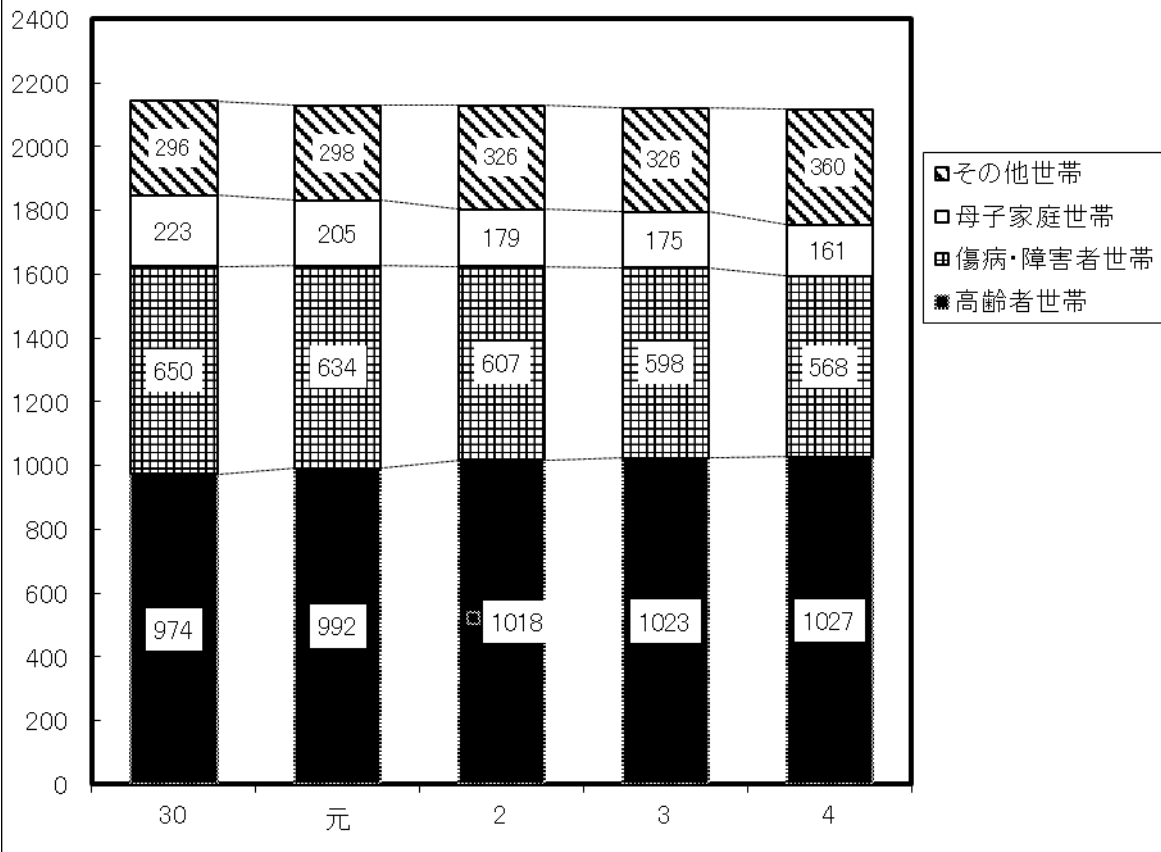
(3) 財源の負担割合

令和 4 年度

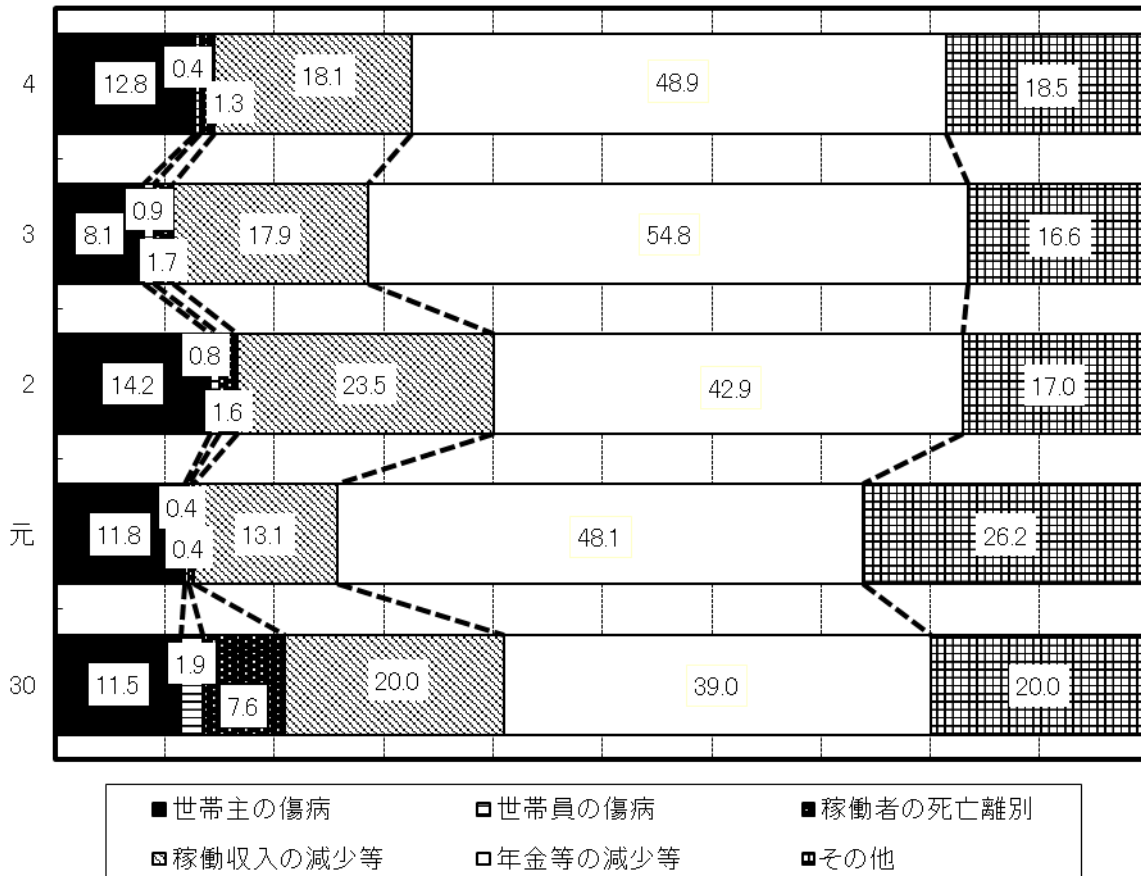
区 分	現在地保護分	左以外のもの
国	3/4	3/4
府	1/4	—
市	—	1/4



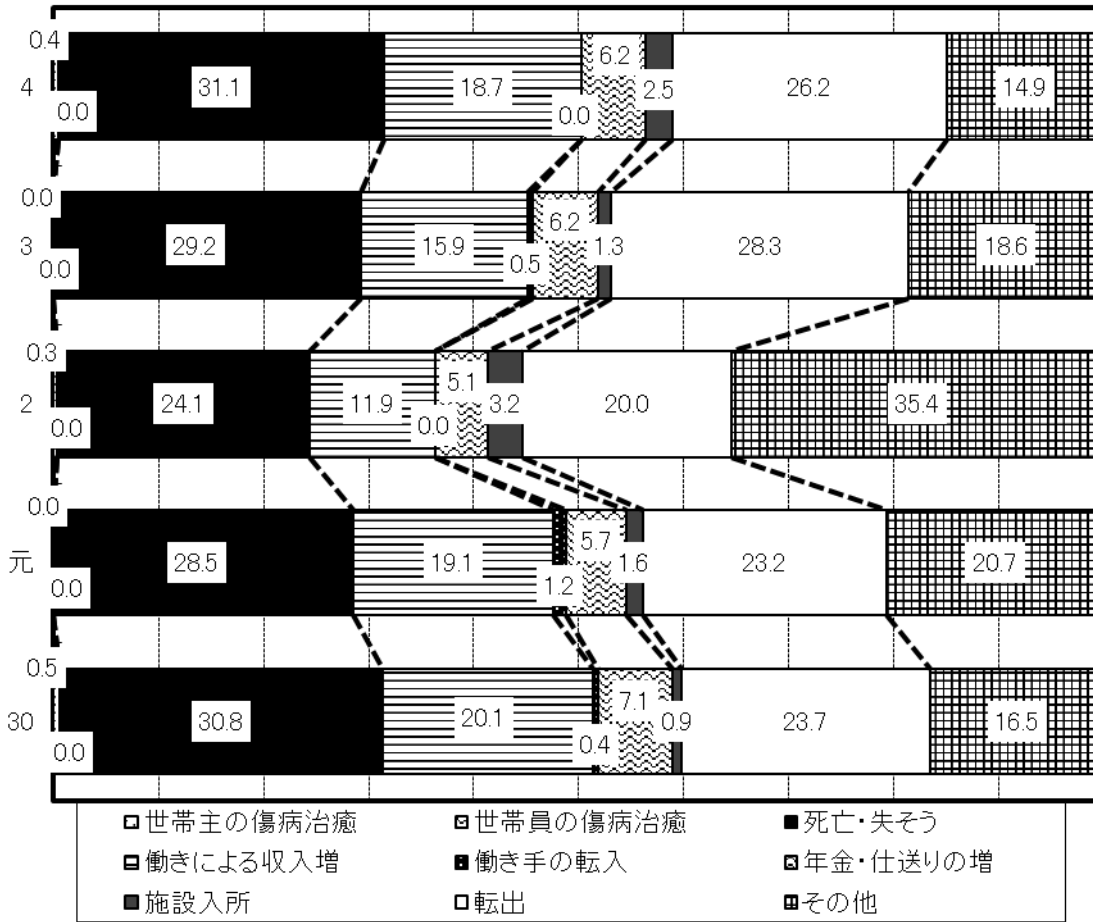
## 被保護世帯の類型と世帯数



## 保護開始世帯の理由別構成比の推移



## 保護廃止世帯の理由別構成比の推移



区分

2 市単独事業における生活保護（法外援護等）

所管係

生活支援庶務係

### 制度の概要

最低生活の保障は、国の責任において実施されており、国は保護の基準について一般世帯との生活水準の格差を縮小するよう改善を重ねてきた。

生活保護世帯に対しては、法律に基づく援護の他に、法律に基づかない部分で、より一層の自立助長と生活意欲の向上を図るため、次の単独事業を実施している。

また、当面の生活費に困窮する生活保護申請者に対し、次の貸付金事業を実施している。

#### (1) 要保護者修学援助金支給

民族学校に修学している被保護児童・生徒に対し、生活保護による教育扶助相当額を修学援助金として支給する。

#### (2) 生活保護申請者つなぎ立替金貸付金

生活保護申請者で、決定までの間の生活費に困窮する世帯に対し、3万円を限度として貸付けを実施している。

### 根拠法令等

◇ 宇治市要保護者修学援助費支給要綱(昭和58年宇治市告示第76号)

区 分	<b>3 中国残留邦人生活支援事業</b>	所管係	生活支援庶務係
-----	-----------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

永住帰国した中国残留邦人等は、長期にわたり帰国がかなわず帰国後も言葉や生活習慣等の違いから、地域社会で生活していく上で様々な困難に遭遇している。この現状を踏まえ、本市に在住する中国残留邦人等の老後の生活の安定を図るために「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び配偶者の自立の支援に関する法律」に基づく支援策としての事業を行う。

(1) 老齢基礎年金を補完する生活支援

「老齢基礎年金の満額支給」の対象となる中国残留邦人等と、その配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方に対して支援給付を支給する。

① 支援給付の種類

ア 生活支援給付      イ 住宅支援給付      ウ 医療支援給付  
エ 介護支援給付      オ その他政令で定める給付

② 支援・相談員の配置

中国残留邦人等の置かれている特別の事情に配慮するため、中国残留邦人等に理解が深く、中国語がわかる「支援・相談員」を配置し、ニーズに応じた助言等を行うことにより安心した生活を送れるよう支援する。

(2) 日本語教育支援事業

身近な地域で日本語教室を開催し、日本語や文化について学習する機会を提供するとともに、目標に向けて学習の支援や助言を行う。この教室の運営を、「公益財団法人大阪 YWCA」に委託している。

(3) 自立支援通訳派遣事業

中国残留邦人等の置かれている特別の事情を踏まえ、本市に在住する中国残留邦人等が日常生活でのコミュニケーションで支障が生じる場合に、自立支援通訳を派遣する。

(4) 地域生活支援プログラム事業

生活保護または支援給付を受給している中国残留邦人等及び二世等に対し、個々の実状とニーズを踏まえつつ、日本語学習等の支援や生活支援等を行うことにより、社会的・経済的自立の助長を図る。

(5) 支援ネットワーク事業

中国残留邦人等の日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的として日本語交流サロンを開催している。運営は「中国残留孤児を支援し交流する京都の会」に委託している。

※ 「老齢基礎年金の満額支給」対象者

本邦に永住帰国した中国残留邦人等で、次のいずれの要件も満たす者

- 明治 44 年 4 月 2 日以後に生まれた者
- 昭和 21 年 12 月 31 日以前に生まれた者（昭和 22 年 1 月 1 日以後に生まれ、昭和 21 年 12 月 31 日以前に生まれた中国残留邦人等に準じる事情のあるものとして厚生労働大臣が認める 60 歳以上の者を含む）
- 永住帰国した日から引き続き 1 年以上本邦に住所を有している者
- 昭和 36 年 4 月 1 日以後に初めて永住帰国した者

根 拠 法 令 等

- ◇ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）
- ◇ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成 8 年政令第 18 号）
- ◇ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成 6 年厚生省令第 63 号）



# 障 害 福 祉 課

係	分掌事務
庶務企画係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害福祉の施策に関する事。</li> <li>(2) 障害福祉の計画に関する事。</li> <li>(3) 障害福祉に係る関係機関との連携に関する事。</li> <li>(4) 国庫、府事業費等の補助金事務に関する事。</li> <li>(5) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関する事。</li> <li>(6) 自立支援医療に関する事。</li> <li>(7) 特別障害者手当等の支給に関する事。</li> <li>(8) 心身障害者扶養共済制度に関する事。</li> <li>(9) 障害者の権利擁護制度に関する事</li> <li>(10) 各種証明に関する事。</li> <li>(11) 補装具費の支給に関する事。</li> <li>(12) その他障害福祉の庶務に関する事。</li> </ul>
社会参加推進係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者のコミュニケーション支援事業等に関する事。</li> <li>(2) 日常生活用具の給付及び貸与に関する事。</li> <li>(3) 身体障害者団体等に関する事。</li> <li>(4) 身体障害者相談員及び知的障害者相談員に関する事。</li> <li>(5) その他障害福祉の助成制度に関する事。</li> </ul>
福祉サービス係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者の自立支援に関する事。</li> <li>(2) 介護給付費等に関する事。</li> <li>(3) 自立支援協議会に関する事。</li> <li>(4) 障害支援区分の認定に関する事。</li> <li>(5) 障害者の相談支援事業その他障害福祉サービスに関する事。</li> <li>(6) 障害者差別、虐待の防止に関する事。</li> <li>(7) 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定に関する事。</li> <li>(8) 障害児通所給付費に関する事。</li> <li>(9) 障害児相談支援給付費に関する事。</li> <li>(10) 精神障害者の保健及び福祉に関する事。</li> <li>(11) 精神障害者の関係団体等に関する事。</li> </ul>



区 分	1 身体障害者手帳の交付	所管係	庶務企画係
-----	--------------	-----	-------

制 度 の 概 要

補装具、自立支援医療（更生医療）の給付、施設への入所等、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に定める各種の福祉サービスを受ける場合や、税の減免、旅客鉄道株式会社運賃の割引等の措置は身体障害者手帳を所持することが前提とされており、障害の程度によって1級から6級までに区分される。

交付決定機関：京都府      申請と交付の窓口：市

根 拠 法 令 等

- ◇ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- ◇ 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）
- ◇ 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）

制 度 の 現 況

身体障害者手帳 交付台帳登載者状況 (各年度3月末現在) (単位：人)

項目 \ 年度	30	元	2	3	4
18歳未満	116	128	119	116	117
18歳以上	10,438	10,464	10,572	10,585	10,620
計	10,554	10,592	10,691	10,701	10,737

※ 参考資料 京都府

身体障害者手帳交付者数

(資料：京都府提供)

(令和5年3月31日現在)

障害の種別	内 訳	障 害 の 程 度						人 員	
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合 計	
視 覚 障 害	総 数	205	244	30	56	90	39	664	
	18歳未満	1	0	1	1	0	0	3	
	18歳～64歳	43	58	4	9	19	6	139	
	65歳以上	161	186	25	46	71	33	522	
聴覚・平衡	総 数	47	145	114	316	15	325	962	
	18歳未満	1	6	0	1	0	3	11	
	18歳～64歳	8	54	18	31	3	33	147	
	65歳以上	38	85	96	284	12	289	804	
音声・言語 そしゃく	総 数	12	14	63	44	0	0	133	
	18歳未満	0	1	0	1	0	0	2	
	18歳～64歳	3	2	7	24	0	0	36	
	65歳以上	9	11	56	19	0	0	95	
肢体不自由	総 数	825	910	723	1,218	812	623	5,111	
	18歳未満	41	18	5	10	1	1	76	
	18歳～64歳	225	226	141	193	185	139	1,109	
	65歳以上	559	666	577	1,015	626	483	3,926	
肢 体 一 般	総 数	773	898	719	1,210	808	619	5,027	
	18歳未満	28	17	5	9	1	1	61	
	18歳～64歳	195	217	137	188	182	136	1,055	
	65歳以上	550	664	577	1,013	625	482	3,911	
脳 原 性 運 動 障 害	総 数	52	12	4	8	4	4	84	
	18歳未満	13	1	0	1	0	0	15	
	18歳～64歳	30	9	4	5	3	3	54	
	65歳以上	9	2	0	2	1	1	15	
内部障害計	総 数	1,644	43	522	1,658	0	0	3,867	
	18歳未満	14	0	8	3	0	0	25	
	18歳～64歳	307	12	80	327	0	0	726	
	65歳以上	1,323	31	434	1,328	0	0	3,116	
心 臓	総 数	1,053	18	377	1,245	0	0	2,693	
	18歳未満	10	0	6	3	0	0	19	
	18歳～64歳	134	0	56	257	0	0	447	
	65歳以上	909	18	315	985	0	0	2,227	
じ ん 臓	総 数	523	8	46	4	0	0	581	
	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1	
	18歳～64歳	147	1	5	1	0	0	154	
	65歳以上	375	7	41	3	0	0	426	
呼 吸 器	総 数	39	3	63	25	0	0	130	
	18歳未満	1	0	1	0	0	0	2	
	18歳～64歳	6	0	3	3	0	0	12	
	65歳以上	32	3	59	22	0	0	116	
ぼ う こ う 又 は 直 腸	総 数	2	1	19	375	0	0	397	
	18歳未満	1	0	1	0	0	0	2	
	18歳～64歳	0	0	2	60	0	0	62	
	65歳以上	1	1	16	315	0	0	333	
小 腸	総 数	2	0	1	3	0	0	6	
	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	
	18歳～64歳	2	0	1	2	0	0	5	
	65歳以上	0	0	0	1	0	0	1	
免 疫	総 数	9	7	16	4	0	0	36	
	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	
	18歳～64歳	9	7	13	3	0	0	32	
	65歳以上	0	0	3	1	0	0	4	
肝 臓	総 数	16	6	0	2	0	0	24	
	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1	
	18歳～64歳	9	4	0	1	0	0	14	
	65歳以上	6	2	0	1	0	0	9	
合 計	総 数	2,733	1,356	1,452	3,292	917	987	10,737	
	18歳未満	57	25	14	16	1	4	117	
	18歳～64歳	586	352	250	584	207	178	2,157	
	65歳以上	2,090	979	1,188	2,692	709	805	8,463	



区分	2 療育手帳の交付	所管係	庶務企画係
----	-----------	-----	-------

制度の概要

知的障害児・者に対する各種の援助サービスを受けやすくするための手帳で、障害の程度により A（重度）及び B（中度、軽度）に区分される。

交付決定機関：京都府（家庭支援総合センター） 申請と交付の窓口：市

根拠法令等

◇ 療育手帳制度について（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）

制度の現況

療育手帳の交付状況 (各年度 3 月末現在) (単位：人)

項目 \ 年度		30	元	2	3	4
A	18 歳未満	133	141	133	139	149
	18 歳以上	570	583	592	606	623
B	18 歳未満	340	344	348	364	375
	18 歳以上	793	811	839	886	919
計		1,836	1,879	1,912	1,995	2,066

※ 参考資料 京都府（家庭支援総合センター）

区分	3 精神障害者保健福祉手帳の交付	所管係	庶務企画係
----	------------------	-----	-------

制度の概要

精神障害者等に対する各種の援助を受けやすくするための手帳で、障害の程度により 1 級から 3 級までに区分される。

交付決定機関：京都府（精神保健福祉総合センター） 申請と交付の窓口：市

根拠法令等

- ◇ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
- ◇ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）
- ◇ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年厚生省令第 31 号）

制度の現況

精神障害者保健福祉手帳 交付台帳登載者状況 (各年度 3 月末現在) (単位：人)

項目 \ 年度		30	元	2	3	4
1 級		97	97	99	87	97
2 級		655	715	758	813	876
3 級		611	677	702	782	861
計		1,363	1,489	1,559	1,682	1,834

※ 参考資料 京都府（精神保健福祉総合センター）

区分	4 介護給付・訓練等給付等	所管係	福祉サービス係
----	---------------	-----	---------

### 制度の概要

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの給付を行う。

#### サービスの種類及び給付内容

##### (1)訪問系サービス

- ① (介護給付) 居宅介護・ホームヘルプ  
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
- ② (介護給付) 重度訪問介護  
重度の障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
- ③ (介護給付) 行動援護  
知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する障害者が行動するときを生じる危険を回避するために必要な支援を行う。
- ④ (介護給付) 重度障害者等包括支援  
常時介護が必要な人の中でも介護の必要性が極めて高いと認められる人に、居宅介護をはじめ複数のサービスを包括的に行う。
- ⑤ (介護給付) 同行援護  
視覚障害により移動に著しい困難を有する人に対し、移動の援護、外出に伴う視覚的情報の支援、その他外出の際に必要な援助を行う。

##### (2)日中系サービス

- ① (介護給付) 療養介護  
常時医療と介護を必要とする人を対象に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行う。
- ② (介護給付) 生活介護  
常時介護を必要とする人を対象に、昼間、入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供する。
- ③ (介護給付) 短期入所・ショートステイ  
介護者が病気等の場合、短期間、夜間を含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

##### (3)訓練・就労系サービス

- ① (訓練等給付) 自立訓練/機能訓練・生活訓練  
自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行う。
- ② (訓練等給付) 就労移行支援  
一般就労を希望する人を対象に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。
- ③ (訓練等給付) 就労継続支援/A型＝雇用型、B型＝非雇用型  
一般就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
- ④ (訓練等給付) 就労定着支援  
就労移行支援等の利用後、一般企業に雇用された障害者の就労の継続を図るために、相談、指導及び助言等の支援を行う。
- ⑤ (訓練等給付) 自立生活援助  
居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、訪問、相談対応及び連絡調整等を行うことで自立した日常生活のための環境整備に必要な援助を行う。

#### (4) 居住系サービス

- ① (介護給付) 施設入所支援  
施設入所者に対し、夜間、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供する。
- ② (訓練等給付) 共同生活援助  
夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

### 根 拠 法 令 等

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

### 制 度 の 現 況

#### (1) 訪問系サービス

(単位：時間)

項目 \ 年度	30	元	2	3	4
居宅介護	70,731	83,651.75	75,625	80,285	85,657
重度訪問介護	40,681	55,855	59,966	87,578	122,418
行動援護	20,841	27,223	21,976	23,396	23,021
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
同行援護	8,453	11,203	8,822	10,031	12,392

#### (2) 日中活動系サービス

(単位：日)

項目 \ 年度	30	元	2	3	4
療養介護	10,782	10,568	10,378	9,831	9,848
生活介護	93,096	97,438	96,726	101,312	102,008
短期入所	8,107	10,043	9,308	9,127	9,702

#### (3) 訓練・就労系サービス

(単位：日)

項目 \ 年度	30	元	2	3	4
自立訓練（機能訓練）	846	479	188	54	25
自立訓練（生活訓練）	6,047	4,714	5,217	6,213	6,256
就労移行支援	9,999	8,239	10,402	11,368	10,311
就労継続支援（A型）	23,196	24,981	27,110	29,157	31,907
就労継続支援（B型）	51,768	52,944	56,248	61,477	69,539
就労定着支援	113	252	352	355	388
自立生活援助	0	0	12	39	0

#### (4) 居住系サービス

(単位：日)

項目 \ 年度	30	元	2	3	4
施設入所支援	46,300	47,013	46,656	46,921	45,236
共同生活援助	45,638	48,332	48,921	52,707	56,086

## 制度の概要

障害のある児童が、年齢や障害特性に応じた専門的な支援が受けられるよう、必要な通所サービスにかかる費用の給付を行う。

## (1)財源の負担割合

区分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

## (2)サービスの種類及び給付内容

## ① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練  
その他必要な支援を行う。

## ② 医療型児童発達支援

医療の提供を必要とする児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の  
付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

## ③ 放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。

## ④ 保育所等訪問支援

障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を  
行う。

## ⑤ 居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活  
への適応訓練、その他必要支援を行う。

## 根拠法令等

◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

## 制度の現況

(単位：日)

項目 \ 年度	30	元	2	3	4
児童発達支援	13,801	15,144	15,563	14,338	16,389
医療型児童発達支援	519	582	120	234	83
放課後等デイサービス	33,243	39,738	43,841	51,915	59,117
保育所等訪問支援	151	180	149	128	223
居宅訪問型児童発達支援	33	50	48	106	101

区 分	6 自立支援医療費（精神通院）給付事業	所管係	庶務企画係												
<p>制 度 の 概 要</p> <p>指定の医療機関への通院により精神障害の医療を受ける場合に、その医療費の給付を受けることができる。</p> <p>交付決定機関：京都府精神保健福祉総合センター 申請と交付の窓口：市</p> <p>根 拠 法 令 等</p> <p>◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）</p> <p>制 度 の 現 況</p> <p>自立支援医療費（精神通院）の状況 (各年度 3 月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数（人）</td> <td>3,141</td> <td>3,263</td> <td>3,685</td> <td>3,520</td> <td>3,653</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 参考資料 京都府精神保健福祉総合センター調</p>				年度	30	元	2	3	4	人数（人）	3,141	3,263	3,685	3,520	3,653
年度	30	元	2	3	4										
人数（人）	3,141	3,263	3,685	3,520	3,653										

区 分	7 自立支援医療費（更生医療）給付事業	所管係	庶務企画係																										
<p>制 度 の 概 要</p> <p>身体障害者手帳の交付を受けた 18 歳以上の人が、身体の機能障害を除去、又は軽減する医療を指定の医療機関で受ける場合に、その医療費の給付を受けることができる。</p> <p>財源の負担割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>基準額の 1/2</td> </tr> <tr> <td>府</td> <td>基準額の 1/4</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>上記以外</td> </tr> </tbody> </table> <p>根 拠 法 令 等</p> <p>◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）</p> <p>制 度 の 現 況</p> <p>自立支援医療費（更生医療）の状況 (各年度決算による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延件数（件）</td> <td>9,703</td> <td>10,350</td> <td>10,417</td> <td>10,720</td> <td>10,925</td> </tr> <tr> <td>扶助費（円）</td> <td>273,230,996</td> <td>308,423,342</td> <td>258,373,318</td> <td>274,357,401</td> <td>288,848,355</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	負担割合	国	基準額の 1/2	府	基準額の 1/4	市	上記以外	年度	30	元	2	3	4	延件数（件）	9,703	10,350	10,417	10,720	10,925	扶助費（円）	273,230,996	308,423,342	258,373,318	274,357,401	288,848,355
区 分	負担割合																												
国	基準額の 1/2																												
府	基準額の 1/4																												
市	上記以外																												
年度	30	元	2	3	4																								
延件数（件）	9,703	10,350	10,417	10,720	10,925																								
扶助費（円）	273,230,996	308,423,342	258,373,318	274,357,401	288,848,355																								

区 分	8 自立支援医療特別対策医療費給付事業	所管係	庶務企画係																								
<p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>身体障害者手帳3級所持者で、自立支援医療（更生医療）や福祉医療等の対象とならない者が、在宅酸素療法やストーマ周辺の感染防止等の治療を行う場合、その医療費の給付を受けることができる。</p> <p>財源の負担割合</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>負担割合</th> </tr> <tr> <td>府</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>1/2</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <p>◇ 宇治市障害者自立支援医療費特別対策事業実施要項</p> <p style="text-align: center;">制 度 の 現 況</p> <p>自立支援特別対策医療費の状況（平成20年1月より実施）</p> <table border="1"> <tr> <th>年 度</th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> <tr> <td>延件数（件）</td> <td>190</td> <td>250</td> <td>186</td> <td>177</td> <td>137</td> </tr> <tr> <td>扶助費（円）</td> <td>1,187,180</td> <td>1,691,050</td> <td>1,159,332</td> <td>1,384,667</td> <td>1,505,300</td> </tr> </table>				区 分	負担割合	府	1/2	市	1/2	年 度	30	元	2	3	4	延件数（件）	190	250	186	177	137	扶助費（円）	1,187,180	1,691,050	1,159,332	1,384,667	1,505,300
区 分	負担割合																										
府	1/2																										
市	1/2																										
年 度	30	元	2	3	4																						
延件数（件）	190	250	186	177	137																						
扶助費（円）	1,187,180	1,691,050	1,159,332	1,384,667	1,505,300																						

区 分	9 補装具の交付及び修理事業	所管係	庶務企画係								
<p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>補装具は、身体障害児・者の失われた身体機能を補完するために用いられる用具であり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、申請手続きを受けて補装具の交付及び修理等の給付を行う。</p> <p>(1)補装具の種類</p> <p>① 視覚障害者用 視覚障害者用安全つえ、義眼、眼鏡  ② 聴覚障害者用 補聴器  ③ 音声、言語機能障害者用 重度障害者用意思伝達装置  ④ 肢体不自由者用 義肢、装具、座位保持装置、車いす、電動車いす、歩行器</p> <p>(2)財源の負担割合</p> <table border="1"> <tr> <th>区 分</th> <th>負担割合</th> </tr> <tr> <td>国</td> <td>基準額の1/2</td> </tr> <tr> <td>府</td> <td>基準額の1/4</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>上記以外</td> </tr> </table>				区 分	負担割合	国	基準額の1/2	府	基準額の1/4	市	上記以外
区 分	負担割合										
国	基準額の1/2										
府	基準額の1/4										
市	上記以外										

根 拠 法 令 等

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

制 度 の 現 況

件数および負担額の状況 (各年度決算による)

年度		30	元	2	3	4
障害者	交付修理件数（件）	381	428	426	347	370
	扶助費（円）	30,988,151	35,763,981	32,370,560	29,136,709	29,149,511
障害児	交付修理件数（件）	114	131	110	110	110
	扶助費（円）	17,096,982	20,019,844	18,205,655	14,348,521	21,015,439

※ 重複利用者総合上限事業分は除く

区 分

10 身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成

所管係

社会参加推進係

制 度 の 概 要

身体障害者手帳等の交付（再交付）を申請する際に必要な診断書料を助成する。

(1)助成額

限度額 1 件につき 2,000 円

(2)財源の負担割合

平成 19 年度以降市単独事業

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市身体障害者手帳等交付申請用診断書料助成事業実施要綱（昭和 57 年宇治市告示第 24 号）

制 度 の 現 況

診断書料助成件数及び助成額の状況 (各年度決算による)

年度	30	元	2	3	4
件数（件）	1,203	1,297	1,062	1,333	1,253
扶助費（円）	2,406,000	2,594,000	2,153,500	2,693,220	2,543,500

※ 精神障害者保健福祉手帳分を含む。

区分	11 福祉タクシー・ガソリン料金助成事業	所管係	福祉サービス係
----	----------------------	-----	---------

制度の概要

外出困難な重度心身障害者の生活行動範囲の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシーの利用料金及び自動車の燃料費の一部を助成する。

助成の方法は、対象者の申請によりタクシー等利用券を交付することにより実施する。

※ 昭和 59 年度にタクシー券の交付を開始し、令和 2 年度にガソリン券に拡充

(1) 対象者

- ① 視覚の障害程度が 1 級又は 2 級の者
- ② 下肢又は体幹の障害程度が 1 級、2 級又は 3 級の者
- ③ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能の障害程度が 1 級の者
- ④ 免疫、又は肝臓の機能の障害程度が 1 級又は 2 級の者
- ⑤ 療育手帳の障害の程度が A の者
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳の障害等級が 1 級の者（平成 21 年 4 月より）

(2) 交付

申請の日の属する月から当該年度分をまとめて交付する。

(3) 利用券

- ① タクシー 1 か月 100 円券 10 枚 〈年額 12,000 円〉
- ② ガソリン 1 か月 70 円券 10 枚 〈年額 8,400 円〉

(4) 財源の負担割合

市単独事業

根拠法令等

◇ 宇治市福祉タクシー等利用券交付事業実施要綱（令和 2 年宇治市告示第 52 号）

制度の現況

交付件数及び助成額

（各年度決算による）

年度	30	元	2	3	4
交付件数（件）	3,519	3,501	3,558	3,546	3,559
助成額（円）	34,058,600	31,277,200	27,871,690	28,558,780	28,103,840

区分	12 補助犬飼育費用助成事業	所管係	社会参加推進係
----	----------------	-----	---------

制度の概要

補助犬を使用して社会生活活動を行っている障害者に対し、自立と社会参加を促進し、その福祉の増進を図るため、補助犬の飼育費の一部について助成金を交付する。

平成 9 年度新設

- (1) 助成金額 月額 4,000 円
- (2) 財源の負担割合 市単独事業

根拠法令等

◇ 宇治市補助犬飼育費用助成金交付要項



制度の現況

利用の状況 (各年度決算による)

年度	30	元	2	3	4
件数 (件)	0	0	0	0	0
金額 (円)	0	0	0	0	0

区分

13 福祉電話使用料の助成

所管係

社会参加推進係

制度の概要

福祉電話の貸与を受けた身体障害者に対し福祉電話の基本料金と通話料 300 円 (月額) の助成を行う。  
財源の負担割合 市単独事業

根拠法令等

◇ 宇治市身体障害者福祉電話電話料助成金支給規則 (昭和 56 年宇治市規則第 32 号)

制度の現況

福祉電話貸与台数及び扶助額の状況 (各年度決算による)

年 度	30	元	2	3	4
電話 (台)	11	11	10	10	6
扶助費 (円)	266,330	266,560	240,720	226,930	165,490

区分

14 重度身体障害者緊急通報装置貸与事業

所管係

社会参加推進係

制度の概要

重度身体障害者が、急に体の具合が悪くなったとき等に、ボタンを押すだけで協力者に連絡がとれるように、緊急発信装置付電話を貸与する。

根拠法令等

◇ 宇治市重度障害者緊急通報装置貸与事業実施要綱 (平成 6 年宇治市告示第 75 号)

制度の現況

緊急通報装置貸与の状況 (各年度決算による)

年度	30	元	2	3	4
延件数 (件)	6	5	5	5	4
扶助費 (円)	66,204	75,887	10,888	0	5,720

### 制度の概要

障害者の日常生活を容易にするため、障害者又はその者と同居する家族が住宅の改修等を行う場合に、経費の助成を行う。

#### (1) 対象者

- ① 身体障害者手帳の等級が1級もしくは2級である在宅の重度身体障害（聴覚障害は除く）又はその者と同居する家族
- ② 療育手帳の障害の程度がAの判定を受けた在宅の重度知的障害者又はその者と同居する家族

#### (2) 対象となる工事等

- ① 介護保険による住宅改修に対する追加助成（対象者①）
- ② 日常生活用具給付による住宅改修に対する追加助成（対象者①）
- ③ ①、②に該当しない重度身体障害者（上肢・内部障害者は医師の意見書が必要）（対象者①）
- ④ 重度知的障害者に対する特殊便器（日常生活用具）の取り付け工事（対象者②）
- ⑤ リフト、階段昇降機、エレベーター等の設置工事（対象者①・②）

#### ①、②、③の対象工事

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| ア 手すりの取り付け       | イ 段差の解消        |
| ウ 滑り防止・移動の円滑化    | エ 引き戸等への扉の取り替え |
| オ 和式便器を洋式便器に取り替え | カ ア～オの付帯工事     |

#### (3) 助成額

- ①・②は、10万円を限度とする。
- ③・④は、30万円を限度とする。
- ⑤は、費用の1/2。但し30万円を限度とする。
  - ※ すべての助成において所得制限有り（対象者の属する世帯の市民税所得割の額が23万5千円未満の世帯であること）。
  - ※ 一部自己負担有り。

#### (4) 財源の負担割合

市単独事業

### 根拠法令等

◇ 宇治市障害者住宅改修助成事業実施要項

### 制度の現況

助成の状況

(各年度決算による)

年度	30	元	2	3	4
件数（件）	12	19	13	15	11
金額（円）	1,517,416	2,481,100	1,324,450	1,926,000	1,678,945

区分	16 身体障害者等の府営住宅への優先入居	所管係	社会参加推進係
<p>制度の概要</p> <p>1～4級の身体障害者、中・重度の知的障害者、1～3級の精神障害者が属する世帯で、著しく住宅の確保に困窮する世帯は、府営住宅優先入居者募集があったとき、優先入居（戸数枠あり）の申請ができる。</p> <p>根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）</li> <li>◇ 心身障害者世帯向公営住宅の建設等について（昭和46年4月1日建設省住総発第51号）</li> </ul>			

区分	17 有料道路通行料金及び一般自動車道使用料金の割引制度	所管係	社会参加推進係
<p>制度の概要</p> <p>身体障害者が自ら自動車を運転する場合、又は重度の身体障害者若しくは重度の知的障害者が乗車し、その移動のために介護者等が自動車を運転する場合、有料道路の通行料金の5割が減額される。市は障害者手帳に必要事項の記入をする。また、ETC利用対象者証明書を発行する。</p> <p>事業主体 西日本高速道路株式会社等</p> <p>根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 障害者に対する有料道路通行料の割引措置について（平成15年10月30日 国道有第52号国土交通省道路局長通知）</li> </ul>			

区分	18 身体障害者用車椅子貸与事業	所管係	社会参加推進係
<p>制度の概要</p> <p>車椅子の一時使用が必要と認められる身体障害者に対し、車椅子を貸与する。</p> <p>財源の負担割合 市単独事業</p> <p>根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 宇治市身体障害者用車椅子貸与事業運営要綱（昭和52年宇治市告示第77号）</li> </ul>			

区 分	19 特別障害者手当の支給	所管係	庶務企画係
-----	---------------	-----	-------

制 度 の 概 要

心身の重度の障害のため、日常生活において常時、特別の介護を要する 20 歳以上の在宅重度障害者に手当を支給し、重度障害者の福祉の向上を図る。

(1) 支給額

1 人月額 27,300 円 (令和 4 年度)

(2) 支給要件

国が定めた重度の障害が、2 つ以上重複してある場合

(3) 支給制限

- ① 障害者支援施設等に入所した時
- ② 病院又は診療所等に継続して 3 か月を越えて入院した時
- ③ 該当者及びその世帯の所得が一定の基準を超えた時

(4) 支給月

2 月、5 月、8 月、11 月

(5) 財源の負担割合

区 分	負担割合
国	3/4
市	1/4

根 拠 法 令 等

- ◇ 国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和 60 年法律第 34 号)
- ◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和 39 年法律第 134 号)
- ◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令 (昭和 60 年政令第 323 号)
- ◇ 福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令 (昭和 60 年厚生省令第 49 号)

制 度 の 現 況

特別障害者手当の支給件数及び支給額の状況

(各年度決算による)

年度	30	元	2	3	4
件数 (件)	3,897	3,864	4,059	4,077	3,857
金額 (円)	104,880,810	104,918,080	110,910,320	111,505,950	105,329,150

区 分	20 経過的福祉手当の支給	所管係	庶務企画係
-----	---------------	-----	-------

制 度 の 概 要

在宅重度障害者に対する福祉の援護の一環として、旧制度である「福祉手当」の受給者のうち、特別障害者手当及び障害基礎年金のいずれも受給できない重度障害者に対し、経過的措置として手当を支給し、重度障害者の福祉の向上を図る。

- (1) 支給額  
1人月額 14,850円（令和4年度）
- (2) 支給要件
  - ① 昭和61年3月31日現在20歳以上の者
  - ② 昭和61年1月1日現在従来の福祉手当受給資格者
- (3) 支給制限
  - ① 該当者及びその世帯の所得が一定の基準を超えた時
  - ② 障害を理由として年金等の給付を受けた時
- (4) 支給月  
2月、5月、8月、11月
- (5) 財源の負担割合

区 分	負担割合
国	3/4
市	1/4

根 拠 法 令 等

- ◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）
- ◇ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）

制 度 の 現 況

経過的福祉手当の支給件数及び支給額状況 （各年度決算による）

年度	30	元	2	3	4
件数（件）	53	42	36	36	36
金額（円）	775,750	620,060	535,140	535,680	534,780

区 分	21 障害児福祉手当の支給	所管係	庶務企画係
-----	---------------	-----	-------

制 度 の 概 要

在宅重度障害児に対する福祉援護の一環として、旧制度である「福祉手当」の受給相当者のうち、日常生活において常時の介護を要する 20 歳未満の在宅重度障害児に手当を支給し、重度障害児の福祉の向上を図る。

(1) 支給額

1 人月額 14,850 円（令和 4 年度）

(2) 支給要件

身体又は精神（知的障害を含む）に重度の障害があるため日常生活において常時介護を必要とする 20 歳未満の在宅の重度障害児

(3) 財源の負担割合

区 分	負担割合
国	3/4
市	1/4

根 拠 法 令 等

◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)

制 度 の 現 況

障害児福祉手当の支給件数及び支給額の状況

(各年度決算による)

年度	30	元	2	3	4
件数 (件)	2,428	2,435	2,407	2,400	2,502
金額 (円)	35,541,990	35,957,930	35,780,070	35,712,000	37,167,390

区 分	22 障害者施設等通所交通費の助成	所管係	福祉サービス係
-----	-------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

障害者施設等に通所する障害者に交通費の一部を助成する。

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市障害者施設等通所交通費助成事業実施要項

制 度 の 現 況

助成の状況

(単位：円)

年 度	30	元	2	3	4
前期 (4 月～9 月)	3,799,960	4,104,840	4,089,125	4,406,553	4,388,360
後期 (10 月～3 月)	4,050,375	4,322,100	4,003,640	4,506,295	4,406,765
交通費助成額	7,850,335	8,426,940	8,092,765	8,912,848	8,795,125

区 分	23 身体障害者・知的障害者・精神障害者に対する NHK 放送受信料の減免	所管係	社会参加推進係
<p style="text-align: center;">( 制 度 の 概 要 )</p> <p>NHK 放送受信料（衛星放送を含む）が減免される。</p> <p>(1) 全額免除 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のいる世帯で、かつ世帯員全員が非課税の場合。</p> <p>(2) 半額免除 世帯主が、視覚障害者又は聴覚障害者あるいは、身体障害者（1・2 級）、知的障害者（A）、精神障害者（1 級）である場合。</p> <p style="text-align: center;">( 根 拠 法 令 等 )</p> <p>◇ 日本放送協会受信料の免除基準（昭和 43 年 4 月 1 日公告）</p>			

区 分	24 各種団体への補助	所管係	社会参加推進係																																				
<p style="text-align: center;">( 制 度 の 概 要 )</p> <p>障害者の自立、社会参加を促進し、障害のある方が構成する団体を育成するため、各団体（宇治市身体障害者福祉協議会、宇治市肢体障害者協会、宇治市視覚障害者協会、宇治市ろうあ協会及び宇治市中途失聴・難聴者協会）の年間を通じた活動に対して補助を行う。</p> <p style="text-align: center;">財源の負担割合                      市単独事業</p> <p style="text-align: center;">( 根 拠 法 令 等 )</p> <p>◇ 宇治市補助金等交付規則（昭和 48 年宇治市規則第 19 号）</p> <p style="text-align: center;">( 制 度 の 現 況 )</p> <p style="text-align: center;">補助金交付の状況 <span style="float: right;">（各年度決算による）（単位：円）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">区 分 \ 年 度</th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">宇治市身体障害者福祉協議会</td> <td>700,000</td> <td>700,000</td> <td>336,705</td> <td>282,901</td> <td>547,521</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">宇治市肢体障害者協会</td> <td>370,000</td> <td>370,000</td> <td>370,000</td> <td>370,000</td> <td>370,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">宇治市視覚障害者協会</td> <td>360,000</td> <td>360,000</td> <td>360,000</td> <td>360,000</td> <td>360,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">宇治市ろうあ協会</td> <td>290,000</td> <td>590,000</td> <td>290,000</td> <td>290,000</td> <td>290,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">宇治市中途失聴・難聴者協会</td> <td>150,000</td> <td>150,000</td> <td>150,000</td> <td>150,000</td> <td>150,000</td> </tr> </tbody> </table>				区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4	宇治市身体障害者福祉協議会	700,000	700,000	336,705	282,901	547,521	宇治市肢体障害者協会	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000	宇治市視覚障害者協会	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	宇治市ろうあ協会	290,000	590,000	290,000	290,000	290,000	宇治市中途失聴・難聴者協会	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4																																		
宇治市身体障害者福祉協議会	700,000	700,000	336,705	282,901	547,521																																		
宇治市肢体障害者協会	370,000	370,000	370,000	370,000	370,000																																		
宇治市視覚障害者協会	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000																																		
宇治市ろうあ協会	290,000	590,000	290,000	290,000	290,000																																		
宇治市中途失聴・難聴者協会	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000																																		

区 分	25 障害者介護給付費等支給認定審査会	所管係	福祉サービス係
-----	---------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

障害者等の介護給付費等の支給申請に対し、障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定を行う。

財源の負担割合 市単独事業

根 拠 法 令 等

- ◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- ◇ 宇治市障害者介護給付費等支給認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成 18 年宇治市条例第 8 号）
- ◇ 宇治市障害者介護給付費等支給認定審査会規則（平成 18 年宇治市規則第 28 号）

制 度 の 現 状

審査件数 (各年度決算による) (単位：件)

年度	30	元	2	3	4
件数(宇治田原町分含む)	553	422	453	567	488

区 分	26 社会参加促進事業	所管係	社会参加推進係
-----	-------------	-----	---------

制 度 の 概 要

障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自動車運転免許の取得、自動車の改造に要した経費・費用を助成する。

財源の負担割合

区 分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

根 拠 法 令 等

- ◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- ◇ 地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ◇ 宇治市障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要項
- ◇ 宇治市身体障害者自動車改造助成事業実施要項



制度の現況

(1) 障害者自動車運転免許取得教習費助成事業

障害者の就労の促進を図るため、自動車運転免許を取得した障害者に対し、免許取得に要した教習費を助成する。所得制限あり。

① 免許の種類

第1種普通自動車免許

② 助成額

教習費の3分の2以内で10万円を限度とする。

③ 対象者

身体障害者手帳及び療育手帳並びに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、求職中である者。

④ 助成の状況

(各年度決算による)

年度	30	元	2	3	4
件数(件)	0	0	0	0	0
扶助額(円)	0	0	0	0	0

(2) 身体障害者用自動車改造費助成事業

身体障害者手帳の交付を受けている重度の上下肢又は体幹機能障害者であり、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者に、その経費を助成する。所得制限あり。

① 助成額

100,000円を限度とする。

② 対象者

障害の区分	障害の等級
上肢機能障害	1級から3級までの各級
下肢機能障害	1級から4級までの各級
体幹機能障害	1級から3級までの各級

③ 助成の状況

(各年度決算による)

年度	30	元	2	3	4
件数(件)	2	4	2	2	3
扶助額(円)	197,000	400,000	200,000	200,000	300,000

区 分	27 障害者意思疎通支援事業	所管係	社会参加推進係
-----	----------------	-----	---------

### 制 度 の 概 要

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行い、意思の疎通の円滑化を図ることを目的とする。

#### 財源の負担割合

区 分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

### 根 拠 法 令 等

- ◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- ◇ 地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ◇ 宇治市要約筆記者派遣事業実施要綱（昭和 62 年宇治市告示第 55 号）
- ◇ 宇治市手話通訳者派遣事業実施要綱（昭和 57 年宇治市告示第 48 号）

### 制 度 の 現 況

#### (1) 要約筆記者派遣事業

聴覚障害者が社会参加のために円滑な意思疎通を図る上で支障がある場合に、要約筆記者を派遣する。

要約筆記派遣対象は、次に掲げる場合において、要約筆記によるほかに適当な意思疎通の方法が得られないときに限る。

- ① 公的機関主催の講演、講座等に参加する場合
- ② 宇治市難聴者協会その他の福祉関係団体主催の会議等に参加する場合
- ③ 医療機関において、診療を受け、又は相談する場合
- ④ 冠婚葬祭、自治会における活動その他の社会活動を営む場合
- ⑤ その他市長が必要と認める場合

#### 派遣件数及び派遣事業費の状況

(各年度決算による)

年度	30	元	2	3	4
派遣件数 (件)	458	422	278	292	402
派遣事業費 (円)	1,965,280	1,812,150	1,022,950	1,058,460	1,631,700

#### (2) 手話通訳者の派遣事業

聴覚障害者が、公的機関や医療機関等におもむくことが不可欠の時に、適当な付き添いが得られないため円滑な意思の疎通を図る上で支障がある場合に、手話通訳者を派遣する。

#### 派遣件数及び派遣事業費の状況

(各年度決算による)

年度	30	元	2	3	4
派遣件数 (件)	458	400	320	248	263
派遣事業費 (円)	1,393,150	1,309,470	932,700	738,790	788,080

区 分	28 宇治市手話通訳職員派遣事業	所管係	社会参加推進係
<p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>聴覚・言語障害者がその日常生活を営むうえでコミュニケーション等に関して著しい支障が生じる場合に、当該聴覚・言語障害者に対して、本市の手話通訳職員を派遣する。</p> <p>財源の負担割合                      市単独事業</p> <p style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <p>◇ 宇治市手話通訳職員派遣要綱（昭和 57 年宇治市告示第 47 号）</p>			

区 分	29 日常生活用具給付事業	所管係	社会参加推進係																										
<p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>在宅の重度障害児・者に対し、日常生活の便宜を図るため特殊便器、特殊マット、特殊寝台等の日常生活用具の給付及び貸与を行う。</p> <p>(1) 給付 特殊便器、特殊マット、特殊寝台、点字器、収尿器、歩行補助つえ、頭部保護帽、ストーマ装具（尿路系、消化器系）等</p> <p>(2) 貸与 福祉電話</p> <p>(3) 財源の負担割合</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>区 分</td> <td>負担割合</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>基準額の 1/2</td> </tr> <tr> <td>府</td> <td>基準額の 1/4</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>上記以外</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <p>◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号） ◇ 宇治市障害者等日常生活用具給付等事業実施要項</p> <p style="text-align: center;">制 度 の 現 況</p> <p>日常生活用具給付の状況（延べ件数） <span style="float: right;">（単位：件）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>年度</td> <td>30</td> <td>元</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>身体障害者</td> <td>4,041</td> <td>4,229</td> <td>4,187</td> <td>4,966</td> <td>4,692</td> </tr> <tr> <td>身体障害児</td> <td>348</td> <td>398</td> <td>434</td> <td>399</td> <td>399</td> </tr> </table>				区 分	負担割合	国	基準額の 1/2	府	基準額の 1/4	市	上記以外	年度	30	元	2	3	4	身体障害者	4,041	4,229	4,187	4,966	4,692	身体障害児	348	398	434	399	399
区 分	負担割合																												
国	基準額の 1/2																												
府	基準額の 1/4																												
市	上記以外																												
年度	30	元	2	3	4																								
身体障害者	4,041	4,229	4,187	4,966	4,692																								
身体障害児	348	398	434	399	399																								

区 分	30 重度身体障害者訪問入浴サービス事業	所管係	福祉サービス係																																
<p>制 度 の 概 要</p> <p>在宅の重度の身体障害者を介護する者の負担を軽減するため、移動入浴車により家庭を訪問し、入浴サービスを行う。</p> <p>財源の負担割合</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>負担割合</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>基準額の 1/2</td> </tr> <tr> <td>府</td> <td>基準額の 1/4</td> </tr> <tr> <td>市</td> <td>上記以外</td> </tr> </table> <p>根 拠 法 令 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）</li> <li>◇ 宇治市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要項</li> </ul> <p>制 度 の 現 況</p> <p>利用の状況 (各年度決算による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者（人）</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>利用回数（回）</td> <td>300</td> <td>328</td> <td>371</td> <td>402</td> <td>419</td> </tr> <tr> <td>事業費（円）</td> <td>2,989,750</td> <td>3,272,900</td> <td>3,710,000</td> <td>4,019,520</td> <td>4,187,000</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	負担割合	国	基準額の 1/2	府	基準額の 1/4	市	上記以外	年度	30	元	2	3	4	利用者（人）	11	12	10	11	12	利用回数（回）	300	328	371	402	419	事業費（円）	2,989,750	3,272,900	3,710,000	4,019,520	4,187,000
区 分	負担割合																																		
国	基準額の 1/2																																		
府	基準額の 1/4																																		
市	上記以外																																		
年度	30	元	2	3	4																														
利用者（人）	11	12	10	11	12																														
利用回数（回）	300	328	371	402	419																														
事業費（円）	2,989,750	3,272,900	3,710,000	4,019,520	4,187,000																														

区 分	31 障害者生活支援センター運営事業	所管係	福祉サービス係												
<p>制 度 の 概 要</p> <p>福祉サービス等の利用に関する相談や情報提供、社会資源を活用する支援等を行う障害者生活支援センターを運営し、障害者やその家族の地域における生活を支援する。</p> <p>平成 17 年度開設</p> <p>財源の負担割合 市単独事業</p> <p>根 拠 法 令 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市町村障害者生活支援事業の実施について（平成 8 年 5 月 10 日社援更第 133 号厚生省社会・援護局長通知）</li> <li>◇ 宇治市障害者生活支援センター運営事業実施要項</li> </ul> <p>制 度 の 現 況</p> <p>利用の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数（件）</td> <td>7,233</td> <td>7,477</td> <td>6,821</td> <td>6,569</td> <td>7,209</td> </tr> </tbody> </table>				年度	30	元	2	3	4	相談件数（件）	7,233	7,477	6,821	6,569	7,209
年度	30	元	2	3	4										
相談件数（件）	7,233	7,477	6,821	6,569	7,209										

区 分	32 生活支援事業	所管係	社会参加推進係 福祉サービス係
-----	-----------	-----	--------------------

制 度 の 概 要

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的とする。

財源の負担割合

区 分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

根 拠 法 令 等

- ◇ 地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

制 度 の 現 況

(1) 中途失明者点字講習会事業

宇治市視覚障害者協会に委託し、中途失明者を対象に点字講習会を行う。

実施の状況

年度	30	元	2	3	4
開催延回数（回）	48	48	48	48	48
事業費（円）	298,000	298,000	298,000	298,000	298,000

(2) 精神障害者社会復帰集団指導事業

回復途上にある在宅の精神障害者に対して、作業能力や生活能力を高め、社会生活への適応が図れるように、次の各号を実施する。

- ① 再発防止
- ② 対人関係の改善
- ③ 家庭・地域社会への適応
- ④ 日常生活能力等の獲得
- ⑤ 仲間作りを目標として指導及び訓練

利用の状況

(単位：人)

年度	30	元	2	3	4
登録数	8	7	6	6	5
利用延人数	279	247	120	133	157

区 分	33 障害者移動支援事業	所管係	福祉サービス係
-----	--------------	-----	---------

制 度 の 概 要

屋外での移動が困難な障害者等に対し、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を個別に行う。

(1) 対象者

- ① 車いすを常用している肢体障害児・者（電動車いすを含む）
- ② 知的障害児・者
- ③ 精神障害児・者

(2) 財源の負担割合

区 分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

根 拠 法 令 等

- ◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- ◇ 地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ◇ 宇治市障害者等移動支援事業実施要項

制 度 の 現 況

利用時間 (各年度決算による) (単位：時間)

年度	30	元	2	3	4
時間	36,604	33,793	24,203	23,817	24,659

区分

34 日中一時支援事業

所管係

福祉サービス係

## 制度の概要

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に支援を行う。

## 財源の負担割合

区分	負担割合
国	基準額の 1/2
府	基準額の 1/4
市	上記以外

## 根拠法令等

- ◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- ◇ 地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ◇ 宇治市障害者等日中一時支援事業実施要項

## 制度の現況

## (1) 障害者日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う。

## 利用の状況

(単位：時間)

年度	30	元	2	3	4
時間	99,139	111,017	98,533	86,098	88,450

## (2) 心身障害者介護支援（レスパイトサービス）事業

在宅の障害者を介護している保護者の負担軽減を図るため、一時的な休息を目的に介護等の支援を行う。

## 利用の状況

年度	30	元	2	3	4
利用回数（回）	1,605	1,793	1,709	1,730	1,952
補助金（円）	3,363,836	3,651,528	3,187,840	3,008,667	3,336,577

区 分	35 特別児童扶養手当の進達	所管係	庶務企画係
-----	----------------	-----	-------

制 度 の 概 要

身体・知的・精神に中程度以上の障害のある 20 歳未満の児童を家庭で養育する父母等の保護者に、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される「特別児童扶養手当」に関して、関係書類の受付・進達等の事務を執り行う。

※ 決定・支給は府において行われる。所得制限あり。

(1) 手当額

- |             |         |    |                |
|-------------|---------|----|----------------|
| ① 中度障害者（2級） | 児童1人につき | 月額 | 34,900円（令和4年度） |
| ② 重度障害者（1級） | 児童1人につき | 月額 | 52,400円（令和4年度） |

(2) 支給月

4月、8月、12月（ただし、12月分は11月）の3期で前月分まで支給

根 拠 法 令 等

- ◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）
- ◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）
- ◇ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）

制 度 の 現 況

特別児童扶養手当認定対象児童数 (各年度3月末現在) (単位：人)

年度	30	元	2	3	4
1級認定対象児童	187	187	187	197	190
2級認定対象児童	493	504	517	521	541
計	680	691	704	718	731

※ 京都府調

※ 所得制限等により支給停止中を含む

区 分	36 地域活動支援センター事業	所管係	福祉サービス係
-----	-----------------	-----	---------

制 度 の 概 要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターに通所する障害者に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行う。

財源の負担割合

区 分	負担割合
国	基準額の1/2
府	基準額の1/4
市	上記以外



根 拠 法 令 等

- ◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- ◇ 地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

制 度 の 現 況

支援状況 (各年度決算による)

年 度	30	元	2	3	4
事業所数（所）	4	4	4	4	4
事業費（円）	13,739,410	14,544,022	15,815,838	14,376,656	13,400,422

区 分

37 軽・中等度難聴児支援事業

所管係

庶務企画係

制 度 の 概 要

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児(両耳の聴力が 30～70dB 程度)に対し、補聴器の購入等の費用を助成することで、健全な育成を支援する。

(1) 補聴器の種類

- ① 高度難聴用ポケット型
- ② 高度難聴用耳かけ型
- ③ ①・②以外の型式で医師が必要と認めた補聴器

(2) 財源の負担割合

区 分	負担割合
府	1/3
市	1/3
申請者	1/3

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市軽度・中等度難聴児支援事業実施要項

制 度 の 現 況

件数および負担額の状況 (年度決算による)

年 度	30	元	2	3	4
交付修理件数(件)	10	25	14	17	12
扶助費（円）	276,065	448,999	373,381	462,723	401,771



# こども福祉課

係	分掌事務
子育て企画係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。</li> <li>(2) 次世代育成支援対策行動計画に関する事。</li> <li>(3) ファミリーサポートセンター事業に関する事。</li> <li>(4) 地域子育て支援拠点事業に関する事。</li> <li>(5) 児童虐待に関する事。</li> <li>(6) 乳幼児健康支援一時預かり事業に関する事。</li> <li>(7) 来庁者子育て支援コーナーに関する事。</li> <li>(8) こどもショートステイ事業に関する事。</li> <li>(9) 子ども・子育て支援情報発信事業に関する事。</li> <li>(10) 子育て支援施策の調整に関する事。</li> <li>(11) こども家庭相談に関する事。</li> </ul>
児童給付係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童手当に関する事。</li> <li>(2) 児童扶養手当に関する事。</li> <li>(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事。</li> <li>(4) 奨学金に関する事。</li> <li>(5) 宇治市奨学資金に関する事。</li> <li>(6) 入院助産施設及び母子生活支援施設に関する事。</li> <li>(7) 関係団体の補助に関する事。</li> <li>(8) 児童館に関する事。</li> </ul>
学童保育係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 育成学級指導員に関する事。</li> <li>(2) 学童保育協力金の調定及び収納に関する事。</li> <li>(3) 放課後児童健全育成事業に係る傷害保険に関する事。</li> <li>(4) 児童の入退級に関する事。</li> <li>(5) 育成学級の施設に関する事。</li> <li>(6) その他放課後児童健全育成事業に関する事。</li> </ul>



区 分	1 乳幼児健康支援一時預かり事業	所管係	子育て企画係																														
<p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>病気回復期等で集団保育が困難であり、保護者の勤務の都合等により家庭での保育が困難な児童に対して保育と看護を行うもので、平成 8 年 9 月から宇治病院（令和 2 年 3 月まで）、平成 14 年 11 月から浅妻医院、平成 27 年 7 月から宇治徳洲会病院で実施している。</p> <p style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <p>◇ 宇治市乳幼児健康支援一時預かり事業実施要項（平成 8 年 9 月 3 日施行）</p> <p style="text-align: center;">制 度 の 現 況</p> <p>利用状況（延べ利用日数） <span style="float: right;">（各年度 3 月末現在）（単位：日）</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">区 分 \ 年 度</th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宇 治 病 院</td> <td>451</td> <td>299</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>浅 妻 医 院</td> <td>686</td> <td>647</td> <td>102</td> <td>131</td> <td>217</td> </tr> <tr> <td>宇治徳洲会病院</td> <td>476</td> <td>472</td> <td>97</td> <td>342</td> <td>395</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,613</td> <td>1,418</td> <td>199</td> <td>473</td> <td>612</td> </tr> </tbody> </table>				区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4	宇 治 病 院	451	299	—	—	—	浅 妻 医 院	686	647	102	131	217	宇治徳洲会病院	476	472	97	342	395	計	1,613	1,418	199	473	612
区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4																												
宇 治 病 院	451	299	—	—	—																												
浅 妻 医 院	686	647	102	131	217																												
宇治徳洲会病院	476	472	97	342	395																												
計	1,613	1,418	199	473	612																												

区 分	2 地域子育て支援拠点事業	所管係	子育て企画係
<p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>少子高齢化や家族規模の縮小、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援している。</p> <p>実施施設として、市直営の西部地域子育て支援センター（小倉双葉園保育所内）、社会福祉法人に委託したげんきひろば（JR 宇治駅前市民交流プラザゆめりあ うじ内）、南部地域子育て支援センター（同胞こども園内）、東部地域子育て支援センター（なかよし保育園・分園「あいあい」内）及び北部地域子育て支援センター（第 2 登りこども園「ほーぷるのぼり」内）、NPO 法人に委託した「りぼん」（平和堂 100BAN 店 2 階）、「ぶんきょうにこにこルーム」（京都文教大学・京都文教短期大学月照館 1 階）、「ひあ にしおぐら」（小倉町南浦）、「toridori（トリドリ）」（アル・プラザ宇治東 2 階）、「ぼけっと」（伊勢田こども園ホール及び伊勢田町浮面）がある。</p> <p style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <p>◇ 宇治市地域子育て支援拠点事業実施要項（平成 20 年 4 月 1 日施行）</p>			

区 分	3 ファミリー・サポート・センター	所管係	子育て企画係																																				
<p>制 度 の 概 要</p> <p>保護者の就労と子育て等の両立を図るため、子育て等の援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織化し、子育て等の援助活動を行うことで安心して働くことのできる環境づくりを支援するファミリー・サポート・センターをJR宇治駅前市民交流プラザゆめりあうじ内に設置し、会員登録の受付、援助活動の支援を行っている。</p> <p>制 度 の 現 況</p> <p>会員数及び利用件数 (各年度3月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>援助会員 (人)</td> <td>123</td> <td>123</td> <td>128</td> <td>125</td> <td>142</td> </tr> <tr> <td>依頼会員 (人)</td> <td>1,328</td> <td>1,257</td> <td>1,162</td> <td>1,108</td> <td>1,114</td> </tr> <tr> <td>両方会員 (人)</td> <td>24</td> <td>18</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>計 (人)</td> <td>1,475</td> <td>1,398</td> <td>1,305</td> <td>1,246</td> <td>1,267</td> </tr> <tr> <td>利用件数 (件)</td> <td>1,449</td> <td>1,514</td> <td>1,456</td> <td>1,486</td> <td>1,302</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 両方会員とは、援助会員であり、かつ依頼会員である会員をいう。</p>				区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4	援助会員 (人)	123	123	128	125	142	依頼会員 (人)	1,328	1,257	1,162	1,108	1,114	両方会員 (人)	24	18	15	13	11	計 (人)	1,475	1,398	1,305	1,246	1,267	利用件数 (件)	1,449	1,514	1,456	1,486	1,302
区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4																																		
援助会員 (人)	123	123	128	125	142																																		
依頼会員 (人)	1,328	1,257	1,162	1,108	1,114																																		
両方会員 (人)	24	18	15	13	11																																		
計 (人)	1,475	1,398	1,305	1,246	1,267																																		
利用件数 (件)	1,449	1,514	1,456	1,486	1,302																																		

区 分	4 こどもショートステイ事業	所管係	子育て企画係												
<p>制 度 の 概 要</p> <p>保護者が疾病や疲労等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、当該児童を実施施設において一定期間養育・保護を行うものとして平成17年度より実施。実施施設は、桃山学園、京都大和の家、和敬学園、平安養育院及びメリーアティックボンドの計5か所。</p> <p>根 拠 法 令 等</p> <p>◇ 宇治市こどもショートステイ事業実施要項 (平成17年4月1日施行)</p> <p>制 度 の 現 況</p> <p>利用状況 (延べ利用日数) (各年度3月末現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用日数 (日)</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>36</td> <td>51</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table>				区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4	利用日数 (日)	11	15	36	51	54
区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4										
利用日数 (日)	11	15	36	51	54										

区 分	5 子育て支援総合コーディネート事業	所管係	子育て企画係
-----	--------------------	-----	--------

制 度 の 概 要

子育て家庭への支援の充実を図るため、「来庁者子育て支援コーナー」に子育て支援総合コーディネーター（専門相談員）と保育士を配置し、本市独自の行政サービスである来庁者の子どもの一時預かり及び子ども・子育て支援新制度に基づいた利用者支援事業として子育て支援全般に関する相談を実施している。

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市来庁者子育て支援コーナー事業実施要項（平成 27 年 4 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

利用状況（延べ利用人数）

（各年度 3 月末現在）

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
預 かり (人)	1,824	1,678	1,080	943	1,141
相 談 (人)	1,508	1,514	1,070	917	1,217

区 分	6 児童手当の支給	所管係	児童給付係
-----	-----------	-----	-------

制 度 の 概 要

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため支給するもの。平成 22 年 4 月から平成 24 年 3 月までは「子ども手当」として同様の支給があった。令和 4 年度 6 月分より支給対象外となる所得上限限度額が設けられた。

(1) 主な支給要件

- ① 日本国内に住所を有すること
- ② 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育していること
- ③ 児童が国内に居住していること（留学を除く）

(2) 支給額

支給対象となる児童		月 額
0 歳～3 歳未満		一律 15,000 円
3 歳以上～小学校修了前	第 1 子・第 2 子	10,000 円
	第 3 子以降	15,000 円
小学校修了後中学校修了前		一律 10,000 円

※ 所得制限限度額以上所得上限限度額未満の場合は、上記によらず一律 5,000 円  
所得上限限度額以上の場合、支給対象外

(3) 財源の負担割合

支給対象となる児童		国	府	市
0歳～3歳未満	被用者	37/45	4/45	4/45
	非被用者	4/6	1/6	1/6
3歳以上～ 小学校修了前	第1子・第2子	4/6	1/6	1/6
	第3子以降	4/6	1/6	1/6
小学校修了後中学校修了前		4/6	1/6	1/6
所得制限超過世帯		4/6	1/6	1/6

※ 国には事業主負担分を含む

※ 平成24年4月分より支給

根拠法令等

- ◇ 児童手当法（昭和46年法律第73号）
- ◇ 児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）
- ◇ 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）
- ◇ 児童手当の支払日に関する規則（昭和50年宇治市規則第10号）

制度の現況

児童手当支給状況

(各年度3月末現在)

年度 区分	30	元	2	3	4
受給者数(人)	12,602	12,286	11,917	12,301	11,460
児童数(人)	20,824	21,042	20,328	20,392	19,012
支給額(円)	2,847,550,000	2,750,740,000	2,655,670,000	2,569,385,000	2,452,865,000

区分

7 児童扶養手当の支給

所管係

児童給付係

制度の概要

父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていない児童等を養育する家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため支給するもの。対象となる児童は、18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童若しくは20歳未満の中程度以上の障害がある児童。

平成14年8月以降、府からの権限委譲により、市において審査・決定し支給。所得制限あり。

平成22年8月以降、父子家庭も支給の対象となった。

平成26年12月以降、公的年金等を受給している場合、年金額が児童扶養手当額より少額であれば、その差額が支給されるようになった。

平成28年8月以降、第2子以降の加算額が引き上げられた。また、加算額はこれまでの定額から所得に応じて支給額が逡減されるようになった。

平成30年8月以降、全部支給の所得制限限度額が引き上げられた。

令和元年11月以降、各奇数月に支払いがされるようになった。

令和3年3月以降、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額が児童扶養手当として支給されるようになった。



(1) 支給要件

次のいずれかに該当する児童について、父又は母等がその児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給される。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が一定程度の障害の状態にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ その他（父又は母が1年以上遺棄している児童、父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童、父又は母が1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など）

(2) 支給額

	全部支給	一部支給
第1子	44,140円	44,130円～10,410円
第2子	10,420円	10,410円～5,210円
第3子以降	6,250円	6,240円～3,130円

※ 令和5年4月分より支給

(3) 支給月

奇数月にそれぞれ前月分までを支給する。

(4) 財源の負担割合

区分	負担割合
国	1/3
市	2/3

根 拠 法 令 等

- ◇ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）
- ◇ 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）
- ◇ 児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）
- ◇ 児童扶養手当の支払日に関する規則（平成14年宇治市規則第37号）

制 度 の 現 況

児童扶養手当受給者数(全額支給停止者を含む)

(各年度3月末現在)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
受 給 者 数 (人)	1,708	1,613	1,589	1,560	1,527
対象児童数 (人)	2,260	2,144	2,104	2,009	1,911
支 給 額 (円)	774,469,450	946,473,000	719,039,750	708,093,130	669,706,310

区 分	8 入院助産制度	所管係	児童給付係
-----	----------	-----	-------

制 度 の 概 要

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院して出産することが困難な妊産婦に助産施設を提供し、出産に要した費用についてその経費を負担する。

(1) 入所措置対象者

次の①及び②の条件を共に満たしている人

ただし、生活保護世帯に属している人あるいは市町村民税非課税世帯に属している人は、下記にかかわらず対象とする。

- ① 前年分の市町村民税所得割額が 19,000 円以下の世帯に属していること
- ② 医療保険による出産に対する給付金（出産育児一時金）が、488,000 円以上支給されないこと

(2) その他

- ① 所得による階層区分により自己負担金がある。
- ② 助産施設が指定されている。

(3) 財源の負担割合

自己負担額を除いた額

区 分	負担割合
国	1/2
府	1/4
市	1/4

根 拠 法 令 等

- ◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ◇ 助産施設に関する規則（昭和 43 年宇治市規則第 23 号）

制 度 の 現 況

措置人員及び事業費の状況

(各年度決算額)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
措置人員 (人)	23	14	14	9	10
事業費 (円)	9,341,454	9,164,753	7,170,060	8,008,978	6,197,553

区 分	9 奨学資金の貸与	所管係	児童給付係
-----	-----------	-----	-------

制 度 の 概 要

勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な人に奨学資金を貸与する。  
 奨学資金は、宇治市奨学資金及び宇治市篤志者奨学資金とする。(市単独事業)

(1) 制度を利用できる人

- ① 国・公・私立の高等学校、高等専門学校及び大学のいずれかに在学していること
- ② 保護者が宇治市内に在住していること
- ③ 学資の支出が困難であること(宇治市が定める所得基準以内)
- ④ 日本学生支援機構や他の奨学資金の貸付(給付)を受けていないこと

(2) 奨学資金の額

- ① 高等学校
  - ア 国公立 月額 6,600 円
  - イ 私立 月額 13,500 円
- ② 高等専門学校
  - ア 1～3 学年 月額 6,600 円
  - イ 4～5 学年 月額 12,000 円
- ③ 大学
  - ア 国公立 月額 21,000 円
  - イ 私立 月額 30,000 円

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市奨学資金貸与条例(平成 17 年宇治市条例第 12 号)
- ◇ 宇治市奨学資金貸与条例施行規則(平成 17 年宇治市規則第 26 号)
- ◇ 宇治市篤志者奨学基金条例(昭和 54 年宇治市条例第 1 号)

制 度 の 現 況

貸与人数及び貸与額の状況

(各年度決算額)

年 度		30	元	2	3	4
区 分						
貸与人数(人)	高 等 学 校	0	0	0	0	0
	高等専門学校	0	0	0	0	0
	大 学	4	3	0	0	0
	計	4	3	0	0	0
貸 与 額 (円)		1,440,000	1,080,000	0	0	0

区 分	10 母子家庭奨学金の進達	所管係	児童給付係
-----	---------------	-----	-------

制 度 の 概 要

京都府内（京都市を除く）の母子家庭に対し、教育、養育等に要する経費の一部を助成することにより、母子家庭の福祉を推進する目的で支給される。

進達事務のため、府において決定され、支給される。

(1) 支給対象者

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項の規定による女子であって、乳幼児、小学生、中学生、高校生を扶養している者又はこれに準じると知事が認める者（20 歳未満で府の他の奨学金を受給している者を除く。）

(2) 支給額

① 乳幼児	1 人当り年額	11,000 円
② 小学生	1 人当り年額	21,500 円
③ 中学生	1 人当り年額	43,000 円
④ 高校生	1 人当り年額	64,000 円
	(高等学校入学支度金)	35,000 円)

根 拠 法 令 等

◇ 母子家庭奨学金等支給要綱（昭和 49 年京都府告示第 241 号）

制 度 の 現 況

受給状況

(各年度 3 月末現在)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
受給者数 (人)	1,535	1,471	1,460	1,489	1,520

区 分	11 ひとり親家庭等福祉生活資金の貸付	所管係	児童給付係
-----	---------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

宇治市に居住するひとり親家庭の父又は母及び児童等に、日常生活に緊急に必要とする生活資金を無利子で貸し付ける。(市単独事業)

(平成 17 年度より父子家庭も対象)

貸付の要件

① 貸付限度額	50,000 円以内
② 返済期限	貸付の日から 1 年以内

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市ひとり親家庭等福祉生活資金貸付規則（昭和 41 年宇治市規則第 15 号）

制 度 の 現 況

貸付の状況

(各年度決算額)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
貸付件数(件)	0	1	0	0	0
貸付金額(円)	0	50,000	0	0	0

区 分

12 ひとり親家庭自立支援給付事業

所管係

児童給付係

制 度 の 概 要

ひとり親家庭の親等の就業をより効果的に促進するため、資格取得のための費用等の一部を支給する。  
(平成 25 年度より父子家庭も対象)

対象者

宇治市内在住のひとり親家庭の親等で、本人の所得が児童扶養手当支給水準であること。

① 自立支援教育訓練給付金事業

ア 対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座（一般教育訓練・特定一般教育訓練・専門実践教育訓練）

イ 支給金額

教育訓練経費の 60%（12,001 円以上 200,000 円以下）

※ 専門実践教育訓練の場合は、400,000 円×修業年数に相当する額。最大 1,600,000 円

※ 雇用保険制度の一般教育訓練給付金の受給者は、教育訓練経費の 60%と一般教育訓練給付金受給額との差額を支給

② 高等職業訓練促進給付金事業

ア 対象資格（1 年以上（令和 5 年度中に開始の場合に限り 6 月以上）のカリキュラムが対象）

看護師（准看護師を含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、調理師、歯科衛生士、歯科技工士、言語聴覚士、製菓衛生師、社会福祉士、システムズ認定資格 等

イ 支給金額

● 訓練促進給付金

非課税世帯：月額 100,000 円

課税世帯：月額 70,500 円

（修業期間の最後の 12 ヶ月は支給金額が増額）

● 修了支援給付金（卒業後に支給）

非課税世帯：50,000 円

課税世帯：25,000 円

ウ 支給期間

修学期間の全期間

※ ただし、上限 48 ヶ月（平成 31 年 4 月に修学中の者から適用）

③ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ア 対象講座 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座

イ 支給金額

● 通信制の場合

- ①受講開始時給付金 受講経費の 40% (上限 100,000 円)
- ②受講修了時給付金 受講経費の 10% (①と合わせて上限 125,000 円)
- ③合格時給付金 受講経費の 10% (①②と合わせて上限 150,000 円)

● 通学又は通学及び通信制併用の場合

- ①受講開始時給付金 受講経費の 40% (上限 200,000 円)
- ②受講修了時給付金 受講経費の 10% (①と合わせて上限 250,000 円)
- ③合格時給付金 受講経費の 10% (①②と合わせて上限 300,000 円)

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和 39 年法律第 129 号)
- ◇ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 (昭和 39 年政令第 224 号)
- ◇ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則 (昭和 39 年厚生省令第 32 号)
- ◇ 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について (平成 26 年 9 月 30 日 雇児発 0930 第 3 号)
- ◇ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施について (平成 27 年 4 月 10 日雇児発 0410 第 5 号)
- ◇ 宇治市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要項
- ◇ 宇治市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業実施要項
- ◇ 宇治市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要項

制 度 の 現 況

(1) 受給状況

① 自立支援教育訓練給付金事業

(各年度決算額)

年 度	30	元	2	3	4
区 分					
支 給 件 数 (件)	5	4	10	8	4
支 給 額 (円)	166,992	176,688	531,147	343,812	266,974

② 高等職業訓練促進給付金事業

年 度	30	元	2	3	4
区 分					
訓練促進給付金 支 給 件 数 (件)	13	14	15	14	13
修了支援給付金 支 給 件 数 (件)	4	4	5	6	4
支 給 額 (円)	12,467,500	16,640,000	19,480,000	17,569,000	15,548,500

③ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

年 度	30	元	2	3	4
区 分					
支 給 件 数 (件)	0	0	0	1	1
支 給 額 (円)	0	0	0	150,000	84,612

## (2) 財源の負担割合

区 分	負担割合
国	3/4
市	1/4

区 分

13 宇治市奨学金返還支援制度

所管係

児童給付係

### 制 度 の 概 要

若年層の宇治市への定住促進、「子育てしやすいまちづくり」を目的に、日本学生支援機構等の奨学金の返還に対する支援金を最長5年間交付する。募集人数は50人/年。

子育て世帯を優先とし、対象年度に結婚や出産のライフイベントがあった年度は支援額を増額する。  
(市単独事業)

#### (1) 対象者

以下のすべてに該当する人

- ① 申請する日の属する年の3月31日時点で満35歳未満であること
- ② 申請年度の10月1日時点で宇治市内に住所を有し、今後も引き続き5年以上宇治市内に居住する見込みであること
- ③ 宇治市奨学資金又は日本学生支援機構(第一種・第二種)の奨学金の貸与を受け、大学、高等専門学校、専修学校、大学院等を卒業後、当該奨学金を滞納なく返還していること
- ④ 就労していること(正規・非正規を問わない。ただし、公務員は除く)
- ⑤ 宇治市に納付すべき市税等を滞納していないこと
- ⑥ 申請年度の前年の合計所得金額が276万円以下であること
- ⑦ 宇治市暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではないこと
- ⑧ 他の自治体による同様の返還支援を受けていないこと

#### (2) 返還支援の額

前年度10月から1年間の奨学金返還額の1/2(85,000円上限)  
ライフイベント時は返還額の3/4(130,000円上限)

### 根 拠 法 令 等

◇ 宇治市奨学金返還支援事業実施要項

### 制 度 の 現 況

令和4年度支援対象者数	130人
令和4年度新規採用者数	44人(うち子育て世帯17人・ライフイベント該当者6人)
令和4年度支援総額	11,098,792円

区 分	14 育成学級への入級	所管係	学童保育係
-----	-------------	-----	-------

制 度 の 概 要

(1) 目 的

保護者の労働又は疾病等の理由により昼間保護者が不在となる児童を放課後組織的に指導し、児童の安全と心身の健全な育成を図る。

(2) 対象児童

宇治市立小学校（笠取、笠取第二小学校除く。）に在学する児童で、次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。

- ① 保護者が、労働その他の事情により昼間不在である家庭の児童
- ② 保護者が、疾病又は看護のため家庭での適切な保護が受けられない児童
- ③ 保護者が、妊娠中又は出産後間もないため家庭での適切な保護が受けられない児童（概ね、産前・産後8週間）

(3) 学童保育協力金

当該事業に必要な経費の一部を保護者の所得に応じて負担。

根 拠 法 令 等

- ◇ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ◇ 宇治市放課後児童健全育成事業運営要綱（平成15年宇治市告示第39号）
- ◇ 宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第28号）

制 度 の 現 況

入級児童

（各年5月1日現在）（単位：人）

項 目 \ 年 度	元	2	3	4	5
学校数	20	20	20	20	20
小学校在籍児童数 A	9,610	9,324	9,062	8,827	8,526
育成学級入級児童数 B	2,065	2,090	1,981	2,005	1,996
入級率（%） B/A	21.5	22.4	21.9	22.7	23.4

※ 小学校在籍児童数は、笠取小学校及び笠取第二小学校は除く。



育成学級施設の現況

(令和5年5月1日現在)

学級名	学級数	定員	児童数	施設区分		開設年度
				余裕教室	専用施設	
御蔵山育成学級	2	110	86		○	昭和48年4月
木幡 "	2	100	96	○		昭和44年4月
宇治 "	4	200	172	○		昭和42年6月
岡屋 "	2	100	91		○	昭和49年4月
南部 "	2	90	87		○	昭和47年4月
三室戸 "	2	120	110		○	昭和50年4月
菟道 "	1	70	65	○		昭和47年4月
菟道第二 "	4	180	166		○	昭和43年4月
神明 "	3	150	124		○	昭和47年4月
小倉 "	2	120	147		○	昭和42年6月
槇島 "	2	120	122		○	昭和45年5月
北槇島 "	2	50	67	○	○	昭和58年4月
北小倉 "	1	40	26	○		昭和48年4月
西小倉 "	2	60	62	○		昭和45年5月
南小倉 "	1	40	43	○		昭和53年4月
伊勢田 "	2	100	129	○		昭和49年4月
平盛 "	2	80	44		○	昭和50年4月
西大久保 "	2	50	85	○		昭和46年4月
大久保 "	4	190	186		○	昭和43年4月
大開 "	2	100	88	○		昭和51年4月
合計	44	2,070	1,996	10	11	

※ 各育成学級は、小学校の余裕教室及び敷地内の専用施設で開設しています。



# 保 育 支 援 課

係	分掌事務
計 画 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 民間保育所等の運営指導及び補助金に関すること。</li> <li>(2) 特別保育事業に関すること。</li> <li>(3) 幼保連携型認定こども園に関すること。</li> <li>(4) 幼児教育・保育の無償化に関すること。</li> <li>(5) 保育所等関係諸団体に関すること。</li> <li>(6) 小学校就学前の子どもに対する保育に係る方針に関すること。</li> </ul>
管 理 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育指導に関すること。</li> <li>(2) 保育所予算に関すること。</li> <li>(3) 保育所職員の人事、研修等に関すること。</li> <li>(4) 保育所に係る会計年度任用職員の任用等に関すること。</li> <li>(5) 給食指導に関すること。</li> <li>(6) 調理指導に関すること。</li> <li>(7) 保育所における保健衛生指導に関すること。</li> <li>(8) 児童の健康管理及び安全対策に関すること。</li> <li>(9) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。</li> <li>(10) 全国市長会学校災害賠償保険に関すること。</li> <li>(11) 障害児保育に関すること。</li> <li>(12) 保育所の整備協議及び施設の維持管理に関すること。</li> <li>(13) 保育所等関係諸団体に関すること。</li> <li>(14) 小学校就学前の子どもに対する保育に係る方針に関すること。</li> </ul>
保 育 支 援 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保育所等における保育の実施に関すること。</li> <li>(2) 教育・保育給付認定（保育認定子どもに係るものに限る。）に関すること。</li> <li>(3) 保育料に関すること。</li> <li>(4) 民間保育所等の運営費及び施設型給付費に関すること。</li> <li>(5) 幼児教育・保育の無償化に関すること。</li> <li>(6) 保育所等関係諸団体に関すること。</li> <li>(7) 小学校就学前の子どもに対する保育に係る方針に関すること。</li> </ul>



区 分	1 保育所等への入所	所管係	保育支援係
-----	------------	-----	-------

制 度 の 概 要

保育所等（保育所、認定こども園（2号・3号認定分）、家庭的保育事業所、小規模保育事業所）への入所は、小学校就学前子ども（以下「児童」とする。）の保護者等のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- ① 1日4時間以上かつ月60時間以上就労していること。
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④ 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- ⑦ 学校教育法に規定する学校等に在学していること、又は職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること。
- ⑧ 児童虐待を行っている若しくは再び行われるおそれがあると認められること、又は配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難であると認められること。
- ⑨ 育児休業等をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の児童が、保育所等を利用しており、当該育児休業の間に保育所等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、それらに類するものとして市長が認める事由であること。

入所の決定は、保護者の申込みに基づき、保育を必要とする要件が高いと判断される児童から行っている。令和4年4月1日現在の保育所・認定こども園の施設数及び入所定員は、公立7か所940人、民間19か所3,030人、合計26か所3,970人である。

民間保育所等の財源の負担割合

子どものための 教育・保育給付費 (国の基準) A	国 基 準 の 保 育 料 B		
	A - B	国 庫 負 担	1/2
		府 負 担	1/4
	市 負 担	1/4	

根 拠 法 令 等

- ◇ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ◇ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ◇ 宇治市保育所条例（昭和28年宇治市条例第8号）
- ◇ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（平成27年宇治市規則第19号）

制度の現況

就学前児童数の推移

(各年4月1日現在) (単位:人)

年 齢 \ 年 度	30	元	2	3	4
0 歳	1,239	1,181	1,064	1,090	1,093
1 歳	1,284	1,305	1,230	1,118	1,131
2 歳	1,390	1,299	1,300	1,242	1,134
3 歳	1,468	1,402	1,309	1,315	1,270
4 歳	1,470	1,479	1,417	1,327	1,320
5 歳	1,518	1,487	1,472	1,416	1,324
合 計	8,369	8,153	7,792	7,508	7,272

定員及び入所児童数の推移

(各年4月1日現在)

区 分 \ 年 度		30	元	2	3	4
定 員 (人)	公 立	940	940	940	940	940
	民 間	3,020	3,020	3,020	3,020	3,030
	計 A	3,960	3,960	3,960	3,960	3,970
入所児童数 (人) B		3,893	3,906	3,859	3,783	3,766
充足率 (%) B/A×100		99.1	98.6	97.4	95.5	94.9

保育所・認定こども園施設の現況 (令和5年7月現在) 別掲

区 分

2 民間保育所等に対する助成

所管係

計画係

制度の概要

社会福祉法人に対する助成に関する条例及び同施行規則に基づき、社会福祉法人が経営する保育所等の運営、施設整備及び特別保育事業に対し、補助金を交付している。主なものは次のとおりである。

(1) 運営費に対する補助

補助金の種類

- ① 人件費補助金
  - ア 処遇改善補助金
  - イ 乳児対策補助金
  - ウ 保育士加配補助金
  - エ 時間短縮対策補助金
  - オ 長時間保育補助金
- ② 給食日数増補助金
- ③ 光熱水費補助金
- ④ 傷害保険補助金
- ⑤ 保育料徴収補助金
- ⑥ 保育士研修補助金
- ⑦ 被保護家庭児童委託補助金
- ⑧ 園医手当補助金
- ⑨ 長時間保育運営補助金
- ⑩ 産休明け保育調理師雇用補助金
- ⑪ 日本スポーツ振興センター災害共済給付契約補助金
- ⑫ 衛生費補助金
- ⑬ 修繕費補助金
- ⑭ 副食費徴収免除補助金

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市保育所等運営補助金交付要綱（昭和 47 年宇治市告示第 18 号）

制 度 の 現 況

補助金交付の状況

（各年度決算による）

年 度	30	元	2	3	4
金 額（円）	418,523,888	424,760,572	424,482,813	422,407,067	427,314,345

(2) 施設整備費に対する補助

① 交付の対象

- ア 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱により交付を受ける民間保育所の設置者及び市長が特に必要があると認める者
- イ 平成 21 年度から平成 27 年度にあつては、京都府子育て支援特別対策事業費補助金（京都府こども未来基金）により交付を受ける民間保育所の設置者及び市長が特に必要があると認める者
- ウ 平成 28 年度から令和元年度にあつては、保育所等整備交付金又は保育対策総合支援事業費補助金により交付を受ける民間保育所・民間認定こども園の設置者及び市長が特に必要があると認める者
- エ 令和 2 年度からは、保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金又は保育対策総合支援事業費補助金により交付を受ける民間保育所・民間認定こども園の設置者及び市長が特に必要があると認める者

② 交付額

交付基本額に 4 分の 3 を乗じて得た額及び別に市長が定める額

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市保育所等施設整備補助金交付要項

制 度 の 現 況

補助金交付の状況

(各年度決算による)

年 度	30	元	2	3	4
金 額 (円)	0	0	201,547,500	51,723,400	0

(3) 特別保育事業に対する補助

交付の対象事業

- ① 延長保育事業
- ② 一時預かり事業
- ③ 病児保育事業

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市特別保育事業補助金交付要項

制 度 の 現 況

補助金交付の状況

(各年度決算による)

年 度	30	元	2	3	4
金 額 (円)	94,101,799	99,174,837	95,697,084	100,866,472	99,742,511

(4) 障害児保育事業に対する補助

障害児の受け入れに係る加配保育職員配置に要する経費に対する補助金

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市障害児保育事業補助金交付要綱（昭和 59 年宇治市告示第 153 号）

制 度 の 現 況

補助金交付の状況

(各年度決算による)

年 度	30	元	2	3	4
金 額 (円)	74,760,530	81,712,350	78,033,440	66,469,830	78,336,000



区 分	3 特別保育対策	所管係	各保育所（園）
<p>(1) 延長（長時間）保育</p> <p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>京都市内や大阪を通勤圏とする共働き家庭の需要に合わせて、昭和 42 年 7 月から公・民全保育所で長時間保育（午前 7 時 30 分から午後 6 時まで）を実施した。昭和 44 年 9 月には公立の木幡保育所で延長保育（午後 6 時までの保育時間を午後 7 時まで 1 時間延長）を実施し、平成 17 年 4 月からはその他の公立保育所で開所時間の延長（午後 6 時までの保育時間を午後 6 時 30 分まで 30 分間延長）を実施した。また、令和 4 年度末現在、全民間保育所・認定こども園で延長保育を実施しており、特に平成 15 年 6 月に開所したみんなのき Hana 保育園では夜間の保育ニーズにも対応するため、午後 10 時までの延長保育を実施している。</p> <p style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <p>◇ 延長保育事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）</p> <p>(2) 乳児保育・産休明け保育</p> <p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>昭和 37 年 5 月から、生後 6 か月以上の乳児保育を実施した。現在は、生後 5 か月以上の乳児保育を公・民全保育所等で実施している。また、生後 2 か月以上の産休明け保育は、昭和 51 年 4 月に公立保育所で試行開始し、令和 4 年度末現在は、公立 7、民間 10 の計 17 保育所・認定こども園で実施している。</p> <p style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <p>◇ 宇治市保育所等運営補助金交付要綱（昭和 47 年宇治市告示第 18 号）</p> <p>(3) 障害児保育</p> <p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>保育を必要とする障害児で、保育所等で行う集団保育が可能な児童については、保育所等への入所を行うものとして、昭和 44 年 4 月から取り組みを実施した。昭和 59 年 4 月からは障害児保育に係る計画及び連絡調整等に従事する障害児保育指導員（非常勤）を保育支援課に配置している。</p> <p style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <p>◇ 宇治市障害児保育指導員取扱規程（昭和 59 年訓令甲第 6 号）</p>			

(4) 一時預かり

制度の概要

保育所等に入所していない就学前児童で、保護者の傷病、入院、看護等により一時的に家庭での保育が困難になる場合や、保護者の就労等により断続的に家庭での保育が困難な場合に、必要な期間、保育を提供する一般型を、平成4年4月から実施している。加えて、認定こども園等の1号認定児が、教育標準時間を超えて保育を受ける場合に、専任の職員を配置して対応する幼稚園型を、平成29年4月から実施している。

令和4年度末現在は15か所の民間保育所・認定こども園で実施している。

根拠法令等

- ◇ 一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

(5) 病児保育

制度の概要

保育所等に入所中の児童が保育中に体調不良となり、保護者が勤務等で直ちに迎えに来られない場合、保護者が迎えに来るまでの間、保育所等において当日の緊急的な対応を図る事業で、平成19年から実施している。令和4年度末現在は10か所の民間認定こども園で実施している。

根拠法令等

- ◇ 病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

区分

4 保育相談

所管係

管理係

制度の概要

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、地域住民に対して、乳児・幼児等の保育に関する相談等に応じる。

根拠法令等

- ◇ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ◇ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

# 保 健 推 進 課

係	分掌事務
健康企画係	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 妊産婦健康診査に関する事。</li><li>(2) 母子健康手帳の交付に関する事。</li><li>(3) 不妊治療給付事業助成制度に関する事。</li><li>(4) 未熟児養育医療の給付等に係る申請を審査し、及び給付等を決定する事。</li><li>(5) 乳幼児の予防接種に関する事。</li><li>(6) 課の庶務に関する事。</li></ul>
発達支援係	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 発達支援に関する事。</li><li>(2) 障害児等通園事業に関する事。</li><li>(3) 新生児、未熟児その他の乳幼児等の訪問に関する事。</li></ul>
親子健康係	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 乳幼児健康診査に関する事。</li><li>(2) 妊娠期及び産後における支援に関する事。</li></ul>
各係共通	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 保健衛生思想の普及に関する事。</li><li>(2) 母子保健に関する事。</li><li>(3) 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関する事。</li></ul>



区分	1 不妊治療等助成事業	所管係	健康企画係												
<p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>少子化対策の一環として、子を希望しながらも子に恵まれないため、不妊治療を受けている夫婦に対して、不妊治療に要する経費の一部を助成し、不妊で悩む夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に、本市に住所を有する間に不妊治療を受け、かつ、京都府内に1年以上住所を有する夫婦（事実上婚姻関係にある男女を含む）で健康保険加入者に適用。助成金の額は、宇治市に住所を有している間に受けた不妊治療に要する保険診療費被保険者負担額の2分の1の額で助成している。</p> <p>また、平成23年度より制度が拡充され、保険診療分の助成上限額が1年度につき3万円から6万円に引き上げられた。さらに、これまでの不妊治療（保険診療分）に加えて、新たに人工授精も対象となり、保険診療分と人工授精を含む治療の医療費の申請の場合、助成上限額が10万円となった。</p> <p>令和4年度からは、人工授精、体外受精、顕微授精等が保険適用されたことにより、1年度につき6万円（先進医療を含む場合は10万円）を限度とする助成対象となった。</p> <p>不育治療については、平成26年11月から助成対象となり、平成26年10月1日以降に受診した治療について、1回の妊娠につき10万円までを限度に、治療等に要した医療費の自己負担額の2分の1を助成した。</p> <p style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 京都府不妊治療等給付事業助成費補助金交付要綱</li> <li>◇ 宇治市不妊治療等助成事業実施要項</li> </ul> <p style="text-align: center;">制 度 の 現 況</p> <p>平成15年7月から事業を開始し、平成15年4月診療分から適用</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>年度</td> <td>30</td> <td>元</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>延べ助成者数（人）</td> <td>385</td> <td>355</td> <td>351</td> <td>349</td> <td>353</td> </tr> </table>				年度	30	元	2	3	4	延べ助成者数（人）	385	355	351	349	353
年度	30	元	2	3	4										
延べ助成者数（人）	385	355	351	349	353										

区分	2 妊産婦健康診査事業	所管係	健康企画係
<p style="text-align: center;">制 度 の 概 要</p> <p>妊婦健康診査は、妊婦の保健管理の向上を図ることを目的として実施している。京都府内の委託医療機関等で実施し、受診に必要な健康診査券を平成21年度より14回分交付している。（平成20年度までは、5枚の交付）</p> <p>令和2年4月から多胎妊婦健康診査支援を開始し、基準を超える健康診査に助成を行った。</p> <p>母子保健法の改正に伴い平成9年度より府から移譲された。</p> <p>産婦健康診査は、産後うつや新生児への虐待予防を図る観点から、産後2週間、1か月など産後間もない産婦に対する健康診査の費用を助成することにより、産後初期段階における母子に対する支援を強化することを目的に実施している。令和3年4月から京都府内の委託医療機関等で実施し、受診券を2回分交付している。</p> <p style="text-align: center;">根 拠 法 令 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）</li> <li>◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）</li> </ul>			

制度の現況

母子健康手帳発行状況

年度 区分	30	元	2	3	4
手帳発行数(冊)	1,157	1,194	1,131	1,071	1,008
初妊婦数(人)	484	493	469	414	408
初妊婦率(%)	41.8	41.3	41.5	38.7	40.5

産婦健診受診件数

年度	30	元	2	3	4
受診件数				1,602	1,745

区分

3 妊婦歯科健診

所管係

健康企画係

制度の概要

妊娠中の口腔の健康状態を確保し、健康な妊娠及び安全な分娩と健康な子の出産を支援するため、歯科健診に係る費用の一部を助成することで、健診の受診を推進する。

(1) 対象者

本市に住民票のある妊婦で「宇治市妊婦歯科健診受診票」を持っている者

(2) 費用

妊婦歯科健診受診票を使用し協力医療機関で受診することで、妊娠期間中に1回無料  
協力医療機関以外で受診する場合、健診料を一旦自己負担されたのち、後日、還付請求により助成対象分を返金する。(助成上限額あり)

根拠法令等

◇ 母子保健法第13条(昭和40年8月18日法律第141号)

制度の現況

平成29年4月から事業を開始(平成29年4月診療分から適用)

年度	30	元	2	3	4
受診者数(人)	381	389	351	364	377

### 制度の概要

身体の発育が未熟なまま出生した乳児に対し、正常児が出生時に有する諸機能を得るために必要な医療に係る費用の給付を行う。

入院養育にかかる「医療費（医療保険各法の適用範囲内）の患者負担額」及び「食事療養費の患者負担額」について、その自己負担額（食事療養費については標準負担額）を公費負担する。

ただし、室料、貸しおむつ等の保険対象外は自己負担となる。

#### (1) 対象となる医療

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 医学的処置、手術及びその他の治療
- ④ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 移送（医療保険により給付を受けることのできない者の移送に限る）

#### (2) 給付の対象

宇治市内に住所を有し、次のいずれかの症状に該当するもので、医師が指定養育医療機関への入院養育を必要と認めた乳児（1歳未満）。

- ① 出生時体重 2,000 グラム以下のもの
- ② 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの

ア 一般状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運動不安、けいれんがあるもの</li> <li>● 運動が異常に少ないもの</li> </ul>
イ 体温	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 摂氏 34 度以下のもの</li> </ul>
ウ 呼吸器 循環器系	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 強度のチアノーゼが持続するもの</li> <li>● チアノーゼ発作を繰り返すもの</li> <li>● 呼吸数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるもの</li> <li>● 呼吸数が毎分 30 以下のもの</li> <li>● 出血傾向の強いもの</li> </ul>
エ 消化器	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生後 24 時間以上排便がないもの</li> <li>● 生後 48 時間以上、嘔吐が持続しているもの</li> <li>● 血性吐物があるもの</li> <li>● 血性便があるもの</li> </ul>
オ 黄疸	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの</li> </ul>

#### (3) 給付の対象期間

乳児（1歳未満）の期間のみ認定の対象

※1歳を越えた者については、他の福祉医療の対象となる。

### 根拠法令等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）

### 制度の現況

平成 25 年 4 月より、京都府から事務の権限移譲に伴い事業実施。  
給付に係る申請の審査及び決定等を実施している。自己負担金等の徴収は年金医療課で実施している。

年度	30	元	2	3	4
給付決定児数（人）	52	29	36	40	55

区分

5 新生児聴覚スクリーニング検査事業

所管係

健康企画係

### 制度の概要

聴覚障害の有無を早期に発見するための新生児聴覚スクリーニング検査の受診券を交付する。  
令和 4 年 4 月から京都府内の委託医療機関等で実施し、生後 28 日未満の新生児を対象に検査にかかる費用を助成した。

### 根拠法令等

◇ 新生児聴覚検査の実施について（平成 19 年 1 月 29 日雇児母発第 0129002 号）

### 制度の現況

令和 4 年 4 月から事業を開始（令和 4 年 4 月受診分から適用）

年度	4
助成件数（件）	798



区分	6 予防接種事業	所管係	健康企画係
----	----------	-----	-------

制度の概要

予防接種法で定められた疾病のうち、予防接種法施行令で決められた接種年齢枠内の者に対して、予防接種（定期予防接種）を行っている。接種には集団予防接種（BCG）と個別予防接種があり、集団予防接種は健やかセンターにて実施し、個別予防接種は、宇城久管内の医療機関と京都市南部の一部協力医療機関で実施している。

感染症予防のために行われる予防接種は、平成 13 年 11 月 7 日に予防接種法の改正があり、対象疾病が「一類疾病」と「二類疾病」に類型化され、平成 25 年に一類、二類疾病という呼称は、A 類、B 類疾病に改正された。A 類疾病は百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ・麻しん・風しん・日本脳炎・結核・Hib 感染症・肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る）・水痘・B 型肝炎・ロタウイルスである。

また、令和 2 年 10 月 1 日から注射による生ワクチン（BCG・麻しん風しん混合（MR）・麻しん・風しん・水痘など）は違う種類のワクチンを接種する場合、4 週間以上の間隔をおいて接種することになった。

なお、令和元年 7 月 1 日より骨髄移植等の医療行為により、過去に接種済みの定期予防接種の抗体を失った者が任意で再度、予防接種を受ける場合に要する費用の助成を行っている。

根拠法令等

- ◇ 予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）
- ◇ 予防接種法施行令（昭和 23 年 7 月 31 日政令第 197 号）
- ◇ 骨髄移植後等の予防接種再接種費用助成事業補助金交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日施行）
- ◇ 宇治市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成制度実施要項（令和元年 7 月 1 日施行）

令和 5 年 4 月現在

	種目	対象年齢※a		回数	標準的な接種方法	
接 集 種 団	BCG	生後 1 歳未満 （接種推奨月齢）生後 6 か月		1 回	推奨月に接種。 対象生まれ月の実施日に来られない場合は、1 歳未満の別日に接種。	
	個 別 接 種	不活化ポリオ （IPV）	生後 2 か月以上 90 か月未満	初回	3 回	各回の間は 20～56 日までの間隔をおいて接種。
追加				1 回	追加は、初回（3 回目）の終了から、12～18 か月までの間隔をおいて接種。	
4 種混合 （DPT-IPV） ※1		生後 2 か月以上 90 か月未満	1 期 （ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ）	初回	3 回	各回の間は 20～56 日までの間隔をおいて接種。
				追加	1 回	追加は、初回（3 回目）の終了から、12～18 か月までの間隔をおいて接種。
3 種混合 （DPT） ※1		生後 2 か月以上 90 か月未満	1 期 （ジフテリア 百日せき 破傷風）	初回	3 回	各回の間は 20～56 日までの間隔をおいて接種。
				追加	1 回	追加は、初回（3 回目）の終了から、12～18 か月までの間隔をおいて接種。
2 種混合 （DT）		11 歳以上 13 歳未満	2 期 （ジフテリア・破傷風）		1 回	※2
麻しん風しん 混合（MR）	生後 12 か月以上 24 か月未満	1 期		1 回		
	小学校就学前の 1 年間	2 期		1 回		
日本脳炎 ※3	生後 36 か月以上 90 か月未満 ※b 標準年齢	1 期	初回	2 回	初回、1 回目と 2 回目の間は 6～28 日までの間隔をおいて接種。	
			追加	1 回	追加は初回（2 回目）の終了からおおむね 1 年の間隔をおいて接種。	
	9 歳以上 13 歳未満	2 期		1 回		

種目		対象年齢※a		回数	標準的な接種方法		
個別接種	ヒブ (インフルエンザ菌 b 型)	生後 2 か月以上 5 歳未満 ※4	(初回接種開始) 生後 2 か月以上 7 か月未満 ※b 標準年齢	初回	3 回	各回の間は 27～56 日 (医師が認める場合は 20 日) の間隔をおいて接種。(初回 (3 回目) までの接種は 1 歳未満に行う。)	
				追加	1 回		初回 (3 回目) 終了後、7～13 か月までの間隔をおいて接種。
			(初回接種開始) 生後 7 か月以上 12 か月未満	初回	2 回	各回の間は 27～56 日 (医師が認める場合は 20 日) の間隔をおいて接種。(初回 (2 回目) までの接種は 1 歳未満に行う。)	
				追加	1 回		初回 (2 回目) 終了後、7～13 か月までの間隔をおいて接種。
		(初回接種開始) 1 歳以上 5 歳未満		1 回			
	小児用肺炎球菌 (13 価)	生後 2 か月以上 5 歳未満 ※4	(初回接種開始) 生後 2 か月以上 7 か月未満 ※b 標準年齢	初回	3 回	各回の間は 27 日以上の間隔をおいて接種。(初回 (3 回目) までの接種は 1 歳未満に行う。)	
				追加	1 回		生後 1 歳以降、初回 (3 回目) 終了後、60 日以上の間隔をおいて接種。(標準として 12～15 か月の間に行う。)
			(初回接種開始) 生後 7 か月以上 12 か月未満	初回	2 回	各回の間は 27 日以上の間隔をおいて接種。(初回 (2 回目) までの接種は 1 歳未満に行う。)	
				追加	1 回		生後 1 歳以降、初回 (2 回目) 終了後、60 日以上の間隔をおいて接種。(標準として 12～15 か月の間に行う。)
				(初回接種開始) 1 歳以上 2 歳未満		2 回	各回の間は 60 日以上の間隔をおいて接種。
				(初回接種開始) 2 歳以上 5 歳未満		1 回	
	水痘	生後 12 か月以上 36 か月未満			2 回	生後 12 か月～15 か月に至るまでに 1 回目の接種を行い、6～12 か月までの間隔をおいて 2 回目を接種。	
B 型肝炎	1 歳未満			3 回	1 回目は生後 2 か月以降に接種。 2 回目は 27 日以上の間隔をおいて接種。 3 回目は、1 回目の接種から 139 日以上の間隔をおいて接種。		
ロタウイルス	1 価	出生 6 週 0 日後以上 24 週 0 日後			2 回	各回の間は 27 日以上の間隔をおいて経口接種	
	5 価	出生 6 週 0 日後以上 32 週 0 日後			3 回		

※a 対象年齢＝法律で定められた接種年齢

※b 標準年齢＝対象年齢の中でも国が接種を奨める望ましい年齢

※1 4 種混合ワクチンは、3 種混合と不活化ポリオを合わせたワクチン。3 種混合ワクチンやポリオワクチンを必要回数接種した方は、4 種混合ワクチンを接種する必要はない。

※2 4 種混合または 3 種混合ワクチン接種の基礎免疫 (1 期) に続き、追加免疫を与えるために接種。

※3 平成 25 年 4 月の法改正にて、日本脳炎ワクチンの差し控え期間に接種機会を逃した人 (平成 7 年 4 月 2 日生～平成 19 年 4 月 1 日生) は、20 歳未満までの間に定期接種として、不足分の日本脳炎ワクチンを無料で接種できる。また、平成 19 年 4 月 2 日生～平成 21 年 10 月 1 日生で、3 歳以上 7 歳 6 か月未満の間に 1 期が終了していない場合は、9 歳以上 13 歳未満の間は、定期接種として 1 期の不足分を接種することができる。

※4 接種開始年齢によって、接種回数が異なる。

制度の現況

接種者数の推移

(単位：人)

種別	年度			30	元	2	3	4
	B	C	G					
不活化ポリオ				21	6	0	0	0
4種混合				5,072	4,494	4,588	4,449	4,155
3種混合				0	0	1	1	0
2種混合				1,119	1,233	1,235	1,070	1,031
麻しん・風しん混合				2,715	2,601	2,489	2,403	2,317
麻しん				1	0	0	0	0
風しん				0	0	0	1	0
日本脳炎				7,048	6,526	6,434	3,232	5,928
ヒブ				4,944	4,300	4,537	4,343	4,063
小児用肺炎球菌				4,964	4,387	4,464	4,332	4,077
水痘				2,458	2,384	2,310	2,150	2,070
B型肝炎				3,650	3,191	3,272	3,217	2,958
ロタウイルス						1,119	2,680	2,403

※ 接種者数については市外還付分を含む。

※ 健やかセンターで実施のBCGは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月～7月前半まで中止。

※ BCGの( )内の数字は、令和2年5月25日～9月30日の間に協力医療機関で実施した個別接種分。

区 分	7 風しん予防接種助成事業	所管係	健康企画係
-----	---------------	-----	-------

制 度 の 概 要

風しんウイルスによる風しんを予防するとともに、先天性風しん症候群を予防し、住民の健康の保持増進を図ることを目的として、風しん単独（R）ワクチン及び麻しん風しん混合（MR）ワクチンの接種にかかる費用の一部を助成する。

(1) 助成対象者

接種日現在、宇治市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者。

- ① 妊娠を希望する女性であり、かつ抗体検査等により、抗体価の低い者。
- ② 妊娠をしている女性の同居者で、抗体検査等により、抗体価の低い者。  
ただし、妊娠をしている女性の抗体価が低い場合とする。

(2) 助成額

予防接種に要した費用の3分の2（百円に満たない金額は切り捨て）とし、1人につき1回を限度とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は予防接種に要した費用の全額を助成するものとする。

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者
- ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援を受けている者
- ③ 市町村民税非課税世帯に属する者

根 拠 法 令 等

- ◇ 令和4年度宇治市風しん予防接種助成事業実施要項（令和4年4月1日施行）
- ◇ 京都府風しん予防接種助成事業実施要領（令和4年4月1日施行）

制 度 の 現 況

風しん予防接種助成状況

年度	30	元	2	3	4
助成者数（人）	205	116	91	75	67

区 分	8 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業	所管係	発達支援係
-----	-------------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る。

根 拠 法 令 等

- ◇ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ◇ 宇治市乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業実施要項（平成24年4月1日施行）

制度の現況

平成24年7月から事業を開始  
 対象家庭への訪問は、市内の特定非営利活動法人へ委託している。  
 乳児家庭全戸訪問実施状況

年度	30	元	2	3	4
訪問件数(件)	478	363	339	258	197

※ 訪問延べ件数

区分

9 発達相談

所管係

発達支援係

制度の概要

乳幼児健診、乳幼児相談、家庭訪問等により、身体的、精神的発達面に課題があると思われる乳幼児、または保護者から発達上の訴えで相談のあった乳幼児に対して、発達相談員が発達診断及び保護者への助言指導を行っている。

根拠法令等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）
- ◇ 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱（平成15年4月1日雇児発第0401015号第5次改正）
- ◇ 発達障害者支援法（平成17年4月1日法律第167号）

制度の現況

発達相談実施状況

区分		年度				
		30	元	2	3	4
開設数(人)		706	715	692	725	712
相談件数(件)		1,029	1,061	992	1,125	1,045
内 訳	初来(人)	313	304	297	346	315
	率(%)	30.4	28.7	29.9	30.8	30.1
	再来(人)	716	757	695	779	730
	率(%)	69.6	71.3	70.1	69.2	69.9

※ 開設数は発達相談を受けた実人数

区 分	10 親子あそびの教室	所管係	発達支援係																								
<p>制 度 の 概 要</p> <p>子どもへのかかわり方の不十分な親、さらには遊びを知らない子どもや、そのまま放置すると精神面・情緒面の発達に課題を残すおそれがある子どもに対して、具体的な遊びの場の体験により、いきいきと遊べる子どもと、自信を持って子どもと関われる親になってもらうための支援を目的として実施している。</p>																											
<p>根 拠 法 令 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）</li> <li>◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）</li> <li>◇ 児童環境づくり基盤整備事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日雇児発第 0401015 号第 5 次改正）</li> </ul>																											
<p>制 度 の 現 況</p> <p>親子あそびの教室実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数（回）</td> <td>62</td> <td>62</td> <td>48</td> <td>61</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>処遇実人員（人）</td> <td>66</td> <td>77</td> <td>60</td> <td>61</td> <td>67</td> </tr> <tr> <td>参加延人数（人）</td> <td>518</td> <td>598</td> <td>478</td> <td>477</td> <td>509</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度・令和 3 年度は一部中止。</p>				区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4	実施回数（回）	62	62	48	61	61	処遇実人員（人）	66	77	60	61	67	参加延人数（人）	518	598	478	477	509
区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4																						
実施回数（回）	62	62	48	61	61																						
処遇実人員（人）	66	77	60	61	67																						
参加延人数（人）	518	598	478	477	509																						

区 分	11 幼児期後期フォロー教室	所管係	発達支援係
<p>制 度 の 概 要</p> <p>発達障害、またはその疑いのある幼児に対して、個別指導、集団指導を通してその発達課題と手立てを明確にし、集団の中での関わり方や保護者の理解を促し、適切な対応が出来るように支援する。</p>			
<p>根 拠 法 令 等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）</li> <li>◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）</li> <li>◇ 発達障害者支援法（平成 17 年 4 月 1 日法律第 167 号）</li> </ul>			

## 制度の現況

### 幼児期後期フォロー教室実施状況

年度	30	元	2	3	4
区分					
実施回数(回)	38	38	29	29	36
処遇実人員(人)	27	28	24	29	32
参加率(%)	93.6	90.4	89.6	90.3	87.3
参加延人数(人)	191	189	147	149	192

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度・令和3年度は一部中止。

区分

12 障害児等通園事業

所管係

発達支援係  
(福祉サービス係)

## 制度の概要

心身障害児等の育成を助長するため、児童福祉法に基づき、宇治市に居住する知的障害、肢体不自由等の障害のある幼児又は将来障害のおそれのある幼児のうち、通園による指導になじむ、おおむね2歳以上就学前の幼児で、保護者の同伴により通園できる者の指導等を行う。

### (1) 事業内容

障害児等に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応の訓練等を行う。  
また、障害児等の保護者に対し、家庭での養育の方法や関わり方等の指導及び援助を行う。

### (2) 通園事業の運営

指定障害福祉サービス事業所である宇治福祉園「みんなのきしゅしゅ」、かおり福祉会「かおり之園」、アジール舎「ころぼっくる幼児期親子療育」及び不動園「子ども発達さぼーとセンターあゆみ園」に通園事業補助金を交付している。

※ 「ころぼっくる幼児期親子療育」は平成20年4月より、「子ども発達さぼーとセンターあゆみ園」は平成23年4月より、児童発達支援事業所として、療育を開始した。

## 根拠法令等

- ◇ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ◇ 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づく指定居宅支援及び指定施設支援の事務処理に関する規則（平成15年宇治市規則第22号）
- ◇ 宇治市障害児等通園事業費補助金交付要項

制度の現況

事業の状況

(各年度決算額)

年度 区分	30	元	2	3	4
通園児数(人)	210	222	217	208	214
事業補助金(千円)	22,430	24,328	24,041	24,111	23,891

区分

13 親子サポート事業

所管係

発達支援係

制度の概要

障害児等通園事業の申請をして、定員のため市内4園に通園できなかった児の発達支援と保護者の不安を軽減するために、適切な場の提供を行い支援する。

根拠法令等

- ◇ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- ◇ 発達障害者支援法(平成17年4月1日法律第167号)

制度の現況

親子サポート事業実施状況

年度	30	元	2	3	4
利用児童数(人)	0	4	10	9	14

※ 平成23年度～平成30年度までは、申請のあった児童はすべて通園できた。

区分

14 未熟児訪問指導事業

所管係

発達支援係

制度の概要

未熟児は正常な新生児に比べて生理的に発達が十分でなく、疾病にもかかりやすく、死亡率も高い。また、心身の障害を残すことも多いことから、出生後速やかに適切な処置を講ずる必要がある。そのため特別なケアと長期入院が必要となり、親が育児不安や負担感を持ちやすく、児童虐待の原因となる可能性も高い。

このため、家庭訪問を通じて、養育支援の必要な家庭を早期かつ的確に把握し、未熟児の健やかな成長を支援するとともに、親への重点的支援を行うことを目的とし、訪問を実施している。



根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 未熟児養育事業の実施について（昭和 62 年 7 月 31 日児発第 668 号児童家庭局通知）

制 度 の 現 況

平成 25 年 4 月より、京都府から事務の権限移譲に伴い事業開始

年度	30	元	2	3	4
訪問件数（件）	138	86	95	104	106
うち宇治市外で里帰り等 の人への訪問件数（件）	8	7	3	5	5

区 分

15 新生児訪問指導事業

所管係

発達支援係

制 度 の 概 要

新生児出生通知書・電話・窓口等で申出のあった新生児と産婦に対し、地区担当保健師や助産師が家庭訪問を行い、生活指導、保健指導等を行っている。

出生後の最も不安の高い時期に地区担当保健師や助産師が訪問することで、育児不安の緩和や早期からの育児相談窓口として位置付けられる。また、保健事業を普及・啓発し、安心して子育てが出来るよう支援している。

平成 9 年度より、母子保健法の改正で府から市へ移管され実施している。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 妊産婦及び新生児に対する訪問指導等の実施について（児童家庭局長通知 平成 10 年 4 月 8 日児発第 286 号）

制 度 の 現 況

新生児訪問指導実施状況

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
出生数（人）	1,195	1,069	1,095	1,087	1,004
初妊婦数（人）	484	493	469	414	408
新生児訪問申請数（件）	677	643	675	712	741
家庭訪問数（件）	640	596	607	673	701
電話対応数（件）	36	45	66	38	38
その他（人）※	1	2	0	1	1

※ 他市町で新生児訪問を受けた人等

### 制度の概要

妊娠期から出産、子育て期に渡る切れ目のない支援を行うにあたり、妊婦やその家族に出産や子育てに明るい未来を感じてもらえるように、母子健康手帳交付時に地区担当保健師を知ってもらい、安心して相談できる場の情報を提供している。また、妊娠期における栄養・休養・心身のケア等について正しい知識及び子育て制度の普及啓発を行い、健やかな出産に向けての準備を促す。さらに、ハイリスク妊婦を把握し、産前から支援を行うことで心身の健康の保持増進及び虐待を積極的に予防する。（平成30年6月より実施）

#### (1) 対象者

本市に住民票のある妊婦及び配偶者や家族

#### (2) 事業内容

##### ① 妊婦面談

母子健康手帳交付時、「宇治子育て情報誌」や本市オリジナルテキスト「新しい生命のために」などによる妊娠期から出産、子育て期に係る情報提供に加え、保健師による面談の機会を活用して、妊婦等の状況を継続的・包括的に把握し、必要な情報提供、保健指導を行うとともに相談に対応する。

##### ② 支援プランの作成

妊娠期から産後にわたる課題や支援ニーズに的確に対応するために、必要に応じて支援プランを作成する。

##### ③ 絵本の配付

妊娠期から絵本を通じて子どもへの読み聞かせに関心を持ち、子どもとのふれあいの大切さを知ってもらうとともに、行政との今後の関わりへのきっかけづくりのため、絵本を配付する。

### 根拠法令等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）
- ◇ 子育て世代包括支援センターの設置運営について（平成29年3月31日雇児発第5号）

### 制度の現況

妊婦面談件数

年度	30 (6月～)	元	2	3	4
面談件数(件)	974	1,222	1,195	1,141	1,052

区 分	17 妊娠・産後支援事業	所管係	親子健康係
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;">制 度 の 概 要</div>			
<p>妊娠・出産・子育てにおける正しい知識の普及を図るとともに、妊産婦等が抱える妊娠・出産・子育てに関する悩み等について、助産師等の専門職による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図り、心身の健康及び虐待を積極的に予防することを目的として実施している。</p>			
<p>平成 30 年度からの子育て世代包括支援センターの設置に伴い、市民ニーズを踏まえた新たな施策展開を行うため、これまでの乳幼児相談事業とパパママスタート事業を統合した。</p>			
<p>(1) 妊婦訪問 助産師または保健師が訪問や電話による相談を実施。</p>			
<p>(2) パパママ教室</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ストレッチでボディケア 妊娠中の食事やお口のケアについての講義及び、助産師との交流や妊婦体操の体験等を実施。</li> <li>② プレママの食事～知っておきたい栄養の話～ 妊娠中に必要な栄養素に関するミニ講話と簡単に作れるレシピの紹介と試食を実施。</li> <li>③ これで安心♪赤ちゃんのお世話体験 妊娠中期以降の方を対象に、赤ちゃんのお着替えやミルクの作り方等の講義や実習を行う。</li> <li>④ パパ出番ですよ～沐浴にチャレンジ～ 赤ちゃんのお風呂の入れ方のほか、精神科医による「妊産婦のこころの話」の講義等を実施。</li> </ol>			
<p>(3) 産後のママのための育児相談会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 対象 生後 6 か月までの赤ちゃん和妈妈</li> <li>② 内容 産後のママ同士の交流タイムの他、妊婦との交流及び、助産師や保健師による育児相談を実施している。また、赤ちゃんの計測、歯科衛生士によるお口のケアや栄養士による離乳食などのミニ講話や個別相談を実施。</li> </ol>			
<p>(4) ママのためのおはなし会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 対象 16 週以降の妊婦または 1 歳未満の赤ちゃんとその保護者</li> <li>② 内容 妊娠中や産後の体のケアについてや子育てに関するミニ講座の他、参加者同士の交流タイムを実施。赤ちゃんの計測、個別相談も実施している。</li> </ol>			
<p>(5) 乳幼児相談</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 対象 生後 2 か月から就学前の子どもと保護者</li> <li>② 内容 毎月、身体計測、身体観察、育児相談、栄養相談、発達相談等を実施。</li> </ol>			
<p>(6) あんしんかん DE お話タイム</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 対象 生後 2 か月から 1 歳未満の赤ちゃんとその保護者</li> <li>② 内容 産後の体調管理やあそび方に関する指導の他、産婦同士の交流タイムを実施。乳幼児相談と同日に実施している。</li> </ol>			

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）
- ◇ 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（平成 17 年 8 月 23 日雇児発第 0823001 号）

制 度 の 現 況

(1) 妊婦訪問

年度	30	元	2	3	4
訪問件数（件）	40	50	61	55	57

(2) パパママ教室

① ストレッチでボディケア

年度 区分	30	元	2	3	4
開催数（回）	18	16	3	9	12
受講者数（人）	104	78	3	36	49

※ 平成 30 年度及び令和元年度は「ハッピーマタニティクラス」の実施状況。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～12 月及び令和 3 年 5 月・8 月・9 月中止。

② プレママの食事～知っておきたい栄養の話～

年度 区分	30	元	2	3	4
開催数（回）	12	10	3	6	11
受講者数（人）	118	86	0	26	57

※ 令和元年度までは「おいしい！楽しい！クッキング」の名称で実施。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～12 月及び令和 3 年 5 月・6 月・9 月中止。

※ 令和 3 年度は 7 回実施予定だったが、1 回（3 月）は予約なしのため中止。

※ 令和 3 年 7 月はうじ安心館停電のため中止。

③ これで安心♪赤ちゃんのお世話体験

年度 区分	30	元	2	3	4
開催数（回）	6	6	6	5	7
受講者数（人）	145	149	97	126	180

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～6 月及び令和 3 年 5 月・9 月中止。

④ パパ出番ですよ ～沐浴にチャレンジ～

年度 区分	30	元	2	3	4
開催数（回）	12	11	9	8	12
受講者数（人） （受講組数（組））	238 (120)	235 (114)	131 (67)	175 (90)	245

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～6 月及び令和 3 年 5 月・6 月・8 月・9 月中止。

(3) 産後のママのための育児相談会

年度 区分	30	元	2	3	4
開催数(回)	18	16	20	9	12
受講者数(人)	157	138	150	60	70

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月～6月及び令和3年5月・8月・9月中止。

※ 令和2年7月から対象を生後1歳未満の赤ちゃんとママに変更して実施。

(4) ママのためのおはなし会

年度 区分	30	元	2	3	4
開催数(回)	10	10	—	9	11
受講者数(人)	193	287	—	232	253

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、産後のママのための育児相談会へ再編。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年5月・9月は中止。

(5) 乳幼児相談

年度 区分	30	元	2	3	4
回数(回)	65	61	19	29	41
来所児数(人)	2,167	1,790	405	618	815
相談乳児数(人)	1,217	888	215	352	493
相談幼児数(人)	913	902	190	266	322
要指導児数(人)	128	93	77	98	151

※ 平成30年度より市外の来所児を含む。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、うじ安心館は令和2年5月及び令和3年6月・9月中止。地域会場は令和2年4月～12月及び令和3年5月・6月・8月・9月中止。

(6) あんしんかん DE お話タイム

年度 区分	2	3	4
開催数(回)	5	9	15
受講者数(人)	127	278	433

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月～10月及び令和3年6月・9月中止。

区 分	18 産後ケア事業	所管係	親子健康係
-----	-----------	-----	-------

制 度 の 概 要

産後において家族等の援助が受けられず支援を必要とする産婦及び乳児に対して、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行う事業を実施することにより、母子に対する支援体制を確立し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する。（令和元年7月より順次実施）

令和2年度より母子保健法の改正に伴い、利用対象者を「出産後1年を経過しない母子」に拡充した。

事業内容

(1) 宿泊型

医療機関や助産所にて、心身のケア、育児の支援、その他必要な支援を行うとともに、宿泊による休養の機会を提供する。

(2) 日帰り型

市内の旅館や民宿にて、心身のケア、育児の支援、その他必要な支援を行うとともに、休養の機会を提供する。

(3) 訪問型

母子の居宅において、心身のケア、育児の支援、その他家事支援等の必要な支援を行う。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ◇ 母子保健医療対策総合支援事業の実施について 別記2 産後ケア事業運営要綱（平成17年8月23日雇児発第0823001号）
- ◇ 子ども子育て支援交付金の交付について
- ◇ 宇治市産後ケア事業実施要項

制 度 の 現 況

産後ケア事業実施状況

区 分	年 度			
	元	2	3	4
利用実人数（人）	29	42	86	75
宿泊型利用者数（人） （延べ日数）	11 (38日)	8 (38日)	20 (54日)	13 (42日)
訪問型（助産師）利用者数（人） （延べ日数）	13 (19日)	21 (29日)	31 (43日)	29 (43日)
訪問型（介護福祉士）利用者数（人） （延べ日数）	17 (114日)	18 (95日)	33 (125日)	24 (109日)
日帰り型利用者数（人） （延べ日数）	11 (17日)	20 (32日)	37 (53日)	43 (72日)

区 分	19 3 か月児健康診査	所管係	親子健康係
-----	--------------	-----	-------

### 制 度 の 概 要

3～4 か月児を対象に、乳児期初期に先天的あるいは周産期、新生児期に何らかの原因で起こった身体、精神面の疾病、異常等を早期に発見することにより、適切な指導を行い、乳児期の健全な成長発達を図るとともに生活、栄養等の相談に応じ、保護者の育児不安の軽減に努めることを目的として、月 3～4 回健やかセンターで実施している。

### 根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成 10 年 4 月 8 日児発第 285 号）

### 制 度 の 現 況

#### 3 か月児健診状況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
対象児数（人）		1,261	1,009	1,196 (353)	1,107	1,044
受診児数（人） 率（％）		1,239	973	1,129 (303)	1,086	1,019
		98.3	96.4	94.4 (85.8)	98.1	97.6
受 診 結 果	異常なし（人） 率（％）	786	638	776 (257)	653	602
		63.4	65.6	68.7 (84.8)	60.1	59.1
	要観察（人） 率（％）	341	249	266 (40)	306	257
		27.5	25.6	23.6 (13.2)	28.2	25.2
	要医療（人） 率（％）	13	6	8 (2)	13	9
		1.0	0.6	0.7 (0.7)	1.2	0.9
	要精検（人） 率（％）	99	80	79 (4)	114	151
		8.0	8.2	7.0 (1.3)	10.5	14.8

- ※ 要観察の中に管理中を含む。
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～7 月中止。
- ※ 令和元年度～令和 3 年度の対象児数は、健診中止の影響を受け受診月を繰り越したため、年度により増減がある。中止した健診は対象児に含まず。
- ※ 令和 2 年度の（ ）内の数字は、令和 2 年 6 月 1 日～8 月 31 日の間に協力医療機関で実施した個別健診分。

区 分	20 10 か月児健康診査	所管係	親子健康係
-----	---------------	-----	-------

制 度 の 概 要

10 か月児は乳児期から幼児期への移行期にあたり、運動機能と精神機能に著しい進歩がみられる時期である。健診を実施することにより、疾病又は異常（疑いを含む）の発見、運動・精神の発達状況を把握し適切な指導を行い、もって乳児の健やかな成長を援助することを目的として、月3回健診と、月1回経過健診を平成6年度から健やかセンターで実施した。

平成9年4月から、母子保健法の改正にあわせて、10 か月児健診は宇治久世医師会・小児科医師へ委託し個別健診として実施している。また、月1回の経過健診は二次健診とし、健やかセンターにおいて小児神経専門医師及び発達相談員等の体制で実施している。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号）

制 度 の 現 況

(1) 10 か月児健診状況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
対象児数（人）		1,260	1,238	1,087	1,141	1,106
受診児数（人）		1,211	1,160	1,025	1,095	1,036
率（％）		96.1	93.7	94.3	96.0	93.7
受 診 結 果	異常なし（人） 率（％）	881	897	780	826	784
		72.7	77.3	76.1	75.4	75.7
	要観察（人） 率（％）	314	249	228	259	234
		25.9	21.5	22.2	23.7	22.6
	要医療（人） 率（％）	5	4	2	3	8
		0.4	0.3	0.2	0.3	0.8
	要精検（人） 率（％）	11	10	15	7	10
		0.9	0.9	1.5	0.6	1.0

※ 要観察の中に管理中を含む。



(2) 10 か月児経過健診状況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
予約児数 (人)		101	95	64	98	109
受診児数 (人)		93	88	62	88	102
受診結果	異常なし (人)	27	15	6	15	19
	要観察 (人)	44	51	37	51	49
	要医療 (人)	0	0	0	0	0
	要精検 (人)	22	22	19	22	34
	再経過健診(再掲)	38	38	26	32	43

※ 要観察の中に管理中を含む。

区 分	21 1 歳 8 か月児健康診査	所管係	親子健康係
-----	------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

幼児期早期に、運動機能、視・聴覚、精神発達等に問題を持った子どもを早期に発見し、適切な指導を行い、問題の固定化や二次的障害の発生を予防し、問題を軽減する。歯科診察・歯磨き指導等により、う歯の予防をする。また、育児に関する指導及び相談助言を行うことにより、保護者の育児不安を軽減解消することで育児を支援し、虐待を未然に防ぐなど幼児の健康の保持・増進を図ることを目的に、月3～4回、健やかセンターで実施している。

平成9年度より、健診時期を1歳6か月から1歳8か月に変更した。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和40年8月18日法律第141号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号）
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成10年4月8日児発第285号）

制度の現況

(1) 1歳8か月児健診状況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
対象児数 (人)		1,272	1,241	1,176	1,248	1,137
受診児数 (人) 率 (%)		1,251	1,184	1,119	1,217	1,110
		98.3	95.4	95.2	97.5	97.6
受 診 結 果	異常なし (人) 率 (%)	677	655	674	674	616
		54.1	55.3	60.2	55.4	55.5
	要観察 (人) 率 (%)	432	404	309	369	328
		34.5	34.1	27.6	30.3	29.5
	要医療 (人) 率 (%)	1	5	8	12	3
		0.1	0.4	0.7	1.0	0.3
	要精検 (人) 率 (%)	141	120	128	162	163
		11.3	10.1	11.4	13.3	14.7

※ 要観察の中に管理中を含む。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月～7月中止。

※ 令和元年度～令和3年度の対象児数は、健診中止の影響を受け受診月を繰り越したため、年度により増減がある。中止した健診は対象児に含まず。

(2) 1歳8か月児歯科健診状況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
対象児数 (人)		1,272	1,241	1,176	1,248	1,137
受診児数 (人) 率 (%)		1,251	1,184	1,118	1,218	1,110
		98.3	95.4	95.1	97.6	97.6
う 歯 の 状 況	う歯無 (人) 率 (%)	1,229	1,162	1,088	1,207	1,094
		98.2	98.1	97.3	99.1	98.6
	う歯有 (人) 率 (%)	22	22	30	11	16
		1.8	1.9	2.7	0.9	1.4
う歯の数 (本)		60	50	98	34	26
う歯の1人当りの数 (本)		2.7	2.3	3.3	3.1	1.6
歯の状態異常 (本)		65	56	48	94	67
軟組織異常数 (本)		39	36	41	36	38

※ 令和2年度は、健診受診児のうち歯科健診を受診しなかった児が1名いた。

※ 令和3年度は、健診受診児のうち歯科健診のみ受診した児が1名いた。

区 分	22 3 歳児健康診査	所管係	親子健康係
-----	-------------	-----	-------

### 制 度 の 概 要

幼児期後期に、小児科診察・歯科診察・身体計測・尿検査・視聴覚・発達等の検査等を実施し、総合的に発育状況を判断してその結果に基づき受診勧奨などの必要な指導を行っている。また、育児に関する指導及び相談助言を行うことによって、保護者の育児不安を軽減解消することにより育児を支援し、虐待を未然に防ぐなど幼児の健康の保持・増進を図ることを目的に、月 3～4 回健やかセンターで実施している。

平成 9 年度から母子保健法の改正によって府から市へ事業移管された。

令和元年 10 月よりスポットビジョンスクリーナーを導入し、精度の高い視覚検査の実施により、幼児の視覚異常の早期発見・早期治療に努めた。

### 根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）
- ◇ 乳幼児に対する健康診査の実施について（平成 10 年 4 月 8 日児発第 285 号）

### 制 度 の 現 況

#### (1) 3 歳児健診状況

区 分 \ 年 度		30	元	2	3	4
対象児数（人）		1,424	1,280	1,290	1,476	1,177
受診児数（人） 率（％）		1,389	1,237	1,230	1,452	1,154
		97.5	96.6	95.3	98.4	98.0
受診結果 （人）	異常なし	658	642	624	755	579
	要観察	456	357	384	405	355
	要医療	3	4	6	6	6
	要精検	272	234	216	286	214
医療機関紹介件数（件）		275	224	196	290	292

※ 要観察の中に管理中を含む。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～7 月中止。

※ 令和元年度～令和 3 年度の対象児数は、健診中止の影響を受け受診月を繰り越したため、年度により増減がある。中止した健診は対象児に含まず。

(2) 3歳児歯科健診状況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
対象児数 (人)		1,424	1,280	1,290	1,476	1,177
受診児数 (人) 率 (%)		1,386	1,237	1,230	1,451	1,153
		97.3	96.6	95.3	98.3	98.0
う 歯 の 状 況	う 歯 無 (人) 率 (%)	1,163	1,056	1,024	1,305	1,035
		83.9	85.4	83.3	89.9	89.8
	う 歯 有 (人) 率 (%)	223	181	206	146	118
		16.1	14.6	16.7	10.1	10.2
う 歯 型 別 状 況 (人)	A 型	146	123	150	114	87
	B 型	63	45	41	27	26
	C 型	14	13	15	5	5
う 歯 の 数 (本)	総 数	773	676	685	415	350
	1 人 当 た り の 数	3.5	3.7	3.3	2.8	3.0
不正咬合実人数 (人)		207	168	156	183	182

※ 令和2年度より不正咬合(実人数)に変更

区 分	23 離乳食教室	所管係	親子健康係
-----	----------	-----	-------

制 度 の 概 要

平成 20 年度まで、4～6 か月児の母親等を対象に実施していたが、平成 21 年度より対象者を 5 か月児の母親等に変更し、月齢に応じた離乳食実習の充実や育児不安の緩和を目的に、離乳食の形態、薄味調理法等について具体的に実習を行っている。毎月 1 回、健やかセンターで開催している。

根 拠 法 令 等

◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）

制 度 の 現 況

離乳食教室実施状況

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
開催回数（回）	12	11	18	18	22
受講者数（人）	266	180	86	88	126
1 回当たり平均受講者数（人）	22	16	5	5	6

※ 受講者数は、父、祖父母を含む。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～6 月及び令和 3 年 4 月、5 月、8 月、9 月中止。

※ 令和 2 年 7 月から第一子の保護者のみ各回定員 5 名、教室内容を一部変更して月 2 回実施。

区 分	24 はじめての絵本ふれあい事業	所管係	親子健康係
-----	------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

親子が絵本を介してふれあうことにより、子育て支援の一環として、子育てが楽しくなるきっかけづくりを行う。健診会場では、中央図書館、中央図書館おはなしサークルの協力による、絵本の読み聞かせを通して、ふれあいのひとときの体験を行っている。平成 14 年 4 月から 3 か月児健診を受けたすべての赤ちゃんと保護者を対象に絵本を配付していたが、令和 4 年度から妊婦面談時に絵本と読みきかせチラシを配付している。また、3 か月児健診では中央図書館が作成したおすすめの絵本リストと文庫マップを配付、1 歳 8 か月児健診では絵本の展示、3 歳児健診ではセカンドブックリストを配付している。

制 度 の 現 況

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
絵本配付数					
3 か月児健診（人）	1,239	973	1,129	1,086	
妊 婦 面 談（人）					1,059

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月～7 月中止。中止期間中は郵送対応。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度から読み聞かせ中止。

区 分	25 家庭訪問指導	所管係	健康企画・発達支援・ 親子健康係
-----	-----------	-----	---------------------

制 度 の 概 要

乳幼児健診・相談等で要経過観察となった子ども及び、保護者から訪問依頼のあった場合は、各家庭に保健師が訪問し、家族との人間関係を作り、地域や家庭の環境の実情を把握しながら、各家庭に応じた実際的な指導を行う。

根 拠 法 令 等

- ◇ 母子保健法（昭和 40 年 8 月 18 日法律第 141 号）
- ◇ 母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成 8 年 11 月 20 日児発第 934 号）

制 度 の 現 況

保健師の家庭訪問によるフォロー状況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
障 害 児	訪問実人員（人）	6	8	10	3	2
	延訪問回数（回）	10	14	11	5	3
乳 児	訪問実人員（人）	614	574	619	643	626
	延訪問回数（回）	685	607	676	690	664
幼 児	訪問実人員（人）	197	198	193	187	200
	延訪問回数（回）	222	236	221	217	235
計	訪問実人員（人）	817	780	822	833	828
	延訪問回数（回）	917	857	908	912	902

区分

26 出産・子育てあんしんサポート事業

所管係

健康企画係  
親子健康係

## 制度の概要

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産、子育てできるよう、妊娠期から出産期まで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、出産・子育てあんしんサポート給付金の支給による経済的支援を一体的に実施する。

国の令和4年度第2次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」に対応し、令和5年1月より伴走型相談支援として妊娠8か月ごろの妊婦への面談等を実施するとともに、経済的支援として令和4年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦及び出生児の養育者へ給付金を支給している。

## 根拠法令等

伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について（令和4年12月26日子発1226第1号）

## 制度の現況

令和5年1月より事業実施。令和4年度は、令和4年4月1日から令和4年12月31日までに妊娠の届出をした妊婦、及び、同じ期間に出生した児童を養育する方にも遡及して支給した。

年度	4
面談件数（件）	108
給付金支給件数（件）	2,406





# 長寿生きがい課

係	分掌事務
生きがい振興係	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進等に関する事。</li><li>(2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会に関する事。</li><li>(3) 高齢者の生きがい対策事業に関する事。</li><li>(4) 在宅要援護高齢者対策事業に関する事。</li><li>(5) 家族介護支援対策事業に関する事。</li><li>(6) 一般財団法人宇治市福祉サービス公社に関する事。</li><li>(7) 地域福祉センター等の管理及び運営に関する事。</li><li>(8) その他高齢者在宅福祉サービスに関する事。</li></ul>
地域包括ケア推進係	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 地域包括支援センターの運営に関する事。</li><li>(2) 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関する事。</li><li>(3) 高齢者の権利擁護制度に関する事。</li><li>(4) 老人ホームの入所及び費用徴収額の収納に関する事。</li><li>(5) 地域包括ケアの推進に関する事。</li><li>(6) 認知症地域支援事業に関する事。</li></ul>
介護予防推進係	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 介護予防に関する事。</li><li>(2) 保健衛生思想の普及に関する事。</li><li>(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業に関する事。</li></ul>



区 分	1 高齢者人口等の推移	所管係	生きがい振興係
-----	-------------	-----	---------

高齢者人口等の推移

年齢階層別人口

(各年4月1日現在)

年 年齢(歳)	平成29年(人)	構成比(%)	平成30年(人)	構成比(%)	令和元年(人)	構成比(%)
0～14	24,727	13.12	24,151	12.88	23,580	12.63
15～39	48,676	25.83	47,462	25.32	46,613	24.97
40～59	51,836	27.51	52,284	27.89	52,585	28.17
60～64	10,928	5.80	10,519	5.61	10,224	5.48
65～69	16,193	8.59	14,740	7.86	13,254	7.10
70～74	12,195	6.47	13,171	7.03	13,978	7.49
75～79	10,418	5.53	10,809	5.77	11,550	6.19
80～84	7,143	3.79	7,591	4.05	7,708	4.13
85～89	4,095	2.17	4,324	2.31	4,552	2.44
90歳以上	2,246	1.19	2,422	1.29	2,613	1.40
計	188,457		187,473		186,657	
65歳以上	52,290	27.74	53,057	28.31	53,655	28.75
75歳以上	23,902	12.68	25,146	13.42	26,423	14.16
85歳以上	6,341	3.36	6,746	3.60	7,165	3.84

年 年齢(歳)	令和2年(人)	構成比(%)	令和3年(人)	構成比(%)	令和4年(人)	構成比(%)
0～14	22,909	12.35	22,334	12.11	21,695	11.87
15～39	45,665	24.62	44,913	24.35	44,026	24.08
40～59	52,770	28.45	52,773	28.59	52,507	28.72
60～64	9,946	5.36	9,841	5.34	9,903	5.42
65～69	12,070	6.51	11,225	6.09	10,577	5.78
70～74	14,770	7.96	15,663	8.49	15,338	8.39
75～79	11,790	6.36	11,159	6.05	11,166	6.11
80～84	7,989	4.31	8,452	4.58	9,072	4.96
85～89	4,823	2.60	5,202	2.82	5,436	2.97
90歳以上	2,740	1.48	2,910	1.58	3,121	1.71
計	185,472		184,432		182,841	
65歳以上	54,182	29.22	54,611	29.61	54,710	29.92
75歳以上	27,342	14.75	27,723	15.03	28,795	15.75
85歳以上	7,563	4.08	8,112	4.40	8,557	4.68

区 分	2 老人クラブ助成事業	所管係	生きがい振興係
-----	-------------	-----	---------

### 制 度 の 概 要

高齢者の老後の生活を健全で豊かなものにし、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする老人クラブに対し、育成助成を行う。

#### (1) 老人クラブの組織

- ① 参加しようとする高齢者を差別することなく会員に加えるもの
- ② 政治上又は宗教上の組織に属さないもの
- ③ 会員の年齢は、おおむね 60 歳以上とすること
- ④ 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住するものとする
- ⑤ 会員の規模は、おおむね 30 人以上とすること

#### (2) 老人クラブの運営

- ① 会員により民主的に行われるもの
- ② 会員の互選による代表者を置くもの
- ③ 活動費に充てるため、定期的に会費を納入するもの

#### (3) 老人クラブの活動

- ① 会員の教養の向上、健康の増進およびレクリエーション並びに地域社会との交流を総合的に実施するもの
- ② 年間を通じて恒常的、かつ、計画的に行うもの

#### (4) 財源の負担割合

老人クラブ活動事業・連合喜老会活動事業・連合喜老会活動促進特別事業補助金

区 分	負担割合
国	基準額の 1/3
府	基準額の 1/3
市	上記以外の額

### 根 拠 法 令 等

- ◇ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- ◇ 老人クラブ活動等社会活動促進事業運営要綱（昭和 51 年社老第 28 号）
- ◇ 宇治市老人クラブ助成規則（昭和 39 年宇治市規則第 1 号）

### 制 度 の 現 況

老人クラブ数及び会員数の状況

(各年度 4 月 1 日現在)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
クラブ数 (クラブ)	60	59	58	56	53
会員数 (人)	2,703	2,647	2,538	2,381	2,215

補助金交付の状況

(各年度決算による) (単位：円)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
老人クラブ活動	3,946,120	3,881,400	3,809,420	3,672,500	3,472,400
連合喜老会活動事業	1,531,885	1,464,968	1,150,000	1,150,000	1,150,000
連合喜老会活動促進特別事業	850,000	850,000	116,852	317,552	837,546

区 分	3 老人園芸ひろば事業	所管係	生きがい振興係
-----	-------------	-----	---------

制度の概要

60歳以上の者を対象に園芸を通じて心身の健康を増進し、社会との交流が深められるよう1人約10㎡(1区画)の土地を2年間貸出す。

令和元年度より、平成25年度から利用者1人あたり年額1,200円徴収していた協力金を、各園の利用の更新時期に合わせて順次年額3,600円に改定して徴収。

また、同年度より、平成25年度から利用者を対象に実施している園芸教室を、現地指導等回数を拡充して実施。

根拠法令等

◇ 宇治市老人園芸ひろば事業実施要綱(昭和51年宇治市告示第34号)

制度の現況

(1) 老人園芸ひろば設置状況

名称 区 分	芝ノ東	大久保	伊勢田第2	羽戸山
所在地	五ヶ庄芝ノ東48-3	大久保町大竹10-1	伊勢田町毛語129-1	羽戸山一丁目49-1
面積(㎡)	1,563.00	1,451.25	1,234.12	1,348.76
区画数(区画)	95	88	55	55
開所年月日	昭和59年9月5日	平成2年9月25日	平成8年4月1日	平成15年8月8日

名称 区 分	槇島	木幡	小倉寺内
所在地	槇島町落合43-7	木幡正中42	小倉町寺内71-3
面積(㎡)	4,018.98	1,509.28	1,581.20
区画数(区画)	117	80	60
開所年月日	平成17年4月21日	平成23年4月15日	平成25年4月24日

(2) 運営事業費の状況

(各年度決算による)(単位:円)

年度 区 分	30	元	2	3	4
運営費	1,606,470	3,091,904	4,056,036	2,206,755	4,182,062
新設事業費	-	-	-	-	-

区 分	4 シルバー人材センター助成事業	所管係	生きがい振興係
-----	------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

定年退職後等において臨時的かつ短期的な就業を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実と社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図る目的で設置された、公益社団法人宇治市シルバー人材センターに対し、育成助成を行う。

財源の負担割合

区 分	負担割合
国	府補助額と市補助額の合計（ただし、執行方針により、国基準額を定め、それを限度額としている）
府	4年度補助額は、2,309,000円
市	国基準額の1/2

根 拠 法 令 等

- ◇ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）
- ◇ 高齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）実施要領
- ◇ 京都府高齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱

制 度 の 現 況

シルバー人材センター運営補助金交付の状況

（各年度決算による）（単位：円）

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
補助金	6,869,000	9,169,000	10,169,000	10,169,000	12,369,000

※ 昭和60年7月25日設立

区 分	5 老人運動ひろば事業	所管係	生きがい振興係
-----	-------------	-----	---------

制 度 の 概 要

60 歳以上の者を対象に運動を通じて心身の健康を増進し、高齢者相互の交流をはかることができるよう、ひろばを設置する。

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市老人運動ひろば事業実施要綱（昭和 61 年宇治市告示第 144 号）

制 度 の 現 況

(1) 運営事業費の状況

(各年度決算による) (単位：円)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
運営費	53,346	34,704	51,480	110,040	144,057

(2) 設置状況

	名称	所在地
1	新成田老人運動ひろば	広野町新成田 26-2

区 分	6 地域福祉センター	所管係	生きがい振興係
-----	------------	-----	---------

制 度 の 概 要

高齢者が、生きがいづくりや健康づくりなどの活動に気軽に利用できる施設としての機能と、木幡・開は大規模集会所としての機能を、西小倉・東宇治はデイサービスセンター及び地域包括支援センター、広野はデイサービスセンターなどの在宅介護サービスの供給拠点としての機能を兼ね備えた複合施設として、槇島は障害者施設との合築・複合施設として、地域福祉の向上と地域のコミュニティ、教育・文化活動の場として設置している。

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市地域福祉センター条例（平成 5 年宇治市条例第 11 号）
- ◇ 宇治市地域福祉センター条例施行規則（平成 5 年宇治市規則第 19 号）

制度の現況

(1) 施設の概況

項目	内容	
名称	木幡地域福祉センター	開地域福祉センター
所在地	宇治市木幡東中 47-4	宇治市開町 44-13
構造	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建
敷地面積 (㎡)	518.23	772.03
建築面積 (㎡)	367.50	433.37
開設年月日	平成 5 年 4 月 14 日	平成 6 年 4 月 13 日

項目	内容	
名称	西小倉地域福祉センター	東宇治地域福祉センター
所在地	宇治市小倉町山際 63-1	宇治市五ヶ庄折坂 5-149
構造	鉄筋コンクリート造 3 階建	鉄筋コンクリート造 2 階建
敷地面積 (㎡)	1,896.00 (西宇治図書館を併設)	1,591.00
建築面積 (㎡)	1,248.93 (地域福祉センター1・2 階部分)	1,269.00
開設年月日	平成 9 年 6 月 1 日	平成 10 年 4 月 1 日

項目	内容	
名称	広野地域福祉センター	槇島地域福祉センター
所在地	宇治市広野町大開 72-1	宇治市槇島町石橋 13
構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	鉄筋コンクリート造 3 階建 (内 1 階部分)
敷地面積 (㎡)	1,785.00	1,561.00
建築面積 (㎡)	1,058.66	386.91
開設年月日	平成 12 年 4 月 1 日	平成 15 年 5 月 26 日

(2) 運営費の状況

(各年度決算による) (単位: 円)

施設名 \ 年度	30	元	2	3	4
木幡地域福祉センター	6,074,885	6,280,693	6,166,573	6,110,251	6,892,460
開地域福祉センター	6,305,057	6,234,812	5,986,740	6,580,685	7,415,256
西小倉地域福祉センター	16,802,673	16,901,064	16,094,027	16,380,227	18,346,320
東宇治地域福祉センター	7,770,345	7,293,891	6,850,894	6,611,039	7,517,804
広野地域福祉センター	7,031,363	6,776,606	6,564,010	6,613,915	8,441,683
槇島地域福祉センター	6,315,775	6,177,249	5,806,130	8,350,691	6,659,321



区 分	7 高齢者見舞品支給	所管係	生きがい振興係
-----	------------	-----	---------

制度の概要

介護保険法における要介護 3・4・5 の認定を受けている 65 歳以上の在宅高齢者に対して、民生児童委員を通じて見舞品を贈る。

平成 29 年度より地域の独居高齢者の状況を把握し、地域での見守りや介護予防の取組へ繋げるための事業とし、対象者を要介護・要支援認定を受けていない満 75 歳以上の一人暮らしの高齢者等に変更して実施。

令和 4 年度より廃止。

制度の現況

支給人数及び事業費の状況

(各年度決算による)

年度	30	元	2	3	4
区分					
支給人数 (人)	636	1,371	936	835	—
事業費 (円)	72,169	165,218	48,256	78,921	—

区 分	8 老人福祉電話設置 (老人福祉電話電話料助成金支給)	所管係	生きがい振興係
-----	-----------------------------	-----	---------

制度の概要

低所得の一人暮らしの高齢者又は高齢者世帯で、電話による安否の確認、日常生活に関する助言や相談等が必要と認められる世帯に対して老人福祉電話を設置し、毎月基本料と、通話料として 300 円を扶助する。

市単独事業

根拠法令等

◇ 宇治市老人福祉電話電話料助成金支給規則 (昭和 60 年宇治市規則第 41 号)

制度の現況

設置状況、事業費の状況

(各年度決算による)

年度	30	元	2	3	4
区分					
年度末設置者数 (人)	49	47	44	39	39
事業費 (円)	1,268,552	1,303,468	1,136,184	1,031,802	1,234,011

区 分	9 緊急通報装置(シルバーホン)設置事業	所管係	生きがい振興係
-----	----------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

低所得の一人暮らしの高齢者又はこれに準ずる高齢者で、心身の状態から安否確認が必要であり、かつ、緊急時の連絡手段としてシルバーホンの設置が必要と認められる者に対し、無線発信器（ペンダント）を備えたシルバーホンを貸与し、家庭内において、急病・事故等により緊急に救護を必要とする場合、消防本部に通報され、速やかに救護を行う。

平成 25 年度より業務委託を行い、同機器に備わっている相談ボタンを用いた 24 時間 365 日、看護師・保健師等による対応が可能な健康相談や、月に 1 度安否確認のため、各利用者に電話をする見守りコールを実施している。

平成 30 年度からは地域支援事業（任意事業）として実施。

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市緊急通報装置設置要綱（昭和 62 年宇治市告示第 85 号）

制 度 の 現 況

設置状況

（各年度決算による）

年度	30	元	2	3	4
設置数（台）	994	998	961	988	998
事業費（円）	16,166,667	15,925,640	15,753,704	15,874,294	16,305,607

区 分	10 一人暮らし高齢者等給配食サービス補助事業	所管係	生きがい振興係
-----	-------------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

一人暮らしの高齢者の不安や孤独感の解消と社会参加のため、地区社会福祉協議会、学区福祉委員会が実施している一人暮らし高齢者等給配食サービス事業に補助を行い、在宅福祉充実に向け、行政、地域、住民等の連携を図り、ボランティアの育成、地区社会福祉協議会、学区福祉委員会の活動の充実を図る。

市単独事業

制 度 の 現 況

補助金交付の状況

（各年度決算による）

年度	30	元	2	3	4
補助金（円）	2,900,100	2,775,150	1,595,300	1,919,050	2,412,200
補助金対象団体（団体）	17	16	11	12	15

区 分	11 在宅ねたきり者リサイクル福祉用具貸与事業	所管係	生きがい振興係
-----	-------------------------	-----	---------

制度の概要

市民等から不要になった特殊寝台や車いす等の福祉用具の寄付をうけて、必要な修繕・消毒を行った上、福祉用具を必要とする在宅のねたきり者に貸与することにより、在宅のねたきり者の福祉の増進を図るとともに、福祉用具の有効活用を図る。

制度の現況

貸出数等

(各年度決算による)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
特殊寝台 (台)	24	16	10	19	20
車いす (台)	7	7	9	5	12
入浴用車いす (台)	0	0	0	3	2
エアーマット (個)	0	0	0	1	0
事業費 (円)	463,000	382,044	557,700	418,300	558,800

区 分	12 一人暮らし高齢者等訪問活動補助事業	所管係	生きがい振興係
-----	----------------------	-----	---------

制度の概要

おおむね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者に対して地区社会福祉協議会、学区福祉委員会が実施している訪問活動事業に補助を行う。訪問者との交流による日常生活の不安解消及び安否確認を行い、在宅福祉の向上と地域における福祉ネットワーク活動の推進を図ることを目的とする。(平成 11 年度より実施)

市単独事業

制度の現況

補助金交付の状況

(各年度決算による)

年 度	30	元	2	3	4
補 助 金 (円)	1,765,000	1,764,000	1,669,000	1,688,000	1,699,838
補助対象団体 (団体)	13	13	12	12	13

区 分	13 在宅高齢者等紙おむつ等給付事業	所管係	生きがい振興係																		
<p>制度の概要</p> <p>介護保険法における要介護4・5の認定を受けている在宅高齢者等及びその高齢者等を介護している家族（ただし本人の市民税が非課税であり、かつ本人を控除対象配偶者または扶養親族とする方の市民税が非課税）に対して、1か月の紙おむつ等購入費の2分の1に相当する額の紙おむつ等を給付する。（平成12年度より実施） ただし、1か月5,000円相当の紙おむつ等の給付を限度とする。 平成18年度からは、介護保険法の改正に伴い地域支援事業（任意事業）として実施。</p> <p>根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）</li> <li>◇ 宇治市在宅高齢者等紙おむつ等給付事業実施要項（平成14年4月1日施行）</li> </ul> <p>制度の現況</p> <p style="text-align: right;">（各年度決算による）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付件数（件）</td> <td>671</td> <td>696</td> <td>656</td> <td>721</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>事業費（円）</td> <td>2,106,300</td> <td>2,083,700</td> <td>2,047,300</td> <td>2,182,300</td> <td>2,418,700</td> </tr> </tbody> </table>				区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4	給付件数（件）	671	696	656	721	780	事業費（円）	2,106,300	2,083,700	2,047,300	2,182,300	2,418,700
区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4																
給付件数（件）	671	696	656	721	780																
事業費（円）	2,106,300	2,083,700	2,047,300	2,182,300	2,418,700																

区 分	14 高齢者住宅改造助成事業	所管係	生きがい振興係																		
<p>制度の概要</p> <p>介護保険法における要支援・要介護の認定を受けた者の日常生活を容易にし介護者の負担の軽減を図るため、その者の居住する住宅又はその敷地の改造であって、介護保険の住宅改修に適用されないリフトやエレベーター等の設置工事に要した経費の一部を助成する。（認定工事の合計額の2分の1助成。1住宅につき1年度内30万円限度）</p> <p>根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 宇治市高齢者住宅改造助成事業実施要綱（平成6年宇治市告示第41号）</li> </ul> <p>制度の現況</p> <p style="text-align: right;">（各年度決算による）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分 \ 年 度</th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用件数（件）</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>助成額（円）</td> <td>1,465,000</td> <td>3,300,000</td> <td>1,531,000</td> <td>1,358,000</td> <td>544,000</td> </tr> </tbody> </table>				区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4	利用件数（件）	5	11	6	5	2	助成額（円）	1,465,000	3,300,000	1,531,000	1,358,000	544,000
区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4																
利用件数（件）	5	11	6	5	2																
助成額（円）	1,465,000	3,300,000	1,531,000	1,358,000	544,000																

区 分	15 高齢者日常生活用具給付等事業	所管係	生きがい振興係
-----	-------------------	-----	---------

制度の概要

在宅の65歳以上の一人暮らし高齢者等（市民税非課税世帯）に対し、電磁調理器、自動消火器を給付する。

根拠法令等

◇ 宇治市一人暮らし等高齢者日常生活用具給付等事業運営要項（平成12年4月1日施行）

制度の現況

（各年度決算による）

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
自動消火器（台）	1	3	1	2	2
電磁調理器（台）	7	20	11	7	16
事業費（円）	160,920	468,060	238,700	196,900	365,200

区 分	16 高齢者保健福祉オンブズマン制度	所管係	生きがい振興係
-----	--------------------	-----	---------

制度の概要

高齢者保健福祉オンブズマンにより、高齢者保健福祉サービス利用者の苦情の解決を支援する。

(1) 苦情申立ての範囲

- ① 宇治市の提供する高齢者保健福祉サービスに関する苦情
- ② 市内で提供されている高齢者に対する民間保健福祉サービスに関する苦情及び、市内に事業所を構える民間高齢者保健福祉サービス事業者に関する苦情

(2) 所管外の事項

- ① 裁判所において係争中の事項、判決のあった事項
- ② 行政不服審査法等による不服申し立ての中の事項、及び裁決・決定があった事項
- ③ 議会で審議中及び審議終了した事項
- ④ オンブズマンにより、苦情の解決が行われた事項
- ⑤ 事実があってから1年以上経過した事項

(3) 申立てられる人

本人及び三親等以内の親族・同居人などの、高齢者に対する保健福祉サービスの提供について利害関係のある人。

根拠法令等

◇ 宇治市高齢者保健福祉オンブズマン設置要項（平成15年3月24日施行）

制度の現況

年度	30	元	2	3	4
申立件数(件)	0	0	0	0	0

区分

17 地域介護・福祉空間整備費補助事業

所管係

生きがい振興係

制度の概要

宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に則った施設整備を計画的に進めるため、地域介護・福祉空間整備等交付金の対象となる施設整備に対して、国より交付金を受け、事業者へ補助を行う。  
国交付金事業

根拠法令等

◇ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）

制度の現況

補助金交付状況

(各年度決算による)

年度 区分	30	元	2	3	4
補助金(円)	0	0	0	0	6,447,000
事業種別	—	—	—	—	—

区分

18 地域密着型サービス等整備費補助金

所管係

生きがい振興係

制度の概要

宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に則った施設整備を計画的に進めるため、地域密着型サービス等整備助成事業補助金の対象となる施設整備に対して、府より交付金を受け、事業者へ補助を行う。  
府交付金事業

根拠法令等

◇ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）

制度の現況

補助金交付状況

(各年度決算による)

年度 区分	30	元	2
補助金(円)	44,146,000	110,992,000	80,455,000
事業種別	認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護	介護医療院への転換 小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護 地域包括支援センター

年度 区分	3	4
補助金(円)	16,693,000	12,863,000
事業種別	認知症対応型共同生活介護	特別養護老人ホーム(介護施設等における新型コロナウイルス 感染防止対策支援) 介護老人保健施設(家族面会室の整備等経費支援) 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 サービス付き高齢者向け住宅 (簡易陰圧装置設置経費支援)

区分

19 介護予防拠点施設整備事業

所管係

生きがい振興係

制度の概要

介護予防事業(B リハ・転倒予防教室等)を市内の公共施設等で事業展開していく上で、さらに利用者の利便性を高めることを目的として、バリアフリー化等の改修工事を行う。

根拠法令等

◇ 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第64号)

制度の現況

施設整備状況

(各年度決算による)

年度 区分	30	元	2	3	4
施設名	—	—	—	—	—
日常生活圏域	—	—	—	—	—
金額(円)	—	—	—	—	—

区 分	20 一人暮らし高齢者火災警報器給付事業	所管係	生きがい振興係																		
<p>制度の概要</p> <p>65歳以上の一人暮らしの市民税非課税高齢者に対して、火災等による被害から守り安全確保を図るため火災警報器を給付する。(平成19年度より事業実施) 市単独事業</p> <p>制度の現況</p> <p style="text-align: right;">(各年度決算による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付者数(人)</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>事業費(円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>137,280</td> </tr> </tbody> </table> <p>※警報機本体は数年に1回まとめて購入するため、給付者数と事業費は連動しない。</p>				年度	30	元	2	3	4	給付者数(人)	18	12	5	5	2	事業費(円)	0	0	0	0	137,280
年度	30	元	2	3	4																
給付者数(人)	18	12	5	5	2																
事業費(円)	0	0	0	0	137,280																

区 分	21 介護予防安心住まい推進事業	所管係	生きがい振興係																		
<p>制度の概要</p> <p>生活機能について回答する「安心住まいチェックリスト」による運動器の機能低下がみられ、かつ要支援・要介護認定を受けていない市民税非課税の世帯が、居住する住宅に介護保険給付対象工事をしたときに要した経費の一部を助成する。 (認定工事の合計額3分の2(1世帯につき16万円限度)) 平成24年度事業開始。 府交付金事業(京都府介護予防安心住まい推進事業費補助金)</p> <p>根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 介護予防安心住まい推進事業費補助金交付要綱(平成22年9月1日施行)</li> <li>◇ 宇治市介護予防安心住まい推進事業助成金交付要項(平成24年4月1日施行)</li> </ul> <p>制度の現況</p> <p style="text-align: right;">(各年度決算による)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用件数(件)</td> <td>7</td> <td>13</td> <td>20</td> <td>13</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>助成額(円)</td> <td>682,000</td> <td>1,748,000</td> <td>2,732,000</td> <td>1,491,000</td> <td>1,795,000</td> </tr> </tbody> </table>				年度	30	元	2	3	4	利用件数(件)	7	13	20	13	13	助成額(円)	682,000	1,748,000	2,732,000	1,491,000	1,795,000
年度	30	元	2	3	4																
利用件数(件)	7	13	20	13	13																
助成額(円)	682,000	1,748,000	2,732,000	1,491,000	1,795,000																



区 分	22 山城ふるさとを守る絆ネット推進事業	所管係	生きがい振興係
-----	----------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

山城広域振興局管内で企業活動を営む事業者等の農村交流活動や見守り活動等を推進することにより、事業者活動等の促進を図るとともに地域の安心安全な暮らしの確保や農村の維持活性化を図ることを目的とする。

府、市、地域住民及び事業者等が協定等を締結し、農村交流活動や見守り活動等を展開する。  
平成 25 年度事業開始。

根 拠 法 令 等

山城ふるさとを守る絆ネット推進事業実施方針（平成 24 年 9 月 18 日施行）

制 度 の 現 況

(1) 事業者等による見守り活動

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
通報件数（件）	2	5	5	8	8

(2) 見守り協力事業所一覧

（令和 2 年度 3 月末現在）

京都生活協同組合
京都やましろ農業協同組合
京滋ヤクルト販売株式会社
ヤマト運輸株式会社京都主管支店
ASA（朝日新聞サービスアンカー）東宇治
ASA（朝日新聞サービスアンカー）宇治西
ASA（朝日新聞サービスアンカー）宇治
ASA（朝日新聞サービスアンカー）小倉
布亀株式会社

区 分	23 高齢者家具等転倒防止金具購入助成事業	所管係	生きがい振興係
-----	-----------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

地震などの災害時における家具等の転倒を防止し、高齢者の安全確保を図るため、65歳以上の市民税非課税世帯の高齢者に対し、家具等転倒防止金具購入費用の助成を行う。

平成25年度事業開始。

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市高齢者家具等転倒防止金具購入助成事業実施要項（平成25年4月1日施行）

制 度 の 現 況

(各年度決算による)

年度 区 分	30	元	2	3	4
利用件数(件)	10	2	2	1	2
助成額(円)	39,400	10,000	9,100	2,600	10,000

区 分	24 高齢者アカデミー運営事業	所管係	生きがい振興係
-----	-----------------	-----	---------

制 度 の 概 要

京都文教大学にて、65歳以上の市民を対象に、「高齢者アカデミー」を開校する。プログラムは2年制（1年＝秋期・春期）で、受講生は週1回の科目履修と月1回のアカデミーアワーを受講する。

平成25年度事業開始。

平成27年度までは70歳以上が対象。

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市高齢者アカデミー事業運営要項（平成25年4月1日施行）

制 度 の 現 況

(各年度決算による)

年 度	30	元	2	3	4
受講者数(人)	71	64	29	36	45
事業費(円)	4,908,496	4,009,869	2,758,570	3,336,000	3,425,667

区 分	25 認知症等高齢者家族安心事業	所管係	地域包括ケア推進係
-----	------------------	-----	-----------

制 度 の 概 要

認知症等により行方不明となるおそれのある高齢者等の家族に、GPS 機能を備えた機器の貸与費用などを助成することで、高齢者が行方不明となった場合に、早期に発見できるようにする。

平成 25 年度事業開始。平成 29 年度より機種追加。

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市はいかい高齢者家族安心事業実施要項（平成 25 年 6 月 7 日施行）
- ◇ 宇治市はいかい高齢者家族安心事業実施要項（自動通知型）（平成 29 年 4 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

(各年度決算による)

年度 区 分	30	元	2	3	4
利用件数 (件)	40	57	65	61	68
助成額 (円)	394,130	583,528	610,257	723,243	777,310

区 分	26 健康診断書料金扶助	所管係	地域包括ケア推進係
-----	--------------	-----	-----------

制 度 の 概 要

養護老人ホームの措置対象者で低所得世帯に属する者が、申請する場合に要する医師の健康診断書料金の一部又は全部（限度額 5,000 円）を扶助する。

市単独事業

根 拠 法 令 等

- ◇ 老人ホームへの措置又は家庭奉仕員の派遣に係る健康診断書料金扶助実施要綱の一部を改正する要綱（平成 12 年宇治市告示第 43 号）

制 度 の 現 況

(各年度決算による)

年度 区 分	30	元	2	3	4
利用者 (人)	0	0	1	2	0
扶助額 (円)	0	0	4,320	7,500	0

区 分	27 老人入所施設（養護老人ホーム）への措置	所管係	地域包括ケア推進係
-----	------------------------	-----	-----------

制 度 の 概 要

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難と認める者について養護老人ホームに保護する。

根 拠 法 令 等

◇ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）

制 度 の 現 況

(1) 施設別入所状況 (各年度3月末現在) (単位：人)

施設名及び所在地		年 度				
		30	元	2	3	4
宇治明星園	宇治市	39	34	33	30	26
洛南寮	京田辺市	16	14	9	7	8
ライトハウス朱雀 (船岡寮)	京都市中京区	0	1	1	1	1
慈母園	奈良県高市郡	2	1	2	2	2
大津老人ホーム	滋賀県大津市	0	0	0	0	0
真盛園	滋賀県大津市	0	0	1	1	1
三室園	奈良県生駒郡	2	1	1	1	1
四天王寺松風荘	大阪府枚方市	0	0	0	0	0
きぬがさ	滋賀県東近江市	1	1	0	0	0
鶴林園	兵庫県加古川市	0	0	1	1	1
計		60	52	48	43	40

(2) 入所措置費等の状況 (各年度決算による)

年度	30	元	2	3	4
措置費等 (円)	124,433,981	116,899,068	109,129,136	96,400,849	93,933,607

区 分	28 高齢者成年後見制度利用支援事業	所管係	地域包括ケア推進係
-----	--------------------	-----	-----------

制 度 の 概 要

(1) 成年後見制度とは

認知症等により判断能力が十分ではない高齢者の財産管理及び契約の締結を本人に代わって行う代理人を選任することにより、本人の権利を保護する制度。

(2) 市長による代行申立

成年後見制度の審判の申立てについては、本人・配偶者及び四親等内の親族が家庭裁判所に申立てを行う事ができるが、二親等内に申立てを行う親族がない高齢者については、市長名による申立てを行う。

以下の全てにあてはまる方について市長による代行申立てを行う。

- ① 本人が本市に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている 65 歳以上の高齢者であって、認知症等により判断能力が不十分であること。
- ② 二親等以内の親族において審判の申立ての可能性のないもの。
- ③ 保健、医療及び福祉サービスを利用するための契約が必要である若しくは財産管理が必要であること。

(3) 申立費用、成年後見人等報酬助成

市長による代行申立を行った人のうち生活保護受給世帯等については、申立て費用の免除及び成年後見人等への報酬助成を行う。(平成 18 年度からは、介護保険法の改正に伴い、地域支援事業として実施。)

また、制度の促進を図るため、平成 24 年度より、市長による代行申立以外の低所得者等に対し、申立て費用及び成年後見人等への報酬助成を行う。

根 拠 法 令 等

- ◇ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- ◇ 成年後見制度利用における宇治市長の審判申立要項（平成 14 年 4 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

年 度	30	元	2	3	4
代行申立件数(件)	10	7	7	9	15

区 分	29 高齢者虐待対策	所管係	地域包括ケア推進係
-----	------------	-----	-----------

制 度 の 概 要

近年深刻化する高齢者虐待事案に対して、長寿生きがい課と地域包括支援センターが、関係機関と連携をとりながら、被虐待者を施設への緊急入所等の対策をとることによりその身体的・精神的安全をはかるとともに、虐待者(養護者)も支援していくことで、問題の解決にあたる。

根拠法令等

◇ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)

制度の現況

宇治市が、高齢者虐待事案として新規受理した件数

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
高齢者虐待事案として 新規受理した件数 (件)	74	80	91	100	165

区 分

30 地域包括支援センター運営事業

所管係

地域包括ケア推進係

制度の概要

介護、福祉、医療、権利擁護などのさまざまなサービスを包括的・継続的に提供していくため、高齢者の生活を支える中核機関として、市内 8 カ所に地域包括支援センターを設置している。

各地域包括支援センターに、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、包括的支援事業として総合相談支援業務や権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務と、第 1 号介護予防支援事業を一体的に取り組んでいる。また、包括的支援事業を効果的に実施するために介護サービスに限らず、インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携することができるよう多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築や、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために地域包括ケア会議を行っている。

また、公平かつ中立的な運営を確保するため、センターの運営状況について地域包括支援センター運営協議会で協議する。

事業の運営

圏 域 名	法 人 名
東宇治北地域包括支援センター	社会福祉法人くらしのハーモニー
東宇治南地域包括支援センター	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
南部・三室戸地域包括支援センター	社会福祉法人宇治明星園
中宇治地域包括支援センター	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
槇島地域包括支援センター	社会福祉法人一竹会
北宇治地域包括支援センター	社会福祉法人宇治明星園
西宇治地域包括支援センター	一般財団法人宇治市福祉サービス公社
南宇治地域包括支援センター	社会福祉法人不動園

根 拠 法 令 等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域包括支援センターの設置運営について（平成 18 年法律第 1018001 号）

制 度 の 現 況

(1) 運営状況

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
総合相談支援 相談実人数 (人)	3,711	3,560	3,489	3,453	3,757
「高齢者虐待・成年後見制度」 に関する相談実人数 (人)	137	126	163	145	186
指定介護予防支援・ 第 1 号介護予防支援 (件)	19,886	20,487	20,644	21,269	21,751

(2) 地域包括ケア会議

(単位：回)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
宇治市地域包括ケア会議	2	2	4	2	2
小地域包括ケア会議	22	21	11	11	19
自立支援型ケア会議	—	—	—	12	12

(3) 地域包括支援センター運営協議会

(単位：回)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
地域包括支援センター 運営協議会開催回数	2	2	2	2	2

(4) 地域包括支援センター職員資質向上研修

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
開催回数 (回)	4	4	17	9	4
延人数 (人)	83	87	64	158	68

区 分	31 機能訓練	所管係	介護予防推進係
<div data-bbox="156 264 448 331" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">           制 度 の 概 要         </div> <p data-bbox="156 353 1453 421">機能訓練事業は、医療の機能訓練を終了した方や虚弱な方等に対し、心身の機能の維持、回復を図るために必要な訓練を行い、日常生活の自立を助けることを目的に実施。</p> <p data-bbox="156 427 1453 640">平成 18 年度より、介護保険法の改正に伴い、40 歳から 64 歳までの方は、健康増進法の機能訓練事業として、65 歳以上の方は、地域支援事業の中で介護予防事業、一次予防事業として実施。二次予防事業では、足しっかり体操教室（平成 17 年度まではセンターリハビリ教室）、パワーリハビリ教室、複合型介護予防教室（平成 24 年度より開始。これに伴いすこやか体操教室は平成 23 年度終了）を実施し、一次予防事業として、B 型リハビリ教室、パワーリハビリ事業、地域密着型転倒予防教室（平成 18 年度のみ）を実施。</p> <p data-bbox="156 647 1453 786">平成 29 年度に健康増進法の一部改正により、40 歳から 64 歳までの機能訓練事業は廃止。また平成 29 年度からは、介護保険法の改正により一次予防事業及び二次予防事業が廃止となり、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、一般介護予防事業として、高齢者を年齢や状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくように、介護予防に取り組んでいる。</p> <p data-bbox="156 792 1453 893">平成 30 年度まで実施していたまるごとトレーニング教室を、仲間づくりを目的とした教室に改編し、令和元年度よりスロートレーニング教室（ミックス）とはつらつトレーニング教室（地域支援型介護予防教室）として実施。</p> <div data-bbox="156 981 448 1048" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;">           根 拠 法 令 等         </div> <ul data-bbox="183 1070 927 1137" style="list-style-type: none"> <li>◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）</li> <li>◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）</li> </ul>			



制度の現況

一般介護予防事業

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
スロートレーニング教室	実人数(人)	160	158	122	141	149
	延人数(人)	2,898	2,610	1,377	1,769	2,447
	回数(回)	176	160	149	132	160
スロートレーニング教室 (ミックス)	実人数(人)	/	56	50	66	53
	延人数(人)		955	487	690	881
	回数(回)		82	66	63	80
パワリハトレーニング教室	実人数(人)	209	198	153	148	160
	延人数(人)	3,822	2,202	1,588	1,956	2,756
	回数(回)	264	239	208	141	240
まるごとトレーニング教室	実人数(人)	528	/	/	/	/
	延人数(人)	9,167				
	回数(回)	616				
はつらつトレーニング教室	実人数(人)	/	515	420	395	425
	延人数(人)		8,172	4,082	4,770	6,980
	回数(回)		465	387	375	560
B型リハビリ教室	実人数(人)	210	202	143	158	153
	延人数(人)	6,271	5,259	3,163	2,957	3,933
	回数(回)	817	744	609	578	796
セルフパワリハ	実人数(人)	397	401	206	197	202
	延人数(人)	11,854	11,769	5,959	5,648	7,722
	回数(回)	278	254	212	229	278

区 分	32 訪問指導	所管係	地域包括ケア推進係
-----	---------	-----	-----------

制度の概要

訪問指導は、宇治市内に居住する 40 歳以上の人で家庭において寝たきりの状態にある人又はこれに準ずる状態にある人や高齢者等を対象に保健師・看護師等が訪問し、本人及びその家族に対し、必要な保健指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に実施。

平成 18 年度より、介護保険法の改正に伴い、40 歳から 64 歳までの方は、健康増進法の訪問指導として、65 歳以上の方は、地域支援事業の中の介護予防事業二次予防事業として実施。

平成 29 年度より、介護保険法の改正により一次予防事業及び二次予防事業が廃止され、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、訪問型短期集中予防サービスとして、社会参加を高めるために必要な相談・指導を実施している。

根拠法令等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

制度の現況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
65 歳以上	実人数（人）	15	10	23	44	61
	延回数（回）	51	48	127	154	216

区 分	33 認知症予防教室	所管係	介護予防推進係
-----	------------	-----	---------

制度の概要

認知症予防教室は、認知機能低下を予防することを目的に実施。平成 18 年度の介護保険法の改正により、介護予防事業、一次予防事業として実施。

また、平成 25 年度より認知症予防のためにファイブ・コグ等を使った教室を実施。

平成 29 年度より、介護保険法の改正により一次予防事業及び二次予防事業が廃止され、介護予防・日常生活支援総合事業が開始し、一般介護予防事業として、高齢者を年齢や状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくように、介護予防に取り組んでいる。

根拠法令等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

制度の現況

区分		年度				
		30	元	2	3	4
認知症予防教室	実人数(人)	118	104	115	132	134
	延人数(人)	2,112	1,740	1,381	1,871	2,273
	回数(回)	132	123	136	136	160
脳活性化教室	延人数(人)	5,868	5,514	2,421	2,008	3,014
	回数(回)	142	130	133	139	190

区分

34 認知症地域支援事業

所管係

地域包括ケア推進係

制度の概要

認知症についての市民の理解を深め、認知症になっても安心・安全に暮らせるまちづくりを推進する体制を構築する。平成20年度から実施。(平成20年度・平成21年度は京都府の委託を受けたモデル事業)

平成29年度より、介護保険法の改正により、地域支援事業任意事業として実施している。

根拠法令等

- ◇ 介護保険法(平成9年法律第123号)
- ◇ 地域支援事業実施要綱(平成18年法律第0609001号)

制度の現況

事業名	年度	30	元	2	3	4
		回数(回)	67	43	26	30
サポーター養成講座	延人数(人)	1,781	1,329	730	1,004	1,159
	回数(回)	1	—	—	—	—
キャラバン・メイト養成講座	延人数(人)	29	—	—	—	—
	回数(回)	2	2	2	2	2
キャラバン・メイトフォローアップ研修	延人数(人)	50	40	24	21	24
	回数(回)	6	6	6	6	6
家族支援プログラム	実人数(人)	12	13	12	7	5
	延人数(人)	54	59	66	24	26
家族支援プログラムOB会	回数(回)	12	11	10	8	12
	延人数(人)	114	87	61	43	58

区 分	35 初期認知症総合相談支援事業	所管係	地域包括ケア推進係
-----	------------------	-----	-----------

制 度 の 概 要

認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活できるよう、認知症コーディネーターを配置し、認知症の初期の人やその家族に対する認知症施策を構築し、医療機関、介護サービス及び地域の支援機関の連携強化等の支援体制の構築を図っている。

根 拠 法 令 等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

制 度 の 現 況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
認知症対応型カフェ	延人数（人）	725	611	382	499	773
認知症初期集中支援チーム	事例数（事例）	36	39	43	40	30
認知症を正しく理解するための連続講座	延人数（人）	193	119	162	131	80
認知症講演会	実施回数（回）	1	1	動画配信	1	1
	延人数（人）	100	54		230	19

区 分	36 認知症の人にやさしいまち・うじ推進事業	所管係	地域包括ケア推進係
-----	------------------------	-----	-----------

### 制 度 の 概 要

認知症の人を「生活者」としてとらえ、医療・介護・福祉の専門的分野の連携に加え、日常生活に関わる全ての分野で認知症を正しく理解し、それぞれの立場からできる事を考え、自発的に行動する広範囲なネットワークを構築する。

宇治市が掲げる認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「認知症の人にやさしいまち・うじ」の実現にあたり、認知症当事者の視点に立った地域での日常生活レベルでの支援体制を構築することを目的として、平成27年に宇治市認知症アクションアライアンス“れもねいど”(Lemon-Aid) (以下「れもねいど」という)を設立。

事務局を設置し事業の企画・運営を行うとともに、「れもねいど推進協議会」や「認知症フォーラム」を開催、市内を活動拠点とする事業者に広くれもねいどの趣旨に賛同を求め、れもねいどへの加盟登録を促進する。また、認知症を正しく理解する連続講座を開催し、受講修了者はれもねいだー(ボランティア)として活動している。

また、認知症等により行方不明となるおそれのある方に対し、事前登録いただくことで行方不明になられた場合に速やかに発見協力の依頼を行っている。

### 根 拠 法 令 等

- ◇ 地域支援事業実施要綱(平成18年法律第0609001号)

### 制 度 の 現 況

区 分	年 度					
	30	元	2	3	4	
れもねいど加盟登録数(団体)	14	8	8	10	4	
SOSネットワーク事前登録者数(人)	47	72	89	58	67	
れもねいだー(人) 累計(新規)	107(17)	122(13)	128(6)	139(11)	147(9)	
認知症フォーラム in 宇治	開催回数(回)	1	—	1	1	1
	参加人数(人)	250	—	250	160	144

区 分	<b>37 地域リハビリテーション活動支援事業</b>	所管係	介護予防推進係
-----	-----------------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

令和元年度より、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進していくため、介護予防に資する通いの場を運営する地域団体等の依頼により専門職の派遣を実施。

根 拠 法 令 等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

制 度 の 現 況

区 分 \ 年 度	元	2	3	4
派遣団体数（団体）	41	25	38	51
派遣延回数（回）	45	30	54	72

区 分	<b>38 地域介護予防活動支援事業</b>	所管係	介護予防推進係
-----	------------------------	-----	---------

制 度 の 概 要

令和元年度より、住民主体の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するために、介護予防に資する通いの場を運営する地域団体等に対して、その活動を支援するための補助金を交付。

根 拠 法 令 等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

制 度 の 現 況

区 分 \ 年 度	元	2	3	4
交付団体数（団体）	2	2	6	17

区 分	39 高齢者保健・介護予防一体的実施事業	所管係	介護予防推進係
-----	----------------------	-----	---------

制度の概要

令和3年度より、健康寿命の延伸や日常生活の質の向上などを図るため、高齢者を対象に介護予防と連携した一体的な保健事業を実施している。

高齢者の個別的支援（ハイリスクアプローチ）は75歳以上の高齢者で健康状態不明者に対し看護師・歯科衛生士等が個別訪問を実施し後期高齢質問票等により健康状態の確認を行い、必要に応じて受診勧奨、介護予防サービス等への連携を実施。令和4年度からは対象者を拡大し、健康状態不明者と生活習慣病予防のための訪問相談を実施。通いの場への積極的関与（ポピュレーションアプローチ）は通いの場等へ保健師・歯科衛生士・管理栄養士が訪問し、フレイル予防の啓発を実施。

根拠法令等

- ◇ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

制度の現況

区 分		年 度	
		3	4
ハイリスクアプローチ	実人数（人）	819	615
	延人数（人）	1,160	894
ポピュレーションアプローチ	延回数（回）	38	49





# 健康づくり推進課

係	分掌事務
地域企画係	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 保健衛生思想の普及に関する事。</li><li>(2) 健康増進法(平成14年法律第103号)に関する事。</li><li>(3) 保健対策に係る総合計画に関する事。</li><li>(4) 保健対策に係る連絡調整に関する事。</li><li>(5) 食育の推進に関する事。</li><li>(6) 健康づくりの推進に関する事。</li><li>(7) 休日急病診療所に関する事。</li><li>(8) 健やかセンターの管理及び運営に関する事。</li><li>(9) 歯科サービスセンターに関する事。</li><li>(10) 病院群輪番制病院運営事業に関する事。</li><li>(11) 献血に関する事。</li><li>(12) 感染症及び食中毒に関する事。</li><li>(13) 医療機関、保健所、関係団体等との連絡に関する事。</li><li>(14) その他成人保健に関する事。</li><li>(15) 地域保健に関する事。</li></ul>
保健事業係	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 成人及び高齢者の保健事業に関する事。</li><li>(2) 各種がん・結核検診等に関する事。</li><li>(3) 予防接種に関する事。</li><li>(4) 特定健診・特定保健指導事業に関する事。</li></ul>



区 分	1 保健・消防センター	所管係	地域企画係
-----	-------------	-----	-------

制 度 の 概 要

平成 15 年 11 月、保健・消防センター（うじ安心館）として開設。（平成 14 年 11 月に一部開設）  
 健やかセンターを 3 階の一部・4 階及び 5 階の一部に、休日急病診療所・歯科サービスセンターを  
 5 階に配置し、乳幼児から高齢者までの健康づくりの総合的な支援と市民の保健福祉の増進を図る。

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市健やかセンター条例（平成 14 年宇治市条例第 22 号）（昭和 54 年宇治市条例第 13 号（制定））
- ◇ 宇治市休日急病診療所条例（昭和 54 年宇治市条例第 12 号）
- ◇ 宇治市中心身障害者歯科診療実施要綱（昭和 63 年宇治市告示第 77 号）

施設の概要

名称	単独併設の別	所在地	建物の構造	保健側面積
休日急病診療所 歯科サービスセンター 健やかセンター	併設 消防・防災	宇治市宇治 下居 13 - 2	鉄筋コンクリート造 5 階建	床延 3,573.32 m <sup>2</sup>

区 分	2 歯科サービスセンター	所管係	地域企画係
-----	--------------	-----	-------

制 度 の 概 要

昭和 63 年 6 月 1 日から京都府宇治久世歯科医師会及び（公社）京都府歯科衛生士会の協力を得て、  
 心身障害児に対する歯科診療を開始した。  
 対象者は、市内に居住する者で、身体障害者手帳、療育手帳または特別児童扶養手当の交付を受けて  
 いる者。（平成 19 年 4 月に「18 歳未満」という制限をなくした。）  
 診療内容は、口腔内諸疾患の治療及び予防処置、口腔衛生指導並びに歯科相談。

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市中心身障害者歯科診療実施要綱（昭和 63 年宇治市告示第 77 号）

制 度 の 現 況

利用状況

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
診療日数（日）	51	50	52	51	52
受診者数（延人数）	352	318	316	330	329

区 分	3 休日急病診療所	所管係	地域企画係
-----	-----------	-----	-------

制 度 の 概 要

診療科目	内科・小児科・歯科
診療日	日曜、祝日及び振替休日、年末年始(12月31日～1月3日) ただし、歯科は、12月29日、30日も診療
受付時間	(内科・小児科) 午前9時～11時、午後0時30分～4時 (歯科) 午前9時30分～11時30分、午後1時～2時30分
医療体制	(一社) 宇治久世医師会、京都府宇治久世歯科医師会、宇治久世薬剤師会及び(公社) 京都府歯科衛生士会に診療を委託 医師1人、歯科医師1人、歯科衛生士1人、薬剤師1人(年末年始等2人体制) 看護師4人(年末年始等5人体制) 事務職員3人(年末年始4人体制)

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市休日急病診療所条例(昭和54年宇治市条例第12号)
- ◇ 宇治市休日急病診療所条例施行規則(昭和54年宇治市規則第21号)

制 度 の 現 況

休日急病診療所の利用状況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
診療日数	医科(日)	72	75	70	70	70
	歯科(日)	73	76	72	72	72
受診患者総数(人)		2,542	2,623	1,042	1,675	2,173
科目別 受診者	医科(人)	2,041	1,988	622	1,249	1,812
	歯科(人)	501	635	420	426	361
地域別 受診者	宇治市(人)	2,075	2,090	802	1,277	1,720
	その他(人)	467	533	240	398	453

区 分	4 献血推進事業	所管係	地域企画係
-----	----------	-----	-------

制 度 の 概 要

献血思想の普及と献血者の組織化を図るとともに、献血制度の適正な運営を確保し、地域住民の健康の保持及び向上等を推進する。

根 拠 法 令 等

◇「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(新血液法)

制 度 の 現 況

献 血 の 基 準 (平成23年4月1日改定)	400ml	200ml
年 齢	男性 17歳～69歳 ※ 女性 18歳～69歳 ※	16歳～69歳 ※
体 重	男女とも 50kg以上	男性 45kg・女性 40kg以上
最 高 血 圧	90mmHg 以上	
血 色 素 量	男性 13.0g/dL 以上 女性 12.5g/dL 以上	男性 12.5g/dL 以上 女性 12.0g/dL 以上
年 間 献 血 回 数	男性 3回以内 女性 2回以内	男性 6回以内 女性 4回以内
年 間 献 血 総 量	400ml と 200ml 献血を合わせて男性は 1,200ml 以内 女性は 800ml 以内	
献 血 間 隔	男性 12週間 女性 16週間	男女とも 4週間

※ 65歳以上の献血については、献血される方の健康を考え、60歳から64歳の間に献血経験がある方に限っています。

実施状況

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
実施回数 (回)	10	10	17	17	15
採血者 (人)	616	635	876	873	897
400ml (人)	599	621	856	857	885
200ml (人)	17	14	20	16	12

区 分	5 骨髄ドナー助成事業	所管係	地域企画係
-----	-------------	-----	-------

制 度 の 概 要

移植に用いる骨髄・末梢血幹細胞（以下「骨髄等」）の適切な提供の推進を図り、骨髄等移植を推進するため、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「骨髄バンク」という。）が行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 90 号）第 2 条第 5 項に規定する事業）において骨髄等の提供を行った者に対し、助成金を交付する。

(1) 助成対象者

- ① 平成 28 年 4 月 1 日以降 に（公財）日本骨髄バンクを介して骨髄等を提供された方
- ② 骨髄等の提供を行った日に宇治市内に住所を有している方
- ③ 他の自治体等が実施する同種同類の助成金などを受けていない方

(2) 助成金額

- ① 骨髄等の提供にあたって下記に記載する通院、入院又は面談 ※の日数 × 2 万円
  - ア 健康診断のための通院
  - イ 自己血採血のための通院
  - ウ 骨髄等の採取のための入院
  - エ 上記ア～ウの他、骨髄バンクまたは医療機関が必要と認める通院、入院または面談  
※ただし、骨髄等の採取のための手術及び関連した医療処置によって生じた健康被害のため  
のものは対象外
- ② 一回の提供につき 14 万円を上限とする。

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市骨髄ドナー助成事業実施要項（平成 28 年 4 月 1 日施行）
- ◇ 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 90 号）

制 度 の 現 況

利用状況

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
申請件数 (件)	3	1	5	0	1

区 分	6 健康教育・健康相談	所管係	地域企画係
-----	-------------	-----	-------

制度の概要

生活習慣病の予防、健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図るとともに、健康に関する個別の相談に応じ必要な指導・助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とし、うじ安心館、各公民館等で実施している。

なお、平成20年4月1日より保健事業は「健康増進法」による事業へ移行した。

根拠法令等

- ◇ 健康増進法（平成14年法律第103号）
- ◇ 介護保険法（平成9年法律第123号）

制度の現況

(単位：回)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
健康教育	185	168	139	113	137
健康相談	175	114	75	72	116

区 分	7 訪問指導	所管係	地域企画係
-----	--------	-----	-------

制度の概要

訪問指導は、宇治市内に居住する40歳以上の人で家庭において寝たきりの状態にある人又はこれに準ずる状態にある人や高齢者等を対象に保健師・看護師等が訪問し、本人及びその家族に対し、必要な保健指導を行い、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的に実施。

平成18年度より、介護保険法の改正に伴い、40歳から64歳までの方は、健康増進法の訪問指導として実施。

根拠法令等

- ◇ 健康増進法（平成14年法律第103号）

制度の現況

区 分 \ 年 度		30	元	2	3	4
40歳～64歳	実人数（人）	7	0	0	0	0
	延回数（回）	21	0	0	0	0

区 分	8 成人歯科健診	所管係	保健事業係
-----	----------	-----	-------

制 度 の 概 要

成人期の歯の喪失原因である歯周疾患を予防・早期発見し、生涯自分の歯で摂食行動が取れることを通じて、高齢期になっても QOL を維持し豊かな日常生活を送ることを目的に、平成 14 年 6 月から勤務先等での健診受診の機会のない満 40・50・60・70 歳の市民を対象に、個別健診で実施している。

なお、平成 20 年 4 月 1 日より保健事業は「健康増進法」による事業へ移行した。

根 拠 法 令 等

◇ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）

制 度 の 現 況

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
受診数（人）	175	240	228	179	182

区 分	9 がん検診等	所管係	保健事業係
-----	---------	-----	-------

制 度 の 概 要

がん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病を予防する対策の一環として、これらの疾患の早期発見を目的に、40 歳以上の人を対象にがん検診等を実施している。ただし、子宮頸がん検診は 20 歳以上、乳がん検診は 40 歳以上の女性を対象に、隔年実施している。

平成 20 年 4 月 1 日より、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、健康診査は新たに特定健診として制度化され、各医療保険での実施に改められた。

なお、健康づくり推進課では、生活保護世帯及び、中国残留邦人等支援給付世帯の人を対象に、健康診査を実施している。

根 拠 法 令 等

◇ 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）



制度の現況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
健康診査	受診数(人)	161	168	168	180	298
	受診率(%)	7.2	7.5	7.5	8.1	13.5
胃がん検診	受診数(人)	1,638	1,527	1,157	1,134	1,486
	受診率(%)	2.1	1.9	1.5	1.2	1.5
肺がん検診	受診数(人)	3,081	3,046	2,239	2,361	2,811
	受診率(%)	1.7	1.5	1.1	1.1	1.5
子宮頸がん検診	受診数(人)	3,062	2,487	2,894	3,269	3,863
	受診率(%)	9.2	8.5	8.3	9.8	11.4
乳がん検診	受診数(人)	3,355	2,813	2,972	3,335	3,789
	受診率(%)	14.0	13.1	12.4	14.0	15.5
大腸がん検診	受診数(人)	8,478	8,899	8,208	8,417	9,445
	受診率(%)	3.9	4.0	3.4	3.5	4.1
前立腺がん検診	受診数(人)	1,569	1,748	1,610	1,581	1,886
肝炎ウイルス 検診	受診数(人)	1,036	1,113	1,275	946	1,241

※ 受診率は、地域保健・健康増進事業報告による。

※ 前立腺がん検診については、平成 29 年度以前は「55 歳以上の男性・毎年受診」としていたが、平成 30 年度から「50 歳以上の男性・隔年受診」に変更した。

区 分	10 高齢者等インフルエンザ予防接種事業	所管係	保健事業係
-----	----------------------	-----	-------

制度の現況

予防接種法の一部改正（平成 13 年 11 月 7 日 法律第 116 号）に伴い、高齢者等インフルエンザが追加になる。宇治市内では 90 か所余りの予防接種協力医療機関に委託し、10 月中旬～12 月末日に実施している。

根拠法令等

◇ 予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）

	種目		対象年齢	回数
個別接種 （協力医療機関）	B 類疾病	インフルエンザ	65 歳以上の者	1 回/年
			60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	

制度の現況

予防接種者数の推移

（単位：人）

年度	30	元	2	3	4
区分					
接種者数	24,730	26,686	33,771	29,437	29,847

区 分	11 結核予防事業（健診）	所管係	保健事業係
-----	---------------	-----	-------

制度の現況

結核予防及び結核患者の早期発見のために、65 歳以上の市民を対象に、検診車で巡回する集団健診として X 線検査を実施している。

根拠法令等

◇ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）

制度の現況

X 線直接撮影（平成 28 年度までは X 線間接撮影）

（単位：人）

年度	30	元	2	3	4	
種別						
受診数	2,396	2,394	1,769	1,821	2,154	
結果	異常なし	2,396	2,394	1,769	1,820	2,154
	要検査	0	0	0	1	0

区 分	12 子宮頸がん予防接種事業	所管係	保健事業係												
<p>制度の現況</p> <p>子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスの感染予防のため、未感染の年代の女性にワクチン接種を実施し、子宮頸がんの発症予防につなげる。</p> <p>根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号） 第 5 条第 1 項（定期の予防接種）</li> <li>◇ 定期予防接種実施要領（平成 26 年 3 月 24 日健発 0324 第 11 号厚生労働省局長通知）</li> <li>◇ 宇治市定期予防接種実施要領</li> </ul> <p>制度の現況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 区 分</th> <th>30</th> <th>元</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ件数（件） （内キャッチアップ 接種（件））</td> <td>10</td> <td>60</td> <td>590</td> <td>1,621</td> <td>2,701 (1,359)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成 25 年 4 月から定期予防接種になったが、同年 6 月には積極的な接種勧奨が差し控えられた。令和 3 年 11 月に積極的な接種勧奨が再開された。</p> <p>※ 令和 4 年 4 月より、接種未完了者にキャッチアップ接種実施（令和 7 年 3 月末まで）。</p>				年度 区 分	30	元	2	3	4	延べ件数（件） （内キャッチアップ 接種（件））	10	60	590	1,621	2,701 (1,359)
年度 区 分	30	元	2	3	4										
延べ件数（件） （内キャッチアップ 接種（件））	10	60	590	1,621	2,701 (1,359)										

区 分	13 高齢者用肺炎球菌予防接種事業	所管係	保健事業係								
<p>制度の現況</p> <p>予防接種法施行規則の一部改正（平成 26 年 7 月 16 日 法律第 247 号）に伴い、高齢者用肺炎球菌予防接種が追加になる。宇治市内では 90 か所余りの予防接種協力医療機関に委託している。</p> <p>根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種 目</th> <th>対 象 年 齢 ※</th> <th>回 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別接種 （協力医 療機関）</td> <td>B 類疾病 高齢者用 肺炎球菌</td> <td>年度内に 65 歳になるもの、70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳になるもの（令和 5 年度まで）、101 歳以上になるもの（令和元年度に限る） 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者</td> <td>1 回/年</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 過去に接種したことのある人は除く。</p>					種 目	対 象 年 齢 ※	回 数	個別接種 （協力医 療機関）	B 類疾病 高齢者用 肺炎球菌	年度内に 65 歳になるもの、70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳になるもの（令和 5 年度まで）、101 歳以上になるもの（令和元年度に限る） 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	1 回/年
	種 目	対 象 年 齢 ※	回 数								
個別接種 （協力医 療機関）	B 類疾病 高齢者用 肺炎球菌	年度内に 65 歳になるもの、70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳になるもの（令和 5 年度まで）、101 歳以上になるもの（令和元年度に限る） 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	1 回/年								

制度の現況

予防接種者数の推移

(単位：人)

年度	30	元	2	3	4
区分					
接種者数	5,567	1,736	1,914	1,802	1,535

区分

14 風しん抗体検査及び第5期定期接種事業

所管係

保健事業係

制度の概要

他の世代に比べて風しんの抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性が風しんに係る定期の予防接種の対象者として追加された。対象世代の男性の抗体保有率90%に引き上げることを目標としている。対象者は風しんの抗体検査を受け、十分な量の風しんの抗体がない場合は定期接種を行う。

根拠法令等

- ◇ 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- ◇ 予防接種施行令（昭和23年政令第197号）
- ◇ 予防接種施行規則（昭和23年厚生省令第36号）

制度の現況

(単位：人)

年度	元	2	3	4
種別				
抗体検査	1,607	2,029	1,624	1,197
予防接種	344	328	317	253

(組織機構改革に伴い健康生きがい課より移管)

区分

15 国民健康保険保健事業及び特定健診・特定保健指導事業

所管係

保健事業係

制度の概要

国民健康保険法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うほか、被保険者の健康の保持増進、療養環境の向上又は保険給付のために必要な次の事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者の健康の保持増進、療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

## 根 拠 法 令 等

- ◇ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- ◇ 宇治市国民健康保険条例（昭和 36 年宇治市条例第 1 号）
- ◇ 宇治市国民健康保険半日人間ドック及び脳ドック受診補助金交付規則  
(昭和 55 年宇治市規則第 37 号)
- ◇ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

## 制 度 の 現 況

### (1) 国保半日人間ドック・脳ドック受診補助事業

加入者の健康管理・疾病予防の推進事業として、人間ドック受診補助は昭和 55 年度から、脳ドック受診補助は平成 8 年度から実施。

#### ① 受診補助対象者

健診時において 35 歳以上で 1 年以上継続して本市国保に加入している者。

ただし、入院もしくは妊娠していない者。

#### ② 補助率

ドック健診費用の 7 割相当額を補助。

#### ③ 利用状況

区 分	年 度	30	元	2	3	4
人間ドック受診者数 (人)		1,575	1,582	1,306	1,490	1,570
同 補助額 (千円)		46,607	47,328	39,299	44,914	47,354
脳ドック受診者数 (人)		740	747	684	737	737
同 補助額 (千円)		14,976	15,186	13,772	14,946	14,961

### (2) 健康づくり推進事業

健康相談、健康教室等の健康づくり推進事業を国保保健事業として実施。

区 分	年 度	30	元	2	3	4
事 業 費 (千円)		9,644	12,297	12,513	12,703	13,258

### (3) 特定健康診査・特定保健指導

宇治市特定健康診査等実施計画に基づき、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を行い、その結果を踏まえて正しい生活習慣の指導を行う。

年 度	30	元	2	3	4
特定健診受診者数 (人)	9,560	10,568	9,970	10,164	9,558
特定保健指導初回面接利用者数 (人)	251	269	239	222	269
総事業費 (千円)	103,742	120,982	114,794	115,677	115,836

※ 特定保健指導初回面接利用者のうち、前年度特定健診から対象となった人は再掲で記載

### (4) 重複服薬通知事業

医薬品適正使用の推進を図ることを目的に、府が対象者基準を定め抽出した対象者に対し、令和元年度より通知を行い、重複服薬の改善を図っている。また、通知をもとにかかりつけ医や薬局との情報共有や連携を図ることを目的とする。

年 度	元	2	3	4
重複服薬通知者数 (人)	3	18	38	31
重複服薬解消者数 (人)	2	8	30	22
総事業費 (千円)	0	81	80	79

(対象者基準) 令和 2 年度まで：同一月に 2 以上の医療機関から、成分同一の医薬品(薬価基準コード上 7 桁が同一)を 2 か月継続（各月とも通算 14 日以上処方あり）して処方されている者。

令和 3 年度より：薬効同一の医薬品（薬価基準コード上 4 桁が同一）及び 2 か月継続（7 日以上重複して処方あり）に変更。

区 分	16 後期高齢者の健康診査事業	所管係	保健事業係
-----	-----------------	-----	-------

制 度 の 概 要

健康診査等の高齢者保健事業は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療広域連合の努力義務となっている。本市では、健康診査や人間ドックを実施しており京都府後期高齢者医療広域連合からの補助金がある。

根 拠 法 令 等

- ◇ 高齢者の医療の確保に関する法律
- ◇ 宇治市後期高齢者医療被保険者健康診査実施要項
- ◇ 後期高齢者医療制度の被保険者に対する宇治市歯科健康診査実施要項

制 度 の 現 況

(1) 健康診査費

後期高齢者医療制度被保険者の QOL（quality of life 生活の質、人生の質及び生命の質）の確保、介護予防及び生活習慣病の早期発見のために健康診査及び歯科健診を、宇治市が実施主体として、（一社）宇治久世医師会及び宇治久世歯科医師会に委託して個別方式により実施する。健康診査費全額を補助。

区 分 \ 年 度	元	2	3	4
健診受診者数（人）	8,601	8,610	8,383	9,397
歯科健診受診者数（人）	14	33	25	18
総事業費（千円）	86,149	88,406	92,524	101,817

(2) 人間ドック受診補助金

平成 22 年度から、後期高齢者医療制度被保険者を対象に健康管理・疾病予防の推進事業として、半日人間ドックに係る健診費用のうち 11,000 円（令和 2 年度までは健診費用の 7 割相当額）を補助。

区 分 \ 年 度	元	2	3	4
受診者数（人）	375	348	199	246
総事業費（千円）	11,012	10,337	2,233	2,706

（組織機構改革に伴い健康生きがい課より移管）

# 介 護 保 険 課

係	分掌事務
保険料係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 被保険者の資格に関する事。</li> <li>(2) 保険料の賦課に関する事。</li> <li>(3) 保険料の徴収に関する事。</li> <li>(4) 保険料の減免に関する事。</li> <li>(5) 保険料の滞納整理に関する事。</li> <li>(6) 保険料過誤納金の還付及び充当に関する事。</li> </ul>
給付係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 介護保険事業の計画及び普及促進に関する事。</li> <li>(2) 保険給付に関する事。</li> <li>(3) 特別会計の経理に関する事。</li> <li>(4) 保険給付の苦情及び相談に関する事。</li> <li>(5) 居宅介護支援事業者及びサービス提供事業者に関する事。</li> <li>(6) 地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所等の指定並びに指導及び監督に関する事。</li> <li>(7) 地域密着型サービス運営委員会に関する事。</li> <li>(8) 介護費用適正化に関する事。</li> <li>(9) 介護相談員に関する事。</li> <li>(10) 特定入所者介護サービス費等利用者負担額軽減対策事業に関する事。</li> <li>(11) 在宅介護・医療連携に関する事。</li> <li>(12) その他介護保険に関する事。</li> <li>(13) 課の庶務に関する事。</li> </ul>
介護認定係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 要介護認定及び要支援認定に関する事。</li> <li>(2) 介護認定審査会に関する事。</li> <li>(3) 認定調査に関する事。</li> </ul>





区分	1 介護保険給付事業の概要	所管係	保険料・給付・ 介護認定係 (生きがい振興・ 地域包括ケア推進係)
----	---------------	-----	--

### 制度の概要

介護保険事業は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要支援・要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うものである。

### 根拠法令等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 介護保険法施行法（平成 9 年法律第 124 号）
- ◇ 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）
- ◇ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚令第 36 号）
- ◇ 宇治市介護保険条例（平成 12 年宇治市条例第 38 号）
- ◇ 宇治市介護保険規則（平成 12 年宇治市規則第 42 号）
- ◇ 宇治市指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者の指定に関する基準を定める条例（平成 26 年宇治市条例第 37 号）
- ◇ 宇治市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成 18 年宇治市規則第 39 号）
- ◇ 宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年宇治市条例第 31 号）
- ◇ 宇治市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 30 年宇治市規則第 14 号）
- ◇ 宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 26 年宇治市条例第 38 号）
- ◇ 宇治市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成 27 年宇治市規則第 6 号）
- ◇ 宇治市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成 25 年宇治市条例第 14 号）
- ◇ 宇治市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成 18 年宇治市規則第 52 号）
- ◇ 宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年宇治市条例第 15 号）
- ◇ 宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年宇治市規則第 18 号）
- ◇ 宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年宇治市条例第 16 号）
- ◇ 宇治市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成 25 年宇治市規則第 19 号）
- ◇ 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成 29 年宇治市告示第 43 号）
- ◇ 宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成 29 年宇治市告示第 44 号）
- ◇ 宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（平成 29 年宇治市告示第 45 号）
- ◇ 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定訪問介護相当サービス事業所等の指定等に関する要綱（平成 29 年宇治市告示第 46 号）
- ◇ 宇治市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に要する費用の額に関する要綱（平成 29 年宇治市告示第 47 号）

制 度 の 現 況

(1) 被保険者

- ① 第1号被保険者：宇治市内に住所を有する65歳以上の人  
 ② 第2号被保険者：宇治市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者

(2) 保険料

- ① 第1号被保険者

基準額は68,030円（月額5,669円）で、前年の所得等に応じて15段階に分かれている。

保険料段階	対 象 者	割合	年間保険料	
第1段階	・生活保護受給者	基準額 ×0.25	17,010円	
	・高齢福祉年金受給者 ・前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下			
第2段階	市民税非課税世帯で、 本人：非課税 世帯：非課税 前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	基準額 ×0.35	23,820円	
第3段階	前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額 ×0.65	44,220円	
第4段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者あり）	基準額 ×0.80	54,430円	
第5段階 （基準額）	で、 本人：非課税 世帯：課税 前年の本人の公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額	68,030円	
第6段階	本人が市民税課税で、	前年の合計所得金額が125万円以下	基準額 ×1.10	74,840円
第7段階		前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満	基準額 ×1.30	88,440円
第8段階		前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満	基準額 ×1.65	112,250円
第9段階		前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	基準額 ×1.95	132,660円
第10段階		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	基準額 ×2.10	142,870円
第11段階		前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	基準額 ×2.25	153,070円
第12段階		前年の合計所得金額が600万円以上750万円未満	基準額 ×2.40	163,280円
第13段階		前年の合計所得金額が750万円以上900万円未満	基準額 ×2.55	173,480円
第14段階		前年の合計所得金額が900万円以上1,000万円未満	基準額 ×2.70	183,690円
第15段階		前年の合計所得金額が1,000万円以上	基準額 ×2.95	200,690円

※令和4年度の保険料段階を記載。

② 徴収方法

ア 特別徴収

高齢・退職・遺族・障害年金等が、年額 18 万円以上である場合は、年金から差引きする。

イ 普通徴収

特別徴収の対象にならない第 1 号被保険者については、納付書や口座振替で納付する。

③ 保険料の減額

保険料段階が第 2 段階または第 3 段階の被保険者のうち、次の要件をすべて満たす人は、申請により第 1 段階の保険料に減額される。

要件

- 前年収入の合計額が単身世帯で 94 万円以下（世帯人数が 1 人増えるごとに 50 万円を加算）
  - ※ 収入には非課税年金（遺族年金、障害年金等）も含む
  - ※ 前年収入とは、令和 4 年度保険料の場合、令和 3 年 1 月～令和 3 年 12 月の収入を指す
- 他世帯の人の所得税・市民税の扶養控除あるいは医療保険の被扶養者となっていない
- 居住用資産の評価額が 1,800 万円以下であり、属する世帯が居住用資産以外に土地・家屋を所有していない
- 預貯金の合計額が単身世帯で 350 万円以下（世帯人数が 1 人増えるごとに 100 万円を加算）

(3) サービスの種類及び給付内容

① 在宅サービス ※ 訪問介護、通所介護を除いて介護予防を含む。

ア 訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排泄などの身体介護や調理、掃除、洗濯などの生活援助を行う。

イ 訪問入浴介護

移動可能な浴槽を使用し、居宅で入浴の介助を行う。

ウ 訪問看護

医師の指示のもと、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行う。

エ 訪問リハビリテーション

医師の指示のもと、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、心身機能の維持や回復のために必要なリハビリテーションを行う。

オ 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターにおいて、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練を行う。

カ 通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院などにおいて、心身機能の維持や回復のために必要なリハビリテーションを行う。

キ 短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所し、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練を受ける。

ク 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的管理のもとで、看護や機能訓練、日常生活上の支援を受ける。

ケ 居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。

コ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している要介護・要支援認定者について、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援、機能訓練などを行う。

サ 福祉用具貸与

日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具を貸与する。

シ 特定福祉用具販売  
福祉用具のうち、入浴や排泄などに使用する補助用具の購入費の 9 割（一定所得者は 8 割・7 割）を保険給付する。

ス 住宅改修費支給  
手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修について、改修費の 9 割（一定所得者は 8 割・7 割）を保険給付する。

② 介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

※（\*）は長寿生きがい課所管事業

ア 訪問型サービス

● 訪問介護相当サービス

利用者が自力では困難な行為について、家族や地域の支援が受けられない場合に、ホームヘルパーが訪問し、支援を行う。

● 生活支援型訪問サービス

掃除や調理などの利用者が自力では困難な家事について、家族や地域の支援が受けられない場合に、宇治市生活支援員などが訪問し、支援を行う。

● 住民主体型生活支援（\*）

掃除や調理等の利用者が自力では困難な家事について、ボランティア等が訪問し、支援を行う。

● 訪問型短期集中予防サービス（\*）

作業療法士または理学療法士、歯科衛生士、栄養士、保健師等が健康に関して、定期的に短期間訪問して指導を行う。

イ 通所型サービス

● 通所介護相当サービス

デイサービスセンターにおいて食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための目標にあわせた選択的サービスを行う。

● 短時間型通所サービス

デイサービスセンターにおいて生活機能向上のための体操や筋力トレーニングを中心としたサービスを短時間行う。

● 住民主体型通いの場活動支援（\*）

ボランティア（健康長寿サポーター等）を中心として短時間の運動や交流を行う。

● 通所型短期集中予防サービス（\*）

作業療法士または理学療法士、歯科衛生士、栄養士、保健師等による指導のもと、体操や筋力トレーニング、栄養改善、口腔ケア等を短期集中的に行う。

③ 地域密着型サービス

ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、介護職員と看護師が連携しながら、定期的な巡回訪問と利用者の通報により随時対応を行う。

イ 地域密着型通所介護

定員 18 人以下のデイサービスセンターにおいて、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練を行う。

ウ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の人に対し、デイサービスセンターにおいて、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練を行う。

エ 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の心身の状況、環境、本人や家族の希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練を行う。

オ 看護小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の心身の状況、環境、本人の家族の希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練を行う小規模多機能型居宅介護に「看護」を加えたサービスを行う。

カ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）  
認知症の人に対し、共同生活を営む住居で、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練などを行う。

キ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
入所定員が 29 人以下の特別養護老人ホームに、日常生活において常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な人が入所し、食事や入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練を受ける。

④ 施設サービス

ア 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）  
日常生活において常に介護が必要で、在宅での適切な介護が困難な人が入所し、食事や入浴、排泄などの介護や機能訓練を受ける。

イ 介護老人保健施設  
病状が安定し、入院治療の必要はないがリハビリテーションや看護が必要な人が入所し、家庭への復帰を目指して、日常生活上の支援や機能訓練を受ける。

ウ 介護医療院  
病状は安定しているが、常に医学的な管理が必要な人が入所し、食事や入浴、排泄などの介護や必要な医療ケアを受ける。

(4) サービスの利用

① 在宅サービス

介護サービス計画に基づいて各種のサービスを利用した場合、原則として、利用者はサービス費用の 1 割、2 割又は 3 割を負担する。在宅サービスでは要介護度に応じた上限（支給限度額）が決められており、それを超えるサービスの利用については全額自己負担になる。

在宅サービス区分支給限度額（月額）

要介護状態区分	支給限度額
事業対象者 要支援 1	50,320 円
要支援 2	105,310 円
要介護 1	167,650 円
要介護 2	197,050 円
要介護 3	270,480 円
要介護 4	309,380 円
要介護 5	362,170 円

② 施設サービス

利用者は施設サービス費用の 1 割、2 割又は 3 割と、食費・居住費や、理美容等の日常生活費を負担する（支給限度額の設定はない）。

(5) 利用者負担の軽減等

① 高額介護サービス費

同月内の利用者負担の世帯合算額が高額になるときは、申請により、下記上限額を超えた分が支給される。

令和 3 年 8 月サービス利用分から、一定所得以上の世帯について限度額が変更された。

ア 利用者負担の上限額

区分 (※2)	自己負担額の上限	
	個人	世帯 (※1)
課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 以上	140,100 円	140,100 円
課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) 以上 課税所得 690 万円 (年収約 1,160 万円) 未満	93,000 円	93,000 円
市民税課税で課税所得 380 万円 (年収約 770 万円) 未満	44,400 円	44,400 円
市民税非課税世帯	24,600 円	24,600 円
本人の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の 合計が 80 万円以下	15,000 円	
老齢福祉年金受給者		
生活保護受給者	15,000 円	15,000 円

※1 上限額は、世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計となる。

※2 世帯内の 65 歳以上で最も所得が高い人の区分が世帯の上限となる。

イ 支給件数

(単位：件)

年度	30	元	2	3	4
件数	24,544	25,821	25,935	27,012	27,387

② 高額医療合算介護サービス費

医療費と介護サービス費の両方の負担がある場合に自己負担額を合計して、年額（8月1日から翌年7月末日）で定められた自己負担限度額を超えたうち介護分が高額医療合算介護サービス費として支給される。

ア 合算算定基準額（平成 30 年 8 月以降）

- 被用者保険又は国民健康保険＋介護保険（70歳未満の人）

所得区分（旧ただし書き所得）	自己負担限度額
所得 901 万円超	212 万円
所得 600 万円超 901 万円以下	141 万円
所得 210 万円超 600 万円以下	67 万円
所得 210 万円以下	60 万円
市民税非課税世帯	34 万円

※旧ただし書き所得＝前年の総所得金額等－基礎控除 33 万円。

- 被用者保険又は国民健康保険＋介護保険（70～74歳の人）
- 後期高齢者医療制度＋介護保険（75歳以上の人）

所得区分		自己負担限度額
現役並み 所得者	Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	212 万円
	Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	141 万円
	Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	67 万円
一般		56 万円
低所得者Ⅱ		31 万円
低所得者Ⅰ		19 万円

## イ 支給件数

(単位：件)

年度	30	元	2	3	4
件数	1,531	1,811	1,915	1,852	1,967

## ③ 特定入所者介護（介護予防）サービス費

介護保険施設に入所した場合又はショートステイを利用した場合、申請の上、以下の要件のすべてを満たしていると認められると、食費及び居住費（滞在費）が減額される。

令和3年8月から対象者の要件及び食費の負担限度額が変更された。

## 要件

- 市民税非課税世帯であること
- 同一世帯には属さない配偶者がいる場合、その配偶者が市民税非課税であること（配偶者には事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）
- 利用者とその配偶者が所有する現金、預貯金、合同運用信託、公募公社等運用信託及び有価証券その他これらに類する資産の合計額が基準額以下（下表「利用者負担段階」参照）であること

## ア 利用者負担段階

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の合計額
第1段階	・生活保護受給者	—
	・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
第2段階	・市民税非課税世帯で 本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年間80万円以下の人	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下
第3段階 ①	・市民税非課税世帯で 本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年間80万円超、120万円以下の人	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下
第3段階 ②	・市民税非課税世帯で 本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が年間120万円超の人	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下

## イ 負担限度額（1日あたり）

利用者負担段階	居住費（滞在費）				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
第1段階	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 (600円)
第3段階 ①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 (1,000円)
第3段階 ②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 (1,300円)

※従来型個室の（ ）の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または、短期入所生活介護を利用した場合の額。

※食費の（ ）の金額は、短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合の額。

ウ 認定件数 (単位：件)

利用者負担段階 \ 年度	30	元	2	3	4
第1段階	137	171	174	157	155
第2段階	389	386	385	388	359
第3段階①	1,334	1,336	1,337	270	270
第3段階②	—	—	—	916	878
合計	1,866	1,893	1,896	1,731	1,662

※8月1日から翌年7月31日までを1年度とする。

④ 社会福祉法人等による利用者負担の軽減

市に減額の実施を申し出た社会福祉法人等が実施しているサービスを利用している人は、以下の要件のすべてを満たすと、利用者負担額のうち1割負担分、食費、居住費（滞在費）について25%（高齢福祉年金受給者は50%）が減額される。

生活保護受給者は、介護老人福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（介護予防）・短期入所生活介護を利用した場合の個室の居住費（滞在費）について100%が減額される。

要件（生活保護受給者又は、次のすべての要件を満たす人）

- 市民税非課税世帯
- 年間収入額が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）以下である
- 預貯金等の額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下である
- 世帯が日常生活に供する資産以外に活用できる資産を所有していない
- 負担能力のある親族等に扶養されていない
- 介護保険料を滞納していない

認定件数 (単位：件)

年度	30	元	2	3	4
件数	95	93	101	87	89

※8月1日から翌年7月31日までを1年度とする。

⑤ 認知症対応型共同生活介護家賃等の減額

認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）を利用し、申請の上、以下の要件を満たしていると認められると、家賃・光熱水費・食費が減額される。

要件

「④社会福祉法人等による利用者負担の軽減」と同じ



ア 減額される金額（月額）

利用者負担段階	対象となる人	家賃		光熱水費・食費 (上限)
		上限		
第1段階	生活保護受給者	各事業所の家賃 から40,000円 を控除した額	なし	20,000円
第2段階	市民税非課税世帯で、本人の 合計所得金額と公的年金等 収入額の合計額が80万円以下 の人		20,000円	15,000円
第3段階	市民税非課税世帯で、第2 段階に該当しない人		15,000円	10,000円

イ 認定件数

(単位：件)

利用者負担段階 \ 年度	30	元	2	3	4
第1段階	22	18	21	24	31
第2段階	5	7	6	11	8
第3段階	5	3	4	5	5
合計	32	28	31	40	44

※8月1日から翌年7月31日までを1年度とする。

(6) 要介護（要支援）認定の状況

被保険者が介護保険の給付を受けるためには、要介護（要支援）認定を受ける必要がある。各年度3月末の要介護（要支援）認定者数は、以下のとおりである。

要介護（要支援）認定者数

(単位：人)

要介護度 \ 年度	30	元	2	3	4
要支援 1	1,436	1,561	1,642	1,779	1,769
要支援 2	1,303	1,342	1,410	1,384	1,420
要介護 1	2,474	2,618	2,814	2,899	2,996
要介護 2	1,764	1,802	1,730	1,719	1,734
要介護 3	1,375	1,327	1,381	1,403	1,418
要介護 4	985	1,011	1,089	1,084	1,066
要介護 5	762	744	723	694	702
合計	10,099	10,405	10,789	10,962	11,105

※宇治市独自集計値

## (7) サービスの利用状況

※単位の回・日は年間延べ回数。人は各年度10月の利用人数

## ① 在宅サービス

サービス種類 \ 年 度	30	元	2	3	4
訪問介護 (回)	378,563	393,836	425,526	457,222	480,442
訪問入浴介護 (回)	5,387	5,541	6,144	6,701	6,778
訪問看護 (回)	79,544	86,246	92,533	102,512	109,705
訪問リハビリテーション (回)	49,396	53,313	56,325	62,652	63,763
通所介護 (回)	185,448	184,577	168,995	165,782	169,166
通所リハビリテーション (回)	54,864	65,067	69,045	72,608	73,740
短期入所 (日)	56,897	56,411	54,958	53,934	50,371
居宅介護支援 (人)	4,898	5,283	5,482	5,646	5,793
居宅療養管理指導 (人)	1,749	1,928	2,245	2,384	2,557
特定施設入居者生活介護 (人)	318	311	319	316	305

## ② 介護予防・生活支援サービス事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)

サービス種類 \ 年 度	30	元	2	3	4
訪問介護相当サービス (回)	35,932	35,108	33,142	32,405	30,853
生活支援型訪問サービス (回)	3,645	3,263	2,323	2,092	1,565
住民主体型生活支援 (回) (*)	—	—	—	16	221
訪問型短期集中予防サービス (回) (*)	51	48	48	154	216
通所介護相当サービス (回)	32,044	26,180	23,750	21,429	20,363
短時間型通所サービス (回)	16,850	17,908	17,488	18,158	20,673
住民主体型通いの場活動支援 (回) (*)	1,191	1,487	1,036	1,247	2,020
通所型短期集中予防サービス (回) (*)	80	48	73	61	80
介護予防ケアマネジメント (人) (*)	832	741	664	633	642

※ (\*) は長寿生きがい課所管事業

③ 地域密着型サービス

サービス種類 \ 年 度	30	元	2	3	4
認知症対応型共同生活介護（人）	244	272	281	302	291
認知症対応型通所介護（回）	20,207	21,288	20,062	18,711	20,211
小規模多機能型居宅介護（人）	228	233	277	297	338
看護小規模多機能型居宅介護（人）	27	28	27	27	24
地域密着型介護老人福祉施設（人）	31	30	30	27	32
定期巡回・随時対応型 訪問介護・看護（回）	4,976	6,455	8,596	8,185	10,433
地域密着型通所介護（回）	29,795	29,852	26,293	27,448	27,044
夜間対応型訪問介護（回）	365	364	1,189	2,111	2,183

④ 施設サービス

(単位：人)

サービス種類 \ 年 度	30	元	2	3	4
介護老人福祉施設	653	650	684	686	704
介護老人保健施設	510	509	487	499	482
介護療養型医療施設	151	27	7	4	2
介護医療院	1	122	145	159	157

## (8) 介護保険事業特別会計の状況

## ① 歳入

(単位：千円)

項目 \ 年度	30	元	2	3	4
保 険 料	3,251,463	3,191,020	3,125,302	3,421,784	3,408,728
使用料及び手数料	256	259	268	273	263
国 庫 支 出 金	3,062,042	3,295,660	3,553,253	3,550,822	3,732,685
支 払 基 金 交 付 金	3,665,278	3,877,634	3,922,824	4,036,378	4,094,625
府 支 出 金	2,029,435	2,118,624	2,177,777	2,229,378	2,314,736
財 産 収 入	622	573	37	17	49
繰 入 金	2,296,976	2,551,008	2,805,486	2,559,862	2,712,379
繰 越 金	453,780	231,247	434,521	614,185	425,500
諸 収 入	3,127	3,521	19,344	4,350	5,550
市 債	—	—	—	—	—
合 計	14,762,979	15,269,546	16,038,812	16,417,049	16,694,515

## ② 歳出

(単位：千円)

項目 \ 年度	30	元	2	3	4
総 務 費	265,316	290,181	258,592	277,508	299,062
保 険 給 付 費	13,119,457	13,671,988	14,075,390	14,457,126	14,745,121
財政安定化基金拠出金	—	—	—	—	—
地 域 支 援 事 業 費	652,508	620,688	646,456	634,459	661,907
基 金 積 立 金	324,342	168,456	247,547	403,250	216,888
公 債 費	0	0	0	0	0
諸 支 出 金	170,109	83,712	196,642	219,206	215,554
予 備 費	0	0	0	0	0
合 計	14,531,732	14,835,025	15,424,627	15,991,549	16,138,532

区 分	2 在宅医療・介護連携推進事業	所管係	給付係
-----	-----------------	-----	-----

制度の概要

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するため、地域における医療、介護の関係機関の連携体制を構築する。

根拠法令等

- ◇ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- ◇ 地域支援事業実施要綱（平成 18 年法律第 0609001 号）

制度の現況

(単位：回)

国が示す事業内容	区分	年度			
		元	2	3	4
ア 地域の医療・介護の資源の把握	ココカラまるごとブック発刊	実施	実施	実施	実施
イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	医療介護連携センター運営協議会、医療介護連携推進委員会等の実施	実施	実施	実施	実施
ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進	協議会（地域連携室、訪問看護、地域包括支援センター等）の実施	10	13	13	11
エ 医療・介護関係者の情報共有の支援	ココカラまるごとブック発刊	実施	実施	実施	実施
オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援	在宅サポート医制度勉強会等	13	15	23	26
カ 医療・介護関係者の研修	合同勉強会、在宅診療勉強会等の実施	5	9	5	12
キ 地域住民への普及啓発	相談会等の実施	6	0	4	6
ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	医療介護連携センター運営協議会の実施	5	3	0	1

(組織機構改革に伴い長寿生きがい課より移管)



# 年金医療課

係	分掌事務
後期高齢者医療係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 後期高齢者医療に係る被保険者証の引渡し並びに申請及び届出の受付その他被保険者の便益の増進に寄与する事務に関する事。</li> <li>(2) 後期高齢者医療に係る保険料の徴収並びに過誤納金の還付及び充当に関する事。</li> <li>(3) 後期高齢者医療に係る保険料の滞納整理に関する事。</li> </ul>
福祉医療係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 老人に対する福祉医療費の支給に関する事。</li> <li>(2) 心身障害者(児)に対する福祉医療費の支給に関する事。</li> <li>(3) 一人親家庭児及びその親に対する福祉医療費の支給に関する事。</li> <li>(4) 子育て支援医療助成事業に関する事。</li> <li>(5) 重度心身障害老人健康管理事業に関する事。</li> <li>(6) その他福祉医療に関する事。</li> <li>(7) 未熟児養育医療の給付等を行う事。</li> <li>(8) 未熟児養育医療の給付等に係る徴収金の徴収並びに過誤納金の還付及び充当に関する事。</li> <li>(9) 未熟児養育医療の給付等に係る徴収金の滞納整理に関する事。</li> </ul>
国民年金係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国民年金被保険者の資格等に関する事。</li> <li>(2) 国民年金の各種裁定請求に関する事。</li> <li>(3) 国民年金保険料の免除及び学生納付特例申請に関する事。</li> <li>(4) 福祉年金に関する事。</li> <li>(5) 特別障害給付金に関する事。</li> <li>(6) 在日外国人の高齢者及び重度障害者に係る特別給付金に関する事。</li> <li>(7) 年金生活者支援給付金に関する事。</li> <li>(8) その他国民年金に関する事。</li> </ul>





区 分	1 重度心身障害老人健康管理事業	所管係	福祉医療係
-----	------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

後期高齢者医療制度の被保険者である重度心身障害老人等に対し、一部負担金に相当する額を健康管理費として給付する。(平成 19 年度までは老人保健法の医療受給者である重度心身障害老人が対象)

(1) 対象者 下記のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に定める 1 級又は 2 級に該当する人
- ② 家庭支援総合センターにおいて、知能指数がおおむね 35 以下と判定された人
- ③ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 3 級に該当し、かつ、上記②の施設において、知能指数がおおむね 50 以下と判定された人
- ④ 上記②の施設において、知能指数がおおむね 75 以下と判定された人

(2) 所得制限

- 上記対象者①～③の場合
  - ア 本人  
特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 20 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと
  - イ 配偶者・扶養義務者  
特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 21 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと
- 上記対象者④  
市民税非課税世帯

(3) 財源の負担割合

- 上記対象者①～③

区 分	負担割合
府	1/2
市	1/2

- 上記対象者④  
市単独事業

根 拠 法 令 等

- ◇ 宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱（昭和 58 年宇治市告示第 62 号）
- ◇ 重度心身障害老人健康管理事業費補助金交付要綱（昭和 58 年 4 月 5 日付第 212 号京都府福祉部長通知）

制 度 の 現 況

(1) 重度障害者 受給状況

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
受給者数 (人)	1,637	1,613	1,599	1,568	1,511
受給件数 (件)	46,903	48,988	46,939	46,785	46,339
支 給 額 (円)	153,741,433	160,458,184	151,516,040	145,042,557	139,472,520

(2) 療育手帳 B のみ 受給状況

区 分 \ 年 度	元	2	3	4
受給者数 (人)	4	2	2	1
受給件数 (件)	55	31	17	19
支 給 額 (円)	414,419	65,668	40,663	70,461

区 分

2 老人医療費支給事業

所管係

福祉医療係

制 度 の 概 要

65 歳以上 70 歳未満の医療保険加入者で一定の条件に該当する人に対して、保険診療の自己負担分のうち、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金相当額を除いて助成する。

(1) 対象者

- ① 後期高齢者医療制度の被保険者を除く 65 歳以上 70 歳未満の人
- ② 上記かつ次のいずれかに該当する人（事業としては、令和 2 年 7 月 31 日まで）
  - ア 寝たきりの人
  - イ 老人世帯に属する人
  - ウ 一人暮らしの人
  - エ 市長が特に認めた人

(2) 所得制限

- 上記対象者①
  - ア 所得税が課税されない世帯であること
- 上記対象者②（事業としては、令和 2 年 7 月 31 日まで）
  - ア 本人
    - 国民年金法旧施行令第 6 条の 4 第 1 項の規定額を超えないこと
  - イ 配偶者・扶養義務者
    - 国民年金法旧施行令第 5 条の 4 第 2 項の規定額を超えないこと

(3) 財源の負担割合

区 分	負担割合
府	1/2
市	1/2

根 拠 法 令 等

- ◇ 老人に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和 56 年宇治市告示第 67 号）
- ◇ 老人医療助成事業費補助金交付要綱（昭和 45 年京都府告示第 528 号）

制度の現況

(1) 受給状況

区分		年度				
		30	元	2	3	4
受給者数 A (平均)	人数 (人)	3,703	2,786	2,069	1,582	1,497
	前年比	0.79	0.75	0.74	0.76	0.95
受給件数 B	件数 (件)	79,562	61,243	42,285	33,878	30,700
	前年比	0.80	0.77	0.69	0.80	0.91
支給額 C	金額 (円)	150,958,744	112,433,543	77,025,399	67,807,376	59,977,707
	前年比	0.80	0.74	0.69	0.88	0.88
一人当たり支給額 C/A	金額 (円)	40,767	40,357	37,228	42,862	40,065
	前年比	1.01	0.99	0.92	1.15	0.93
一件当たり支給額 C/B	金額 (円)	1,897	1,836	1,822	2,002	1,954
	前年比	1.00	0.97	0.99	1.10	0.98
受診率 B/(A×12)	%	179.05	183.19	170.31	178.46	170.90
	前年比	1.01	1.02	0.93	1.05	0.96

(2) 医療費給付状況

区分・項目		年度					
		30	元	2	3	4	
件数 (件)	医科	入院	762	562	329	288	300
		入院外	42,193	31,907	22,041	17,253	15,765
	歯科		10,104	7,919	5,237	4,425	4,090
	調剤		20,381	16,088	11,611	9,235	8,236
	その他		6,122	4,767	3,067	2,677	2,309
	計		79,562	61,243	42,285	33,878	30,700
給付額 (円)	医科	入院	17,530,839	12,063,789	6,725,074	6,304,585	5,633,933
		入院外	70,056,787	51,077,339	35,393,723	30,605,487	28,517,803
	歯科		13,986,406	11,104,499	7,600,973	6,706,343	5,956,083
	調剤		33,369,396	25,651,969	18,498,109	16,376,236	13,382,645
	その他		16,015,316	12,535,947	8,807,520	7,814,725	6,487,243
	計		150,958,744	112,433,543	77,025,399	67,807,376	59,977,707

区 分	3 福祉医療費支給事業	所管係	福祉医療係
-----	-------------	-----	-------

制度の概要

一定の条件にある重度心身障害者及びひとり親家庭等に対し、保険診療の自己負担分について助成する。

障 重度心身障害者医療

(1) 対象者

医療保険加入者（後期高齢者医療制度の被保険者を除く。）の 75 歳未満の障害者で、下記のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に定める 1 級又は 2 級に該当する人
- ② 児童相談所又は家庭支援総合センターにおいて、知能指数がおおむね 35 以下と判定された人
- ③ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 3 級に該当し、かつ、上記②の施設において、知能指数がおおむね 50 以下と判定された人
- ④ 上記②の施設において、知能指数がおおむね 75 以下と判定された、年度末年齢が満 16 歳以上の人

(2) 所得制限

- 上記対象者①～③
  - ア 本人
 

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 20 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと
  - イ 配偶者・扶養義務者
 

特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 21 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと
- 上記対象者④
 

市民税非課税世帯

(3) 財源の負担割合

ア 上記対象者①～③

区 分	負担割合
府	1/2
市	1/2

イ 上記対象者④  
市単独事業

親 ひとり親家庭医療

(1) 対象者

医療保険加入者で満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるひとり親家庭児若しくは両親のない児童及びひとり親家庭児を扶養する親

ただし、平成 25 年 7 月 31 日までは、医療保険加入者で満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある母子家庭児若しくは両親のない児童及び母子家庭児を扶養する母

(2) 所得制限

- 親・扶養義務者
 

当該年度における児童扶養手当の配偶者・扶養義務者の所得制限額を超えないこと

ただし、平成 25 年 7 月 31 日までは、平成 9 年度における児童扶養手当の配偶者・扶養義務者の所得制限額を超えないこと

(3) 財源の負担割合

区 分	負担割合
府	1/2
市	1/2

根 拠 法 令 等

- ◇ 重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和 56 年宇治市告示第 40 号）
- ◇ 福祉医療助成事業費補助金交付要綱（昭和 50 年京都府告示第 294 号）

制 度 の 現 況

障 重度心身障害者医療

(1) 重度障害者

① 受給状況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
受 給 者 数 A	人数(人)	1,747	1,738	1,751	1,758	1,715
	前年比	1.00	0.99	1.01	1.00	0.98
受 給 件 数 B	件数(件)	46,615	46,753	43,403	45,063	44,643
	前年比	1.01	1.00	0.93	1.04	0.99
支 給 額 C	金額(円)	300,798,165	300,360,720	289,112,678	290,183,311	281,696,392
	前年比	1.00	1.00	0.96	1.00	0.97
一人当たり支給額 C/A	金額(円)	172,180	172,820	165,113	165,064	164,254
	前年比	1.00	1.00	0.96	1.00	1.00
一件当たり支給額 C/B	金額(円)	6,453	6,424	6,661	6,440	6,310
	前年比	0.99	1.00	1.04	0.97	0.98
受 診 率 B/(A×12)	%	222.36	224.17	206.56	213.61	216.92
	前年比	1.01	1.01	0.92	1.03	1.02

② 医療費給付状況

区分・項目		年 度		30	元	2	3	4
		30	元	2	3	4		
件数 (件)	医科	入院	2,083	2,117	1,925	1,834	1,818	
		入院外	23,499	23,203	21,668	22,850	22,415	
	歯科		5,115	5,364	4,496	4,696	4,773	
	調剤		13,811	13,806	12,973	13,323	13,248	
	その他		2,107	2,263	2,341	2,360	2,389	
	計		46,615	46,753	43,403	45,063	44,643	
給付額 (円)	医科	入院	75,291,708	73,459,349	69,570,912	67,051,707	62,942,803	
		入院外	110,651,304	108,726,484	101,490,762	106,122,907	103,378,426	
	歯科		22,192,092	23,019,204	20,967,619	20,625,868	22,212,350	
	調剤		73,978,624	75,068,543	73,969,129	72,600,207	68,136,450	
	その他		18,684,437	20,087,140	23,114,256	23,782,622	25,026,363	
	計		300,798,165	300,360,720	289,112,678	290,183,311	281,696,392	

(2) 療育手帳 B のみ

① 受給状況 (平成 30 年 1 月より実施)

区 分		年 度		30	元	2	3	4
		30	元	2	3	4		
受給者数 A	人数(人)	180	189	214	233	249		
	前年比	1.03	1.05	1.13	1.09	1.07		
受給件数 B	件数(件)	2,605	3,070	3,150	3,917	4,615		
	前年比	8.17	1.18	1.03	1.24	1.18		
支給額 C	金額(円)	10,607,841	14,056,160	15,049,265	16,164,564	17,897,910		
	前年比	8.00	1.33	1.07	1.07	1.11		
一人当たり支給額 C/A	金額(円)	58,932	74,371	70,324	69,376	71,879		
	前年比	7.73	1.26	0.95	0.99	1.04		
一件当たり支給額 C/B	金額(円)	4,072	4,579	4,778	4,127	3,878		
	前年比	0.98	1.12	1.04	0.86	0.94		
受診率 WB/(A×12)	%	120.60	135.36	122.66	140.09	154.45		
	前年比	7.89	1.12	0.91	1.14	1.10		

② 医療費給付状況

区分・項目		年 度					
		30	元	2	3	4	
件数 (件)	医科	入院	50	67	73	50	30
		入院外	1,330	1,517	1,577	2,006	2,348
	歯科		378	444	359	451	569
	調剤		712	866	921	1,160	1,379
	その他		135	176	220	250	289
	計		2,605	3,070	3,150	3,917	4,615
給付額 (円)	医科	入院	2,299,560	3,358,447	3,193,087	1,917,342	1,212,278
		入院外	4,273,520	5,239,507	5,272,929	6,247,233	7,552,558
	歯科		1,692,623	1,713,153	1,604,418	2,082,264	2,529,891
	調剤		1,863,296	2,878,199	3,179,598	3,888,881	4,165,349
	その他		478,842	866,854	1,799,233	2,028,844	2,437,834
	計		10,607,841	14,056,160	15,049,265	16,164,564	17,897,910

㊦ ひとり親家庭医療

(1) 受給状況

区 分		年 度				
		30	元	2	3	4
受給者数 A	人数(人)	3,999	3,820	3,707	3,722	3,562
	前年比	0.98	0.96	0.97	1.00	0.96
受給件数 B	件数(件)	46,417	46,346	38,208	44,544	43,744
	前年比	1.00	1.00	0.82	1.17	0.98
支給額 C	金額(円)	135,949,427	137,998,152	119,332,826	138,015,915	139,516,523
	前年比	1.04	1.02	0.86	1.16	1.01
一人当たり支給額 C/A	金額(円)	33,996	36,125	32,191	37,081	39,168
	前年比	1.06	1.06	0.89	1.15	1.06
一件当たり支給額 C/B	金額(円)	2,929	2,978	3,123	3,098	3,189
	前年比	1.04	1.02	1.05	0.99	1.03
受診率 B/(A×12)	%	96.73	101.10	85.89	99.73	102.34
	前年比	1.02	1.05	0.85	1.16	1.03

## (2) 医療費給付状況

区分・項目		年 度	30	元	2	3	4
件数 (件)	医科	入院	252	234	159	190	185
		入院外	24,460	24,087	19,493	23,899	23,085
	歯科		6,153	6,480	5,893	6,314	6,281
	調剤		12,749	12,712	10,175	11,521	11,773
	その他		2,803	2,833	2,488	2,620	2,420
	計		46,417	46,346	38,208	44,544	43,744
給付額 (円)	医科	入院	13,702,789	11,936,866	8,309,344	10,285,831	10,252,147
		入院外	66,039,817	66,398,620	56,465,660	70,150,980	71,364,862
	歯科		23,452,635	24,367,186	23,639,921	23,944,217	24,758,867
	調剤		26,609,409	28,861,120	25,124,298	27,723,010	27,726,719
	その他		6,144,777	6,434,360	5,793,603	5,911,877	5,413,928
	計		135,949,427	137,998,152	119,332,826	138,015,915	139,516,523



区 分	4 子育て支援医療費支給事業	所管係	福祉医療係
-----	----------------	-----	-------

制度の概要

宇治市内に住所を有し、出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある乳幼児及び児童の入院と入院外の医療費について、保険診療の自己負担分のうち一部負担金を除いた額を支給する。保護者等の所得による制限はない。

(1) 制度改正の経過

当初	平成5年10月	入院・入院外とも満2歳に達する日の属する月の末日まで
改正	平成8年12月	入院のみ満3歳に達する日の属する月の末日まで拡大
	平成11年1月	入院・入院外とも満3歳に達する日の属する月の末日まで拡大
	平成12年4月	入院のみ満4歳に達する日の属する月の末日まで拡大
	平成15年9月	入院・入院外とも満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大（ただし、3歳以上の入院外は1か月の自己負担分8,000円を超えた額を支給）
	平成18年1月	事業名称を「乳幼児医療費支給事業」から「子育て支援医療費支給事業」に改正し、市独自制度として入院外の実質無料化を4歳未満に1歳拡大するとともに満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの入院は1か月の自己負担分8,000円を超えた額を支給
	平成19年9月	府制度で4歳以上の入院外の1か月の自己負担分を8,000円から3,000円に改正し、入院については満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで制度を拡大
	平成24年9月	府制度で入院外の1か月の自己負担分3,000円を超えた額を支給する対象を、満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大するとともに、市独自制度として入院外の実質無料化を満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大
	平成25年9月	市独自制度として入院外の実質無料化を満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大
	平成26年9月	市独自制度として入院外の実質無料化を満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大
	平成27年9月	府制度で入院外の1か月の自己負担分3,000円を超えた額を支給する対象を、満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大するとともに、入院については満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで制度を拡大
	平成29年9月	市独自制度として入院外の実質無料化を満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大
	令和元年9月	府制度で3歳以上の入院外の1か月の自己負担分を3,000円から1,500円に改正

(2) 財源の負担割合

区 分	負担割合
府	1/2
市	1/2

根拠法令等

- ◇ 宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱（平成5年宇治市告示第109号）
- ◇ 京都子育て支援医療費助成補助金交付要綱（平成5年京都府告示第407号）

制度の現況

(1) 受給状況

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
受給者数 A (人)	22,696	22,099	21,581	21,006	20,428
受給件数 B (件)	255,897	263,639	192,796	242,773	238,092
支給額 C (円)	517,046,123	531,197,586	419,741,440	540,514,843	535,017,613
一人当たり支給額 C/A (円)	22,781	24,037	19,450	25,731	26,190
一件当たり支給額 C/B (円)	2,021	2,015	2,177	2,226	2,247
受診率 B/(A×12) (%)	93.96	99.42	74.45	96.31	97.13

(2) 医療費給付状況（中学校3年生までの入院及び0歳～2歳の入院外）

区 分・項 目		年 度		30	元	2	3	4
		30	元	2	3	4		
件数 (件)	医科	入院	1,645	1,644	1,196	1,355	1,215	
		入院外	36,723	35,689	24,272	34,575	32,917	
	歯科	1,294	1,321	1,125	1,251	1,202		
	調剤	20,087	19,647	12,905	16,523	17,695		
	その他	266	144	92	131	73		
	計	60,015	58,445	39,590	53,835	53,102		
給付額 (円)	医科	入院	73,296,410	69,862,219	50,471,243	59,658,542	55,760,121	
		入院外	70,919,032	67,665,687	50,016,929	79,730,183	74,333,167	
	歯科	3,127,638	3,979,967	3,245,833	4,229,715	4,031,306		
	調剤	16,515,522	16,613,516	11,419,430	15,190,156	15,000,736		
	その他	1,963,600	1,325,949	1,005,340	1,419,621	771,424		
	計	165,822,202	159,447,338	116,158,775	160,228,217	149,896,754		

(3) 前表以外の市独自制度（3歳～中学校3年生の入院外）

区分・項目 \ 年 度	30	元	2	3	4
件数（件）	195,882	205,194	153,206	188,938	184,990
給付額（円）	351,223,921	371,750,248	303,582,665	380,286,626	385,120,859

区 分	5 後期高齢者医療制度	所管係	後期高齢者医療係
-----	-------------	-----	----------

制 度 の 概 要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行うことを目的として創設された制度である。京都府内の全ての市町村が加入する「京都府後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、保険料の決定、医療の給付などを行う。市町村は住所変更や給付申請などの届出の窓口、被保険者証の引渡し、保険料の徴収などを行う。

(1) 制度加入者

- ① 75 歳以上の人
- ② 65 歳以上で一定程度の障害があると広域連合が認定した人

(2) 保険料（令和 5 年度）

$$\begin{array}{l} \text{均 等 割 額} \qquad \qquad \qquad + \qquad \text{所 得 割 額} \qquad \qquad \qquad = \text{後期高齢者医療保険年間保険料} \\ \text{(被保険者一人当たり)53,420 円} \qquad \qquad \qquad \text{(総所得金額等－基礎控除額)} \times 10.46\% \qquad \qquad \qquad \text{(上限 66 万円)} \end{array}$$

(3) 保険料の納め方

年金からの特別徴収が原則だが、年金額が年額 18 万円未満の人や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の 2 分の 1 を超える人は納付書や口座振替による普通徴収となる。また、申請により特別徴収を口座振替による納付に変更することも可能。

(4) 医療機関での負担割合

負担割合	区分	判定基準
3 割	現役並み所得者	同一世帯内に住民税課税所得が 145 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人 ※ 下記ア～エに該当する場合は負担割合が 1 割又は 2 割となる（イ～エは申請が必要） ア 昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの被保険者とその世帯に属する被保険者で、基礎控除後の総所得金額等の合計が 210 万円以下 イ 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 1 人で、その収入が 383 万円未満 ウ 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 1 人で、その人の収入が 383 万円以上かつ 70 歳以上 75 歳未満の人がいる場合の被保険者と 70 歳以上 75 歳未満の人全員の収入額の合計が 520 万円未満 エ 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 2 人以上で、収入額の合計が 520 万円未満
2 割	一般Ⅱ	同一世帯内に住民税課税所得が 28 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人で、下記ア又はイに該当する人（現役並み所得者を除く） ア 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 1 人で、「年金収入＋その他の合計所得金額」が 200 万円以上 イ 世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 2 人以上で、「年金収入＋その他の合計所得金額」が 320 万円以上
1 割	一般Ⅰ 低所得Ⅰ 低所得Ⅱ	現役並み所得者・一般Ⅱ以外の人

(5) 後期高齢者医療制度で受けられる給付の種類

- ① 療養費
- ② 入院時食事療養費・生活療養費（表 1）
- ③ 高額療養費（表 2）
- ④ 高額医療・高額介護合算療養費（表 3）
- ⑤ 訪問看護療養費
- ⑥ 移送費
- ⑦ 特別療養費
- ⑧ 保険外併用療養費
- ⑨ 葬祭費

(表 1) 入院時食事療養費・生活療養費

区 分		一般病床	療養病床	
		一食当たりの食費	一食当たりの食費	一日当たりの居住費
現役並み所得者・一般		460 円 (※2)	460 円 (※2・4)	370 円 (※6)
低所得Ⅱ（区分Ⅱの認定証 (※1) の提示が必要)		210 円 (※3)	210 円 (※3)	
低所得Ⅰ	区分Ⅰの認定証 (※1) の提示が必要	100 円	130 円 (※7)	
	老齢福祉年金受給者(※5)	100 円	100 円	0 円

※1 限度額適用・標準負担額減額認定証。

※2 難病の人や平成 28 年 3 月 31 日において、すでに 1 年以上継続して精神病床に入院中で、その後も継続して何らかの病床に入院している人は、260 円。

※3 低所得Ⅱで限度額適用・標準負担額減額認定を受けている人が、長期該当の届出をし、届出月以前 12 か月以内の入院日数が 90 日を超え、認定された場合は 160 円。（京都府の後期高齢者医療制度に加入する前の保険で低所得Ⅱの認定を受けた期間の入院日数も合算可）。

※4 医療機関の食事提供体制等により、420 円の場合もあり。

※5 指定難病の人も含む。

※6 指定難病の人は 0 円。

※7 入院医療の必要性の高い人は 100 円。

(表 2) 高額療養費（自己負担限度額）

区 分		自己負担限度額（月額）	
		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	現役Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	252,600 円+1%（※1） 【140,100 円】（※2）	
	現役Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	167,400 円+1%（※3） 【93,000 円】（※2）	
	現役Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	80,100 円+1%（※4） 【44,400 円】（※2）	
一 般	一 般 Ⅱ	18,000 円又は 「6,000 円+(医療費－ 30,000 円)×10%」の 低い方を適用（※6） 【144,000 円】（※5）	57,600 円 【44,400 円】（※2）
	一 般 Ⅰ	18,000 円 【144,000 円】（※5）	
低所得	区 分 Ⅱ	8,000 円 【144,000 円】（※5）	24,600 円
	区 分 Ⅰ		15,000 円

※1 医療費が 842,000 円を超えた場合、超過額の 1%を加算。

※2 【 】内は、後期高齢者医療制度において、前月までの 11 か月の間に世帯で 3 か月以上、外来+入院の支払が自己負担限度額を超え、高額療養費の支給対象となっている場合の額。

※3 医療費が 558,000 円を超えた場合、超過額の 1%を加算。

※4 医療費が 267,000 円を超えた場合、超過額の 1%を加算。

※5 [ ]内は、年間（8月～翌年7月）上限額。

※6 「一般Ⅱ」に該当する人の外来の自己負担限度額（月額）は、増加額を最大で月 3,000 円に抑えるための、3年間（令和 4 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで）の配慮措置。

(表 3) 高額医療・高額介護合算療養費（自己負担限度額）

区 分		後期高齢者医療制度+介護保険の自己負担限度額 （8 月～翌年 7 月までの年額）
現役並み所得者	現役Ⅲ(課税所得 690 万円以上)	212 万円
	現役Ⅱ(課税所得 380 万円以上)	141 万円
	現役Ⅰ(課税所得 145 万円以上)	67 万円
一 般		56 万円
低所得	区 分 Ⅱ	31 万円
	区 分 Ⅰ	19 万円

根 拠 法 令 等

- ◇ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
- ◇ 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 32 号）
- ◇ 宇治市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 8 号）

制 度 の 現 況

(1) 被保険者数

(単位：人)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
被 保 険 者 数	25,334	26,478	27,073	27,658	28,990
(再掲) 現 役 並 み 所 得 者	1,551	1,594	1,611	1,600	1,703
(再掲) 非 課 税 世 帯 の 被 保 険 者	10,466	11,104	11,570	11,977	12,666

(2) 後期高齢者医療被保険者の医療給付に要した額のうち宇治市負担分（翌年度精算をした後の金額）

(単位：円)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
保 険 療 養 給 付 費 等 負 担 金	1,811,165,476	1,920,738,878	1,956,249,868	2,035,592,582	2,125,829,090

(3) 保険料の収納状況

(単位：円)

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4	
特 別 徴 収	調 定 額	1,197,584,279	1,272,628,314	1,401,637,247	1,402,623,267	1,432,575,220
	収 入 額	1,201,157,645	1,276,941,180	1,406,291,903	1,405,773,910	1,435,811,662
	収 入 率 (%)	100.30	100.34	100.33	100.22	100.23
普 通 徴 収	調 定 額	906,288,163	920,853,413	1,010,122,925	1,033,664,877	1,200,563,476
	収 入 額	5,231,077	909,114,314	1,002,201,852	1,024,450,754	1,184,490,307
	収 入 率 (%)	98.78	98.73	99.22	99.11	98.66
過 年 度 新 規	調 定 額	4,907,461	4,022,085	4,170,029	2,622,214	4,419,852
	収 入 額	4,269,490	4,006,342	4,169,079	2,618,452	4,401,266
	収 入 率 (%)	87.00	99.61	99.98	99.86	99.58
滞 納	調 定 額	35,979,646	34,088,040	28,321,720	23,912,075	20,684,740
	収 入 額	6,259,287	9,885,530	7,476,886	5,784,854	4,947,468
	収 入 率 (%)	17.40	29.00	26.40	24.19	23.92
合 計	調 定 額	2,144,759,549	2,231,591,852	2,444,251,921	2,462,822,433	2,658,243,288
	収 入 額	2,106,917,499	2,199,947,366	2,420,139,720	2,438,627,970	2,629,650,703
	収 入 率 (%)	98.24	98.58	99.01	99.02	98.92

区 分	6 国民年金事業	所管係	国民年金係
-----	----------	-----	-------

制 度 の 概 要

国民年金制度は、日本国憲法第 25 条第 2 項に規定する理念に基づき、老齢・障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与している。

(1) 被保険者

- ① 第 1 号被保険者  
日本国内に住所のある農林漁業・自営業、学生・無職などで 20 歳以上 60 歳未満の人
- ② 第 2 号被保険者  
厚生年金保険や共済組合等に参加している人（原則として 65 歳未満）
- ③ 第 3 号被保険者  
厚生年金保険の被保険者又は共済組合の組合員の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人
- ④ 任意加入被保険者
  - ア 日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満で、他の年金制度から老齢（退職）年金を受けられる人
  - イ 日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の人
  - ウ 日本国民で海外に住んでいる 20 歳以上 65 歳未満の人  
※（昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、65 歳になったとき老齢（退職）年金を受けることができない人は、65 歳以上 70 歳の間、老齢（退職）年金を受給できるまで加入できる。）

被保険者数の推移（各年度末現在）

（単位：人）

年度	30	元	2	3	4
第 1 号被保険者	21,824	21,525	21,650	21,573	20,934
第 3 号被保険者	13,403	13,065	12,640	12,196	11,535
任意加入者	307	319	310	316	311
合計	35,534	34,909	34,600	34,085	32,780

(2) 保険料

第 1 号被保険者及び任意加入被保険者は、保険料を納付しなければならない。

① 月額保険料の推移

（単位：円）

年度	元	2	3	4	5
月額	16,410	16,540	16,610	16,590	16,520

- ② 付 加 保 険 料 月額 400 円（昭和 49 年 1 月から変更なし）  
（第 1 号被保険者及び任意加入被保険者で希望する人）

③ 保 険 料 の 免 除

- ア 国民年金や厚生年金、共済年金から障害年金（1 級又は 2 級）を受けているときや、生活保護法による生活扶助を受けているときなどは、届出により保険料が免除される（法定免除）
- イ 保険料を納付することが著しく困難で、申請により認められた場合は、納付が免除（全額又は一部）される。本人・配偶者・世帯主の所得が審査対象



④ 学生納付特例

本人の前年の所得が一定額以下の学生は、申請により保険料の納付が猶予される

⑤ 納付猶予制度（50歳未満の人。令和12年6月まで）

本人所得と配偶者所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予される

⑥ 追納

③④⑤で承認された期間について、10年以内であれば、別に定められた保険料額であとから納付することができる

⑦ 産前産後の保険料の免除

第1号被保険者が出産する場合に、出産予定月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から6か月間）の保険料が免除される

⑧ 保険料の納付状況（各年度末現在） (単位：月数)

年度	30	元	2	3	4
納付対象月数	150,246	144,492	138,697	135,346	131,106
納付月数	103,769	102,649	100,912	102,286	102,375
納付率（％）	69.1	71.0	72.8	75.6	78.1

⑨ 免除者数（各年度末現在） (単位：人)

年度	30	元	2	3	4
法定免除者数	1,978	2,020	2,094	2,118	2,146
申請免除者数	8,333	8,368	8,755	8,985	8,727
※（学生納付特例）	3,335	3,425	3,372	3,314	3,229
※（納付猶予）	919	920	1,030	1,102	1,119
合計	10,311	10,388	10,849	11,103	10,873
免除率（％）	47.2	48.3	50.1	51.5	51.9

※ 再掲

(3) 給付

① 老齢基礎年金

国民年金等の加入期間（資格期間）が、10年以上ある人に65歳から支給。ただし、支給年齢の『繰上げ』や『繰下げ』が、一定の要件内のできる

● 資格期間の合算

ア 国民年金の保険料を納めた期間（任意加入も含む。）

イ 国民年金の保険料が免除された期間

ウ 昭和61年4月からの第3号被保険者期間

エ 昭和36年4月以降の厚生年金保険や共済組合の加入期間（昭和36年3月以前の加入期間が含まれる場合もある。）

オ 厚生年金保険や共済組合の加入者の配偶者であって、国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月以降61年3月までの20歳以上60歳未満の間）

カ 学生であって国民年金に任意加入しなかった期間（ただし、平成3年4月より「任意加入」から「必ず加入」に変更）

キ 海外居住期間（日本国籍を有する人で、昭和36年4月以降で20歳以上60歳未満の間）

- 年金額

ア 加入可能年数の保険料を完納した場合、下記ウの年金額が支給される

イ 保険料を納めた期間が加入可能年数に不足する場合は、減額される

※ 年金額の計算式

$$\boxed{\text{満額の年金額}} \times \frac{\text{厚生年金等加入月数(20~60歳)} + \text{納付月数} + \text{①} + \text{②}}{480 \text{月 (40年} \times \text{12月)}}$$

① = (平成 21 年 3 月までの) 国民年金全額 国民年金 3/4 国民年金半額 国民年金 1/4  
免除月数 × 1/3 + 免除月数 × 1/2 + 免除月数 × 2/3 + 免除月数 × 5/6

② = (平成 21 年 4 月以降の) 国民年金全額 国民年金 3/4 国民年金半額 国民年金 1/4  
免除月数 × 1/2 + 免除月数 × 5/8 + 免除月数 × 3/4 + 免除月数 × 7/8

ウ 年金額の推移 (完全自動物価スライド制) 【 】内は 68 歳以上の者の額

令和元年度	780,100 円	(月額 65,008 円)
令和 2 年度	781,700 円	(月額 65,141 円)
令和 3 年度	780,900 円	(月額 65,075 円)
令和 4 年度	777,800 円	(月額 64,816 円)
令和 5 年度	795,000 円	【792,600 円】 (月額 66,250 円 【66,050 円】)

② 障害基礎年金

- 対象者

ア 国民年金加入中や 60 歳以上 65 歳未満の日本国内居住中に病気やケガをして一定の障害が残った人

イ 20 歳になるまでに病気やケガをして一定の障害が残った人

ウ 昭和 61 年 3 月 31 日までに障害福祉年金が支給されていた人

- 支給要件

ア 初診日の前日において、前々月までの保険料納付期間 (免除期間を含む。) が加入期間の 3 分の 2 以上あること (又は初診日が令和 8 年 3 月 31 日までにある人は初診日の属する月の前々月から 1 年間保険料未納がないこと)

イ 上記イ、ウの場合、本人の所得が一定額以上あるときは、一部又は全部が支給停止される

- 年金額 (完全自動物価スライド制)

ア 障害基礎年金の支給基本額 (2 級) は、老齢基礎年金 (満額) と同額

イ 障害の程度が障害等級表の 1 級に該当する場合は、上記金額の 100 分の 125 に相当する額

ウ 18 歳未満の子 (障害等級が 1 級・2 級の障害状態にある子は 20 歳未満) の生計を維持しているときは、子の数に応じて加算される

子 1 人当たり加算額

(単位：円)

年度	元	2	3	4	5
1 子・2 子	224,500	224,900	224,700	223,800	228,700
3 子以降	74,800	75,000	74,900	74,600	76,200

③ 遺族基礎年金

● 対象者

ア 国民年金加入中に死亡した場合、その人に生計を維持されていた 18 歳未満の子のある配偶者又は遺児（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子又は障害等級が 1 級・2 級の障害状態にある 20 歳未満の子）

イ 昭和 61 年 3 月 31 日までに母子・準母子福祉年金が支給されていた人

● 支給要件

ア 死亡した人が、死亡日の前日において障害基礎年金と同様の納付要件を満たしているか、保険料納付済期間（免除期間を含む。）が 25 年以上あること

イ 上記イの場合、受給権者の所得が一定額以上あるとき等は支給停止される

● 年金額（物価スライド制）

ア 遺族基礎年金の基本額は、老齢基礎年金（満額）と同額

イ 配偶者に支給される場合 基本額 + 障害基礎年金の子の加算額

ウ 子に支給される場合、子が 1 人のときは、基本額のみ。2 人以上いるときは、2 人目以降の子の加算額を加えた額を、子の数で除して得た額をそれぞれに支給

④ 寡婦年金

● 対象者

保険料納付済期間（免除期間を含む。）が 10 年以上ある夫が、老齢（障害）基礎年金を受けていないで死亡し、かつ、その夫に生計を維持され婚姻関係が 10 年以上ある妻。ただし、妻が繰上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは支給されない

● 支給期間

60 歳から 65 歳になるまで

● 年金額

夫が 65 歳から受けるはずであった老齢基礎年金額の 4 分の 3 の額

⑤ 付加年金

● 対象者

付加保険料（任意）を納付した人

● 年金額（老齢基礎年金に下記の金額が加算される。）

200 円 × 付加保険料納付月数

⑥ 死亡一時金

● 対象者

第 1 号被保険者（任意含む）として保険料を 3 年以上納めた人が老齢基礎年金等を受けずに死亡したとき、その遺族に支給される

● 支給額（平成 6 年 4 月 1 日から下記の金額）

3 年以上 15 年未満	120,000 円	15 年以上 20 年未満	145,000 円
20 年以上 25 年未満	170,000 円	25 年以上 30 年未満	220,000 円
30 年以上 35 年未満	270,000 円	35 年以上	320,000 円

⑦ 老齢年金（旧法年金）

● 対象者

大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、生年月日に応じた国民年金の資格期間を満たしている人

- 年金額  
基本年金額 2,501 円 × (保険料納付月数+保険料免除月数×1/3) × 物価スライド  
(明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人 3,752 円×月数)  
付加年金 200 円×付加保険料納付月数  
10 年から 24 年の加入で老齢年金になる人は上記式に次の額が加算  
$$968 \text{ 円} \times (300 - \text{加入月数}) \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{保険料納付免除月数} \times 1/2}{\text{加入月数}} \times \text{物価スライド}$$

⑧ 通算老齢年金 (旧法年金)

- 対象者  
大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、他の年金制度の加入期間 (合算対象期間) を合算して 10 年以上の資格期間がある人又は昭和 36 年 4 月 1 日以降で他の年金制度の加入期間を合計して生年月日に応じた資格期間を満たしている人  
なお、大正 15 年 4 月 2 日以降に生まれた人でも、昭和 61 年 3 月 31 日以前から厚生 (共済) 年金を受けているときは、国民年金通算老齢年金を受けることになる
- 年金額  
明治 44 年 4 月 2 日以降生まれの人  
$$2,501 \text{ 円} \times (\text{保険料納付月数} + \text{保険料免除月数} \times 1/3) \times \text{物価スライド}$$
  
(明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人は、上記の 2,501 円を 3,752 円とする。)

⑨ 老齢福祉年金

- 対象者  
国民年金に加入できなかった、明治 44 年 4 月 1 日以前生まれの人
- 年金額  
ア 全額が国の負担によって支給されているため、所得制限等があつて全額又は一部が支給停止される

イ 支給額 (単位：円)

年度	元	2	3	4	5
年金額	399,700	400,500	400,100	398,500	406,100

⑩ 年金生活者支援給付金

公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金生活者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される

給付金は、受給年金により以下の 3 種類に区分される

ア 老齢年金生活者支援給付金

- 対象者 以下の支給要件を全て満たしている人
  1. 65 歳以上で、老齢基礎年金を受けている
  2. 請求される人の世帯全員の市民税が非課税
  3. 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約 88 万円以下 (毎年度改定)
- 給付額  
保険料納付済期間等に応じて算出され、以下の計算式の合計額となる
  1. 保険料納付済期間に基づく額 (月額)  
基準額 (毎年度改定) × 保険料納付済期間/480 月

(単位：円)

年度	2	3	4	5
基準額	5,030	5,030	5,020	5,140

2. 保険料免除期間に基づく額（月額）  
基準額（毎年度改定）×保険料免除期間/480月

（単位：円）

年度	2	3	4	5
基準額	10,856	10,845	10,802	11,041

イ 障害年金生活者支援給付金

- 対象者 以下の支給要件を全て満たしている人
  1. 障害基礎年金を受けている
  2. 前年の所得額が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円」以下である

- 給付額 （単位：円）

年度	2	3	4	5
障害等級2級	5,030	5,030	5,020	5,140
障害等級1級	6,288	6,288	6,275	6,425

ウ 遺族年金生活者支援給付金

- 対象者 以下の支給要件を全て満たしている人
  1. 遺族基礎年金を受けている
  2. 前年の所得額が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円」以下である

- 給付額 （単位：円）

年度	2	3	4	5
給付額	5,030	5,030	5,020	5,140

※ ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、給付額を子の数で割った金額がそれぞれに支払われる

⑪ 年金等の支払時期

年金等	支払月日	支払月分
基礎年金 寡婦年金 老齢年金 年金生活者支援給付金	2・4・6・8・10・12月の 各月15日 (土・日・祝日は前日)	前月までの2か月分
老齢福祉年金	4・8・12月の各月11日 (土・日・祝日は前日)	前月までの4か月分

根 拠 法 令 等

- ◇ 国民年金法（昭和34年4月16日法律第141号）
- ◇ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年11月26日法律第102号）

区 分	7 特別障害給付金事業	所管係	国民年金係
-----	-------------	-----	-------

制 度 の 概 要

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、創設された福祉的措置制度。

(1) 支給対象

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金1,2級相当の障害に該当する人。ただし65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当する場合。  
なお障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象外。

(2) 支給月額 (物価スライド)

(単位:円)

年度	元	2	3	4	5
1級	52,150	52,450	52,450	52,300	53,650
2級	41,720	41,960	41,960	41,840	42,920

根 拠 法 令 等

- ◇ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 (平成16年12月10日法律第166号)

制 度 の 現 況

受給権者数

(単位:人)

年度	30	元	2	3	4
人数	15	14	8	6	6

区 分	8 在日外国人重度障害者特別給付金支給事業	所管係	国民年金係
-----	-----------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

国民年金法の国籍要件が撤廃された昭和57年1月1日より前から既に重度の障害者となっている在日外国人無年金者に対して、給付金を支給する。

(1) 対象者 宇治市に住民登録をしている外国人又は外国人であった人で、次の要件を満たす人 (ただし、障害基礎年金等の受給者は除く。)

- ① 昭和37年1月1日以前に生まれた人
- ② 昭和57年1月1日において日本国内に外国人登録をしていた人
- ③ 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人でその障害にかかる初診日が昭和56年12月31日以前の人

(2) 給付額 月額 36,000円 所得制限あり。生活保護受給者には支給しない。他の公的年金受給者は、差額を支給する

根 拠 法 令 等

◇ 在日外国人重度障害者特別給付金支給要綱（平成 7 年 9 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
支 給 人 数 (人)	5	4	4	4	3
金 額 (千円)	1,908	1,728	1,728	1,728	1,296

区 分

9 在日外国人高齢者特別給付金支給事業

所管係

国民年金係

制 度 の 概 要

大正 15 年 4 月 1 日以前生まれの制度的無年金となっている在日外国人高齢者に対して給付金を支給する。

(1) 対象者 宇治市に住民登録をしている外国人又は外国人であった人で、次の要件を満たす人

- ① 大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人
- ② 昭和 57 年 1 月 1 日において日本国内に外国人登録をしていた人

(2) 給付額

月額 10,000 円 所得制限あり。生活保護受給者には支給しない。他の公的年金受給者は、差額を支給する

根 拠 法 令 等

◇ 在日外国人高齢者特別給付金支給要綱（平成 11 年 8 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

区 分 \ 年 度	30	元	2	3	4
支 給 人 数 (人)	2	2	2	2	2
金 額 (千円)	240	240	240	240	240





# 国民健康保険課

係	分掌事務
国保管理係	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 国民健康保険事業の管理及び普及促進に関すること。</li><li>(2) 国民健康保険事業費納付金に関すること。</li><li>(3) 特別会計の経理に関すること。</li><li>(4) 国民健康保険運営協議会に関すること。</li><li>(5) その他国民健康保険に関すること。</li><li>(6) 課の庶務に関すること。</li></ul>
国保資格給付係	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 保険給付に関すること。</li><li>(2) 被保険者の資格の得喪に関すること。</li><li>(3) 保険料の賦課に関すること。</li><li>(4) 保険料の減免及び審査請求に関すること。</li></ul>
国保料収納係	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 保険料の収納並びに過誤納金の還付及び充当に関すること。</li><li>(2) 保険料の徴収に関すること。</li><li>(3) 保険料の滞納整理に関すること。</li><li>(4) 納付思想の普及及び宣伝に関すること。</li><li>(5) 京都地方税機構との連絡及び調整に関すること。</li></ul>



区分	1 保険給付事業の状況	所管係	国保管理係 国保資格給付係
----	-------------	-----	------------------

制 度 の 概 要

- (1) 療養の給付（国民健康保険法第 36 条、42 条）  
 被保険者が疾病等により医療機関等で受診した場合、医療費（10 割分）の 3 割（、又は 2 割）は本人が負担（一部負担金）し、7 割（、又は 8 割）は保険者が「療養の給付」として医療機関等に支払う。

一部負担割合

小学校入学前	小学校入学から 70 歳未満	70 歳以上 75 歳未満
2 割	3 割	2 割 (現役並み所得者は 3 割)

- (2) 療養費（国民健康保険法第 54 条）  
 被保険者が緊急その他やむをえない理由で、保険証を提示しないで医療機関等で受診した場合や、治療用装具を装着した場合等に行う現金給付。
- (3) 高額療養費（国民健康保険法第 57 条の 2）  
 被保険者（世帯）が同じ月に、一部負担金が下表の自己負担限度額を超えた場合に、その差額を申請により支給する。

① 70 歳未満<70 歳未満の一部負担金の計算上の注意>

個人ごとに医療機関ごと（同じ医療機関でも歯科、外来、入院ごと）にまとめる。

所得区分	3 回目まで (過去 12 か月間に一つの世帯での支給が 3 回目まで)	4 回目以降 (過去 12 か月間に一つの 世帯での支給が 4 回以上あった 場合の 4 回目以降から)
旧ただし書き所得※1 901 万円超※2	252,600 円 医療費が 842,000 円を超えた場合は + (医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
旧ただし書き所得 600 万円超～ 901 万円以下	167,400 円 医療費が 558,000 円を超えた場合は + (医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
旧ただし書き所得 210 万円超～ 600 万円以下	80,100 円 医療費が 267,000 円を超えた場合は + (医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
旧ただし書き所得 210 万円以下	57,600 円	44,400 円
住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

※1 旧ただし書き所得＝前年の総所得額等－基礎控除 43 万円（令和 3 年 8 月 1 日以降）

※2 所得不明（未申告者）を含む世帯

- ② 70 歳以上 75 歳未満 <70 歳以上 75 歳未満世帯の一部負担金の計算上の注意>  
個人ごとに医療機関及び歯科の区別なく、外来、入院ごとにまとめる。

所得区分		外来+入院	
		外来 (個人単位)	(世帯単位)
現役並み所得者	Ⅲ (課税所得 690 万円以上)	252,600 円 医療費が 842,000 円を超えた場合は + (医療費 - 842,000 円) × 1% (4 回目以降は 140,100 円) ※1	
	Ⅱ (課税所得 380 万円以上)	167,400 円 医療費が 558,000 円を超えた場合は + (医療費 - 558,000 円) × 1% (4 回目以降は 93,000 円) ※1	
	Ⅰ (課税所得 145 万円以上)	80,100 円 医療費が 267,000 円を超えた場合は + (医療費 - 267,000 円) × 1% (4 回目以降は 44,400 円) ※1	
一般 (課税所得 145 万円未満)		18,000 円 年間 144,000 円 ※2	57,600 円 (4 回目以降は 44,400 円) ※1
住民税	低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
非課税世帯	低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

※1 過去 12 か月間に一つの世帯での支給が 4 回以上あった場合

※2 年間=8 月 1 日~翌年 7 月 31 日

③ 世帯合算

ア 70 歳未満の世帯の場合

同一世帯で同一月内に自己負担額 21,000 円以上が複数あり、その合計額が自己負担限度額を超えた場合、その超えた額を支給。

イ 70 歳以上 75 歳未満の人のみで同月に外来および入院がある場合

外来の限度額を個人単位で適用後に、入院を含めた世帯単位の自己負担限度額を適用。

ウ 70 歳未満と 70 歳以上 75 歳未満の人が同じ世帯の場合

まず 70 歳以上のみで自己負担限度額を適用し、これに 70 歳未満の合算対象額を合わせて 70 歳未満の自己負担限度額を適用。

④ 特例対象者に係る高額療養費自己負担限度額

月の途中で 75 歳の誕生日を迎えて後期高齢者医療制度に移行した人や、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行したことで月の途中で国保に加入した被扶養者は、その月の自己負担限度額が本来の自己負担限度額の 2 分の 1。(誕生日が 1 日の人については対象外)

⑤ 特定疾病

血友病、慢性腎不全で人工透析、または抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群の治療を受ける場合、1 医療機関 1 か月 1 万円を超えた額。(慢性腎不全で人工透析を要する 70 歳未満の上位所得者については、1 医療機関 1 か月 2 万円を超えた額)

(4) 高額介護合算療養費（国民健康保険法第 57 条の 3）

医療費と介護費の自己負担を合算して、年額（8 月 1 日から翌年 7 月末日）で定められた自己負担限度額を超えた分が高額介護合算療養費として支給される。

① 70 歳未満の自己負担限度額

所得区分	限度額
旧ただし書き所得 901 万円超	212 万円
旧ただし書き所得 600 万円超 901 万円以下	141 万円
旧ただし書き所得 210 万円超 600 万円以下	67 万円
旧ただし書き所得 210 万円以下	60 万円
住民税非課税世帯	34 万円

② 70 歳以上 75 歳未満の自己負担限度額

所得区分		限度額
現役並み 所得者	Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	212 万円
	Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	141 万円
	Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	67 万円
一般 （課税所得 145 万円未満）		56 万円
住民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	31 万円
	低所得者Ⅰ	19 万円

(5) 出産育児一時金（国民健康保険法第 58 条、宇治市国民健康保険条例）

被保険者の出産に対しては、1 子につき 488,000 円を支給する。産科医療補償制度対象分娩の場合は 12,000 円を加算（令和 3 年 12 月 31 日までの出産は、1 子につき 404,000 円支給。産科医療補償制度対象分娩の場合は 16,000 円加算。令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの出産は、1 子につき 408,000 円支給。産科医療補償制度対象分娩の場合は 12,000 円加算）。

(6) 葬祭費（国民健康保険法第 58 条、宇治市国民健康保険条例）

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った者に対して 50,000 円を支給する。

(7) 精神・結核医療付加金（宇治市国民健康保険条例）

結核医療（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 第 1 項）、精神通院医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 58 条に規定する指定自立支援医療のうち同法施行令第 1 条の 2 第 3 号で定める精神障害の医療）の受給者の自己負担額のうち公費部分を除いた部分を給付する。

制度の状況

(1) 保険給付費 (支払済額)

① 一般被保険者分 保険給付費

項目		年度		
		30	元	2
療養の給付	件数 (件)	612,685	605,195	548,659
	金額 (円)	11,347,730,484	11,519,768,445	10,884,955,384
療養費	件数 (件)	31,101	29,543	25,986
	金額 (円)	196,792,612	185,010,236	172,062,633
高額療養費	件数 (件)	20,848	21,400	21,129
	金額 (円)	1,568,114,958	1,622,031,600	1,598,537,782
合計	件数 (件)	664,634	656,138	595,774
	金額 (円)	13,112,638,054	13,326,810,281	12,655,555,799

項目		年度	
		3	4
療養の給付	件数 (件)	575,933	566,187
	金額 (円)	11,571,631,794	11,114,409,146
療養費	件数 (件)	26,366	26,211
	金額 (円)	173,403,753	168,467,365
高額療養費	件数 (件)	21,698	20,995
	金額 (円)	1,685,969,343	1,622,404,182
合計	件数 (件)	623,997	613,393
	金額 (円)	13,431,004,890	12,905,280,693

※ 東日本大震災による被災に伴う、診療報酬等概算請求及び診療報酬等保険者不明分請求に基づく医療費及び事務費手数料を除く

② 退職被保険者等分 保険給付費

項目		年度		
		30	元	2
療養の給付	件数 (件)	2,775	528	7
	金額 (円)	58,387,612	8,270,811	180,082
療養費	件数 (件)	222	30	0
	金額 (円)	1,113,709	124,853	0
高額療養費	件数 (件)	128	14	0
	金額 (円)	11,424,076	1,655,853	0
合計	件数 (件)	3,125	572	7
	金額 (円)	70,925,397	10,051,517	180,082

項目		年度	
		3	4
療養の給付	件数 (件)	0	0
	金額 (円)	0	0
療養費	件数 (件)	0	0
	金額 (円)	0	0
高額療養費	件数 (件)	0	0
	金額 (円)	0	0
合計	件数 (件)	0	0
	金額 (円)	0	0

③ その他の給付

項目		年度		
		30	元	2
出産育児一時金	件数 (件)	130	104	87
	金額 (円)	54,456,000	43,552,000	36,460,000
葬祭費	件数 (件)	252	227	228
	金額 (円)	12,600,000	11,350,000	11,400,000
新型コロナ傷病手当金	件数 (件)			9
	金額 (円)			425,820
精神・結核付加金	件数 (件)	21,566	21,453	22,011
	金額 (円)	25,759,556	25,726,680	26,286,017

項目		年度	
		3	4
出産育児一時金	件数 (件)	107	81
	金額 (円)	44,876,000	33,920,000
葬祭費	件数 (件)	249	261
	金額 (円)	12,450,000	13,050,000
新型コロナ傷病手当金	件数 (件)	16	118
	金額 (円)	1,055,680	4,181,140
精神・結核付加金	件数 (件)	23,273	23,562
	金額 (円)	27,531,115	27,060,779

※ 出産育児一時金の表記は、件数は支給決定件数、金額は支払義務額

(2) 療養の給付等、件数・日数・費用額の状況 (一般被保険者)

項目		年度		
		30	元	2
入院	件数 (件)	9,270	9,157	8,296
	日数 (日)	131,246	130,734	115,288
	費用額 (円)	5,904,477,362	6,009,397,259	5,586,986,638
入院外	件数 (件)	341,671	332,913	301,141
	日数 (日)	540,098	519,987	459,002
	費用額 (円)	5,528,338,844	5,501,938,374	5,104,545,496
歯科	件数 (件)	83,162	83,852	72,764
	日数 (日)	148,840	144,936	124,673
	費用額 (円)	1,098,914,710	1,087,563,185	1,003,791,807
診療費計	件数 (件)	434,103	425,922	382,201
	日数 (日)	820,184	795,657	698,963
	費用額 (円)	12,531,730,916	12,598,898,818	11,695,323,941
その他	件数 (件)	178,582	179,273	166,458
	日数 (日)	15,751	17,225	20,472
	費用額 (円)	2,850,068,889	2,948,948,439	2,945,228,853
合計	件数 (件)	612,685	605,195	548,659
	日数 (日)	835,935	812,882	719,435
	費用額 (円)	15,381,799,805	15,547,847,257	14,640,552,794

項目		年度	
		3	4
入院	件数 (件)	8,186	7,678
	日数 (日)	116,391	108,122
	費用額 (円)	6,002,601,018	5,646,544,507
入院外	件数 (件)	313,598	306,783
	日数 (日)	476,143	462,870
	費用額 (円)	5,452,881,613	5,275,539,226
歯科	件数 (件)	78,427	77,828
	日数 (日)	130,860	127,812
	費用額 (円)	1,085,576,576	1,091,813,353
診療費計	件数 (件)	400,211	392,289
	日数 (日)	723,394	698,804
	費用額 (円)	12,541,059,207	12,013,897,086
その他	件数 (件)	175,722	173,898
	日数 (日)	23,302	24,647
	費用額 (円)	3,028,179,690	2,949,904,248
合計	件数 (件)	575,933	566,187
	日数 (日)	746,696	723,451
	費用額 (円)	15,569,238,897	14,963,801,334

(3) 療養の給付等、件数・日数・費用額の状況（退職被保険者等）

項目		年度				
		30	元	2	3	4
入院	件数 (件)	47	6	0	0	0
	日数 (日)	657	120	0	0	0
	費用額 (円)	31,663,340	5,012,670	0	0	0
入院外	件数 (件)	1,526	285	2	0	0
	日数 (日)	2,758	588	5	0	0
	費用額 (円)	34,317,590	4,035,550	28,240	0	0
歯科	件数 (件)	362	83	3	0	0
	日数 (日)	616	115	5	0	0
	費用額 (円)	4,854,670	1,048,870	214,690	0	0
診療費計	件数 (件)	1,935	374	5	0	0
	日数 (日)	4,031	823	10	0	0
	費用額 (円)	70,835,600	10,097,090	242,930	0	0
その他	件数 (件)	840	154	2	0	0
	日数 (日)	2	0	0	0	0
	費用額 (円)	12,616,217	1,733,180	14,330	0	0
合計	件数 (件)	2,775	528	7	0	0
	日数 (日)	4,033	823	10	0	0
	費用額 (円)	83,451,817	11,830,270	257,260	0	0

※ その他分＝調剤＋食事療養＋訪問看護

※ 件数は食事療養除く、日数は調剤・食事療養除く



## (4) 診療費諸率の状況（一般被保険者）

項目		年度				
		30	元	2	3	4
入院	一人当たり 診療費(円)	147,071	154,977	147,243	160,472	157,711
	一日当たり 診療費(円)	44,988	45,967	48,461	51,573	52,224
	一件当たり 日数(日)	14.16	14.28	13.90	14.22	14.08
	受診率(%)	23.090	23.615	21.864	21.884	21.445
入院外	一人当たり 診療費(円)	137,702	141,890	134,528	145,776	147,349
	一日当たり 診療費(円)	10,236	10,581	11,121	11,452	11,397
	一件当たり 日数(日)	1.58	1.56	1.52	1.52	1.51
	受診率(%)	851.050	858.554	793.646	838.363	856.864
歯科	一人当たり 診療費(円)	27,372	28,047	26,455	29,021	30,495
	一日当たり 診療費(円)	7,383	7,504	8,051	8,296	8,542
	一件当たり 日数(日)	1.79	1.73	1.71	1.67	1.64
	受診率(%)	207.144	216.247	191.767	209.664	217.378
診療費計	一人当たり 診療費(円)	312,146	324,915	308,226	335,269	335,556
	一日当たり 診療費(円)	15,279	15,835	16,732	17,336	17,192
	一件当たり 日数(日)	1.89	1.87	1.83	1.81	1.78
	受診率(%)	1,081.284	1,098.417	1,007.277	1,069.911	1,095.688

## (5) 診療費諸率の状況（退職被保険者等）

項目		年度				
		30	元	2	3	4
入院	一人当たり 診療費(円)	168,422	185,654	0	0	0
	一日当たり 診療費(円)	48,194	41,772	0	0	0
	一件当たり 日数(日)	13.98	20.00	0	0	0
	受診率(%)	25.000	22.222	0	0	0
入院外	一人当たり 診療費(円)	182,540	149,465	0	0	0
	一日当たり 診療費(円)	12,443	6,863	5,648	0	0
	一件当たり 日数(日)	1.81	2.06	2.50	0	0
	受診率(%)	811.702	1,055.556	0	0	0
歯科	一人当たり 診療費(円)	25,823	38,847	0	0	0
	一日当たり 診療費(円)	7,881	9,121	42,938	0	0
	一件当たり 日数(日)	1.70	1.39	1.67	0	0
	受診率(%)	192.553	307.407	0	0	0
診療費計	一人当たり 診療費(円)	376,785	373,966	0	0	0
	一日当たり 診療費(円)	17,573	12,269	24,293	0	0
	一件当たり 日数(日)	2.08	2.20	2.00	0	0
	受診率(%)	1,029.255	1,385.185	0	0	0

- ※ 一人当たり診療費 = 年間総費用額 ÷ 年間平均被保険者数  
 一日当たり診療費 = 年間総費用額 ÷ 年間総受診日数  
 一件当たり日数 = 年間総受診日数 ÷ 年間総受診件数  
 受診率 = 年間総受診件数 ÷ 年間平均被保険者数 × 100  
 ⇒ 一人当たり診療費 = 一日当たり診療費 × 一件当たり日数 × 受診率

区分	2 国民健康保険保健事業	所管係	国保管理係 国保資格給付係
----	--------------	-----	------------------

制度の概要

被保険者の健康の保持増進、療養環境の向上又は保険給付のために必要な次の事業を行う。

- 被保険者の健康の保持増進、療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

根拠法令等

- ◇ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- ◇ 宇治市国民健康保険条例（昭和 36 年宇治市条例第 1 号）
- ◇ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

制度の状況

(1) 医療費通知の実施状況

項目 \ 年度	30	元	2	3	4
通知回数（回）	6	5	6	6	6
通知世帯件数（件）	115,648	95,380	109,577	109,932	108,131
通知（月）	4、6、8、10、 12、翌 2	4、8、10、 12、翌 2	4、6、8、10、12、翌 2		
通知項目等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診年月 ・受診者氏名 ・診療日数 ・食事療養費</li> <li>・受診医療機関名等 ・入院、外来、歯科等の区分</li> <li>・医療費総額 ・自己負担相当額（令和元年 8 月通知より追加）</li> </ul>				

(2) 高額療養費貸付制度の利用状況

国保被保険者で医療費の支払が特に困難な者に対し、高額療養費支給見込額の 10 分の 9 以内で貸付制度が受けられる。＜京都府国民健康保険団体連合会高額療養費支払資金貸付規程＞

国保連合会による貸付利用状況

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
貸付件数（件）	0	0	0	0	0
貸付金額（千円）	0	0	0	0	0

区分	3 国民健康保険の適用	所管係	国保資格給付係
----	-------------	-----	---------

### 制度の概要

国民健康保険は、国民皆保険を支える基盤として、健康保険、各種共済組合等の被用者保険の被保険者・被扶養者以外を対象としている。

具体的には、次の要件に該当したときに取得、喪失する。なお、75歳到達により後期高齢者医療制度の被保険者となった場合を除き、届出が必要となる。

#### (1) 取得

- ① 宇治市に住所を定めた場合（転入・出生等）
- ② 被用者保険等の被保険者又は被扶養者でなくなった場合
- ③ 後期高齢者医療制度の被保険者でなくなった場合
- ④ 生活保護が停止・廃止された場合

#### (2) 喪失

- ① 宇治市に住所を有しなくなった場合（転出・死亡等）
- ② 被用者保険等の被保険者又は被扶養者になった場合
- ③ 後期高齢者医療制度の被保険者になった場合
- ④ 生活保護を受けた場合

### 根拠法令等

- ◇ 国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）
- ◇ 宇治市国民健康保険条例（昭和36年宇治市条例第1号）

### 制度の状況

#### (1) 宇治市の世帯、人口に占める加入世帯等の推移 (各年度3月末)

項目 \ 年度	30	元	2	3	4
総世帯（世帯）	83,759	84,292	84,818	84,791	85,286
加入世帯（世帯）	24,695	24,250	24,332	23,878	22,905
加入率（%）	29.5	28.8	28.7	28.2	26.9
総人口（人）	186,657	185,472	184,432	182,841	181,616
被保険者数（人）	39,131	37,811	37,493	36,383	34,269
加入率（%）	21.0	20.4	20.3	19.9	18.9

#### (2) 加入世帯の推移 (各年度3月末) (単位：世帯)

項目 \ 年度	30	元	2	3	4
一般	24,666	24,249	24,332	23,878	22,905
退職	29	1	—	—	—
計	24,695	24,250	24,332	23,878	22,905

※ 令和2年度より退職該当者なし

## (3) 年度別加入世帯の増減

(単位：世帯)

項目 \ 年度	30	元	2	3	4
世帯増	3,928	4,140	4,030	3,928	4,272
世帯減	4,630	4,585	3,948	4,382	5,245
差 引	△702	△445	82	△454	△973

## (4) 被保険者の推移

(各年度3月末) (単位：人)

項目 \ 年度	30	元	2	3	4
一般	39,071	37,808	37,493	36,383	34,269
退職	60	3	—	—	—
計	39,131	37,811	37,493	36,383	34,269

※ 令和2年度より退職該当者なし

## (5) 年度別被保険者の増減

(単位：人)

項目 \ 年度	30	元	2	3	4
被保険者増	6,477	6,549	6,457	6,215	6,472
被保険者減	8,196	7,869	6,775	7,325	8,586
差 引	△1,719	△1,320	△318	△1,110	△2,114

## (6) 取得事由別被保険者の推移

(各年度合計) (単位：人)

項目 \ 年度	30	元	2	3	4
転入	1,284	1,419	1,185	965	1,316
出生	136	89	88	104	83
社保離脱	4,551	4,597	4,699	4,690	4,553
後期高齢	5	4	5	2	1
生保廃止	103	138	148	127	125
その他	398	302	332	327	394
計	6,477	6,549	6,457	6,215	6,472

## (7) 喪失事由別被保険者の推移

(各年度合計) (単位：人)

項目 \ 年度	30	元	2	3	4
転出	1,321	1,404	1,089	1,051	1,251
死亡	261	245	243	270	271
社保加入	3,855	3,778	3,372	3,355	3,764
後期高齢	2,171	1,915	1,512	2,125	2,754
生保開始	181	176	200	192	175
その他	407	351	359	332	371
計	8,196	7,869	6,775	7,325	8,586

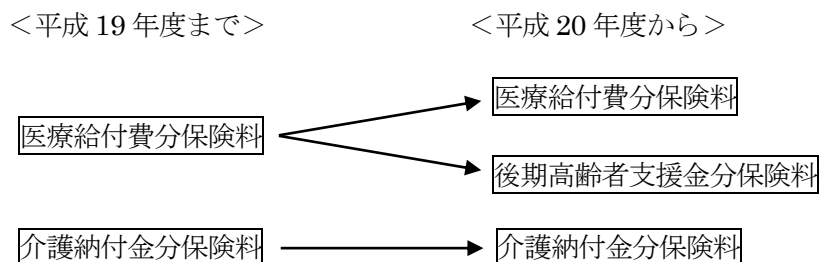
区分	4 国民健康保険料の賦課状況	所管係	国保資格給付係
----	----------------	-----	---------

制度の概要

国民健康保険料の構成は、次のとおり。

前年中の被保険者の所得×所得割率+被保険者数×均等割額+平等割額≤限度額

※ 平成12年度より、介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満）について介護納付金分保険料を医療給付費分保険料に上乗せで賦課。平成20年度からは医療給付費分保険料と介護納付金分保険料に加えて、後期高齢者支援金分保険料の3本立てになった。保険料の構成はいずれも医療給付費分と同じ。



制度の状況

(1) 保険料率の推移

項目		年度				
		30	元	2	3	4
医療分	所得割 (%)	7.56	7.56	7.56	7.29	7.75
	均等割 (円)	25,400	25,400	25,400	25,500	27,900
	平等割 (円)	17,500	17,500	17,500	17,100	18,000
	限度額 (円)	580,000	610,000	630,000	630,000	650,000
介護分	所得割 (%)	2.67	2.67	2.67	2.87	2.97
	均等割 (円)	10,900	10,900	10,900	11,800	12,200
	平等割 (円)	5,500	5,500	5,500	5,900	6,000
	限度額 (円)	160,000	160,000	170,000	170,000	170,000
後期分	所得割 (%)	2.75	2.75	2.75	2.89	2.78
	均等割 (円)	9,100	9,100	9,100	9,700	9,600
	平等割 (円)	6,300	6,300	6,300	6,500	6,200
	限度額 (円)	190,000	190,000	190,000	190,000	200,000

(2) 調定額の推移 (現年度)

(各年度決算による、単位：円)

項目		年度				
		30	元	2	3	4
医療分	一般	2,313,799,023	2,255,997,546	2,191,691,382	2,099,498,918	2,172,941,389
	退職	8,567,561	702,418	—	—	—
	小計	2,322,366,584	2,256,699,964	2,191,691,382	2,099,498,918	2,172,941,389
介護分	一般	277,481,735	270,578,695	261,818,220	268,911,150	281,785,350
	退職	2,827,385	249,265	—	—	—
	小計	280,309,120	270,827,960	261,818,220	268,911,150	281,785,350
後期分	一般	829,570,482	806,229,595	781,696,218	802,217,402	758,679,161
	退職	3,085,994	253,381	—	—	—
	小計	832,656,476	806,482,976	781,696,218	802,217,402	758,679,161
計		3,435,332,180	3,334,010,900	3,235,205,820	3,170,627,470	3,213,405,900

## (3) 世帯・被保険者当り調定額の推移 (現年度)

(単位：円)

項目		年度		30	元	2	3	4
		一般	退職					
医療分	1世帯	一般		92,110	91,157	89,555	86,211	91,941
		退職		108,450	58,535	—	—	—
	1人	一般		57,809	58,337	57,801	56,266	60,991
		退職		51,303	31,928	—	—	—
介護分	1世帯	一般		28,367	28,022	27,193	28,375	29,955
		退職		24,802	14,663	—	—	—
	1人	一般		24,106	23,896	23,318	24,471	25,907
		退職		20,638	13,848	—	—	—
後期分	1世帯	一般		33,024	32,706	31,941	32,941	32,101
		退職		39,063	21,115	—	—	—
	1人	一般		20,726	20,848	20,615	21,499	21,295
		退職		18,479	11,517	—	—	—
医療全体	1世帯		92,161	91,501	89,555	86,211	91,941	
	1人		57,782	58,323	57,801	56,266	60,991	
介護全体	1世帯		28,325	27,998	27,193	28,375	29,955	
	1人		24,065	23,880	23,318	24,471	25,907	
後期全体	1世帯		33,043	32,700	31,941	32,941	32,101	
	1人		20,717	20,843	20,615	21,499	21,295	

※ 世帯・被保険者は年度平均

区分

5 国民健康保険料の収納状況

所管係

国保料収納係

## 制度の状況

## (1) 収入率の推移 (現年度)

(各年度決算による、単位：%)

項目		年度		30	元	2	3	4
		一般	退職					
医療分	一般			94.73	93.85	95.46	96.51	96.39
	退職			96.57	99.66	—	—	—
	医療全体			94.74	93.85	95.46	96.51	96.39
介護分	一般			90.70	89.91	92.78	94.36	93.96
	退職			96.85	99.72	—	—	—
	介護全体			90.76	89.92	92.78	94.36	93.96
後期分	一般			94.17	93.69	95.35	96.27	95.96
	退職			96.58	99.67	—	—	—
	後期全体			94.18	93.69	95.35	96.27	95.96
全体分	一般			94.27	93.49	95.22	96.27	96.07
	退職			96.63	99.67	—	—	—
	全体			94.28	93.49	95.22	96.27	96.07

## (2) 世帯・被保険者当り収納額の推移 (現年度)

(単位：円)

項目		年度		30	元	2	3	4
		一般	退職					
医療分	1 世帯	一般		87,258	85,887	85,486	83,205	88,619
		退職		104,734	58,335	—	—	—
	1 人	一般		54,764	54,748	55,174	54,304	58,788
		退職		49,545	31,819	—	—	—
介護分	1 世帯	一般		25,729	25,196	25,231	26,775	28,147
		退職		24,021	14,621	—	—	—
	1 人	一般		21,864	21,486	21,635	23,091	24,343
		退職		19,989	13,809	—	—	—
後期分	1 世帯	一般		31,098	30,641	30,457	31,712	30,805
		退職		37,726	21,046	—	—	—
	1 人	一般		19,517	19,532	19,658	20,697	20,435
		退職		17,846	11,479	—	—	—
医療全体		1 世帯		87,312	85,874	85,486	83,205	88,619
		1 人		54,742	54,736	55,174	54,304	58,788
介護全体		1 世帯		25,709	25,177	25,231	26,775	28,147
		1 人		21,842	21,474	21,635	23,091	24,343
後期全体		1 世帯		31,119	30,636	30,457	31,712	30,805
		1 人		19,510	19,528	19,658	20,697	20,435

※ 世帯・被保険者は年度平均

## (3) 納付方法別比率 (世帯) の推移

(各年度決算による、単位：%)

項目		年度		30	元	2	3	4
		一般	退職					
口座振替				62.89	61.22	61.89	61.95	61.13
自主納付				32.80	33.99	33.05	33.17	33.88
※特別徴収				4.31	4.79	5.06	4.88	4.99

※ 国保の被保険者全員が 65 歳以上 75 歳未満の世帯について、一定の条件に該当する場合、保険料を世帯主の年金から天引きする。宇治市は平成 20 年 10 月より実施。



宇治市社会福祉協議会



## 性格及び目的

急速な高齢化・核家族化等の進行により福祉ニーズの増大とその多様化が顕著となりこれへの対応が緊急の課題となっている。また、児童、高齢者、障がい者等についても可能な限り地域社会の中で生活できる環境づくり等を推進していこうという考え方が強まっている。

こうした要求にこたえるため地域社会を基盤とする福祉サービスの総合的な取組みとして「地域福祉の推進」の中核的役割を担っている組織が市町村社会福祉協議会であり、宇治市社会福祉協議会も、市民ぐるみで民間の社会福祉について協議し、宇治市の福祉を推進している組織である。また、市民のみならず、宇治市やその他の福祉関係団体との連携を保ちながら、地域における社会福祉法人との連携・調整役としての役割に従事し、宇治市の福祉を民間の立場で効果的に運営していこうとするものである。

## 根拠法令等

◇社会福祉法 第109条

## 事業の目的

## I. 第4次宇治市地域福祉活動計画策定を通して今後の地域福祉活動支援を考える

## 事業の概要および現況

## (1) 第4次宇治市地域福祉活動計画の策定及び宇治市地域福祉計画策定への参画

令和3年度の策定委員会や、令和2年度のアンケート調査、また令和2年3月からの特例貸付の様子、令和4年度の物価高騰対策緊急生活支援事業の内容から計画をまとめ、推進する。

## 事業の目的

## II. 住民参加による地域福祉推進を行い、福祉活動に関わる参加者層を広げる

## 事業の概要および現況

## (1) 学区福祉委員会活動の支援 (全21学区、平成29年度以前は全22学区)

## ① 各学区福祉委員会の主な事業への支援

補助金名	補助内容
学区福祉委員会等事業費補助金	・事業費補助金 A 区分：3 事業実施分（150,000 円）を補助。 ・事業費補助金 B 区分：1 事業実施分（25,000 円）を補助。

## ② 一人暮らし高齢者などの会食・配食活動の支援

補助金名	補助内容
一人暮らし高齢者等給食サービス事業補助金	一人暮らし高齢者等への給食サービス事業実施の福祉委員会に対し、1食あたり350円を材料費の一部として補助。

③ 一人暮らし高齢者などの見守り、声かけ活動の支援

事業名	補助内容
一人暮らし高齢者等訪問事業補助金	一人暮らし高齢者等に対して、月1回以上の訪問活動、生活支援を実施している福祉委員会について、訪問時に配布する記念品等に要する経費として対象者一人あたり年間1,000円を上限に補助。

④ 学区福祉委員会補助金交付状況

(単位：円)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
事業費	3,150,000	3,150,000	1,783,397	1,867,912	2,323,770
給食サービス事業	2,900,100	2,775,150	1,595,300	1,919,050	2,412,200
訪問活動事業	1,765,000	1,764,000	1,669,000	1,688,000	1,699,838
合計	7,815,100	7,689,150	5,047,697	5,474,962	6,435,808

⑤ 歳末たすけあい「ふれあい事業」補助金交付について

70歳以上の一人暮らし世帯等を対象にした声かけ活動に際し、見舞品やお弁当など、一人当たり上限1,000円まで(上限150人分)または、1学区福祉委員会上限130,000円(住民交流事業の場合)を補助。その他、会食会、世代交流事業も補助の対象とした。

補助金交付状況

(単位：円)

年度	30	元	2	3	4
補助金額	2,343,870	2,375,893	1,784,998	1,858,385	2,185,867

(2) 木幡学区内の住民交流拠点づくりと社協出張相談の場の検討

令和3年度に引き続き、木幡学区福祉委員会解散後の取組みとして、木幡地域の“いま”や“思い”を語り合い、共有し、学び合う懇談会を毎月18日に定例で開催した。

また、木幡学区内の住民誰でもが立ち寄り、交流や情報交換を行い、志を同じとする人同士で新たな動きや活動を生み出していききっかけづくりとなる交流拠点(居場所)の開設を第4土曜日に定め、実施した。

定例会(開催日、参加者数：事務局除く)

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| ① 令和4年4月18日(月) 7名  | ② 令和4年5月18日(水) 9名  |
| ③ 令和4年6月18日(土) 8名  | ④ 令和4年7月18日(月) 8名  |
| ⑤ 令和4年8月18日(木) 7名  | ⑥ 令和4年9月18日(日) 8名  |
| ⑦ 令和4年10月18日(火) 7名 | ⑧ 令和4年11月18日(金) 9名 |
| ⑨ 令和4年12月18日(日) 9名 | ⑩ 令和5年1月18日(水) 6名  |
| ⑪ 令和4年2月18日(土) 7名  | ⑫ 令和5年3月18日(土) 7名  |

居場所(開催日、参加者数)

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| ① 令和4年4月23日(土) 18名  | ② 令和4年5月28日(土) 10名  |
| ③ 令和4年6月25日(土) 8名   | ④ 令和4年7月23日(土) 19名  |
| ⑤ 令和4年8月27日(土) 47名  | ⑥ 令和4年9月24日(土) 23名  |
| ⑦ 令和4年10月22日(土) 23名 | ⑧ 令和4年11月26日(土) 24名 |
| ⑨ 令和4年12月24日(土) 46名 | ⑩ 令和5年2月25日(土) 44名  |
| ⑪ 令和5年3月25日(土) 28名  | ※1月は積雪予報のため中止       |

### (3) 住民主体活動への支援・協働

高齢者のみならず、小地域の地域住民による見守り活動に対して、京都府社会福祉協議会の助成金「地域ひとつなぎ事業」での財政面の支援を行った。

助成金交付状況

年度 区分	30	元	2	3	4
団体数(団体)	25	22	25	24	21
助成金額(円)	592,200	541,500	660,000	640,000	510,000

### (4) 学区福祉委員会連絡協議会への支援

学区福祉委員会連絡協議会の事務局として、代表者会議(年2回)の運営、事業支援、及び運営費助成を行った。

#### ① 学区福祉委員会募集強化月間

令和5年2月1日～3月31日

市政だより3月15日号掲載、社協だより3月15日号掲載、各学区独自の広報誌の作成、ポスター掲示物の配布、FMうじへの出演  
新規加入43名、退会102名

#### ② きょうと地域福祉活動実践交流会の開催への参画

実施日 令和5年1月21日(土) 13:00～16:15

実施場所 宇治市産業会館(オンラインでの参加)

【主催者実施場所】精華町地域福祉センターかしのき苑

実施目的 京都府内の地域福祉活動の実践を共有し、今後の活動に活かしていく

参加者 12学区25名、事務局4名 計29名

内容 お茶の京都から元気発信～さあ!コロナ禍から新しい活動へ～

【講演】 講師:酒井 保 氏(ご近所福祉クリエイター)

【実践報告・パネルディスカッション】

・山城小助け隊(おたすけたい)アッピー(木津川市)

・株式会社 花駒(精華町)

・わかみなチャンネル(笠置町・和束町・南山城村)

コーディネーター:酒井 保 氏(ご近所福祉クリエイター)

【グループワーク】 まとめ:酒井 保 氏(ご近所福祉クリエイター)

【説明】 京都府内における重層的支援体制整備事業について

山下 憲昭 氏(京都府重層的支援体制構築アドバイザー)

### (5) ふれあいサロン事業促進

#### ① ふれあいサロン活動費の助成と活動の支援

身近な地域での孤立を防ぎ、日々の支え合いの仲間づくりを進める目的で月1回以上開催しているグループを支援している。助成金を必要とするサロンは平成30年度からは宇治市共同募金委員会が募集・審査・助成を行っている。

新規立ち上げを検討する地域住民に対し、サロン運営経験者との情報交換の場を提供し、サロン活動を広げるとともに、既存のサロンに対しても情報提供や研修会の開催などの支援を行った。

サロンの登録の推移

(単位:件)

年度 区分	30	元	2	3	4
登録のみのサロン	7	8	8	15	9
助成金申請サロン	107	102	96	88	81
合計	114	110	104	103	90

② サロン研修会の開催

令和4年度は、担い手自身が楽しく健康維持増進に取り組み、年を重ねても身近な地域での活動を継続してもらうことを目的として研修会を実施した。人間の最も基本的な日常動作のひとつである「歩くこと」について、専門的な視点からの講演・演習を通して、歩くことの効能や大切さを学んだ。(介護予防普及啓発事業「地域参加型B型リハビリ」事業の研修会と合同で実施)

(単位：人)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
参加者	22	53	19	34	37

※ 呼びかけ先は一般市民へも広げて実施。

③ サロン活動者懇談会「Salon for salon」の実施

市内のふれあいサロンのネットワークづくりを目的に、ふれあいサロン活動者同士が主体的に日頃の思いや悩み、課題等を共有できる場の一つとして、趣旨に賛同したサロン活動者による懇談会を実施した。懇談会の名称「Salon for salon」は、令和4年8月に参加者で決定した。

Salon for salon (開催日、参加者数及び参加サロン数)

- ①令和4年4月19日 (火) 7名 (6サロン)    ②令和4年6月28日 (火) 8名 (7サロン)
- ③令和4年8月30日 (火) 8名 (7サロン)    ④令和4年10月25日 (火) 6名 (6サロン)
- ⑤令和4年12月13日 (火) 5名 (4サロン)    ⑥令和5年2月14日 (火) 8名 (7サロン)

④ オンラインサロンの開催

コロナ禍を機に、一同に集まらなくても、気軽にふれあいサロンや身近な関心事の情報交換ができるオンラインによる交流の機会を設けた。月1回の開催、各回4~5名の参加があった。

(6) 宇治ボランティア活動センターへの支援

宇治ボランティア活動センターでは、毎月役員会と運営委員会を定例開催しており、当会事務局からも職員が1名、運営委員として運営に参加し、運営委員間の連絡調整等に協力した。

① 事業内容

- 情報紙「パートナー」発行 (奇数月)
- ボランティアマッチングサロンの実施
- 「はじめよう！セカンドライフ」の実施
- 健康長寿サポーターステップアップ講座への協力
- 運営委員研修の実施
- バリアフリー上映会
- ボランティアフェスティバル&おもいの駅伝
- 宇治市災害ボランティアセンターへの参画
- 生活応援隊活動の実施
- 京都文教大学ボランティア演習による学生受入れ (春・秋)
- 団体・個人登録者会館清掃交流
- 赤い羽根共同募金への協力
- 宇治市身体障害者協会主催のボッチャ大会への協力
- 宇治青年会議所 (JC) 主催のワンリンクフェスタへの協力
- 令和4年度 健康長寿フェス2022への出店
- SDGs 清掃活動ボランティアの実施

② ボランティア相談件数の推移

(単位：件)

年度	30	元	2	3	4
相談件数	200	189	227	178	235

※ ボランティア活動センター担当職員によるボランティア相談件数をカウント

### (7) 宇治市災害ボランティアセンターの運営（平常時）

災害に対して円滑な災害ボランティア活動を行い復旧に努めると共に平常時における防災、減災、災害ボランティア活動への意識向上を推進に努めている。構成団体数：76（正会員）。

#### 事業内容

- 総会
- 運営委員会（年3回）の開催
- 広報、普及啓発活動：随時
- 運営委員研修1回
- 全体研修会1回
- 京都府災害ボランティアセンターへの協力：年10回

### (8) 在宅高齢者介護者リフレッシュ事業の実施

宇治市の委託を受けて実施。要介護や要支援の認定を受けている人を在宅で介護している家族等を対象とし、介護者のリフレッシュを目的とした当事者交流事業を開催した。交流会およびレクリエーションを企画し、実施した。

参加者数

（単位：人）

年度 区分	30	元	2	3	4
介護者交流1	(交) 9	(レ) 12	(レ) 未実施	(交) 中止 (交) 中止	(交) 9
介護者交流2	(レ) 6	(レ) 13	(交) 中止	(交) 中止	(交) 午前 14 午後 6
介護者交流3	(レ) 23	(交) 6	(レ) 11	(レ) 20	(レ) 7
介護者交流4	(レ) 21	(レ) 10	(交) 6	(レ) 10	(レ) 18
介護者交流5	(レ) 8	(レ) 9	(レ) 10	(交) 12	(交) 17
介護者交流6	(交) 10	(交) 6	(交) 7	(交) 8	(レ) 6

※ 花束贈呈については、平成29年度より宇治市直営で実施

※ (交)は交流会、(レ)はレクリエーション

※ 令和3年度の介護者交流1は、2回実施（1回目は緊急事態宣言を受け中止、2回目は応募者が規程を下回り中止）

※ 令和4年度の介護者交流2は、同日2回開催

### (9) 生活支援体制整備事業の実施

宇治市の委託を受けて実施。地域における高齢者の生活支援体制の整備を推進するために、生活支援コーディネーター業務及び協議体（「宇治市地域の支え合い仕組みづくり会議」）を設置。事業実施に当たっては、第1層協議体戦略会議、生活支援体制整備事業事務局会議において宇治市、宇治市福祉サービス公社と情報共有と協議を行っている。

#### ① 生活支援コーディネーターの設置

第1層 3名（他に福祉サービス公社2名）

第2層 2名（第1層と兼務）

#### ② 会議

事務局会議7回、戦略会議4回

#### ③ 宇治市地域の支え合い仕組みづくり会議（開催日、場所、参加者（関係者含む））

第1層：ア 令和4年7月22日（金） 宇治市総合福祉会館 36名

イ 令和5年3月10日（金） 宇治市総合福祉会館 42名

第2層：各地域での懇談会の実施

紫ヶ丘地域（12回）、グリーンタウン槇島地域（11回）、木幡北畠地域（9回）、木幡区（11回）、府営西大久保団地地域（1回）

④ その他

小地域包括ケア会議への参加：7回  
 自立支援型ケア会議への参加：9回  
 勉強会の実施：6回  
 研修会への参加：12回

(10) 一般介護予防事業 介護予防普及啓発事業「B型リハビリ教室」の実施

宇治市からの委託事業。地域の住民同士が共に、体操、レクリエーションのプログラムを通じて、介護予防を進めるための教室を開催している。より多くの市民の方に利用していただき、また、活動を支えるボランティアとして参加いただけるように、啓発活動を行った。

① 開催回数と利用者・ボランティア延数

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
開催回数(回)	817	742	609	576	792
利用者延人数(人)	6,271	5,259	3,163	2,931	3,921
ボランティア延人数(人)	9,935	8,774	5,426	5,411	7,766

② ボランティア研修会

(単位：人)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
1回目 参加者数	54	57	26	34	28
2回目 参加者数	55	53	15	24	29
3回目 参加者数	40	35	24	21	15
4回目 参加者数	22	53	19	29	13
5回目 参加者数	—	—	—	—	37
6回目 参加者数	—	—	—	—	37

(11) 宇治福祉まつり検討委員会の開催

令和3年度の会合で、令和5年度以降形を変えて取り組むことを確認していたが、会合が持てず、結論が出ていない。他の会合等で委員に会う際に確認すると、これまでの福祉まつりにとらわれない形や、コロナ収束を見据えた取組みイメージなど、多様な意見を聞いた。いずれも、従来の福祉まつりではないイノベーションが求められており、令和5年度に新たな形の提案を考える。

宇治福祉まつり参加団体数

参加団体(団体)	区分 \ 年度	30	元	2	3	4
	福祉の店	34	37	/	/	/
ステージ発表	14	13				
展示コーナー	23	26				
相談コーナー	24	22				
子ども広場	6	6				
スタンプラリー	9	8				
オープニング※	20	21				

※ オープニングは30秒アピールを行った団体数をカウント。



## (12) 京都文教大学との連携によるボランティア活動の促進（京都文教大学委託事業）

平成 23 年度より京都文教大学から「ボランティア演習」科目の業務委託を受け、大学生のボランティア活動のきっかけづくりを始めた。

春学期、秋学期ともに市内各所の施設・団体等の協力を得ながら実習受入れの調整を行った。

### 履修生の推移

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
春学期（人）	10	12	中止	17	15
秋学期（人）	14	3	5	9	18
合計	24	15	5	26	33

## (13) 中学生と赤ちゃんのふれあい交流事業

おむね首が座った頃からよちよち歩きが始まる頃までの赤ちゃんとお母さんが「赤ちゃんボランティア」として中学校を訪れ、3 年生と交流をはかる事業。中学生の質問に答えながら命の大切さについて伝えていると同時に親子の社会参加の機会にもつながっている。本会ではボランティア募集、調整、当日サポート、実施後のフォローを行っている（年により、インフルエンザの流行等で中止になっている学校あり）。

コロナ禍での開催について、各中学校の判断により令和 4 年度も開催見合わせとなった。令和 3 年度に引き続き、赤ちゃん交流事業に参加できなかった 3 年生に対して、NPO 法人子育てを楽しむ会の事業に参加されている方や子育て事業を行っているスタッフからの卒業を祝う一言メッセージを集めたお祝いボードを贈呈した。

### ① 「赤ちゃんボランティア」協力者数

年度	30	元	2	3	4
組数（組）	287	313	中止	中止	中止
実施校（校）	東宇治、宇治、 黄檗、南宇治 計 4 校	東宇治、宇治、 檜島、黄檗 計 4 校	中止	中止	中止

※ 延べ赤ちゃんボランティア数

## (14) 宇治福祉のつどいの開催

地域福祉活動に長年ご尽力いただいた個人や団体に対して、当会会長表彰及び感謝状を贈呈した。

令和 4 年度は、表彰式典とパネルディスカッションの 2 部制で、令和 4 年 11 月 2 日（水）にパルティール京都にて開催した。地域福祉活動に長年ご尽力いただいた個人や団体に対して、市内の福祉関係者が集い、その功績を称える場となった。第 2 部では、当会の創立 70 周年を記念して、「未来へ続く宇治らしいつながり」をテーマにパネルディスカッションを行った。

### 参加者数

(単位：人)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
来賓	34	38	0	7	8
被表彰者	88	48	69	48	30
一般来場者・スタッフ	195	206	0	44	130
合計	317	292	69	99	168

※ 被表彰者数は当日欠席者含む。来賓・一般来場者・スタッフは当日の実参加者数。

**(15) 子育て世代への働きかけと地域福祉活動へのきっかけづくり**

NPO 法人と連携して、1 歳になるまでの子どもを持つ親同士の仲間づくりや情報交換の場として、「赤ちゃんサロン」・「赤ちゃん広場」・「赤ちゃんパーク」をそれぞれ年 10 回実施した。参加者の気持ちをほぐすプログラムの後、交流を促すフリートークの時間を設けるほか、小グループでのおしゃべりタイムを設けるなど、参加者が交流しやすくなるような工夫をしている。

また、子育て中の親の悩みに応じた当事者同士の出会い、相談の場として「おしゃべりキャッチボール」をテーマごと（①子どもの発達に不安や悩みのある親 ②多胎児を育てる親）に年 4～5 回実施した。

① 年間延べ参加者数の推移 (単位：延べ組数)

区分	年度	30	元	2	3	4
赤ちゃんサロン（妊婦～生後 4 か月）		89	70	47	42	45
赤ちゃん広場（生後 5 か月～8 か月）		165	104	88	49	88
赤ちゃんパーク（生後 9 か月～12 か月）		168	95	97	53	85
おしゃべりキャッチボール（人）		57	73	64	86	46

② 子育てサークルなどへの情報提供および広報

総合福祉会館に常設している子育て情報コーナーで各種情報の発信の場を提供した。

**(16) 宇治市老人福祉センターサークル協議会への支援**

宇治市老人福祉センターサークル協議会（USK）の運営支援を通じ、高齢者の生きがいをづくりと社会参加の機会の提供を行った。

① 事業内容

- 令和 4 年 9 月 30 日 シルバーウエルネス舞台発表大会（宇治市文化センター小ホール）
- 令和 4 年 10 月 8 日、9 日 シルバーウエルネス展示発表大会（宇治市総合福祉会館）
- クリーン運動 宇治市総合福祉会館内及び会館前広場の清掃
- 管外研修 2 回（歴史健康ウォーク）

② 老人福祉センターサークル数の推移

区分	年度	30	元	2	3	4
サークル数（サークル）		22	20	20	17	17
登録人数（人）		420	392	384	331	285

**(17) 身体障害者デイサービス事業（作業型）の実施**

身体に障がいがある方の自立と社会参加促進を目指し、地域生活支援事業として卓球バレーや手づくりなど 7 教室を開催した。令和 4 年度は、感染症対策を講じた上で、すべての教室を実施した。

事業実施状況

区分	年度	30	元	2	3	4
延利用者数（人）		564	516	427	355	524
教室回数（回）		137	112	90	79	118

### (18) 身体障害者移動支援事業の実施

車いす利用者の外出支援を目的に、移動支援サービス事業としてガイドヘルパーの派遣を行った。令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止による規制や自粛により、必要最小限の支援にとどまった。令和4年度では、規制や自粛が緩和され外出の機会が増えたことに反し、コロナ禍での体力低下や体調悪化が改善されない高齢の利用者への外出支援は減少し、利用者も減少した。

平成18年10月の開所以来、宇治市内の車いす利用者を対象にガイドヘルパーの派遣を行い、多くの方に利用いただいたが、近年の利用者の減少や当事業所の体制の変化により事業継続が困難になり、令和4年度末で閉所することとなった。

事業実施状況

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
ヘルパー登録者数(人)	9	8	8	6	4
利用登録者数(人)	13	11	10	11	6
調整件数(件)	230	190	120	101	46
派遣実施数(件)	204	165	103	81	38

※ ヘルパー登録者数は、平成30年度から実際に稼働したヘルパー数に変更

### (19) 福祉活動拠点の整備と活用

令和2年度に丸紅基金社会福祉助成金の交付を受け改修を行い、令和3年8月31日より「地域福祉活動拠点(コミュニティスペース)」として運用を始めた。

原則、年末年始祝日を除く平日の9時から17時(夜間:要相談)を利用時間とし、会議・コーキング・イベント・研修・情報発信・交流・相談などの目的での貸室を行っている。利用料は、午前・午後・夜間の区分ごとに1回500円。延べ17回(通算44回)、3グループの利用があった。当事者家族会の定例会議や相談、仕事の作業スペースのほか、大学生など若者の企画交流の場などにも役立てられている。

#### 事業の目的

### Ⅲ. 各種相談から生活課題を把握し解決を図ります

#### 事業の概要および現況

#### (1) 各種相談事業の実施

市民のさまざまな困りごと悩みごとを、気軽に持ち込める相談窓口として、「ふれあい福祉センター」を設置し、一人ひとりが自分の悩みを解決できるよう、各種相談事業を実施した。法律相談については、相談者数を平成30年度から1日10名上限から8名上限へ変更した。

ふれあい福祉センター相談実施状況と推移

(単位:件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
福祉なんでも相談	98	258	157	275	326
法律相談	359	363	332	390	361
登記相談	139	105	97	106	130
年金・社会保険相談	4	7	6	9	5
多重債務相談	24	17	13	13	19
成年後見相談	9	11	3	13	14
合計	633	761	608	806	855

(2) 各種資金貸付等の実施

① 生活福祉資金に関する貸付相談・資金貸付

生活福祉資金は、低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対して、暮らしていく上で一時的に資金が必要になった場合、当該世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活が営めるようにすることを目的に低利で資金を貸し付けた。

(単位：件 [千円])

区分		年度				
		30	元	2	3	4
総合支援資金	生活支援費	0	0	1 [420]	0	0
	生活支援費 (増額)	0	0	0	0	0
	一時生活再建費	0	0	0	0	0
	住宅入居費	0	0	0	0	0
臨時特例つなぎ資金		0	0	0	0	0
福祉資金	生業	15 [10,859]	10 [1,845]	2 [260]	13 [4,413]	6 [1,573]
	技能習得	—	—			
	療養・介護等	—	—			
	住宅	—	—			
	一般福祉	—	—			
	緊急小口	2 [183]	3 [300]	3 [300]	0	5 [431]
教育支援資金	教育支援	61 [32,033]	45 [15,601]	24 [8,932]	42 [16,005]	37 [14,021]
	就学支度	54 [19,795]	38 [14,357]	22 [9,114]	39 [15,357]	37 [14,704]
不動産担保型生活支援資金		1 [11,844]	0	0	0	0
合計		132 [74,714]	96 [32,103]	52 [19,026]	94 [35,775]	85 [30,729]

② 生活福祉資金特例貸付に関する貸付相談・資金貸付

令和2年3月25日から始まった新型コロナウイルス感染症の影響による特例貸付は、令和4年9月末で受付終了となり、令和5年1月より返済が始まる借受人から償還免除や償還猶予申請の相談が多く寄せられた。特例貸付終了後も生活資金の借入を希望する相談は多く、市の自立相談支援機関と連携を図った。

(単位：件 [千円])

資金種別	年度				
	30	元	2※1	3※2	4
緊急小口資金			1,381 [271,900]	554 [109,360]	120 [23,650]
総合支援資金			1,008 [553,760]	581 [322,390]	105 [56,850]
総合支援資金(延長)			751 [411,650]	203 [114,550]	0
総合支援資金(再貸付)			231 [128,250]	985 [545,350]	1 [600]
合計			3,371 [1,365,560]	2,323 [1,091,650]	226 [81,100]

※1,2 令和2,3年度の実績報告の訂正

過去実績との差異は、京都府社会福祉協議会から送付された決定通知書の重複や漏れに起因する入力誤り、決定後の送金停止事案、転出入による申請方法・窓口が異なったことによる集計違いが主な要因。令和5年3月28日より「京都府市町村連携システム」の運用を開始し、市町村で貸付決定件数を閲覧できるようになり、検算が可能となり訂正。

③ くらしの資金に関する貸付相談・資金貸付

※ 宇治市からの受託事業。詳細は、「くらしの資金貸付事業（委託）（地域福祉課）」を参照。

ア 資金貸付状況

(単位：件 [千円])

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
夏期貸付件数 (貸付金額)	8	6 [600]	14 [1,400]	15 [1,500]	15 [1,500]
冬期貸付件数 (貸付金額)	14 [1,350]	9 [880]	23 [2,250]	13 [1,300]	25 [2,450]
合計貸付件数 (貸付金額)	22 [2,080]	15 [1,480]	37 [3,650]	28 [2,800]	40 [3,950]

イ 資金貸付事由

(単位：件)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
生活費	20	13	35	24	34
医療費	0	2	1	3	4
借金返済	0	0	0	0	0
失業	0	0	0	1	1
交通事故	0	0	0	0	1
養育	0	0	0	0	0
その他	2	0	1	0	0

④ 物価高騰対策緊急生活支援事業の実施

物価高騰や長期化するコロナ禍の影響による生活困窮世帯に対して、食料・生活必需品等物資を希望者 590 件へ配布した。その機会を通じて、生活困窮者の状況を把握し、必要な支援につなげることを目的として、生活実態アンケートを実施したところ、物資を届けた世帯の約 9 割はコロナ前の生活に戻れず、依然として生活苦を訴えていた。アンケートの回答に基づき、必要な情報を提供する等、約 50 件フォローした。中には、医療受診を差し控える傾向にある困窮世帯もあり、低額診療の情報を提供した。

(3) 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の実施

福祉サービスの利用方法や日常生活上の手続きの援助、金銭管理などをすることが一人では不安な高齢者・障がいのある方に、生活支援員が定期的に訪問し援助を行った。一方、体制の問題から、事業利用の相談があっても、実際の利用（契約）に至らず契約待ちとなったケースが 14 件あった。

① 契約者数・終了・解約者数

(単位：人 カッコ内は生活保護受給者数)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
新規契約者数	13 (5)	12 (6)	23 (7)	22 (11)	10 (2)
終了・解約者数	14 (10)	9 (7)	9 (3)	13 (6)	12 (4)
年度末利用者実数	43 (18)	46 (17)	60 (20)	68 (25)	66 (20)

② 相談調整等の件数の推移

相談・連絡調整活動の実施状況

(単位：回)

	認知症 高齢者等	知的 障がい者等	精神 障がい者等	その他	合計
平成 30 年度	297	270	1,965	7	2,539
令和元年度	825	477	2,600	4	3,906
令和 2 年度	1,379	709	2,866	43	4,997
令和 3 年度	1,964	1,164	2,679	46	5,853
令和 4 年度	1,447	980	3,073	79	5,579

③ 支援員交流会の開催

生活支援員の研修と相互交流を図るための「お茶会」(交流会)は、コロナ禍により中止とした。

④ 山城北中部広域社協合同講座の実施

山城北中部の 7 市町社協(宇治市・城陽市・久御山町・八幡市・京田辺市・井手町・宇治田原町)と京都府社協との協働にて、視察研修及び生活支援員向けの講座と意見交換会を行っている。今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため講座等の開催はせず、各市町村社協で啓発に利用できる動画を作成した。

合同会議：令和 4 年 5 月 25 日(水)・6 月 30 日(木)・8 月 5 日(金)・9 月 1 日(木)・  
10 月 7 日(金)・11 月 14 日(月)・令和 4 年 1 月 10 日(火)欠席・  
2 月 14 日(火)欠席・3 月 15 日(水)欠席  
宇治市総合福祉会館 (Zoom にて参加)

(4) 宇治市共同募金委員会の助成相談、団体への活動支援

本会に寄せられた情報、相談から、各種団体とのつなぎを行った。

当事者団体や、当事者の声、意見を聞き、課題解決のために活動をしている団体へ宇治市共同募金委員会と連携協働して支援をした。

共同募金配分事業

赤い羽根コラボ助成金

年度	30	元	2	3	4
区分					
助成団体数(団体)	41	42	38	36	35
助成事業数(事業)	83	90	79	75	75
助成決定額(円)	3,481,000	3,448,000	2,229,050	2,558,830	2,515,000

※ 平成 29 年度まで宇治市社会福祉協議会が募集・審査・助成を行っていた。

(5) 地域つながり活動支援事業の実施

宇治市福祉未来基金を財源にした補助を受け、地域共生社会推進事業を実施した。当事者の声に寄り添うことを念頭に、ひきこもり当事者、当事者家族、支援団体との現状の聞き取りを行った。また、財政面の支援としては、「公募型地域福祉活動支援助成金」を「地域つながり活動支援事業助成金」へ名称変更し、①子どもの貧困、②ひきこもり、③地域福祉活動の担い手確保を対象とする事業に対して、6 団体に計 517,000 円の助成金を交付した。

また、地域活動等に関心のある大学生のおしゃべりの場「yooSely rabbits (ゆーずりーらびっと)」を年間 16 回実施した。参加する学生に対して、ボランティア活動の参加やイベントの企画運営についてのサポート、情報提供等を行った。

**(6) 学習支援事業 ～うじピヨンの学び舎～ の実施**

平成 29 年度 7 月より、中学校 1 年生から 3 年生の宇治市が適当と認めた生徒を対象に、原則週 2 回の学習支援を実施した。主に大学生の学習支援員を募集し、実施している。  
実施状況の推移

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
開催回数 (回)	100	95	92	84	108
生徒人数 (延べ数) (人)	830	712	653	824	947
学習支援員 (延べ数) (人)	402	327	319	363	542

**(7) 一人親家庭の新入学児童や交通遺児に対するの激励金の給付**

① 新入学児童への祝い金の贈呈

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
金額 (円)	60,000	65,000	85,000	45,000	45,000
人数 (人)	12	13	17	9	9

② 交通遺児への見舞金の贈呈

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
金額 (円)	0	0	0	0	0
人数 (人)	0	0	0	0	0

事業の目的

**IV. 法人運営の強化と財源づくりの強化に努めます**

事業の概要および現況

**(1) 市社協の組織運営**

法人を運営していくために、理事会、評議員会の他、正副会長会 (年 7 回)、監査 (年 1 回)、評議員選任・解任委員会 (年 2 回) を適時開催した。

理事会・評議員会 開催状況 (単位: 回)

区分 \ 年度	30	元	2	3	4
理事会	8	6	4	6	4
評議員会	3	3	3	5	2

## (2) 会員募集の増強

法人の運営、事業の推進を図る財源確保のために会員募集を、学区福祉委員会、町内会・自治会の協力を得て行った。

年度 区分	30	元	2	3	4
住民会費	8,724,500	8,537,000	8,450,500	7,419,500	7,253,000
賛助会費	150,572	210,667	104,644	99,300	108,345
事業所会費	948,500	888,000	301,000	401,000	219,000
団体会費	534,901	544,600	399,908	455,700	421,610
施設会費	308,000	306,000	306,000	215,000	200,000
特別賛助会費	784,900	549,500	458,000	455,450	411,500
寄付金	1,539,775	1,422,592	1,225,064	1,425,170	1,350,153
合計	12,991,148	12,458,359	11,245,116	10,471,120	9,963,608

## (3) 宇治市共同募金委員会の運営と赤い羽根共同募金運動、歳末助け合い募金運動への参画

宇治市共同募金委員会の事務局として、運営委員会（2回開催：オンライン併用）を開催し、募金運動について協議した。

令和4年度は、2年振りに街頭募金運動を実施した。参加協力団体はコロナ禍前の約半数だったが、参加団体からは街頭募金再開への喜びの声があった。

また、集められた募金配分の透明性を図るために、配分内容を審査する審査委員会（2回）を開催した。

### ① 共同募金運動の取組み実績（内訳） (単位：円)

年度 区分	30	元	2	3	4
戸別募金	7,594,790	7,451,990	7,102,267	6,861,878	6,592,103
グループ募金	1,779,794	1,898,192	1,658,814	1,513,667	928,227
街頭募金	265,064	260,286	16,220	19,366	191,247
資材募金	786,500	731,000	736,000	679,500	483,500
学校募金	89,083	142,142	49,889	68,056	59,129
個人募金	86,214	122,014	116,173	58,626	180,423
その他	75,982	187,954	118,522	112,687	150,765
合計	10,677,427	10,793,578	9,797,885	9,313,780	8,585,394

※ その他には、京都府共同募金会扱いの募金や繰越金を含む。

### ② 歳末たすけあい募金運動の取組み実績（内訳） (単位：円)

年度 区分	30	元	2	3	4
戸別募金	7,374,123	7,214,135	6,734,784	6,116,531	5,340,627
その他	538,004	194,328	120,800	574,035	609,980
合計	7,912,127	7,408,463	6,855,584	6,690,566	5,950,607

### ③ 募金の配分

宇治市社会福祉協議会への配分（広報紙作成、福祉まつり、子育て事業他）の他、赤い羽根コラボ助成、Hot! ふれあいサロン助成を通じて、福祉団体・サークル等の活動支援を行った。



**(4) 1㎡のできる社会貢献（自動販売機設置事業）の推進**

企業の社会貢献を進める観点から法人や事業所等のご理解を得ながら、飲料用自動販売機の設置を進め、その収益を地域福祉活動・ボランティア活動の拡充に活用した。

年度	30	元	2	3	4
設置台数（単位：台）	23	20	20	20	19
収益実績額（単位：円）	2,058,687	2,224,797	2,175,749	1,997,787	1,942,676

**(5) 寄付金の受け入れと「ふれあい基金」「ボランティア基金」「災害時支援活動準備金」の適正運用**

皆さんからの寄付の受け入れ及び「ふれあい基金」「ボランティア基金」の運用による財源確保に努めた。

① ふれあい基金

(単位：円)

年度 区分	30	元	2	3	4
寄附件数（件）	15	15	28	10	17
寄附金額	903,303	494,498	510,243	639,862	1,399,595
基金積立額	2,010,298	1,993,936	1,609,312	1,739,862	2,499,595
基金取り崩し額	0	0	0	0	0
年度末基金保有額	196,974,993	198,968,929	200,578,241	202,318,103	204,817,698
運用益	889,163	703,807	561,506	597,280	597,280

※ 基金保有額のうち、50,000,000円は宇治市からの補助。

② ボランティア基金

(単位：円)

年度 区分	30	元	2	3	4
年度末基金保有額	121,788,928	121,788,928	121,788,928	121,788,928	121,788,928
運用益	319,042	274,670	266,814	272,304	264,637

※ 基金保有額のうち、50,000,000円は宇治市からの補助。

**(6) 多角的な広報の展開**

多角的な広報活動として下記の通り取り組んだ。

- ① SNS (Twitter、facebook) の活用
- ② ホームページの運用
- ③ 洛タイ新報との連携による新聞を活用した広報「月イチ・うじピョンの<sup>まるまる</sup>○○な話」の掲載
- ④ 広報紙「社協だより」の発行（年3回発行）

**(7) 宇治市総合福祉会館の管理運営（指定管理）**

宇治市総合福祉会館（身体障害者福祉センター、老人福祉センター、福祉センター）は、市の地域福祉推進の拠点施設として、多くの市民や団体に利用されている。（利用状況は別掲）

組織・機構

会 員	住民会員	(会費 1口 : 500円)
	賛助会員	(同上 1口 : 500円)
	特別賛助会員	(同上 1口 : 10,000円)
	事業所会員	(会費 1口 : 3,000円)
	団体会員	(同上 1口 : 3,000円)
	施設会員	(同上 1口 : 5,000円)

評 議 員	1号	(住民代表機関・団体)	14名
	2号	(福祉専門機関・団体)	8名
	3号	(当事者団体)	8名
	4号	(関連分野機関・団体)	6名
	38名	5号	(知識経験者)

京都府共同募金会  
宇治市共同募金委員会  
会長 宇治市長

理 事  15名	会長	1名
	副会長	3名
	常務理事	1名
	理事	10名

監事 2名

事務局

総務係

業務係

# 資 料

- ◎ 我が国の福祉制度の変遷について
- ◎ 決算の推移
- ◎ 福祉施設等一覧



# 我が国の福祉制度の変遷について

## 【1】日本の社会保障・社会福祉の考え方の基本

### ・憲法第25条

第1項…すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

⇒国民の生存権保障

(救貧規定)

第2項…国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない

⇒生存権確保のための国の責務

(防貧規定・第1項の補充的規定)

### 社会保障制度の基本理念

1950年(S.25)「社会保障制度に関する勧告」(総理府の附属機関「社会保障制度審議会」)

### 社会保障制度の定義

疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法または直接公の負担において経済的保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生および社会福祉の向上を図り、もって、すべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること

### 社会保障制度の基本的指針

### 今日の社会保障制度

憲法の記述よりさらに広い意味で、①公的扶助、②社会福祉、③社会保険、④公衆衛生及び⑤医療・老人保健の5つの部門から成り立ち、広義には恩給と戦争犠牲者援護を含めたものとされており、この広義の解釈が、我が国における社会保障制度の基本的指針となっている。

## 【2】戦後の社会保障制度の変遷

### (1) 戦後の緊急援護と基盤整備(昭和20年代・1945年～)

1945年(S.20)8月 敗戦

- ・戦争被災者、引揚者や失業者などを中心とした生活困窮者対策としての生活援護(救貧)施策
- ・劣悪な食料事情や衛生環境に対応した栄養改善と伝染病予防

1946年(S.21)「生活保護法」の制定

- ・3原則に基づく公的扶助制度の確立
- ・不完全ながらも①国家責任の原則、②無差別平等の原則及び③最低生活保障の原則

1946年(S.21)「日本国憲法」の公布

- ・憲法の理念に基づき、各分野における施策展開の基礎となる基本法の制定や体制整備

1947年(S.22)「児童福祉法」の制定

1948年(S.23)「民生委員法」の制定

1949年(S.24)「身体障害者福祉法」の制定

1950年(S.25)「生活保護法」の改正

### 第1次ベビーブーム

1947年(S.22)～49年(S.24)

### 福祉三法体制

生活保護法 児童福祉法 身体障害者福祉法

1951年(S.26)「社会福祉事業法」の制定

- ・地域を基盤とする福祉制度の推進
- ・社会福祉法人に関する規定

## (2) 国民皆保険・皆年金と社会保障制度の発展(昭和30年代～オイルショック)

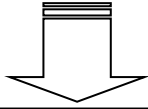
※1955年(S.30) GATT正式加盟、1956年(S.31)国連加盟

1954年(S.29)11月～1957年(S.32)6月 大型景気「神武景気」…日本経済の本格的な経済成長過程

1958年(S.33)6月～1960年(S.35)12月 「岩戸景気」…急速に成長を遂げ、国民生活も向上

1958年(S.33)「国民健康保険法」の制定

1959年(S.34)「国民年金法」の制定(所得保障の面)



### S.36～ 国民皆保険・皆年金体制の確立

1960年代…国民所得倍增計画と並行して

社会福祉制度の拡充期に

- ・医療保険の給付率の改善
- ・年金水準の引上げ
- ・生活保護基準の引上げ等

#### 【この時期の特徴】

- ① 急激な経済成長の達成とそれに伴う社会構造変化と従来型コミュニティの崩壊
- ② 経済成長の負の遺産としての環境汚染問題・人口集中現象など市民生活に直結する問題が深刻化
- ③ 社会問題に対応した市民活動の活性化に伴う各自治体ごとの福祉的取組みの活性化
- ④ 経済成長を前提とした社会福祉・社会保障全体の枠組みの構築

1960年(S.35)「精神薄弱者福祉法」

(現「知的障害者福祉法」)の制定

1963年(S.38)「老人福祉法」の制定

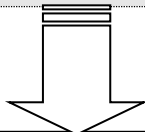
1964年(S.39)「母子福祉法」の制定

#### 関連法の整備

1960年(S.35)「身体障害者雇用促進法」

1961年(S.36)「児童扶養手当法」

1964年(S.39)「重度知的障害児扶養手当法」など



### 福祉六法体制

生活保護法 児童福祉法 身体障害者福祉法  
知的障害者福祉法 老人福祉法 母子福祉法

## (3) 高度経済成長の終焉と制度の見直し期(1970年代後半～1980年代)

### 1973年(S.48)「福祉元年」

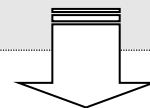
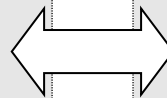
- ・日本の社会保障制度の発展の経緯上、重要な年
- ・1973年「老人福祉法」の一部改正により老人医療費が無料化
- ・医療保険制度では健康保険の被扶養者の給付率の引上げ
- ・高額療養費支給制度の導入
- ・年金保険制度では給付水準の大幅引上げ、物価スライド制及び賃金スライド制の導入など

1973年(S.48)10月 第4次中東戦争の勃発

オイルショック⇒福祉見直し

- ・インフレの影響で、社会保障関係予算は大幅に増え「高福祉・高負担」を招く
- ・社会保障制度の見直しを迫られる

11月9日 社会保障制度審議会



1975年～ 低成長時代の福祉のあり方について政策的検討

1979年(S.54)「新経済社会7か年計画」…「日本型福祉社会」という考え方

1981年(S.56)第二次臨時行政調査会「第一次答申」 1982年(S.57)第二次臨時行政調査会「第三次答申」

…「活力ある社会福祉の実現」を提言⇒自立・互助・民間活力の導入を基本とした国家財政負担の軽減を強く意識した政策転換の方向性を提示

1981年(S. 56) 中央社会福祉審議会「当面の在宅老人福祉対策のあり方について(意見具申)」

…受益者負担を原則とする在宅福祉サービスの基本的な考え方の提示

※ 「公的福祉保障の考え方」から「福祉多元化の考え方」への政策的転換の時期

…サービス提供主体を公的機関から第三セクターである福祉公社、社会福祉協議会、民間団体などにも拡大

1979年(S. 54)「障害者基本法」の制定

1982年(S. 57)…「老人保健法」の制定(老人福祉制度の創設)

老人医療費に対して患者本人への一部負担の導入や老人保健拠出金の仕組みの導入

1984年(S. 59)…「健康保険法」の改正(本人負担の1割引上げや退職者医療制度の導入)

※1985年(S. 60) **バブル経済**←プラザ合意

1986年(S. 61)…年金制度の改正(全国民共通の基礎年金制度の創設)

1989年(H. 元)…バブル景気が崩壊する前年

4月 消費税の導入

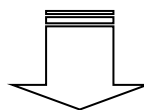
- ・合計特殊出生率が戦後最低の1.57と少子化傾向が進む
- ・高齢化の進行により、高齢者の介護問題が老後最大の不安要素として認識される

1989年(H. 元)3月「今後の社会福祉の在り方について」(中央社会福祉審議会等福祉関連3審議会合同企画分科会)

【基本的な改革方向の提示】

- ① 住民に最も身近な行政主体である市町村の役割重視
- ② 公的住宅福祉サービス等の供給主体を積極的に拡充するための社会福祉事業の範囲の見直し
- ③ 民間事業者、ボランティア団体等の多様な福祉サービス供給主体の育成
- ④ 地域における福祉、保健、医療の各種サービスの有機的連携による提供体制の整備

1990年(H. 2)…バブル経済の崩壊



#### (4) 少子高齢化社会に対応した制度の構築

#### 持続可能な社会保障制度の再構築

##### 【福祉サービスの基盤整備】

1989年(H. 1)12月「高齢者保健福祉推進十カ年戦略(ゴールドプラン)」の策定

大蔵大臣・自治大臣・厚生大臣の合意による計画的整備の決定

1990年(H. 2)6月「老人福祉法等の一部を改正する法律(通称:福祉関係八法改正)」の制定

- 【要点】
- ① 在宅福祉サービスの積極的推進
  - ② 在宅福祉サービスと施設福祉サービスの市町村への一元化
  - ③ 市町村及び都道府県老人保健福祉計画の策定
  - ④ 障害者関係施設の範囲の拡大等

【方向性】

- ・在宅福祉政策を推進するため、市町村レベルでの施設入所措置権限の委譲
- ・老人保健福祉計画の策定を目指す

#### 社会福祉8法の改正

- ①老人福祉法
- ②身体障害者福祉法
- ③精神薄弱者福祉法
- ④児童福祉法
- ⑤母子及び寡婦福祉法
- ⑥社会福祉事業法
- ⑦老人保健法
- ⑧社会福祉・医療事業団法

1993年(H. 5)「障害者基本法」の改正

1994年(H. 6)「エンゼルプラン」(子育て支援のための総合計画)の策定

「新ゴールドプラン」の策定

◎「ハートビル法」(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)の制定

1995年(H. 7)「障害者プラン」の策定

1997年(H. 9)「介護保険法」の制定、「高齢者対策基本法」の制定

### 介護保険制度の創設

- ・老人福祉と老人医療に分かれていた高齢者の介護制度を社会保険の仕組みで再編成
- ・介護保険を契機に、児童福祉や障害者福祉等の社会福祉の考え方や仕組みが「措置制度」から「契約方式（利用制度）」へ変更

1998年(H.10) 中央社会福祉審議会

#### 【改革の必要性】

- 1 福祉を取り巻く状況 (1) 少子・高齢化、家庭機能の変化、低成長経済への移行  
(2) 社会福祉に対する国民意識の変化  
(3) 国民全体の生活安定を支える社会福祉制度への期待
- 2 社会福祉制度 (1) 現行の枠組みは、終戦直後の生活困窮者対策を前提としたもの  
(2) 現状のままでは増大、多様化する福祉需要に対応できない  
(3) この間、児童福祉法の改正や介護保険法の制度を実施

### 社会福祉基礎構造改革

1999年(H.11) 「新エンゼルプラン」の策定

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」

2000年(H.12) 4月 介護保険制度の導入

◎「交通バリアフリー法」(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)の制定

2000年(H.12) 6月 「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」

- ・改正等の対象となる法律(8本)
  - ・社会福祉事業法⇒社会福祉法(名称変更)
  - ・身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、民生委員法、社会福祉施設職員等退職手当共済法及び生活保護法の一部改正
  - ・公益質屋法の廃止
- ・目的: 「社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の擁護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という)の推進を図る」
- ・内容: ①利用者の立場に立った社会福祉制度の構築 ②サービスの質の向上  
③社会福祉事業の充実・活性化 ④地域福祉の推進…市町村地域福祉計画の策定を位置づけ

2003年(H.15) 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針について

「少子化社会対策基本法」の公布

「次世代育成支援対策推進法」の公布

2004年(H.16) 年金制度改革

- ・長期的な給付と負担の均衡を図り、将来にわたって制度の持続可能性を確保すべく、将来の保険料水準を固定し被保険者数の減少等に応じて給付を自動的に調整する仕組みが導入

2005年(H.17) 「介護保険法」の改正 介護保険制度改革…新たなサービス体系の創設

- ・予防給付サービスの提供など新たなサービスの体系が規定
- ・介護サービスの質的向上及び介護予防のために地域包括支援センターの設置等

2005年(H.17) 「医療法」等の改正 医療制度改革

- ・予防を重視した医療費適正化の総合的推進
- ・新たな高齢者医療制度の創設が規定

2005年(H.17)11月 「障害者自立支援法」の成立

2006年(H.18) 4月 「改正介護保険法」の施行

2006年(H.18) 4月 「障害者自立支援法」の施行

- ・障害者に費用の原則1割負担
- ・福祉サービスの一元化
- ・施設での保護中心の支援費制度から地域生活等への自立に向けた支援体制への転換

◎「バリアフリー新法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)の制定

2006年(H.18) 6月 「認定こども園法」公布

2008年(H.20) 後期高齢者医療制度の発足



- 2009年(H.21)7月 「子ども・若者育成支援推進法」 公布
- 2010年(H.22)1月 社会保険庁の廃止に伴い「日本年金機構」が発足
- 2010年(H.22)4月 家庭的保育事業を児童福祉法に位置付け
- 2010年(H.22)4月 子ども手当制度の創設 ・内容：児童手当を拡充する形で創設
- 2011年(H.23)6月 「障害者虐待防止法」 公布
- 2012年(H.24)4月 子ども手当から児童手当へ移行 ・内容：支給対象・額の見直し
- 2012年(H.24)6月 「障害者総合支援法」 公布  
「障害者優先調達支援法」 公布
- 2012年(H.24)6月 社会保障・税一体改革関連法案の成立

- ・内容：①社会保障給付の財源として消費税率の段階的引き上げ  
②社会保障制度改革国民会議の設置
- ・関連法案
  - ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律
  - ・社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律
  - ・社会保障制度改革推進法
  - ・子ども・子育て支援法
  - ・認定こども園法改正法
  - ・年金機能強化法
  - ・被用者年金一元化法

- 2013年(H.25)6月 「障害者差別解消法」の公布
- 2013年(H.25)6月 「子どもの貧困対策法」の公布
- 2013年(H.25)12月 「生活困窮者自立支援法」の公布
- 2014年(H.26)4月 「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」の公布

- ・内容：①次世代育成支援対策の推進・強化  
②母子家庭及び父子家庭に対する支援施策の充実

- 2014年(H.26)6月 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」の公布
- 2015年(H.27)4月 「介護保険法」の改正

- ・内容：生活支援体制整備事業の開始

- 2015年(H.27)5月 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の公布

- ・内容：①国民健康保険の財政支援の拡充や財政運営責任の都道府県への移行などによる制度の安定化  
②後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

- 2016年(H.28)3月 「社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布

- ・内容：社会福祉法人制度の改革 ほか

- 2016年(H.28)4月 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の公布
- 2017年(H.29)4月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する宇治市職員対応要領」の施行
- 2017年(H.29)4月 「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始
- 2017年(H.29)6月 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布

- ・内容：①高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止  
②地域共生社会の実現 ほか
- ・改正等の対象となる法律

	・介護保険法、児童福祉法、社会福祉法 ほか
2017年(H.29) 6月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の公布
	・内容：①65歳になる障害者の介護保険自己負担の軽減 ②障害児に対する支援施策の充実
2018年(H.30) 4月	<b>国民健康保険制度改革</b>
	「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行
	・内容：新たに都道府県が保険者に加わる ほか
2018年(H.30) 10月	「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の公布
	・内容：①生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化 ②生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援 ほか
	・改正等の対象となる法律 ・生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法、児童扶養手当法
2019年(R.1) 5月	「医療保険制度の適正かつ効果的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布
	・内容：国保保健事業、後期保健事業、介護予防事業の一体的実施
	・改正等の対象となる法律 ・国民健康保険法、高齢者医療確保法、介護保険法、医療介護総合確保法
2019年(R.1) 6月	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の成立
	・内容：市町村における子どもの貧困対策の計画策定の努力義務化など
2019年(R.1) 10月	<b>幼児教育・保育の無償化の実施</b>
	・幼稚園・保育所・認定こども園などを利用する保護者の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化を実施
2020年(R.2) 6月	「地域共生社会の実現を図るための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布
	・内容：地域共生社会の実現を図るため、市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ほか
	・改正等の対象となる法律 ・社会福祉法、介護保険法、老人福祉法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律
2021年(R.3) 6月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布
	・内容：事業者による社会的障壁の除去の実施にかかる必要かつ合理的な配慮の提供の義務化 ほか
2021年(R.3) 6月	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布
	・内容：①後期高齢者医療における窓口負担割合見直し(2割導入) ②子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入
	・改正等の対象となる法律 ・①高齢者の医療の確保に関する法律 ・②国民健康保険法
2022年(R.4) 5月	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の公布
	・内容：障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進
2022年(R.4) 6月	「こども基本法」、「こども家庭庁設置法」、「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律」の公布
	・内容：こども基本法では、子どもの人権尊重、子どもの教育と福祉の保障、子育て支援等、「子どもの権利」の保障を明記された。

2023年(R.5) 4月 **こども家庭庁発足**

- ・内容：子どもの最善の利益を第一として、『こどもまんなか』のスローガンのもと、子どもの視点に立った政策を強力に進めていくことを目指した内閣府の外局の発足。

2023年(R.5) 5月 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布

- ・内容：①出産育児一時金の支給額引き上げ  
②産前産後期間における国民健康保険料等を免除  
③後期高齢者医療における高齢者の保険料負担割合（高齢者負担率の設定方法）の見直し  
④後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入
- ・改正等の対象となる法律
  - ・①②国民健康保険法
  - ・③④高齢者の医療の確保に関する法律

2023年(R.5) 6月 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の公布

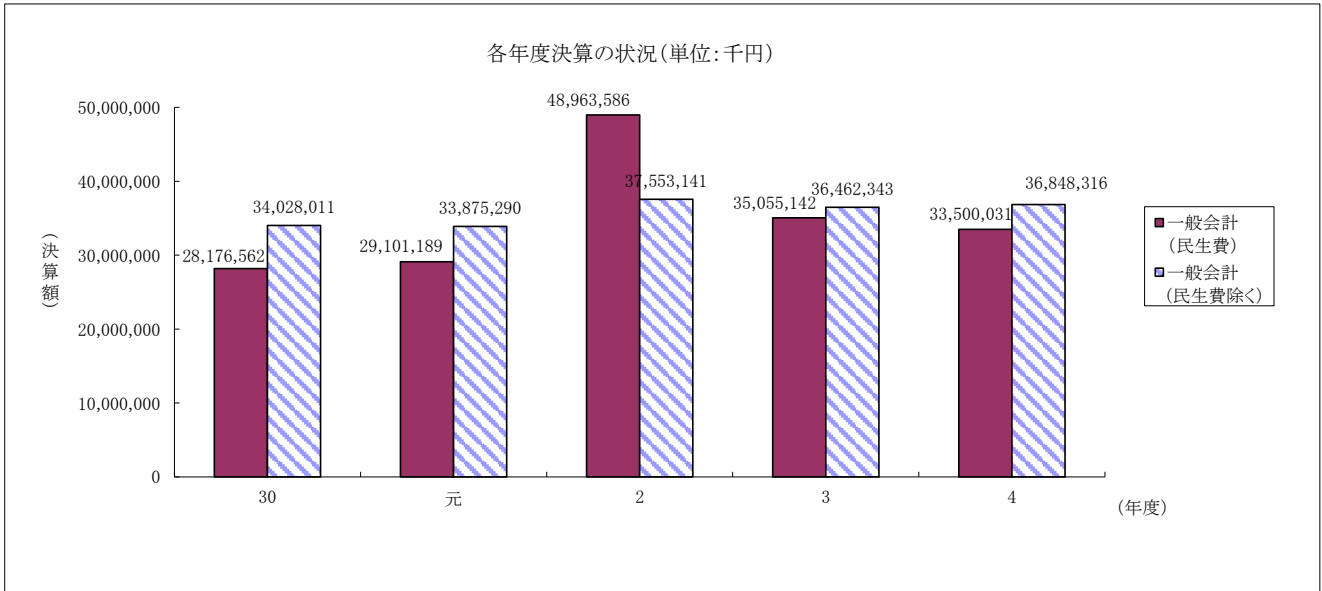
- ・内容：マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び資格確認書の仕組みの整備（健康保険証の廃止）
- ・改正等の対象となる法律
  - ・国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律



社会保障制度が大きく変わり、継続して見直しがされている中で、地方自治体にあっては、地域の創意工夫を活かし、住民が住み慣れた地域において安心して自立した生活を送ることができる仕組みづくり、個性を活かした自治体独自の地域福祉の確立に向けた取り組みが求められている。

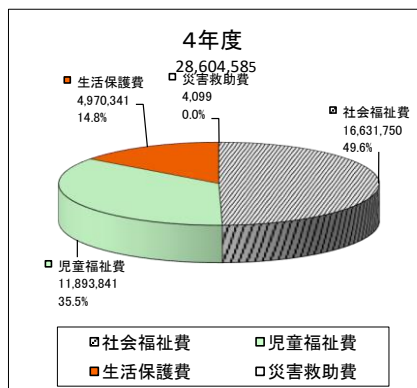
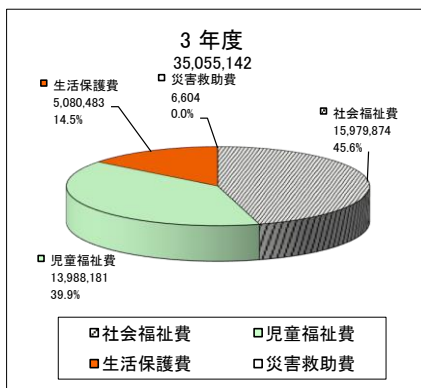
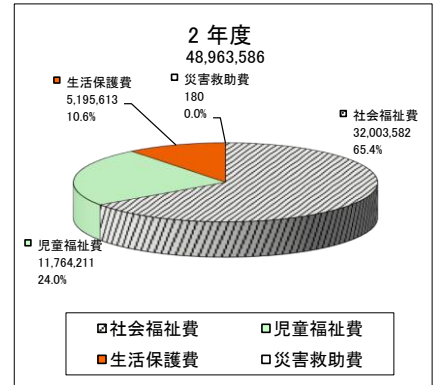
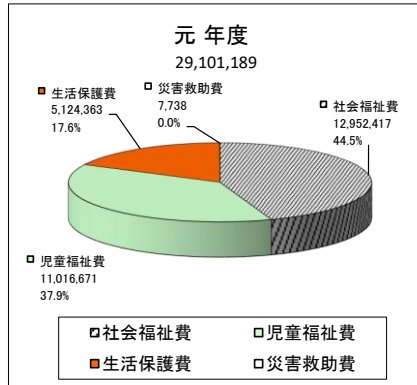
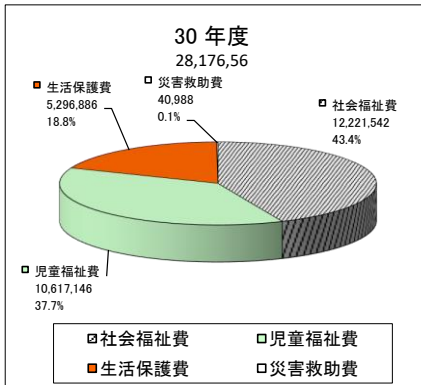


# 決算の推移



## 民生費内訳

単位:(千円)





# 1. 障害福祉サービス

## (1)新体系事業所

(令和5年7月現在)

事業所名	所在地	電話	介護給付							訓練等給付						地域相談支援給付		計画相談支援給付		
			施設入所支援	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	生活介護	短期入所	就労移行	就労継続(A型)	就労継続(B型)	就労継続(生活訓練)	自立生活援助	共同生活援助	自立生活援助	就労定着支援		地域移行支援	地域定着支援
ホームヘルプセンター ぽっぴがしうじ	五ヶ庄折坂5-149	32-7709		○	○															
ホームヘルプセンター ぽ	広野町大開72-1	48-4833		○	○															
介護の花たば ケアセンター	五ヶ庄一番割59-1 荖番館501	38-1651		○	○															
ケア・サービス青葉	小倉町山際1-14	39-7120		○	○		○													
たよりになる輪	五ヶ庄平野12-15	38-1272		○	○		○													
ニチイケアセンター 宇治	宇治荖番134-1 宇治荒川ビル1F	25-5632		○	○		○													
ニチイケアセンター 宇治大久保	大久保町上ノ山43-1 藤和ライプタウン宇治大久保	41-1781		○	○		○													
栄仁会 ホームヘルプセンターおうばく	五ヶ庄戸ノ内7-25	33-1411		○																
ヘルプサポート すまいる	伊勢田町南山49-2の1	20-4080		○	○	○	○													
居宅介護 わくわく	伊勢田町南遊田42-1	25-6363		○		○	○													
天ヶ瀬 寮 短期入所事業所	白川東山15	22-2000							○											
天ヶ瀬きぼうの家 短期入所事業所	白川東山15	23-2000							○											
ショートステイ 宇治作業所	五ヶ庄二番割5-2	32-2024							○											
天ヶ瀬 寮	白川東山15	22-2000	○					○												
天ヶ瀬きぼうの家	白川東山15	23-2000	○					○												
天ヶ瀬ワークス あすなろ	白川東山15	24-2011						○		○	○									
生活介護施設 クローバー	宇治天神12-3	23-2129						○												
相談支援センター みつば	宇治天神12-3	23-2129																		○
デイセンター 宇治作業所	五ヶ庄二番割5-2	32-2024						○												
ワークセンター 宇治作業所	五ヶ庄二番割5-2	32-2024						○			○									
同胞の家	小倉町西山44-4	20-4080						○			○									
宇治川福祉の園	横島町石橋13	25-7091						○			○									
志津川福祉の園	志津川西山15-2	20-9902						○			○									
栄仁会 ワークネットきょうと	六地藏奈良町56 ヤマムラビル1階	38-0111							○							○				
みっくすはあつ	小倉町老ノ木13-1 宇治小倉マンション221号	23-7920									○									
横島福祉の園 (ジョブサポートセンターマキシマ)	横島町石橋13-6	20-8060									○									
洛南共同作業所	木幡南端53-7	31-5088									○									
グループホーム あお	宇治妙楽175-11	21-6678											○							
ぐるーぷほーむびあ	五ヶ庄三番割32-8	31-2500											○							
グループホーム かさと	西笠取辻出川東67-1	(075) 644-5082											○							
なかまの家	木幡南山80-53	33-6160											○							
宇治市障害者生活支援センター	五ヶ庄二番割5-2	32-8441																○	○	○
宇治市聴覚障害者生活支援センター	五ヶ庄二番割5-2	32-8441																○	○	○
宇治市福祉サービス公社 障害者相談支援センター	宇治琵琶1-3	28-3111																		○

事業所名	所在地	電話	介護給付							訓練等給付						地域相談支援給付		計画相談支援給付	
			施設入所支援	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	生活介護	短期入所	就労移行	就労継続(A型)	就労継続(B型)	(生活訓練)	自立生活援助	共同生活援助	就労定着支援	地域移行支援		地域定着支援
指定相談支援センターkokua(コクア)	伊勢田町南山49-2-1	20-4080															○	○	○
栄仁会 相談支援事業所お ー ば	五ヶ庄三番割32-8	31-2500															○	○	○
まきしま てくてく	横島町石橋13	25-7091																○	○
天ヶ瀬学園 相談支援事業所	白川東山15	23-2000																	○
天ヶ瀬寮 相談支援事業所	白川東山15	22-2000															○	○	○
相談支援事業所 づな	五ヶ庄平野12-43	31-4837																	○
子ども発達センター あゆみ相談支援室	横島町藺場14-8	24-1233																	○
イサク事業所 どうぼう	伊勢田町毛語149-4	21-0139							○		○	○	○						
サポートセンター 五ヶ庄	木幡南端11	31-8773		○	○	○													○
サポートセンターの虹	六地藏奈良町58-7	33-7766		○	○	○	○												
ヘルパーステーション 赤い	大久保町上ノ山18-9	41-2370		○	○														
ケアセンター うさかめ	伊勢田町砂田144-2	23-3337		○	○	○	○												○
ヘルパーステーション 宇治	五ヶ庄二番割5-2	32-2024		○	○	○													
Each Other	小倉町西浦99-35	66-4037										○				○			
宇治作業所のびのび	五ヶ庄梅林72-8	66-4841						○											
ショートステイのびのび	五ヶ庄梅林72-8	66-4841							○										
ヘルパーステーション ずめ	大久保町井ノ尻22-14	48-1005		○	○														
あい工 房	西笠取下荘川西25	(075) 585-7839										○							
グループホーム やましろ	横島町大川原35-5 1棟	22-0677											○						
ヘルパーステーション リエゾン 大久保	大久保町旦椋10-5 梅本ビル	41-2126		○	○														
居宅介護事業所 レッドコメット	小倉町神楽田12-1 紫明館101号	66-6450		○	○	○													
ショートステイくるね	伊勢田町若林61-1	20-4080								○									
ショートステイ花	宇治米阪44	23-2129								○									
ほっとハウス	小倉町西山70-8	20-5409						○					○						
同胞の家ホテル事業所 グループホームたいじゅ	伊勢田町若林61-1	20-0967											○						
グループホーム ぼかぼか	宇治米阪44	23-2129											○						
訪問介護事業所 そま	小倉町南浦6-10	74-8851		○	○														
居宅介護事業所 し	小倉町南堀池55-5	94-6670		○	○	○													
ゆめハウス	宇治若森30-2	23-5193									○	○							
ヘルパーステーション みや	五ヶ庄梅林44-8	74-8297		○	○														
ケアセンター フィット・宇治	木幡北島24	31-1612		○	○														
ななほしかいご	六地藏奈良町58-3	31-3050		○	○														
松 風	木幡南山80-11・12合地	74-8148		○	○														
雪 風	木幡南山80-11・12合地	74-8148																	○
野 風	木幡南山80-11・12合地	74-8148												○		○	○		



事業所名	所在地	電話	介護給付							訓練等給付						地域相談支援給付		計画相談支援給付	
			施設入所支援	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	生活介護	短期入所	就労移行	就労継続(A型)	就労継続(B型)	(生活訓練)	自立生活援助	共同生活援助	就労定着支援	地域移行支援		地域定着支援
ALSOK ライフサポート 宇治	菟道田中20-1	25-5700		○															
宇治憩の家事業所	小倉町新田島13-64	26-2734		○	○														
ヘルパーステーション スイート宇治	小倉町南堀池110-65	66-7430		○															
サポートステーション ピュア	五ヶ庄北ノ庄30-3	84-6401		○	○														
短期入所事業所 宇治小	宇治薩山9-11	23-0250							○										
障害者就労移行支援事業所 さびゆい	宇治薩山9-11	23-0250								○	○								
宇治小倉ホーム	宇治薩山9-11	23-0250										○							
障害者支援センター じやすと	宇治薩山9-11	23-0288																○	○
スマイルワーク 大久保ベース	広野町茶屋裏8-5 シャームゾンInoueⅡnd 1F	41-2588									○								
宝城メディカルサポート	小倉町南浦21-131	66-1069		○	○														
グループホーム KOTO	五ヶ庄芝ノ東14-17	090-9625-6370										○							
相談支援事業所 かえるばんだ	六地藏奈良町50 なごみビル1F	32-0556																	○
F∞ スイート	広野町西裏27-25 サンヒルス スハウス	39-8954									○								
笑 空	伊勢田町砂田129-4	27-5843						○											
社会福祉法人同胞会 Noa-cube	伊勢田町南山49-2-1	24-1092						○											
わたしの寝床	小倉町西山70-8	20-5409							○										
ショートステイ巨椋	伊勢田町南遊田42-1	25-6360							○										
ショートステイ サンサン	木幡南端11	39-3506							○										
相談支援センター SUN	五ヶ庄梅林44-8	79-0133																	○
さくらんぼの樹	小倉町神楽田1-3	20-1851									○								
ニチイケアセンター 六地蔵	六地藏奈良町6-4 ヴィラノール402	38-5001		○	○		○												
ひとりじゃないの	小倉町西山70-8	20-5409																	○
ヘルパーステーション レガ	小倉町山際4-35	34-4126		○															
ヘルパーステーション 結び	伊勢田町毛語56-1 太田マン ション2号室	34-5555		○	○														
新日本サービス	宇治野神65	24-6128		○	○														
相談支援事業所make	五ヶ庄折坂21-120 松村化成 ビル1階	32-3112																	○
医療法人栄仁会 生活訓練いろは	五ヶ庄新開11-23	66-8900										○							
レジリエンス	広野町一里山46-8	66-4548										○							
ケア21宇治	小倉町久保111-1 辻岩ビル 新館4階東	21-8221		○	○														
ホームケア土屋 京滋	宇治寺番134-1 宇治荒川ビル 4階	050-3138-6083		○	○														
ひなたぼっこ	木幡南端11	31-8773						○											
社会福祉法人同胞会 グループホームおりぶ	伊勢田町毛語144-1	46-5650										○							
ヘルパーステーション もみ	横島町落合43-11	66-7805		○															
生活介護事業所 ラソ	伊勢田町名木3丁目1-2	51-5448						○											
就労継続支援A,B型 多機能事業所 パラック京都宇治	横島町清水48 ベルファー宇 治2階	25-6666									○	○							

事業所名	所在地	電話	介護給付							訓練等給付						地域相談支援給付		計画相談支援給付	
			施設入所支援	居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	生活介護	短期入所	就労移行	就労継続(A型)	就労継続(B型)	(生活訓練)	自立生活援助	共同生活援助	就労定着支援	地域移行支援		地域定着支援
就労継続支援B型事業所 B E E !	小倉町西浦74-2 ステイシービル 3階	23-2810									○								
ココリエ・ワークス	五ヶ庄新開14番地の63 コート黄檗T102	66-7874									○								
悠 佳 ホ ー ム	木幡南端16番地4	46-8883										○							
スーパー・コート宇治 大久保訪問介護事業所	大久保町北ノ山104-18 サンビーム大久保103号	41-1210		○	○														
訪問介護事業所 kitto・care	五ヶ庄二番割44番地5 ハイライフ二番割 BLD	31-1900		○	○	○													
ま る ケ ア	小倉町南浦18番地の10	94-6492		○	○														
居宅介護事業所ゆい	小倉町西浦33番地32号	66-1234		○	○														○
グループホーム わおん宇治野神	宇治野神50番地72	090-3973-9100											○						
つくりて工房	五ヶ庄福角44-2	74-8115									○								
福祉サービス事務所 空	木幡須留5番地60	080-9478-5700											○						
就労継続支援B型 じじむげ	五ヶ庄平野8番地1	31-5811									○								
訪問介護ありがとう	伊勢田町中山52 ラヴェイル京都202	66-6501		○	○	○													
リ ー フ	小倉町西浦33番地32号	23-2129		○	○														
社会福祉法人同協会 グループホーム Pono(ぼの)	小倉町西山44-1	20-4040											○						
社会福祉法人同協会 ク	小倉町西山44-1	20-4040						○											
ヘルパーステーション おだんこ	小倉町西山70-7	34-1301		○	○	○													
訪問介護 K-HOME	五ヶ庄西川原21番地117	050-8887-247		○	○														
ヘルパーステーション スイート東宇治	五ヶ庄一番割59-1 番館305号室	31-8328		○	○														
ヘルパーカンパニー ことほぎ	小倉町南堀池85-43	090-3659-5816		○	○														
社会福祉法人同協会 ショートステイ Pono プラス	小倉町西山44-1	20-4040							○										

## (2)地域生活支援事業

### ・相談支援事業

事業所名	住所	電話
宇治市障害者生活支援センター「そら」	五ヶ庄二番割5-2	32-8441

### ・移動支援事業

事業所名	所在地	電話	サービス提供対象者						
			車いす常用者	知的障害者	精神障害者	車いす常用児	知的障害児	精神障害児	グループ支援
たよりになる輪	五ヶ庄平野12-15	38-1272	○	○	○	○	○	○	○
介護の花たば ケアセンター	五ヶ庄一番割59-1 壹番館501号	38-1651	○	○	○	○	○	○	
(福)同胞会ヘルプ サポート すまいる	伊勢田町南山49-2-1	20-4080		○	○		○	○	
ケア・サービス青葉	小倉町山際1-14	39-7120	○				○		
財団法人 宇治市福祉 サービス公社 ホームヘルプセンター ぼっほひがしうじ	五ヶ庄折坂5-149	32-7709	○	○			○	○	
財団法人 宇治市福祉 サービス公社 ホームヘルプセンター ぼっほ	広野町大開72-1	48-4833	○	○			○	○	
社会福祉法人宇治市 社会福祉協議会	宇治琵琶45 宇治市総合福祉会館内	22-5650	○						
居宅介護 わくわく	伊勢田町南遊田42-1	25-6363	○	○	○				
サポートセンター 五ヶ庄	木幡南端11	31-8773	○	○			○	○	○
サポートセンター 虹の家	六地藏奈良町58-7	33-7766	○	○	○	○	○	○	○
支援センター 五葉	横島町吹前49-3	21-0128	○	○			○	○	○
ケアセンター うさかめ	小倉町南浦18-10	23-3337	○	○	○	○	○	○	
ヘルパーステーション 赤い糸	大久保町上ノ山18-9	41-2370	○	○	○	○	○	○	
居宅介護事業所 レッドコメット	小倉町神楽田12-1 紫明館101号	66-6450	○	○	○	○	○	○	
居宅介護事業所 レク	小倉町南堀池55-5	94-6670	○	○	○	○	○	○	
訪問介護事業所 そらまめ	小倉町南浦6-10	74-8851	○	○	○	○	○	○	○
ヘルパーステーション みや	五ヶ庄梅林44-8	74-8297	○	○	○	○	○	○	
松風	木幡南山80-11・12合地	74-8148	○	○	○	○	○	○	
サポートステーション ピ	五ヶ庄北ノ庄30-3	84-6401	○	○			○	○	○
ななほしかいご	六地藏奈良町58-3	31-3050	○	○	○	○	○	○	
宝城メディカルサポート	小倉町南浦21-131	66-1069	○	○	○	○	○	○	
ヘルパーステーション 宇治東	五ヶ庄二番割5-2	32-2024	○	○	○	○	○	○	○
ケア21宇治	小倉町久保111-1 辻岩ビル 新館4階東	21-8221	○	○	○	○	○	○	
ヘルパーステーション 結	伊勢田町毛語56-1 太田マン ション2号室	34-5555	○	○	○	○	○	○	
居宅介護事業所ゆい	小倉町西浦33番地32号	66-1234	○	○	○	○	○	○	
訪問介護ありがとう	伊勢田町中山52 ラヴェイル 京都202	66-6501	○	○	○	○	○	○	

・日中一時支援事業

事業所名	所在地	電話	サービス提供対象者					
			障害者			障害児		
			知的	精神	身体	知的	精神	
日中一時支援 宇治作業所	五ヶ庄二番割5-2	32-2024	○	○	○	○	○	
日中一時支援 クローバー	宇治天神12-3	23-2129	○					
(福)同胞会 日中一時支援 ほ～む	伊勢田町若林61-1	20-4016	○	○	○	○	○	
天ヶ瀬学園入所部 短期入所事業所	白川東山15	23-2000	○					
天ヶ瀬寮短期入所事業所	白川東山15	22-2000			○			
サポートセンター 五ヶ庄	木幡南端11	31-8773	○		○	○	○	
サポートセンター 虹の家	六地藏奈良町58-7	33-7766	○	○	○	○	○	
日中一時支援 のびのび	五ヶ庄梅林72-8	66-4841	○					
デイセンター うさかめ	小倉町南浦18-11	23-3337	○	○	○	○	○	
居宅介護支援事業所 レッドコメント	小倉町神楽田12-1 紫明館101号	66-6450	○	○	○	○	○	
支援センター 五葉	横島町吹前49-3	21-0128	○		○	○		
株式会社 for one 笑空	伊勢田町砂田129-4	27-5843	○			○		
日中一時支援事業所 だちょう倶楽部	菟道門前9-1 小林事務所2F	66-6954	○	○	応 相 談	○	○	
ショートステイ巨椋	伊勢田町南遊田42-1	25-6360	○	○				
わたしの寝床	小倉町西山70-8	20-5409		○				

・地域活動支援センター

事業所名	所在地	電話
地域活動支援センター むすび	五ヶ庄平野45-1	32-0440
とうがらしハウス	小倉町西浦52-28	23-3615
宇治市社会福祉協議会	宇治琵琶45 宇治市総合福祉会館	22-5650

## 2. 児童福祉・母子福祉

### (1)児童館

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治市善法青少年センター	宇治善法110-1	39-9278	宇治市	-	S60.6	
宇治市河原青少年センター	木幡河原5-5	39-9279		-	S62.10	
のぼり児童館	木幡赤塚15-1	33-8375	社会福祉法人 あけぼの会	-	H8.4	

### (2)地域子育て支援拠点

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
げんきひろば	宇治里尻5-9 ゆめりあうじ3階	39-9309	社会福祉法人 宇治福祉園	-	H15.4	JR宇治駅前 市民交流プラザ内
東部地域子育て支援センター	五ヶ庄二番割5-5	32-5580	社会福祉法人 春秋福祉会	-	H16.5	なかよし保育園・ 分園「あいあい」内
西部地域子育て支援センター	小倉町西畑13	39-9209	宇治市	-	H10.10	小倉双葉園保育所内
南部地域子育て支援センター	大久保町旦椋72-2	44-3692	社会福祉法人 同胞会	-	H13.5	同胞こども園内
北部地域子育て支援センター	六地藏奈良町74-1 パデシオン 六地藏フォレストタワー1階	33-6201	社会福祉法人 あけぼの会	-	H17.5	第2登りこども園 「ほーぶるのぼり」内
りぼん	広野町西裏100	44-2112	NPO法人 子育てを楽しむ会	-	H20.11	平和堂100BAN店 2階
ぶんきょうにこにこルーム	横島町千足80	25-2525	NPO法人 まきしま絆の会	-	H24.4	京都文芸学園宇治キャンパス バス月照館1階
ひあにしおぐら	小倉町南浦18-92	51-2084	NPO法人 働きたいおんなたちの ネットワーク	-	H28.9	
t o r i d o r i ( トリドリ )	菟道平町28-1	31-2430	NPO法人 働きたいおんなたちの ネットワーク	-	H30.10	アル・プラザ宇治東 2階
ぼけっこ	伊勢田町ウト口1-6※ 伊勢田町浮面31-35	070- 1764-5463	NPO法人 子育てを楽しむ会	-	R1.10	※伊勢田こども園 ホール

### (3)病児保育

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
浅妻医院パピールーム	伊勢田町名木一丁目1-235	45-2876	医療法人 浅妻医院	6	H14.11	
宇治徳洲会病院ひまわりルーム	横島町石橋145	25-5887	医療法人 徳洲会	9	H27.7	

### (4)放課後児童健全育成事業(学童保育)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
南浦クラブ	小倉町南浦62-57	23-5882	社会福祉法人 黎明会	30	H10.4	
ひつじ組	小倉町堀池94-1	20-1295	社会福祉法人 同胞会	30	H22.4	
のぼりクラブ	木幡赤塚15-1	33-8375	社会福祉法人 あけぼの会	200	H27.4	
みんなのきクラブ	菟道荒横37	23-3224	社会福祉法人 宇治福祉園	40	H28.4	
コパンキッズアフタースクール	宇治弐番88-7	20-1991	株式会社 コパン	40	R1.7	

### (5)その他

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治市ファミリーサポートセンター	宇治里尻5-9 ゆめりあうじ3階	39-9309	社会福祉法人 宇治福祉園	-	H13.4	JR宇治駅前 市民交流プラザ内

## 3. 高齢者福祉

### (1)養護老人ホーム

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治明星園養護老人ホーム	菟道岡谷16-3	23-6923	社会福祉法人 宇治明星園	50	S50.2	

### (2)特別養護老人ホーム

(令和5年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治明星園特別養護老人ホーム	菟道岡谷16-3	23-6922	社会福祉法人 宇治明星園	60	H12.4	
宇治明星園白川特別養護老人ホーム	白川鍋倉山22-10	21-6055		50	H12.4	
伊勢田明星園小規模特別養護老人ホーム	伊勢田町若林41、42	41-1300		29	H25.3	
笠取ふれあい福祉センター特別養護老人ホーム	西笠取下荘川西7-2	(075) 573-2002	社会福祉法人 あじろぎ会	60	H26.11	
特別養護老人ホーム 桃花苑	神明石塚39-62	23-8839	社会福祉法人 長安会	50	H12.4	
特別養護老人ホーム ヴィラ 鳳凰	宇治里尻36-35	25-2577	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	80	H19.4	
特別養護老人ホーム 宇治さわらび園	横島町郡50-1	21-6603	社会福祉法人 一竹会	50	H12.4	
特別養護老人ホーム 天ヶ瀬苑	白川東山15	23-0030	社会福祉法人 不動園	50	H12.4	
特別養護老人ホーム まごころ園	菟道敷里11-3	28-5737	社会福祉法人 マイク福祉会	80	H24.12	
特別養護老人ホーム 宇治愛の郷	横島町石橋151-1	21-0005	社会福祉法人 京都愛心会	90	H27.4	

**(3)有料老人ホーム**

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
京 都 ゆ う ゆ う の 里	白川鍋倉山14-1	28-1001	(一財)日本老人福祉財団	520	H9.10	
スーパ-・コート宇治大久保	大久保町北ノ山77-5	41-1165	株式会社 スーパ-・コート	58	H24.9	
ニチケアセンター宇治春日の森	小倉町春日森45	28-5657	株式会社 ニチケア学館	54	H26.3	
あいらの杜 宇治五ヶ庄	五ヶ庄戸ノ内19-1	66-6021	株式会社 はれコーポレーション	51	H27.10	
サンシャインコート宇治	羽拍子町80-1	43-7451	株式会社 ジェイエルパートナーズ	40	H24.5	

**(4)サービス付き高齢者向け住宅**

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
や よ い 館 宇 治	菟道平町16番1	22-7586	医療法人弥生会	27	H26.4	
き さ と 苑 こ は た 館	木幡中村37番地7	32-1457	医療法人こう内科クリニック	70	H27.6	
サービス付き高齢者向け住宅 シニアライフ宇治	五ヶ庄芝ノ東61番地	75-2082	株式会社 カインドライフ	27	H28.12	
スーパ-・コートプレミアム宇治	大久保町北ノ山75	-	株式会社 スーパ-・コート	72	H29.3	
ハ-モニー-東風館	木幡金草原14番地4号	31-3535	社会福祉法人 くらしのハ-モニー	46	H29.2	
カーサデルクオーレ宇治	木幡北畠24番地	31-1611	株式会社 ハ-トケア	51	H29.11	
アンジェス宇治木幡	五ヶ庄西田1-1	32-7771	株式会社 T.SJ	31	H30.9	
ココファン宇治駅前	宇治戸ノ内27-1	20-0265	株式会社 学研ココファン	59	R3.7	
カーサデルクオーレ宇治大久保	広野町西裏59	45-1171	株式会社 ハ-トケア	31	R3.9	

**(5)軽費老人ホーム**

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治明星園白川ケアハウスあさぎり	白川鍋倉山22-10	21-6623	社会福祉法人 宇治明星園	50	H9.4	
ケアハウスさわらび園	横島町郡50-1	21-6603	社会福祉法人 一竹会	30	H11.8	
笠取ふれあい福祉センターケアハウス	西笠取下荘川西7-2	(075) 573-2002	社会福祉法人 あじろぎ会	30	H13.4	H26.11法人事業承継
ケアハウスやまぶき	宇治里尻36-35	25-2577	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	30	H19.4	

**(6)デイサービスセンター(通所介護)**

(令和5年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
ケアサービスセンターあいじゅ	小倉町天王37-9	28-3636	有限会社 愛樹	24	H13.9	R5.7.31廃止
デイサービス花咲里	伊勢田町毛語76-1	48-1541	有限会社 ガレージファクト	30	H17.4	
デイサービスみやび	宇治戸ノ内56	25-5350	有限会社 ウイズ	25	H15.1	
デイサービスセンターハ-モニーこはた	木幡金草原43	33-8270	社会福祉法人 くらしのハ-モニー	30	H12.4	
デイサービスセンターヴィラ鳳凰	宇治里尻36-35	25-2577	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	40	H19.4	
デイサービスセンターさわらび園	横島町郡50-1	21-6603	社会福祉法人 一竹会	35	H12.4	
デイサービスまごころ大久保	広野町東裏108-4	41-2275	マイクロ株式会社	25	H19.5	
デイサービスまごころ宇治	神明石塚59-1	23-5551		20	H17.7	
ひかり倶楽部	広野町桐生谷46-1	41-4567	株式会社 新日本建機	14	H13.9	
デイサービスセンター菩提樹	菟道平町17	20-2312	医療法人 弥生会	20	H16.11	
宇治市小倉デイサービスセンター	小倉町西畑1-4 小倉小学校内	21-6294	社会福祉法人 宇治明星園	25	H12.4	
宇治明星園白川デイサービスセンター	白川鍋倉山22-10	21-7565		20	H12.4	
ALSOK ライフ サポート 宇治 デイサービスセンター	菟道田中20-1	25-5711	ALSOKライフ サポート株式会社	25	H19.10	
(一財)宇治市福祉サービス公社 広野デイサービスセンター	広野町大開72-1	48-4353		23	H12.4	
(一財)宇治市福祉サービス公社 西小倉デイサービスセンター	小倉町山際63-1	22-3207	一般財団法人 宇治市福祉 サービス公社	25	H12.4	
(一財)宇治市福祉サービス公社 東宇治デイサービスセンター	五ヶ庄折坂5-149	38-2332		25	H12.4	
笠取ふれあい福祉センター デイサービスセンター	西笠取下荘川西7-2	(075) 573-2002	社会福祉法人 あじろぎ会	35	H26.11	
天ヶ瀬苑デイサービスセンター	白川東山15	23-6500	社会福祉法人 不動園	25	H12.4	
平盛デイサービスセンター	大久保町平盛91-3	45-2940		25	H12.4	
洛和デイセンター宇治琵琶	宇治琵琶50-1	28-3344	社会福祉法人 洛和福祉会	30	H16.10	
デイサービスセンターわっはっは神明	神明石塚25-21	24-1088	株式会社 オールウェ-ズ	15	H22.4	
あすみるデイサービス小倉	小倉町蓮池175-23	21-2414	秋亜株式会社	午前20 午後20	H22.1	
通いの家おはな	木幡熊小路7-7	26-2459	特定非営利活動法人 おはな	10	H24.5	
みむろどデイサービス	菟道藪里41 コスモウィング宇治101号	21-1112	株式会社 KOH-RIN	午前25 午後25	H24.10	

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
みどり機能訓練デイサービスセンター	横島町南落合56-1	26-2447	株式会社 ミトラ	午前15 午後15	H25.4	
デイサービス「コスモス苑」	伊勢田町浮面28-8	43-8811	特定非営利活動法人 南京都福祉センター	20	H25.2	
デイサービスセンター リエゾン 宇治 おおくぼ	大久保町山ノ内55-2	29-9039	医療法人 啓信会	午前15 午後15	H25.8	
デイサービスセンター ささと	木幡中村37-7	38-2870	医療法人 こう内科クリニック	35	H27.6	
機能訓練型デイサービス 喜楽縁	神明宮北22-18 北川ビル1階	51-0149	株式会社 喜楽縁	午前13 午後13	H28.7	
ツクイ宇治神明デイサービスセンター	神明宮東10	25-5253	株式会社 ツクイ	35	H28.9	
i(あい)ホットデイサービスセンター	神明宮北31-1	77-8094	特定非営利活動法人 働きがいあるみんなの ネットワーク	19	H30.12	
ロイヤルひらおだい通所介護事業所	平尾台一丁目24番地の1	39-7222	株式会社 ロイヤル住建	30	R3.12	
N E X T み ら い	木幡正中46番地の17	27-7555	株式会社 KOHJIN	30	R4.3	
(一財)宇治市福祉サービス公社 リハビリデイサービスぼっぼ中宇治	宇治琵琶1番地の3	46-8501	一般財団法人 宇治市福祉サービス公社	15	R4.4	
デイサービス いこい	大久保町日榛80-8 TS レジデンス宇治1-A	39-3177	特定非営利活動法人 ウィングス	19	R5.4	
ミ ラ イ ム	宇治戸ノ内56-7	39-3111	有限会社 ウイス	19	R5.6	

### (7)認知症対応型通所介護

(令和5年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
(一財)宇治市福祉サービス公社 西小倉デイサービスセンター	小倉町山際63-1	22-3207	一般財団法人宇治市福 祉サービス公社	10	H12.4	
メイプルリーフ 横 島	横島町本屋敷10-2	26-2885	株式会社 ケアトラスト	12	H22.12	
メイプルリーフ 金 草 原	木幡金草原6-1	38-0611		12	H20.3	
メイプルリーフ 名 木	伊勢田町南山4-1	43-5775		12	H19.7	
伝 書 鳩 デ イ サ ー ビ ス	広野町丸山29-2	41-3490	特定非営利活動法人 伝書鳩	12	H23.10	
デイサービスセンター くりくま	広野町寺山47-4	66-3741	株式会社 くりくま	24	H24.6	
オレンジデイサービスセンターヴィラ鳳凰	宇治里尻36-35	25-1120	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	12	H30.4	

### (8)デイホーム

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇 治 市 小 倉 デ イ ホ ー ム	小倉町西畑1-4	21-6294	宇 治 市	-	H7.4	
宇 治 市 平 盛 デ イ ホ ー ム	大久保町平盛91-3	45-2940		-	H8.4	

### (9)グループホーム(認知症対応型共同生活介護)

(令和5年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
グループホームまごころ西宇治	伊勢田町中山45-1	41-1101	マイクロ株式会社	18	H22.10	
グループホームまごころ大久保	広野町宮谷69-1	41-2224		18	H20.1	
グループホームメイプルリーフ宇治	横島町本屋敷10-1	28-6262	株式会社 ケアトラスト	24	H14.6	
グループホームメイプルリーフ	木幡南山74-7	32-5053		6	H12.4	
グループホームナイスライフいせだ	伊勢田町毛語27-1	48-3331	社会福祉法人 宇治明星園	9	H13.7	
グループホームなごみの里伊勢田	伊勢田町毛語45	41-5355		6	H13.10	
グループホームニングルの森木幡	木幡中村29-2	38-0200	ヤマト株式会社	18	H23.3	
グループホームニングルの森平尾	平尾台一丁目3-8	33-1882		9	H12.4	
医療法人栄仁会グループホームやまぶきの郷	菟道段ノ上20-1	22-1505	医療法人 栄仁会	18	H20.11	
医療法人栄仁会グループホームおおわたの郷	五ヶ庄折坂55	38-2715		18	H16.9	R5.6.19~休止
洛和グループホーム宇治琵琶	宇治琵琶50-1	28-3340	社会福祉法人 洛和福祉会	18	H16.10	
宇 治 や す ら ぎ の 家	宇治戸ノ内22-6	20-6300	社会福祉法人 不動園	18	H23.3	
グループホーム 鳳 凰 横 島	横島町大川原35-5	25-2050	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	18	H26.6	
グループホーム ヴィラ 鳳 凰	宇治里尻36-35	25-1130		18	H30.4	
ハ ー モ ニ ー や ま は た	木幡北山畑23-1	38-2810	社会福祉法人 くらしのハーモニー	18	H26.12	
グループホームリエゾン宇治おおくぼ	大久保町山ノ内55-2	29-9023	医療法人 啓信会	18	H28.10	
ニチイケアセンター三室戸	菟道敷里37	25-5754	株式会社 ニチイ学館	18	H30.9	
グループホーム す み れ	神明石塚25-21	34-2128	株式会社 オールウェイズ	9	H30.10	
グループホーム お り ー び	神明宮北22-38	34-2460		8	R3.5	
宇 治 グ ル ー プ ホ ー ム そ よ 風	広野町西裏42番地の5	48-2010	株式会社 SOYOKAZE	18	R3.10	

## (10)地域包括支援センター

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
東宇治北地域包括支援センター	木幡金草原43	33-8270	宇 治 市	-	H18.4	
東宇治南地域包括支援センター	五ヶ庄折坂5-149	38-1250		-	H18.4	
南部・三室戸地域包括支援センター	菟道岡谷16-3	23-6115		-	R2.4	
中宇治地域包括支援センター	宇治琵琶1-3	28-3180		-	H18.4	
横島地域包括支援センター	横島町郡50-1	21-6605		-	R2.4	
北宇治地域包括支援センター	小倉町西畑1-4	21-8123		-	H18.4	
西宇治地域包括支援センター	小倉町山際63-1	28-6180		-	H18.4	
南宇治地域包括支援センター	大久保町平盛91-3	45-1544		-	H18.4	

## (11)地域福祉センター

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治市木幡地域福祉センター	木幡東中47-4	39-9225	宇 治 市	-	H5.4	
宇治市開地域福祉センター	開町44-13	39-9238		-	H6.4	
宇治市西小倉地域福祉センター	小倉町山際63-1	22-3084		-	H9.6	
宇治市東宇治地域福祉センター	五ヶ庄折坂5-149	38-2331		-	H10.4	
宇治市広野地域福祉センター	広野町大開72-1	48-4351		-	H12.4	
宇治市横島地域福祉センター	横島町石橋13	23-0114		-	H15.5	

## (12)居宅介護支援事業所

(令和5年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
ケアプランセンターライヴ	六地藏町並39	38-1211	医療法人社団 神野医院	-	H18.2	
介護支援センターくらしのハーモニー	木幡金草原43	33-8270	社会福祉法人 くらしのハーモニー	-	H12.4	
ケアプランセンターフィット・宇治	木幡北島24	31-1612	株式会社 ハートケア	-	H29.11	
ニングルの森平尾	平尾台一丁目3-8	33-1882	ヤマト株式会社	-	H12.4	
(医)かどさか内科クリニック ケアプランセンター頼政道	平尾台四丁目3-3	31-1072	医療法人 かどさか内科クリニック	-	H30.2	
居宅介護支援事業所きさと	木幡中村15-63	34-1712	医療法人 こう内科クリニック	-	H27.6	
(一財)宇治市福祉サービス公社 東宇治	五ヶ庄折坂5-149	38-2346	一般財団法人 宇治市福祉サービス公社	-	H12.4	
宇治病院ケアプランセンター	五ヶ庄芝ノ東28-3	33-1405	社会福祉法人 あじろぎ会	-	H26.11	
ケアプランセンターえんじゅ宇治木幡	五ヶ庄西田1-1	32-7727	株式会社 T. S. I	-	H30.9	
医療法人栄仁会ケアプランセンターおうばく	五ヶ庄戸ノ内7-25	33-1417	医療法人 栄仁会	-	H12.4	
宇治明星園介護サービスセンター	菟道岡谷16-3	23-7880	社会福祉法人 宇治明星園	-	H12.4	
ALSOK ライフサポート宇治ケア	菟道田中20-1	25-5701	ALSOKライフ サポート株式会社	-	H14.10	
まごころ園居宅介護支援事業所	菟道敷里11-3	28-5711	社会福祉法人 マイク福祉会	-	H26.12	
訪問看護ステーションとくら	菟道大垣内68-15	22-4520	医療法人社団 一心会	-	H18.4	
ニチイケアセンター宇治	宇治番番134-1 宇治荒川ビル1F	25-5632	株式会社 ニチイ学館	-	H12.4	
医療法人社団服部医院	宇治番番68	22-1111	医療法人社団 服部医院	-	H14.4	
ヴィラ鳳凰居宅介護支援事業所	宇治里尻36-35	25-2675	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	-	H19.4	
新日本ケアサービス	宇治野神65	24-7858	株式会社 新日本建機	-	H13.1	
居宅介護支援事業所宇治琵琶	宇治琵琶50-1	28-3343	社会福祉法人 洛和福祉会	-	H16.10	
(一財)宇治市福祉サービス公社 中宇治	宇治琵琶1-3	28-3170	一般財団法人 宇治市福祉サービス公社	-	H26.4	
はるの花ケアプランセンター	宇治又振13-1 ロイヤル宇治105	21-6002	合同会社 はるの花	-	H29.12	
天ヶ瀬苑居宅介護支援事業所	宇治妙楽175-11 宇治橋ふれあい館2F	25-7600	社会福祉法人 不動園	-	H12.4	
ケアプランセンター さくら	神明宮西37-33 古川 ビル2階	25-3900	株式会社 喜楽縁	-	R5.4	
(一財)宇治市福祉サービス公社 広野	広野町大開72-1	48-4355	一般財団法人 宇治市福祉サービス公社	-	H13.4	
伝書鳩居宅介護支援事業所	広野町丸山29-2	44-4040	特定非営利活動法人 伝書鳩	-	H25.12	
宇治徳洲会介護センター	横島町石橋63	25-2908	医療法人 徳洲会	-	H12.4	
宇治さわらび園居宅介護支援事業所	横島町郡50-1	21-6247	社会福祉法人 一竹会	-	H12.4	
居宅介護支援 メイプルリーフ	横島町本屋敷10-2	28-5552	株式会社 ケアトラスト	-	H26.4	
白川明星園介護サービスセンター	神明宮西5	41-3160	社会福祉法人 宇治明星園	-	H12.4	



施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
岡本介護支援センターひまわり	神明石塚54-18	46-7831	社会医療法人 岡本病院(財団)	-	H12.4	
居宅介護支援センターうじがわ	小倉町者ノ木31	20-7941	医療法人 仁心会	-	H12.4	
ケアサービスセンターあいじゅ	小倉町天王37-9	28-3636	有限会社 愛樹	-	H13.9	R5.4.1~休止
宇治市小倉介護サービスセンター	小倉町西畑1-4 小倉小学校内	21-6277	社会福祉法人 宇治明星園	-	H12.4	
ケアプランセンター音色	小倉町西畑40-31 小倉マンション1B	74-8770	合同会社 永	-	H30.11	
(一財)宇治市福祉サービス公社 西小倉	小倉町山際63-1	22-3029	一般財団法人 宇治市福祉サービス公社	-	H12.4	
(福)同胞会 ケアプランセンター りんれ	伊勢田町若林61-1	20-0967	社会福祉法人 同胞会	-	H28.11	
宇治病院 ケアプランセンター 大久保	広野町茶屋裏9-9	46-5900	社会福祉法人 あしろぎ会	-	R4.10	
居宅介護支援まごころ大久保	広野町東裏108-4	41-2561	マイクロ株式会社	-	H19.4	
ケアプランセンター 真恵	広野町丸山7 メイソンドパワー103	66-6080	株式会社 真恵	-	H28.11	
ケアステーションあさくら	大久保町北ノ山104 サンビーム大久保105	48-3222	やましろ健康医療 生活協同組合	-	H12.4	
平盛居宅介護支援事業所	大久保町平盛91-3	45-1500	社会福祉法人 不動園	-	H12.4	
ケアプランセンター リエゾン宇治おおくほ	大久保町山ノ内55-2	29-9032	医療法人 啓信会	-	H28.10	

(13)訪問介護

(令和5年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
ななほしかいご	六地藏奈良町58-3	31-3050	株式会社 サン・ピース	-	H29.10	
ニチイケアセンター六地藏	六地藏奈良町6-4 ヴィラノール402号	38-5001	株式会社 ニチイ学館	-	R1.10	
ヘルパーステーションライヴ	六地藏町並39	38-1182	医療法人社団 神野医院	-	H18.2	
ケアセンターフィット・宇治	木幡北島24	31-1612	株式会社 ハートケア	-	H29.11	
訪問介護くらしのハーモニー	木幡金草原14-4	33-8585	社会福祉法人 くらしのハーモニー	-	H27.4	
萩風	木幡南山80-11、12合地	74-8148	一般社団法人 自然堂	-	H30.9	
訪問介護ステーションきさと	木幡中村15-63	34-1712	医療法人 こう内科クリニック	-	H27.6	
ヘルパーステーション スイート東宇治	五ヶ庄一番割59-1 壹 番館305	31-8328	株式会社 のんのん	-	R5.5	
介護の花たば	五ヶ庄一番割59-1 壹番館501	38-1651	株式会社 SAK	-	H27.12	
ヘルパーステーションみやこ	五ヶ庄梅林44-8	74-8297	合同会社 L・C・Y	-	H29.5	
(一財)宇治市福祉サービス公社 ホームヘルプセンターほっほひがしうじ	五ヶ庄折坂5-149	32-7709	一般財団法人 宇治市福祉サービス公社	-	H16.4	
カーティアスクア訪問介護センター	五ヶ庄芝ノ東61	33-5781	株式会社 カーティアスクア	-	H28.12	
訪問介護事業所 kitto・care	五ヶ庄二番割44番地の5 ハイライフ二番割BLD	31-1900	合同会社 H2プロダクト	-	R4.1	
ケアステーションあんじえす宇治木幡	五ヶ庄西田1-1	32-7771	株式会社 T.S.I	-	H30.9	
訪問介護 K-HOME	五ヶ庄西川原21-117	050-8887- 2470	K-TEC株式会社	-	R5.5	
たよりになる輪	五ヶ庄平野12-15	38-1272	特定非営利活動法人生活よる 宇根会「たよりになる輪」	-	H26.3	
医療法人栄仁会ホームヘルプセンターおうぼく	五ヶ庄戸ノ内7-25	33-1411	医療法人 栄仁会	-	H12.4	
ホームヘルパーステーション明星	菟道岡谷16-3 宇治明星園養護老人ホーム内	23-6923	社会福祉法人 宇治明星園	-	H18.10	
ALSOK ライフサポート宇治ケア	菟道田中20-1	25-5700	ALSOKライフサポート 株式会社	-	H14.10	
医療法人弥生会ヘルパーステーション沙羅	菟道平町16-1	090-6913- 8281	医療法人 弥生会	-	R2.9	
ファインケア宇治	菟道門前27-1 サン バルナル271 203号	34-1140	株式会社 GUSS	-	R5.1	
ニチイケアセンター宇治	宇治壹番134-1 宇治荒川ビル1F	25-5632	株式会社 ニチイ学館	-	H12.4	
ホームケア土屋京滋	宇治壹番134-1 宇治荒川ビル4階	050-3138- 6083	株式会社 土屋	-	R3.3	
訪問介護ステーション ふうろう	宇治里尻36-35	25-1160	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	-	H26.6	
学研ココファン宇治駅前ヘルパーセンター	宇治戸ノ内27-1	20-0265	株式会社 学研ココファン	-	R3.7	
新日本サービス	宇治野神65	24-6128	株式会社 新日本建機	-	H12.4	
あさぎりホームヘルパーステーション	白川鍋倉山22-10	21-6623	社会福祉法人 宇治明星園	-	H14.7	
(一財)宇治市福祉サービス公社 ホームヘルプセンターほっほ	広野町大開72-1	48-4833	一般財団法人 宇治市福祉サービス公社	-	H16.4	
宇治徳洲会介護センター 宇治徳洲会ヘルパーステーション	横島町石橋145 宇治徳洲会病院内	20-3269	医療法人 徳洲会	-	H26.3	
ヘルパーステーションもみじ	横島町落合43-11	66-7805	株式会社 STS伏見	-	R3.7	
ホームヘルパーステーションさわらび園	横島町郡50-1	21-6603	社会福祉法人 一竹会	-	H12.4	
宇治憩の家事業所	小倉町新田島13-64	26-2734	特定非営利活動法人 HOPE300	-	H30.5	
ケア21宇治	小倉町久保111-1 辻岩ビル新館4階東	21-8221	株式会社 ケア21	-	R3.3	
ヘルパーステーションあか利	小倉町西畑40-31 小倉マンション1A	39-8753	合同会社 あか利	-	H31.2	
ヘルパーステーションおだんご	小倉町西山70-7	34-1301	合同会社 Laughter	-	R5.4	
居宅介護事業所ゆい	小倉町西浦33番地の32	66-1234	一般社団法人 GOODLINKS	-	R4.4	
宝城メディカルサポート	小倉町南浦21-131	66-1069	有限会社 宝城	-	H31.1	

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
訪問介護事業所 そらまめ	小倉町南浦6-10	74-8851	合同会社 ふうと	-	H29.3	
ヘルパーステーション スイート宇治	小倉町南堀池110-65	66-7430	株式会社 たくみ	-	H30.5	
ヘルパーカンパニー ことほぎ	小倉町南堀池85番地の43	66-7210	株式会社 ことほぎ	-	R5.7	
特定非営利活動法人コミュニティCASA ケア・サービス書庫	小倉町山際1-14	39-7120	特定非営利活動法人 コミュニティCASA	-	H18.9	
ヘルパーステーション レガーロ	小倉町山際4-35	34-4126	株式会社 wish	-	R2.8	
ヘルパーステーション 結び	伊勢田町毛語56-1 太田マンション2号室	34-5555	合同会社 絆	-	R2.10	
ケアセンター うさかめ	伊勢田町砂田144-2	23-3337	株式会社 うさかめ	-	H30.7	
訪問介護 ありがとう	伊勢田町中山52ラ ヴェイル京都202	66-6501	株式会社 ありがとう	-	R5.2	
(福) 同胞会 ヘルパーステーション ぼーぶ	伊勢田町若林61-1	20-4016	社会福祉法人 同胞会	-	H28.11	
ヘルパーステーション リエゾン 大久保	大久保町巨椋10-5 梅本ビル	41-2126	医療法人 啓信会	-	H17.9	
ヘルパーステーション すずめ	大久保町井ノ尻22-14	48-1005	株式会社 岡村	-	H25.12	
ヘルパーステーション 赤い糸	大久保町上ノ山18-9	41-2370	有限会社 訪問介護ひだまり	-	H19.1	R5.7.31廃止
ニチケアセンター 宇治 大久保	大久保町上ノ山43-1 藤和ライフタウン1F	41-1781	株式会社 ニチケア学館	-	H22.4	
スーパーコート宇治大久保訪問介護事業所	大久保町北ノ山104-18 サンビーム大久保103号	41-1210	株式会社 スーパー・コート	-	H24.9	

(14)訪問入浴介護

(令和5年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
アースサポート 宇治	小倉町久保109	20-7211	アースサポート 株式会社	-	H23.6	
アサヒサンククリーン在宅介護センター宇治	小倉町西浦1番地の2 ONK36 2階テナント2-B号室	050-3317- 7333	アサヒサンククリーン 株式会社	-	R3.9	
パナソニックエイジフリー ケアセンター 宇治・訪問入浴	大久保町上ノ山43-1	44-4711	パナソニック エイジフリー株式会社	-	H21.10	

(15)訪問看護

(令和5年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
医療法人社団 神野医院 じんのクリニック 訪問看護	六地蔵町並39	31-1122	医療法人社団 神野医院	-	H25.12	
医療法人 米田 医院	六地蔵町並11	33-4737	医療法人 米田医院	-	H19.4	
訪問看護ステーション フィット・宇治	木幡北富24	31-1612	株式会社 ハートケア	-	H30.2	
訪問看護ステーション みなも	木幡正中57-4	84-6208	株式会社 やすらぎ	-	H27.10	
舞 風	木幡南山80-11、12合地	74-8148	一般社団法人 自然堂	-	R3.1	
訪問看護ステーション かしのみ	木幡南山80-279	26-8027	合同会社 かしのみ	-	H29.3	
訪問看護ステーション きさと	木幡中村15-63	34-1712	医療法人 こう内科クリニック	-	H27.6	
訪問看護ステーション 絆	木幡西浦34-4	66-1795	株式会社 絆	-	H23.6	
ラハイナ訪問看護ステーション	木幡南端54-4	51-4502	株式会社 裕修	-	H28.6	
医療法人 栄仁会 訪問看護ステーション おうばく	五ヶ庄三番割32-1	31-6464	医療法人 栄仁会	-	H12.4	
宇治病院 訪問看護ステーション	五ヶ庄芝ノ東28-3	32-7007	社会福祉法人 あじろぎ会	-	H26.11	
医療法人 宝寿会 訪問看護ステーション ひなた	五ヶ庄新開9-2 宇治アロームⅡ101号室	38-2600	医療法人 宝寿会	-	H31.2	
有限会社 メンタルサポーター	五ヶ庄寺界道80	33-8578	有限会社 メンタルサポーター	-	H15.3	
和禅 訪問看護ステーション	菟道出口2-12	85-0820	和禅 合同会社	-	R1.7	
医療法人 弥生会 訪問看護ステーション はなみすき	菟道平町17	34-0088	医療法人 弥生会	-	R3.8	
訪問看護ステーション とくら	菟道大垣内68-15	22-4520	医療法人社団 一心会	-	H12.4	
訪問看護ステーション ぷくろ	宇治里尻36-35	25-1150	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	-	H26.6	
訪問看護ステーション ー歩	宇治里尻60番地の23	21-5151	株式会社 Mc&W	-	R3.10	
ばれっと 訪問看護ステーション	広野町小根尾111番地の4	77-2349	株式会社 ばれっと	-	R4.6	
宇治徳洲会 訪問看護ステーション	槇島町石橋145	81-0222	医療法人 徳洲会	-	H12.4	
訪問看護ステーション 縁(えん)	槇島町南落合9-11	66-2670	合同会社 Shinobu.Co	-	H28.9	
訪問看護ステーション はすの実	槇島町本屋敷51-9 サンタウン宇治204号室	27-8912	株式会社 はすの実	-	R2.11	
訪問看護ステーション かがやき	宇治半白73-31	34-1533	株式会社 やすらぎ	-	R3.2	
医療法人 糖心会 べっぴん訪問看護リハビリステーション	宇治半白17番地の1 宇治プラザ202	21-2119	医療法人 糖心会	-	R3.8	
訪問看護ステーション ひまわり	神明石塚54-18 おかもとクリニック内	46-1711	社会医療法人 岡本病院(財団)	-	H12.4	
訪問看護ステーション うじがわ	小倉町老ノ木31	20-7941	医療法人 仁心会	-	H12.4	
訪問看護ステーション つむぐ	小倉町堀池39-168	66-5307	リカバリーライフ 株式会社	-	H30.7	
訪問看護リハビリ ありがとう	伊勢田町中山52ラ ヴェイル京都202	66-6501	株式会社 ありがとう	-	R4.10	R5.9.30廃止
医療法人 鉢嶺 医院	小倉町山際1番地の3	20-0255	医療法人 鉢嶺医院	-	H12.4	

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
訪問看護ステーションLIFE	伊勢田町若林57-3	48-5005	合同会社 LIFE	-	R1.10	
訪問看護はーとステーション	広野町中島33-2 コーシースクエア・広野207	66-7770	株式会社 くっどすまいる	-	H27.4	
訪問看護ステーションデューン宇治	大久保町北ノ山86-1 静和ビル1階B区画	46-5815	株式会社 N・フィールド	-	H28.5	
スーパー・コート 宇治大久保訪問看護ステーション	大久保町北ノ山104番地の18 サンビーム大久保103号	34-0282	株式会社 スーパー・コート	-	R3.7	
訪問看護ステーションハコ	大久保町平盛28-9 ノースビルズ101	41-1225	アクシズ株式会社	-	H27.2	
あさくら診療所	大久保町山ノ内19-1	46-5151	やましろ健康医療 生活協同組合	-	H12.4	

(16)訪問リハビリテーション

(令和5年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
医療法人社団神野医院 じんのクリニック 訪問リハビリ	六地蔵町並39	090-2043 -4874	医療法人社団 神野医院	-	H12.4	
医療法人かどさか内科クリニック 地域ケア事業部 訪問リハビリ	平尾台四丁目3-2	39-7163	医療法人 かどさか内科クリニック	-	H16.7	
宇治病院 訪問リハビリ	五ヶ庄芝ノ東54-2	51-1401	社会福祉法人 あじろぎ会	-	H26.11	
訪問リハビリテーションいっわ	志津川南詰12	23-5070	医療法人尼崎厚生会 (財団)	-	R5.6	
宇治武田病院	宇治里尻36-26	25-2500	宇治武田病院	-	H29.1	
宇治徳洲苑 訪問リハビリステーション	横島町石橋145	25-7110	医療法人徳洲会	-	R5.2	

(17)定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(令和5年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
24時間サポート 暮らしのハーモニー	木幡金草原14-4	33-8585	社会福祉法人 暮らしのハーモニー	-	H28.3	
医療法人徳洲会 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 宇治徳洲会	横島町石橋145	81-0226	医療法人 徳洲会	-	H26.6	

(18)デイケア(通所リハビリテーション)

(令和5年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
デイケアじんの	六地蔵町並39	38-1616	医療法人社団 神野医院	20	H29.3	
宇治病院 通所リハビリセンター	五ヶ庄芝ノ東54-2	33-5304	社会福祉法人 あじろぎ会	25	H26.11	
志津川五和の園 老人保健施設	志津川南詰12	23-5070	医療法人 尼崎厚生会 (財団)	10	H12.4	
宇治徳洲会介護センター 通所リハビリテーション	横島町石橋145	25-2015	医療法人 徳洲会	60	H12.10	
社会医療法人岡本病院(財団) おかもとクリニック 通所リハビリテーションセンター	神明石塚54-18	46-0011	社会医療法人 岡本病院 (財団)	40	R2.3	
医療法人鉢嶺医院	小倉町山際1番地の3	20-0255	医療法人 鉢嶺医院	10	R2.6	
あさくら診療所	大久保町山ノ内19-1	46-5151	やましろ健康医療 生活協同組合	10	H12.4	

(19)(看護)小規模多機能型居宅介護

(令和5年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
ハーモニーやまはた	木幡北山畑23-1	38-2810	社会福祉法人 暮らしのハーモニー	29	H26.12	
ニングルの森 御蔵山	平尾台一丁目3-10	33-8865	ヤマト株式会社	29	H21.6	
小規模多機能居宅介護 ニングルの森 木幡	木幡中村29-2	38-0207		25	H23.3	
小多機の家 はなえみ	五ヶ庄寺界道25-1	31-3487	特定非営利活動法人 おはな	29	R3.3	
菟道明星園小規模多機能型居宅介護	菟道岡谷16-3	23-3600	社会福祉法人 宇治明星園	29	R3.3	
医療法人栄仁会小規模多機能型居宅介護 やまぶき	菟道段ノ上20-1	22-1501	医療法人 栄仁会	29	H20.11	
ニチケアセンター三室戸	菟道敷里37	25-5752	株式会社 ニチイ学館	29	H30.9	
宇治やすらぎの家	宇治戸ノ内22-6	20-6300	社会福祉法人 不動園	25	H23.3	
メイプルリーフ宇治	横島町本屋敷10-1	20-6288	株式会社 ケアトラスト	25	H19.7	
宇治おかもと安心介護の家(小規模多機能型)	神明石塚54-18	46-3311	社会医療法人 岡本病院 (財団)	29	R2.5	
あすみる小規模多機能型居宅介護事業所	小倉町蓮池175-23	21-2020	秋亜株式会社	29	H29.11	
小規模多機能ホームまごころ西宇治	伊勢田町中山45-1	41-1105	マイクロ株式会社	29	H22.10	
伊勢田明星園小規模多機能型居宅介護	伊勢田町若林41	41-6655	社会福祉法人 宇治明星園	25	H27.3	
小規模多機能ホームまごころ大久保	広野町宮谷69-1	41-2657	マイクロ株式会社	25	H20.1	
小規模多機能ホームリエゾン宇治おおくぼ	大久保町山ノ内55-2	29-9022	医療法人 啓信会	25	H28.10	
複合型施設 鳳凰 横島	横島町大川原35-5	25-2050	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	29	H26.6	

(20)特定施設入居者生活介護

(令和5年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
あいらの杜 宇治五ヶ庄	五ヶ庄戸ノ内19-1	66-6021	株式会社 はれコーポレーション	-	H27.10	
ケアハウスやまぶき	宇治里尻36-35	25-2577	社会福祉法人 京都悠仁福祉会	-	H19.4	
京都ゆうゆうの里	白川鍋倉山14-1	28-1001	一般財団法人 日本老人福祉財団	-	H12.4	
ニチケアセンター宇治春日の森	小倉町春日森45	28-5657	株式会社 ニチイ学館	-	H26.3	

**(21)介護老人保健施設**

(令和5年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
平成老人保健施設	五ヶ庄芝ノ東54-2	33-5000	社会福祉法人 あじろぎ会	92	H26.11	
志津川五和の園老人保健施設	志津川南詰12	23-5070	医療法人 尼崎厚生会(財団)	152	H12.4	
医療法人徳洲会宇治徳洲苑	横島町石橋145	25-7110	医療法人 徳洲会	100	H27.6	

**(22)介護医療院**

(令和5年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
医療法人栄仁会 宇治おうばく病院 介護医療院	五ヶ庄三番割32-1	66-5011	医療法人 栄仁会	60	R1.10	

#### 4. その他

##### (1)無料低額診療事業実施施設

施設名	所在地	電話	設置主体	備考
宇治病院	五ヶ庄芝ノ東54-2	32-6000	社会福祉法人 あじろぎ会	
平成老人保健施設	五ヶ庄芝ノ東54-2	33-5000		

##### (2)その他

施設名	所在地	電話	設置主体	定員	開所年月	備考
宇治市総合福祉会館	宇治琵琶45	22-0600	宇治市	-	S58.1	
宇治市内職センター	木幡南端48-15	31-8298		-	S50.5	移転 S60.4
宇治市保健・消防センター（健やかセンター・休日急病診療所・歯科サービスセンター）	宇治下居13-2	39-9430		-	H15.11	
コミュニティワークうじ館	宇治善法31ほか	39-9197		-	S51.10	H20.4 名称変更
コミュニティワークこはた館	木幡河原3-12	39-9199		-	S53.6	H20.4 名称変更
法人名	所在地	電話			設立年月	備考
(福)宇治市社会福祉協議会	宇治琵琶45	22-5650	-	-	S47.8	
(一財)宇治市福祉サービス公社	宇治琵琶1-3	28-3150	-	-	H9.3	

##### (育成学級)

・月～金曜日：20学級（通学している小学校への入級）・土曜日：8定点学級で開設

学級名	所在地	電話	設置主体	定員	備考
御蔵山育成学級	木幡御蔵山39-4	32-8406	宇治市	110	土曜日定点
木幡育成学級	木幡赤塚4	32-5011		100	
宇治育成学級	五ヶ庄三番割27	33-2143		200	土曜日定点
岡屋育成学級	五ヶ庄寺界道37-3	32-8407		100	
南部育成学級	五ヶ庄戸ノ内15-1	32-8408		90	
三室戸育成学級	菟道岡谷16-2	23-0212		120	
菟道育成学級	宇治塔川102	23-9704		70	
菟道第二育成学級	宇治琵琶63-3	23-9705		180	土曜日定点
神明育成学級	神明石塚32	22-2715		150	
小倉育成学級	小倉町西畑1-4	23-0232		120	土曜日定点
槇島育成学級	槇島町吹前35	23-9707		120	土曜日定点
北槇島育成学級	槇島町本屋敷40-2	20-4555		50	
北小倉育成学級	小倉町堀池72	20-1712		40	
西小倉育成学級	伊勢田町遊田69	20-2006		60	土曜日定点
南小倉育成学級	小倉町南浦40-1	20-2526		40	
伊勢田育成学級	伊勢田町井尻3	43-2001		100	
平盛育成学級	大久保町平盛91-3	44-0071		80	土曜日定点
西大久保育成学級	大久保町旦棕25	43-0603		50	
大久保育成学級	広野町中島1-1	43-0606		190	土曜日定点
大開育成学級	広野町大開35	44-8288		100	

## (保育所・認定こども園)

(令和5年7月1日現在)

公民区分	施設名	所在地	電話	設置主体	1号定員	2・3号定員	備考	
公立保育所	小倉双葉園保育所	小倉町西畑13	39-9207	宇治市		220	一部改築 H5	
	宇治保育所	宇治貳番84-10	39-9211			165	移転 S50.8	
	木幡保育所	木幡東中10-2	39-9213			165	改築 H11・12	
	西小倉保育所	伊勢田町遊田69	39-9215			100		
	大久保保育所	大久保町旦椋25	39-9302			120	改築 H25・26	
	北木幡保育所	木幡陣ノ内1	39-9221			120		
	善法保育所	宇治善法116-2	39-9223			50		
	公立保育所小計							940
民間保育所(園)	広野保育所	広野町丸山9	43-0242	社会福祉法人 広野保育所		160		
	なかよし保育園	羽戸山一丁目8-4	32-5335	社会福祉法人 春秋福祉会		120	移転 H2.4	
	なかよし保育園分園	五ヶ庄二番割5-5	32-5580	同上		30		
	くりくま保育園	大久保町平盛42-3	44-4621	社会福祉法人 業譲福祉会		120		
	あさひ保育園	菟道大垣内10	24-1551	社会福祉法人 ゆたか会		165		
	みんなのきHana保育園	宇治里尻5-9	21-8739	社会福祉法人 宇治福祉園		60	JR宇治駅前 市民交流プラザ内	
	民間保育所(園)小計						655	
民間認定こども園	登りこども園	木幡赤塚8-1	32-3811	社会福祉法人 あけぼの会	15	330	H28.4より 認定こども園に移行	
	登りこども園分園	木幡須留7-1	38-1235	同上	0	30	H28.4より 認定こども園に移行	
	第2登りこども園	六地藏奈良町74-1パデシオン六地藏 ザ・ミッドモール3階	38-0113	同上	9	120	H28.4より 認定こども園に移行	
	幼保連携型認定こども園 みんなのき三室戸こども園	菟道荒瀬37	23-3224	社会福祉法人 宇治福祉園	15	200	H28.4より 認定こども園に移行	
	幼保連携型認定こども園 みんなのき黄檗こども園	五ヶ庄梅林72-9	31-3715	同上	15	150	H28.4より 認定こども園に移行	
	幼保連携型認定こども園 みんなのき黄檗こども園分園	木幡西浦38-9	33-3303	同上	0	40	H28.4より 認定こども園に移行	
	南浦幼保連携型認定こども園	小倉町南浦62-57	23-5882	社会福祉法人 黎明会	15	140	H28.4より 認定こども園に移行 増改築 R2・R3	
	南浦くすのき 幼保連携型認定こども園	宇治蔭山10-5	23-0600	同上	6	60	H28.4より 認定こども園に移行	
	幼保連携型認定こども園 いずみこども園	横島町本屋敷167	20-0064	社会福祉法人 白菊福祉会	5	140	H28.4より 認定こども園に移行	
	ひいらぎこども園	神明石塚65-3	44-0652	社会福祉法人 心華会	8	240	H29.4より 認定こども園に移行	
	同胞こども園	大久保町旦椋72-2	44-3632	社会福祉法人 同胞会	5	160	H30.4より 認定こども園に移行	
	こひつじこども園	小倉町堀池94-1	20-1295	同上	6	170	H30.4より 認定こども園に移行	
	伊勢田こども園	伊勢田町ウトロ1-6	43-5126	社会福祉法人 かおり福祉会	7	210	H31.4より 認定こども園に移行	
	明星っ子こども園	五ヶ庄芝ノ東19-5	32-0704	社会福祉法人 宇治明星園	5	145	H31.4より 認定こども園に移行	
	横島ひいらぎこども園	横島町大川原75-1	28-4780	社会福祉法人 心華会	6	180	H31.4より 認定こども園に移行	
	のぞみこども園	横島町園場14-8	24-1222	社会福祉法人 不動園	3	90	R2.4より 認定こども園に移行	
	民間認定こども園小計					120	2,405	
	合計					120	4,000	

## (地域型保育事業)

(令和5年7月1日現在)

	施設名	所在地	電話	設置主体	1号定員	2・3号定員	備考
家庭的保育事業	保 育 マ マ 1	木幡花揃8-1	32-3811	社会福祉法人 あけぼの会		5	
	保 育 マ マ 2	木幡赤塚17-3				5	
	保 育 マ マ 3	木幡陣ノ内29-19				5	
	ど れ み の 家	神明石塚54-323	44-0652	社会福祉法人 心華会		5	
	ひ い ら ぎ の 家	開町31-9				5	
	つ ぼ み	伊勢田町ウトロ1-26	43-5126	社会福祉法人 かおり福祉会		5	
	家庭的保育合計						30
小規模保育事業	の ぼ り 小 規 模 保 育 園	六地藏奈良町74-1パデシオン六地藏 フォレストタワー1階	38-0113	社会福祉法人 あけぼの会		15	
	こ う の と り の 家	広野町西裏100-64	44-3632	社会福祉法人 同協会		9	
	こ ば と の 家	広野町西裏101-7 第3クレスビル2階				18	
	ほ っ と す べ - す い せ だ	伊勢田町若林29 伊勢田職員宿舎A103号	43-5126	社会福祉法人 かおり福祉会		15	
	さ く ら ん ぼ ル - ム	五ヶ庄官有地宇治市立東宇治幼稚園内	20-0064	社会福祉法人 白菊福祉会		15	
	野 の 花	横島町南落合17-13 2階	20-1295	社会福祉法人 同協会		15	
	小規模保育合計						87